学生便覧 2021 【令和３年度】

HANDBOOK
UNIVERSITY OF YAMANASHI

Faculty of
Education
Medicine
Engineering
Life & Environmental Sciences

山梨大学
UNIVERSITY OF YAMANASHI

地域の中核
世界の人材

学　生　便　覧

令和３年度（2021）

山梨大学

『学生便覧』について

１．この『学生便覧』は、令和３年度入学生を対象に、修学上の基本事項、大学の諸規程、各学部の履修規程等を記載したものです。

２．令和３年度入学生は、卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければなりませんので、大切に保管してください。

目　　次

Ⅰ　授業・総括評価（試験等）・成績等に関する基本事項

1　大学生活はキャンパス・ネットワーキング・サービス（YINS-CNS）から …… 1
2　学期について …… 1
3　単位について …… 1
4　授業に関する基本事項 …… 2
5　履修申告について …… 4
6　総括評価（試験等）について …… 4
7　成績について …… 5
8　単位互換について …… 6

Ⅱ　沿　　革

1　山梨大学の沿革 …… 7
2　旧・山梨大学の沿革 …… 7
3　旧・山梨医科大学の沿革 …… 7

Ⅲ　組　　織

1　学　　部 …… 8
2　大　学　院 …… 9
3　専　攻　科 …… 9
4　学部等附属の園学校及び研究施設 …… 10
5　学 生 の 定 員 …… 11

Ⅳ　学則・諸規程

1　山梨大学学則 …… 12
2　山梨大学専攻科細則 …… 29
3　山梨大学学位細則 …… 32
4　山梨大学学生交流細則 …… 38
5　山梨大学外国人留学生細則 …… 41
6　山梨大学研究生細則 …… 43
7　山梨大学科目等履修生細則 …… 45
8　GPA 制度及び履修登録単位数の上限制度に関する要項 …… 47

Ⅴ　全学共通教育科目

1　全学共通教育科目履修案内 …… 53
2　山梨大学全学共通教育科目等履修規程 …… 57

Ⅵ　教育学部

1　教育学部履修規程 …… 69
　細則1　インターンシップに関する細則 …… 101

細則２　教育実習に関する細則 …… 101
細則３　卒業論文等に関する細則 …… 106
細則４　履修申告に関する細則 …… 107
細則５　追試験に関する細則 …… 108
卒業要件の単位に含めることが可能な他学部の専門科目・履修方法
（教育学部履修規程 14 条関係） …… 108
２　教育学部組織 …… 109
３　卒業に要する最低修得単位数 …… 110
４　取得できる学位及び教育職員免許状 …… 112
５　履修規程と開講授業科目との関係 …… 113
６　教育学部履修申告手続 …… 113
７　教育学部教育職員免許状履修基準 …… 115
８　その他の取得可能な教育職員免許状及び資格 …… 141
９　参　考　法　規 …… 145
教育職員免許法（抄） …… 145
教育職員免許法施行規則（抄） …… 149
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に
関する法律 …… 160
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に
関する法律施行規則 …… 161

Ⅶ　特別支援教育特別専攻科
特別支援教育特別専攻科履修規程 …… 165

Ⅷ　医　　学　　部
１　医学部医学科授業科目履修規程 …… 169
２　医学部看護学科授業科目履修規程 …… 189
３　医学部専門科目における欠席等の取扱いに関する申合せ …… 199
４　参考法規等 …… 201
保健師免許取得に伴う養護教諭二種免許について …… 201
医師法（抄） …… 201
保健師助産師看護師法（抄） …… 203
５　そ の 他
研究医養成プログラムの概要 …… 206

Ⅸ　工　　学　　部
１　工学部履修規程 …… 211
細則１　履修申告に関する細則 …… 249
細則２　再試験に関する細則 …… 251
細則３　卒業論文に関する細則 …… 251
細則４　再入学に関する細則 …… 252
細則５　特別試験に関する細則 …… 253
細則６　教育実習に関する細則 …… 254
地域産業リーダー養成教育プログラム …… 255

2　JABEE 教育プログラムについて …… 257
3　カリキュラム・コンセプトについて …… 265

X　生命環境学部
1　生命環境学部履修規程 …… 279
細則1　履修申告に関する細則 …… 290
細則2　追試験に関する細則 …… 291
細則3　卒業論文に関する細則 …… 291
生命環境学部履修申告手続 …… 293
成績の通知 …… 294
生命環境学部履修規程解説表 …… 294

XI　特別プログラム
1　地域課題解決人材育成プログラム …… 297
2　やまなし未来創造教育プログラム …… 299

Ⅰ　授業・総括評価（試験等）・成績等に関する基本事項

1　大学生活はキャンパス・ネットワーキング・サービス（YINS-CNS）から

本学では、学生へのお知らせ、休講、時間割変更、各種行事案内等の連絡はすべてキャンパス・ネットワーキング・サービス（YINS-CNS）により伝達しますので、必ず、毎日 YINS-CNS を見る習慣をつけてください。YINS-CNS を見ていなかったために、授業の履修や成績、経済的なことなどに関して不利益が生じた場合も、すべて学生個人の責任となります。

YINS-CNS は、情報処理教室、学内オープンスペース端末、インターネットに接続されたパソコン及びスマートフォン等から見ることができます。

YINS-CNS　https://cns.yamanashi.ac.jp/

2　学期について

①　１年は前期と後期の２つに分かれています。

前期：４月１日～９月 30 日　　後期：10 月１日～３月 31 日

②　授業は、学期ごとに完結し、各学期末に総括評価（試験等）を実施し、成績評価及び単位認定を行います。

（ただし、医学部の専門科目は、通年の授業科目があるため、授業担当教員の定めた日程により試験等を実施します。）

③　授業は学期ごとに、原則 15 週（総括評価（試験等）を含む。）行います。

④　履修登録は、年２回、４月初旬と９月下旬に行います。

⑤　１年間のながれ

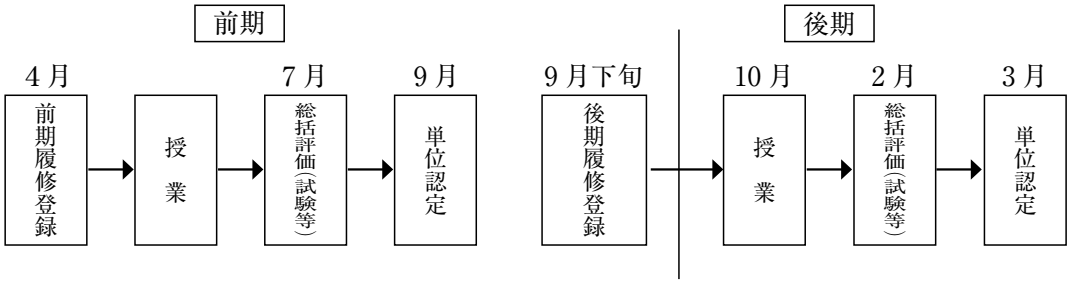

3　単位について

卒業するためには、所定の修業年限を満たすとともに、以下の定められた時間を学修し、試験等に合格して得られる単位数が学部・課程・学科の定めた単位数を満たす必要があります。

授業の時間数と単位数については、次のとおり定められています。

①　講義・演習……15 時間から 30 時間の授業で１単位

②　実験・実習・実技……30 時間から 45 時間の授業で１単位

さらに、学修の時間数と単位数については、大学設置基準第 21 条及び本学の学則第 24 条において、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修等を考慮して定めています。

具体的には、１単位を修得するためには

①　講義・演習科目……15 時間の授業＋ 30 時間の授業時間外学修

②　〃　　〃　　……30 時間の授業＋ 15 時間の授業時間外学修

③　実験・実習・実技科目……30 時間の授業＋ 15 時間の授業時間外学修

が要求されることになります。これらのことを理解し、しっかり勉学に励んでください。

４　授業に関する基本事項

⑴　授業時間

時　　限	時　　間
Ⅰ	９：００～１０：３０
Ⅱ	１０：４０～１２：１０
	（昼休み）
Ⅲ	１３：１０～１４：４０
Ⅳ	１４：５０～１６：２０
Ⅴ	１６：３０～１８：００
Ⅵ	１８：１０～１９：４０

（注）上記によらない特別の時限の時間は授業時間割表に掲載。

⑵　授業時間割表

授業時間割表は、学部、学科、課程（コース）ごとに作成し、各年度はじめのガイダンス時に配付します。

⑶　シラバス

各授業科目の目的、概要、授業方法、成績評価の方法、教科書、授業計画についての情報は、本学のホームページに「電子シラバス」として掲載されていますので各自で確認の上、授業を申告・履修してください。　　電子シラバス　https://syllabus.yamanashi.ac.jp/

⑷　欠席の取扱い

○　全学共通教育科目の授業・総括評価（試験等）における欠席の取扱い

①　授業の欠席

学生は別表の左欄に掲げる理由により授業を欠席する場合は、同表右欄に掲げる所定の手続きを行ってください。これにより、欠席した日数は授業の開講日数（分母）にカウントされません。

ただし、授業担当教員が、受講生の欠席の期間が長期に渡るため当該授業科目の履修が不可能と判断したときは、この限りではありません。

②　試験の欠席

受験資格を有している学生が別表左欄に掲げる理由により試験を欠席する場合は、別表右欄に掲げる所定の手続きを行ってください。これにより、代替の試験又はレポート等による結果、あるいは出席状況等による評価を行い、これをもって試験に代えることがあります。授業担当教員から試験の取り扱いに関する指示を受けてください。

別表

欠　席　理　由	所　定　の　手　続
病気（学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置が必要な感染症を除く）、けが	授業担当教員あて､所定の欠席届に医師の診断書(コピーでも可）を添付して提出（代理の者の提出可）
親族（父母、兄弟姉妹、祖父母）の葬儀	授業担当教員あて、所定の欠席届に訃報のコピー等を添付して提出
災害又は公共交通機関の途絶	授業担当教員あて、所定の欠席届に災害等の発生を証明する書類(駅発行の遅延証明書や新聞のコピー等)を添付して提出
集中講義､大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護実習、学外での調査･見学等）（＊１）	授業担当教員あて、所定の欠席届に講座主任若しくは指導教員又は当該集中講義等担当教員の署名捺印を受けたものを提出
課外活動（＊2） (公式戦等に出場する場合、又は大学の行事に参加する場合等) 1 公式戦等 ⑴ 本学又は部局等が構成員である組織において実施されるスポーツ大会等に参加する場合 例）関東甲信越大学体育大会 東日本医科学生総合体育大会 全日本医科学生総合体育大会 ⑵ 国又は地方公共団体等からの依頼によりスポーツ大会等に参加する場合 例）国民体育大会　オリンピック 2 各種コンクール等 3 大学行事 ⑴ 学年暦における行事において、何らかの役割を持って参加する場合 例）大学祭実行委員会委員の大学祭準備 ⑵ その他、大学又は学部が主催する行事等に、何らかの役割を持って参加する場合	授業担当教員あて、所定の欠席届に顧問教員又は副学長の承認書（コピーで可）を添付して提出 (公式戦等､大学行事において左記の（例）以外及び各種コンクール等で判断がつかない場合は、教学支援部教務企画課に相談すること｡)
その他就職活動等授業担当教員が相当と認める理由（＊3）	授業担当教員あて、所定の欠席届に欠席理由を証明する書類を添付して提出
感染症（学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置が必要な感染症）	「登校許可証明書」を保健管理センター（甲府）または医学域学務課（医学部）へ提出　様式のダウンロードと詳細は保健管理センターホームページを確認のこと

（＊１）教育実習には、任意に行う教育実習も含まれる。
（＊２）上記表中課外活動において、集中講義、学外での実習等は対象外とする。
（＊３）就職活動による授業の欠席は認められません。ただし、試験等については、卒業予定年次に当たる者で、当該科目の単位が卒業に不可欠であり、かつ、採用試験・面接等の日程を明示する当該企業等からの通知のコピー等就職活動の事実を証明する書類を提出した者に限っては、代替の試験又はレポート等による結果等により総括評価に代えることがあります。

○　専門科目の授業・総括評価（試験等）における欠席の取扱い

教育学部においては、以下を除き「全学共通教育科目の授業・総括評価（試験等）における欠席の取り扱い」と同様に扱います。

欠席理由が集中講義による欠席は、相当な理由によるものとは認められません。

医学部においては、「医学部専門科目における欠席等の取扱いに関する申合せ」（P.199）による。

工学部においては、学生が相当な理由により授業及び試験等を欠席する場合は、事情を考慮の上、当該学生にとって不利益とならないように配慮し、当該授業担当教員が判断します。

なお、その場合でも工学部履修規程等は遵守しなければなりません。また、集中講義、学外での実習等においては、課外活動は上記の相当な理由とはならないので注意してください。

欠席の取扱いが考慮される例：

学会発表、全国大会レベル以上の各種競技会出場、公的機関による各種会合への出席

生命環境学部においては、学生が相当な理由により授業及び試験等を欠席する場合は、事情を考慮の上、当該学生にとって不利益とならないよう配慮し、当該授業担当教員が判断をします。

⑸　気象警報・特別警報及び公共交通機関途絶に伴う授業等の措置について

①　気象警報

山梨県下に気象警報（暴風、洪水、大雨、大雪、暴風雪）又は特別警報が発令された際、学生の登校、下校に際し危険を回避するため休講措置を講じる場合には、安否確認メール等によりこの旨をお知らせします。

また、試験等が中止された場合には、当該日の試験等の日程を速やかに決定し、お知らせします。

②　公共交通機関途絶

公共交通機関の途絶により、授業（試験等を含む）に欠席または遅刻した学生は、その旨を授業担当教員に届け出てください。授業担当教員が、当該学生の不利益にならないよう配慮します。

５　履修申告について

各学期の授業を受講するためには、決められた申告期間、申告場所において履修申告の手続きを行わなければなりません。この手続きを行わないとたとえ授業に出席しても総括評価（試験等）を受けることはできず、当然単位を修得することもできません。学生にとって、最も重要な手続きです。

各学部の履修規程等の中にも手続きが定められていますので必ず確認してください。

履修申告の期間、申告場所等については、その都度、YINS-CNS 等によりお知らせします。

６　総括評価（試験等）について

⑴　実施時期

総括評価（試験等）は、原則として前期・後期の各学期の最終週に実施します。

（ただし、医学部の専門科目については、授業担当教員の定めた日程により試験等を実施します。）

⑵ 受験資格

総括評価（試験等）は、当該授業科目の授業に３分の２以上出席していなければ受けることができません。

⑶ 総括評価（試験等）における不正行為の取扱い

総括評価（試験等）の不正行為については、停学のほか、当該学期の履修科目が無効となる処分などが講じられます。

従って、卒業に必要な単位が不足するため、卒業は延期されることになります。

７ 成績について

⑴ 成績評価

授業科目の成績評価は、原則として総括評価（試験等）の結果によりますが、それぞれの授業科目により複数回行われる試験、出席状況、レポートなどを総合的に評価します。

評価の方法、基準については、シラバスに掲載されていますので確認してください。

⑵ 本人への成績通知

各学期はじめのガイダンス時に「修得単位通知書」により通知します。

なお、ガイダンスの実施日、実施場所及び後期のガイダンスを行わない場合の配付方法等については、その都度 YINS-CNS によりお知らせします。

⑶ 答案用紙・レポートの返却

総括評価（試験等）終了後、各自の答案用紙、レポートを返却します。

返却期間、返却場所等については、その都度 YINS-CNS によりお知らせします。

ただし、医学部の専門科目については、医学部教育委員会が試験内容により返却することが困難と判断した場合はこの限りではありません。

⑷ 異議申し立て

通知された成績について、返却された答案用紙及びレポート等を確認した上で、異議がある場合は、異議申立期間中に教務企画課へ申し出ることができます。

異議申立期間は、その都度 YINS-CNS によりお知らせします。

ただし、医学部の専門科目の成績について異議がある場合は、随時、医学域学務課窓口に申し出てください。（異議申立期間は設定しません。）

⑸ 保護者への成績通知

学生への充実した修学指導の一環として、大学が保護者と連携して学生への指導助言を行うため、各学年の前期は９月、後期は３月に、当該期までの修学状況（「修得単位通知書」）を保護者あてに郵送します。ただし、医学部２年次生以上については通年の授業科目となるため、翌年度の５月に、前年度までの修学状況を保護者あてに郵送します。

保護者または学生が「修得単位通知書」の送付を希望しない場合は、「保護者への修得単位通知書送付辞退届」を教務企画課又は医学域学務課の各窓口に提出してください。詳細については、YINS-CNS によりお知らせします。

８　単位互換について

本学では、教育課程の充実及び学生の幅広い視野の育成と学習意欲の活性化を目的として、以下の大学等と単位互換協定を結んでいます。

単位互換とは、単位互換協定を結んだ大学等の授業科目を履修し、そこで修得した単位を、本学の単位として認定するものです。

⑴　大学コンソーシアムやまなし
⑵　放送大学
⑶　イースタン・ケンタッキー大学
⑷　シドニー工科大学
⑸　ドレスデン工科大学
⑹　オックスフォード・ブルックス大学
⑺　コンケン大学
⑻　リヨン第三大学
⑼　杭州電子科技大学
⑽　リュブリャナ大学

なお、履修できる授業科目及び募集等詳細については、大学ホームページ、YINS-CNS などによりお知らせします。

Ⅱ 沿　革

1 山梨大学の沿革

平成 14 年 10 月	旧・山梨大学と旧・山梨医科大学を統合し、山梨大学が開学
平成 15 年 4 月	大学院医学工学総合研究部・医学工学総合教育部設置
	留学生センター設置
平成 16 年 4 月	国立大学法人山梨大学　発足
平成 17 年 4 月	大学教育研究開発センター設置
平成 19 年 4 月	キャリアセンター設置
平成 20 年 4 月	燃料電池ナノ材料研究センター設置
平成 22 年 4 月	教職大学院（教育実践創成専攻）設置
平成 24 年 4 月	生命環境学部設置
	教育人間科学部、工学部改組
平成 26 年 4 月	教育国際化推進機構設置
	大学教育センター、教養教育センター及び国際交流センター設置
平成 26 年 8 月	発生工学研究センター設置
平成 26 年 10 月	大学院総合研究部設置、COC 推進センター設置
平成 27 年 12 月	地域未来創造センター設置
平成 28 年 4 月	大学院医工農学総合教育部設置
	教育人間科学部を教育学部に改組
平成 28 年 7 月	アドミッションセンター設置
平成 28 年 10 月	地域防災・マネジメント研究センター設置
平成 30 年 4 月	学生サポートセンター設置
平成 31 年 4 月	教育学研究科改組
令和 元 年 10 月	学際的脳 – 免疫研究センター設置
令和 2 年 4 月	CSTセンター設置

2 旧・山梨大学の沿革

昭和 24 年 5 月	学芸学部及び工学部の２学部で山梨大学設置
昭和 32 年 4 月	工学専攻科設置
昭和 40 年 4 月	大学院工学研究科修士課程設置
昭和 41 年 4 月	学芸学部を教育学部に改称
昭和 42 年 4 月	教育専攻科設置
昭和 44 年 4 月	保健管理センター設置
平成 2 年 6 月	地域共同開発研究センター設置
平成 4 年 4 月	大学院工学研究科博士課程設置
平成 7 年 4 月	大学院教育学研究科修士課程設置
平成 7 年 4 月	機器分析センター設置
平成 9 年 4 月	総合情報処理センター設置
平成 10 年 4 月	教育学部を教育人間科学部に改組
平成 13 年 4 月	クリーンエネルギー研究センター設置

3 旧・山梨医科大学の沿革

昭和 53 年 10 月	山梨医科大学開学
昭和 55 年 4 月	学生受け入れ開始
昭和 58 年 4 月	医学部附属病院開設
昭和 61 年 4 月	大学院医学研究科博士課程設置
平成 2 年 6 月	医学部附属実験実習機器センター設置
平成 4 年 4 月	医学部附属動物実験施設設置
平成 7 年 4 月	医学部看護学科設置
平成 10 年 4 月	保健管理センター設置
平成 11 年 4 月	大学院医学系研究科（修士課程）看護学専攻設置
平成 14 年 4 月	総合分析実験センター設置

Ⅲ 組　織

1 学　部

(1) 教育学部

学　部	課　程・コース		備　考
教育学部	学校教育課程	幼小発達教育コース	
		障害児教育コース	
		言語教育コース	
		生活社会教育コース	
		科学教育コース	
		芸術身体教育コース	

(2) 医学部

学　部	学　科	備　考
医学部	医学科	
	看護学科	

(3) 工学部

学　部	学　科	備　考
工学部	機械工学科	
	メカトロニクス工学科	
	電気電子工学科	
	コンピュータ理工学科	
	土木環境工学科	
	応用化学科	
	先端材料理工学科	

(4) 生命環境学部

学　部	学　科	備　考
生命環境学部	生命工学科	
	地域食物科学科	
	環境科学科	
	地域社会システム学科	

２ 大 学 院

研究科・教育部名	課　　程	専　　攻　　名	
教育学研究科	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	
医工農学総合教育部	修士課程	生命医科学専攻	
		看護学専攻	
		工学専攻	機械工学コース
			電気電子工学コース
			コンピュータ理工学コース
			メカトロニクス工学コース
			土木環境工学コース
			応用化学コース
			先端材料理工学コース
			流域環境科学特別教育プログラム
			グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム
		生命環境学専攻	バイオサイエンスコース
			食物・ワイン科学コース
			地域環境マネジメントコース
	4年博士課程	医学専攻	
	3年博士課程	ヒューマンヘルスケア学専攻	
		工学専攻	システム統合工学コース
			エネルギー物質科学コース
			環境社会システム学コース
		統合応用生命科学専攻	生命農学コース
			生命医科学コース
			生命工学コース

３ 専 攻 科

専攻科名	専　攻　名	備　　考
特別支援教育特別専攻科	障害児教育専攻	

４　学部等附属の園学校及び研究施設

学　部	園学校及び研究施設
教育学部	幼稚園 小学校 中学校 特別支援学校 教育実践総合センター
医学部	ＣＳＴセンター
工学部	ものづくり教育実践センター
生命環境学部	農場
総合研究部	ワイン科学研究センター クリスタル科学研究センター 国際流域環境研究センター 出生コホート研究センター 地域防災・マネジメント研究センター 山梨ＧＬＩＡセンター

5　学生の定員（令和３年度）

（単位：人）

区分				入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	幼小発達教育コース		[18]	500
		障害児教育コース		[18]	
		言語教育コース		[13]	
		生活社会教育コース		125 [20]	
		科学教育コース		注3[12] [26]	
		芸術身体教育コース		[18]	
医学部	医学科			125	750
	看護学科			60	240
	計			185	990
工学部	機械工学科			55（10）	220（20）
	メカトロニクス工学科			55	220
	電気電子工学科			55（５）	220（10）
	コンピュータ理工学科			55（５）	220（10）
	土木環境工学科			55	220
	応用化学科			55	220
	先端材料理工学科			35	140
	計			365（20）	1,460（40）
生命環境学部	生命工学科			35	140
	地域食物科学科			37	148
	環境科学科			30	120
	地域社会システム学科			48	192
	計			150	600
教育学研究科	教職大学院の課程	教育実践創成専攻		38	76
医工農学総合教育部	修士課程	生命医科学専攻		10	20
		看護学専攻		14	28
		工学専攻	機械工学コース	181 [23]	362
			電気電子工学コース	[23]	
			コンピュータ理工学コース	[23]	
			メカトロニクス工学コース	[23]	
			土木環境工学コース	[15]	
			応用化学コース	[36]	
			先端材料理工学コース	[23]	
			流域環境科学特別教育プログラム	[10]	
			グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム	[5]	
		生命環境学専攻	バイオサイエンスコース	45	90
			食物・ワイン科学コース		
			地域環境マネジメントコース		
		計		250	500
	４年博士課程	医学専攻		20	80
	３年博士課程	ヒューマンヘルスケア学専攻		4	12
		工学専攻	システム統合工学コース	23	69
			エネルギー物質科学コース		
			環境社会システム学コース		
		統合応用生命科学専攻	生命農学コース	10	30
			生命医科学コース		
			生命工学コース		
	計			57	191
専攻科	特別支援教育特別専攻科	A コース		18 [14]	18
		B コース		[4]	
合計				1,188（20）	4,335（40）

注 1.（　）は、編入学定員（外数）を示す。
　2.［　］は、募集人員（内数）を示す。
　3. 山梨県の小学校教員志望者の募集人員を示す。

Ⅳ　学則・諸規程

1　山梨大学学則

制　　定　　平成16年 4月 1日
最終改正　　令和 3 年 3月30日

第１節　総　則

（目的及び使命）

第１条　山梨大学（以下「本学」という。）は、学術文化を担う開かれた教育研究機関として、それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。教育と研究はそのいずれかに偏ることなく、大学全体として相互の調和を図る。

本学は地域社会との連携によって地域の知の中核となり、その知の集積を地域をこえて世界に発信し、国際社会に貢献する。

（学部等）

第２条　本学に、次の学部及び課程・学科を置く。

教育学部	学校教育課程
医学部	医学科
	看護学科
工学部	機械工学科
	メカトロニクス工学科
	電気電子工学科
	コンピュータ理工学科
	土木環境工学科
	応用化学科
	先端材料理工学科
生命環境学部	生命工学科
	地域食物科学科
	環境科学科
	地域社会システム学科

２　前項の各学部に置く課程・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第１のとおりとする。

３　大学設置基準第２条の規定に基づく、第１項の各学部、各課程、各学科ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第２のとおりとする。

４　学部に置く学科目等については、別に定める。

５　本条に定めるもののほか、学部に関し必要な事項は、別に定める。

第２節　学年、学期及び休業日

（学年）

第３条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学期）

第４条　学年を次の２学期に分ける。

前期　4 月1日から9月 30 日まで
後期　10 月1日から翌年3月 31 日まで

（休業日）

第5条　学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

⑴ 日曜日
⑵ 土曜日
⑶ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
⑷ 開学記念日（10 月1日）

2　春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3　臨時の休業日については、その都度定める。

第3節　入　学

（入学の時期）

第6条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第7条　本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
⑵ 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
⑶ 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
⑷ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
⑸ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
⑹ 文部科学大臣の指定した者
⑺ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
⑻ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学出願の手続）

第8条　入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

（入学者の選考）

第9条　入学志願者については、選考の上、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2　入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第 10 条　前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2　学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

（再入学）

第 11 条　本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

（転入学）
第 12 条　他の大学から、本学へ転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。
2　前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学の学長又は学部長の許可証を提出しなければならない。
（編入学）
第 13 条　本学に編入学を志願する者（次条に規定する者を除く。）については、選考の上、入学を許可することがある。
2　編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　大学卒業者
⑵　短期大学卒業者
⑶　大学に２年以上在学し、所定の単位を修得した者
⑷　高等専門学校卒業者
⑸　高等学校等の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
⑹　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第７条に規定する入学資格を有する者に限る。）
⑺　その他本学において、これらと同等以上の学力があると認められた者
3　前項各号に掲げる者のほか、医学進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部が別に定める。
第 14 条　削除
第 15 条　削除
（入学前の既修得単位等の取扱）
第 16 条　第 11 条から前条までの規定により入学を許可された者の入学前の修得単位の取扱い及び修学すべき年数並びに在学年限については、当該学部が定めるものとする。
（転学部、転課程、転学科等）
第 17 条　本学の学生で、他の学部に転学部を志願する者がある場合は、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することがある。
2　学部の学生で、その所属する学部の課程、学科及びそれらに設置されるコース・専修から、同一学部の他の課程、学科、コース・専修を志願する者については、当該学部教授会の意見を聴いて、許可することがある。
3　本条に関し必要な事項は、別に定める。

第４節　修業年限及び在学年限

（修業年限）
第 18 条　学部の修業年限は、４年とする。ただし、医学部医学科にあっては６年とする。
（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）
第 19 条　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条に規定する大学入学資格を有する者が、第 42 条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の２分の１を超えることはできない。
（在学年限）
第 20 条　在学年限は、修業年限の２倍を超えることができない。
2　医学部医学科においては、１年次及び２年次、３年次及び４年次並びに５年次及び６年次の各２学

年における在学年数はそれぞれ４年を超えることはできない。
３　医学部看護学科においては、１年次及び２年次並びに３年次及び４年次の各２学年における在学年数はそれぞれ４年を超えることはできない。

第５節　教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）
第 21 条　教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。
２　教育課程の編成に当たっては、学部等の知識・技能を修得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配慮するものとする。
（教育課程及び履修方法）
第 22 条　教育課程及び履修方法については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程及び各学部の定めるところによる。
（授業の方法）
第 23 条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　前項の授業は、文部科学大臣が別に定める授業の方法により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。
４　前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が 124 単位を超える場合において、当該単位数のうち、第１項に規定する授業の方法により 64 単位以上修得しているときは、第２項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えることができるものとする。
５　前３項に関し必要な事項は、別に定める。
（１単位当たりの授業時間）
第 24 条　１単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。
⑴　講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって１単位とする。
⑵　実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって１単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部の定める時間の授業をもって１単位とする。
⑶　一の授業について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合は、第１号及び第２号の規定を考慮の上、大学が定める時間の授業をもって１単位とする。
２　前項の規定に関わらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
（他学部の授業科目の履修）
第 25 条　学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。
２　前項に関し必要な事項は、別に定める。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第 26 条　本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
3　前2項に関し必要な事項は、別に定める。
（大学以外の教育施設等における学修）
第27条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
2　前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
3　前2項に関し必要な事項は、別に定める。
（入学前の既修得単位の認定）
第28条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に次の各号のいずれかに該当する単位を有する場合において、その単位を本学入学後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
⑴　大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位
⑵　大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に規定する科目等履修生として修得した単位
2　本学が教育上有益と認められるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3　前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
4　前3項に関し必要な事項は、別に定める。
（単位の授与）
第29条　一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査（以下「試験等」という。）の上、単位を与えるものとする。
2　試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節　教育職員免許状

（教育職員免許の取得）
第30条　学生が、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする場合は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
2　本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

第7節　留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

（留学）
第31条　学生が、第26条第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。
2　前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修学年限及び第20条に規定する在学年限の期間に算入する。
（休学）
第32条　学生が、病気その他特別の理由により2か月以上修学することができないときは、所定の手

続を経て、休学することができる。
2　病気等の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。
（休学の期間）
第33条　休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算3年（医学部医学科にあっては4年）まで休学を許可することがある。
2　休学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第20条に規定する在学年限に算入しない。
（復学）
第34条　学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、復学することができる。
（転学）
第35条　学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。
（退学）
第36条　学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。
2　学生が、学業成績不振により成業の見込みがないと認められたときには、所属学部教授会の意見を聴いて、学長は退学を命ずることができる。
（除籍）
第37条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。
⑴　第20条の期間在学してなお所定の単位を修得しない者
⑵　第33条第1項の期間を超えてなお復学できない者
⑶　入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
⑷　授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
⑸　長期間にわたり行方不明の者

第8節　卒業及び学位

（卒業及び学位）
第38条　第18条に規定する期間（第16条の規定により在学すべき年数を定められた者については、当該年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。
2　学士の学位に附記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節　賞　罰

（表彰）
第39条　学生として表彰に価する行為があった場合は、学長が表彰することがある。
（懲戒）
第40条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。
2　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
3　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
⑴　性行不良で改善の見込みのないと認められる者

⑵　正当な理由がなくて出席常でない者
⑶　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
4　停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第20条に規定する在学年限には算入する。

第10節　研究生等

（研究生）
第41条　本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
2　研究生に関し必要な事項は、別に定める。
（科目等履修生）
第42条　本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者に対しては、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
2　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
（特別聴講学生）
第43条　他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者に対しては、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。
2　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。
（外国人留学生）
第44条　外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として本学に入学を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
2　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節　その他

（検定料、入学料及び授業料）
第45条　本学の検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。
（寄宿舎）
第46条　学生は、希望により本学の寄宿舎に入舎することができる。
2　寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。
（公開講座）
第47条　本学に公開講座を設けることがある。
2　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。
（雑則）
第48条　この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附　則

1　この学則は、平成16年4月1日から施行する。
2　山梨大学学則（昭和28年12月11日制定）、山梨医科大学学則（昭和55年3月29日制定）及び山梨大学学則（平成14年10月1日制定）は、廃止する。
3　国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、山梨大学及び山梨医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

4　国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第２条の規定による廃止前の国立大学設置法（昭和24年法律第150号）第３条に基づき設置された山梨大学に設置された工学部物質・生命工学科は、平成16年３月31日に同学科に在学する者が在学しなくなるまでの間存続するものとみなし、この間、同学科の教育課程は存続するものとする。

5　前項の規定により存続する工学部物質・生命工学科の教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

6　附則第４項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科の収容定員は、別表第１にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは次のとおりとする。

学　部・学　科	収　　容　　定　　員		
工学部物質・生命工学科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	270人	180人	90人

7　附則第４項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第２にかかわらず、次のとおりとする。

学　部・学　科	教員免許状の種類及び免許教科	
工学部物質・生命工学科	高等学校教諭　一種免許状	工　業

附　則

この規則は、平成17年12月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成20年１月23日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

2　第２条第２項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収　　容　　定　　員					
医学部医学科	平成20年度～平成29年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成29年度
	110	610	620	630	640	650	660

附　則

1　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

2　第２条第２項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収　容　定　員					
医学部医学科	平成21年度～平成29年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～平成29年度
	120	630	650	670	690	710	720

附　則

1　この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2　第 2 条第 2 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、平成 30 年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部・学科	入学定員	収　容　定　員					
医学部 医学科	平成 22 年度 ～平成 29 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 ～平成 29 年度
	125	655	680	705	730	745	750

附　則

この規則は、平成 22 年 7 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部国際共生社会課程及びソフトサイエンス課程並びに工学部機械システム工学科、電気電子システム工学科、コンピュータ・メディア工学科、土木環境工学科、応用化学科、生命工学科、循環システム工学科及び当該教育課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3　前項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（単位：人）

学　部	学科又は課程	収　容　定　員		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教育人間科学部	国際共生社会課程	120	80	40
	ソフトサイエンス課程	120	80	40
工学部	機械システム工学科	290	200	100
	電気電子システム工学科	220	150	75
	コンピュータ・メディア工学科	235	160	80
	土木環境工学科	225	150	75
	応用化学科	150	100	50
	生命工学科	105	70	35
	循環システム工学科	135	90	45

4　附則第２項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第30条第２項の規定に関わらず、次のとおりとする。

学　部	学科又は課程		教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
教育人間科学部	国際共生社会課程	共生社会コース	高等学校教諭一種免許状	商業
工学部	機械システム工学科 電気電子システム工学科 土木環境工学科 応用化学科 生命工学科 循環システム工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	コンピュータ・メディア工学科			情報

5　生命環境学部の収容定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（単位：人）

学　部	学　科	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生命環境学部	生命工学科	35	70	105
	地域食物科学科	30	60	90
	環境科学科	30	60	90
	地域社会システム学科	35	70	105
	合　計	130	260	390

附　則

この規則は、平成25年７月31日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行し、第２条及び第30条については、平成26年12月24日から適用する。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部学校教育課程及び生涯学習課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成28年４月１日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3　前項の規定により存続する教育人間科学部学校教育課程及び生涯学習課程の収容定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（単位：人）

学部	課程	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育人間科学部	学校教育課程	375	250	125
	生涯学習課程	60	40	20

4　生命環境学部の収容定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（単位：人）

学部	学科	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
生命環境学部	生命工学科	140	140	140
	地域食物科学科	127	134	141
	環境科学科	120	120	120
	地域社会システム学科	153	166	179
	合計	540	560	580

附　則

この規則は、平成28年５月31日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

2　第２条第２項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までは、次のとおりとする。なお、平成37年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部・学科等		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
医学部医学科	入学定員	125	125	105	105	105	105	105	－
	収容定員	750	750	730	710	690	670	650	－

附　則

1　この規則は、平成31年４月１日から施行する。

2　第２条第２項に定める医学部看護学科の平成31年度の収容定員は、同項の規定にかかわらず、250人とする。

附　則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　第２条第２項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和２年度から令和８年度までは、次のとおりとする。

学部・学科等		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
医学部医学科	入学定員	125	125	105	105	105	105	105
	収容定員	750	750	730	710	690	670	650

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第２条第２項関係）

（単位：人）

学　部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	125		500
	計	125		500
医学部	医学科	105		630
	看護学科	60		240
	計	165		870
工学部	機械工学科	55	10	240
	メカトロニクス工学科	55		220
	電気電子工学科	55	5	230
	コンピュータ理工学科	55	5	230
	土木環境工学科	55		220
	応用化学科	55		220
	先端材料理工学科	35		140
	計	365	20	1,500
生命環境学部	生命工学科	35		140
	地域食物科学科	37		148
	環境科学科	30		120
	地域社会システム学科	48		192
	計	150		600
合　計		805	20	3,470

別表第２（第２条第３項関係）

学　　部	人材養成上の目的	教　育　目　標
教育学部	人間と文化・社会に関する幅広い視野と教養をもち、人間の生涯発達と学習についての専門的な知識を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する人材の養成	人間の生涯発達を視野に収め、教育に対する情熱と課題を解決する高い実践力を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する教育人の養成を目指します。
医学部	深い人間愛と広い視野を持ち、医の倫理を身に付け、科学的根拠に基づいた医学的知識、技術を備え、地域医療や国際医療に貢献できる医療人や国際的に活躍できる優れた研究者の養成	病める人の苦痛を自らの苦痛と感じることができ、生涯にわたって医学的知識、技術の修得に努め、地域社会・国際社会の保健医療・福祉に貢献する人材及び疾患の原因解明や治療法の開発に寄与できる研究者の養成を目指します。
工学部	広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけ、未来世代を思いやることのできる人材の養成を目指します。
生命環境学部	自然と社会の共生科学に基づき、広い視野と深い専門知識を身につけ、持続可能な地域社会の繁栄を担う人材の養成	生命科学・食物生産・環境科学・社会科学に関する実践教育により、広範な知識を統合し、問題を発見し解決する能力を身につけ、自然と社会の共生科学の観点から持続可能で豊かな地域社会を実現できる人材の養成を目指します。

学科、課程	人材養成上の目的	教　育　目　標
学校教育課程	子どもの発達と教育の道筋を学び、新しい時代の教育文化と学校教育を担い切り拓く人材の養成	人間の生涯発達・生涯学習のなかで学校教育の課題を捉え、教育文化・教科の広がりを見通すことのできる豊かな教養を基盤に、 ❶子どもの発達と教育の過程を長期スパンで把握するとともに、個々の内面と可能性を深く洞察することができ、 ❷学校教育の特定の教科、あるいは幼小連携、特別支援、学校運営といった特定の課題に関して、得意分野を持ち、 ❸教室の内外における実践活動を計画・実行し、その結果を評価・省察して、次の教育活動に活かすことのできる、実践的指導力の高い教育者の養成を目指します。
医学科	現代医療・医学を担う、優れた臨床医・医学研究者の養成	幅広い知識と高度な技能の獲得とともに、人格の涵養にも重点を置いた教育プログラムを実施し、21 世紀の医療を担う優れた医師及び医学研究者の養成を目指します。
看護学科	深い人間愛と広い視野を持つ、人間性豊かな看護専門職の養成	社会的ニーズを的確に捉え、急速に進展する保健･医療･福祉の動向にも目を向けつつ、創造と実践による教育・研究を行い、質の高い看護サービスを提供できる優れた看護専門職と、将来指導的立場で活躍できる人材の養成を目指します。
機械工学科	動力エネルギー、航空宇宙、自動車、医療・福祉などの先端技術とスキルを学び、次世代の『ものづくり』にチャレンジする技術者の養成	機械工学の基盤知識やものづくり技術を学ぶ多様な科目に加え、航空宇宙、自動車、医療・福祉、動力エネルギー、ロボット等の先端技術を修得する教育・研究の場を提供します。これにより、 ❶大学で学んだ機械工学の知識を多様なものづくりの場で活用でき、 ❷社会が求める課題を感知し、チームを組織して計画的にそれを解決でき、 ❸国際的な視野で情報を収集・評価し、問題解決のためにそれを応用できる能力を備えた、次世代のものづくり技術者の養成を目指します。
メカトロニクス工学科	機械、電気、情報という複数の学問領域を横断的に学び、技術統合されたシステム（ロボットなど）を構築できる人材の養成	産業・民生用ロボットなどの電子機械製品では、センサーやモータからなる部品をソフトウェアで制御して高度な機能を実現しています。これらの設計・開発には、機械の知識（構造の力学的理解)、電気の知識（センサー・回路の理解)、情報の知識（制御ソフトウェアの理解）が不可欠です。この製品の開発に携わる技術者、すなわち機械・電気・情報の融合知識・技術であるメカトロニクス工学を利用・活用できる技術者の養成を目指します。

電気電子工学科	太陽電池、電子ペーパー、光インターネット、電気自動車、量子コンピュータなど未来につながる新しい電子材料・素子・機器をデザインできる人材の養成	クリーンな発電技術として注目されている太陽光発電、スマートフォンやタブレットなどの身近な IT 機器に組み込まれている大規模集積回路、インターネットのような全世界をまたぐ高速・大容量通信システムなど、電気電子工学が生み出す様々な最先端の材料、素子、機器は人々の生活を便利で快適にするだけでなく、時には未来のあり方を大きく変える力を持っています。電子材料から情報通信まで電気電子工学分野の幅広い知識・技術を身につけると共に、最先端の研究開発に挑戦する実践力を備えた技術者の養成を目指します。
コンピュータ理工学科	現代社会の中枢を支える情報科学技術を駆使して、未来の情報化社会の創造に挑戦できる人材の養成	次世代 WEB サービスの設計開発や最先端マルチメディア処理システムの開発、情報ネットワークシステムの開発・運用などができる技術者、並びに感性情報や高次知性、組込みシステムなど、次世代の高度情報化社会を支える科学と技術を修得した技術者の養成を目指します。
土木環境工学科	環境と調和した社会基盤の整備・管理、災害に強い安全な国・地域づくり、快適で環境に配慮したまちづくり、生活環境の充実、自然環境の保全など、持続可能な社会を網羅的・意欲的に構築できる人材の養成	技術者の知的基盤となる数学･物理学･化学･生物学の基礎、および、土木環境工学の幅広い素養を身につけると共に、「技術者倫理等を含む土木環境技術者としての責務の自覚」、「問題解析・分析能力、学習および問題解決能力、問題把握と知識応用能力、計画立案・管理・実行能力、目標達成能力および各種制約条件の下で仕事を遂行する能力」、ならびに、「論理的な表現・伝達能力」を兼ね備えた実践的技術者の養成を目指します。
応用化学科	低環境負荷社会を実現するために、化学の力で未来を創る専門知識と問題解決力を備え、研究・開発の場で活躍できる人材の養成	応用化学は、有機･高分子機能材料･セラミックス・半導体材料などの新素材や低環境負荷材料の開発、環境計測技術、クリーンエネルギー関連分野、医療・福祉分野などにおいて重要な役割を担っています。本学科では、学部･修士課程の一貫教育を基本とし、６年間で次世代の新素材、エネルギー、環境などの分野の幅広い素養を修得すると共に、共同研究開発能力を兼ね備え、人類の福祉と持続的発展可能な社会の構築に貢献できる技術者の養成を目指します。
先端材料理工学科	さらにその先へ、よりよい世界へ、夢の世界をカタチにでき、次世代を担う幅広い知識と能力を備えた材料技術者・科学者の養成	材料科学は、原子・分子レベルの操作で新材料を創り、新たな機能を生み出すことを目的とした、物理学・化学の融合領域です。これなしに希少資源の枯渇、消費エネルギーの増大や環境破壊といった、今 私たちが直面する地球規模の問題を解決できません。本学科では、物理、化学、数学の科目をバランス良く配置し理学の要素も含めること、および、講義と実験･演習の組み合わせで習った

		ことがすぐに体験できるようにすることで、将来にわたって、原子、分子を操作して新規材料を創り続け、新機能を模索していくことができる技術者・科学者の養成を目指します。
生命工学科	最先端のバイオテクノロジーで人類の未来を切り拓く人材の養成	生命工学は生物が持つ多様な機能を解明し、それらの応用を目指す学問分野です。生命工学が生み出す先端のバイオテクノロジーは、様々な分野に大きな変革をもたらしています。バイオテクノロジーによって解決すべき課題を自らの力で見いだし、それらの課題を高い創造性をもって解決できる能力を備えた研究者、技術者の養成を目指します。
地域食物科学科	食の美味しさや豊かさを探求し、人類が直面する食料問題の解決を目指す人材の養成	食物科学や農学に関する専門知識・技術を基礎として、果樹・野菜生産や食品製造、資源・環境などの多角的な視点から、人類が直面する食料問題に取り組める人材の養成を目指します。 「ワイン科学特別コース」 ブドウやワインに関する高度な専門知識と実践的な技術力を備え、ワイン製造に熱意を持った技術者・研究者の養成を目指します。
環境科学科	地球規模での環境問題に向き合い、持続可能な社会の形成に貢献できる人材の養成	生物資源の持続的な生産を支える土壌、水、大気の保全や生物生産の現場と周囲の生態系との調和を通して、自然と共生した豊かで持続可能な社会の形成に貢献できる人材の養成を目指します。
地域社会システム学科	持続可能な社会の繁栄という観点から新たな発展モデルの確立を目指し、社会経営に関わる理論的知識と実践力をバランスよく身につけた人材の養成	社会経営すなわち企業や社会のマネジメントに関連の深い経済学、経営学、法律学、政治学の4分野の基礎的知識および、実務能力の基盤となる数理的手法と調査手法を修得するとともに、グローバル系科目やローカル系実習科目を用意し、国際的な視座を獲得することにより、地域の持続的発展に向けて社会を経営する能力を持つ人材の養成を目指します。 「観光政策科学特別コース」 インバウンド型の観光振興を念頭に置いた地域志向型教育を実践し、地域資源の観光への活用、地域資源の保全・保護と景観形成、観光プロモーション、地域の歴史・文化、異文化コミュニケーションなどに関する知識と実践力を身につけ、地域のリーダーとして活躍し、地方創生に寄与する人材の養成を目指します。

別表第３（第30条第２項関係）

学　部	学科又は課程	教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
教育学部	学校教育課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、 理科、音楽、美術、書道、 保健体育、家庭、工業、英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	（知的障害者） （肢体不自由者） （病弱者）
		幼稚園教諭 一種免許状	
工学部	機械工学科 メカトロニクス工学科 電気電子工学科 土木環境工学科	高等学校教諭 一種免許状	工業
	コンピュータ理工学科		数学、情報
	応用化学科		理科
	先端材料理工学科		数学、理科

２ 山梨大学専攻科細則

制定　平成 29 年 1 月 31 日
改正　平成 31 年 1 月 29 日

（趣旨）
第１条　この細則は、国立大学法人山梨大学基本規則第３４条第２項の規定に基づき、山梨大学特別支援教育特別専攻科（以下「専攻科」という。）について必要な事項を定める。
（目的）
第２条　専攻科は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力であると認められた者に対して、精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。
（組織及び収容定員）
第３条　専攻科に、次の専攻及びコースを置く。
　障害児教育専攻
　　Ａコース（特別支援学校教諭一種免許状取得コース）
　　Ｂコース（特別支援学校教諭専修免許状取得コース）
２　専攻科の収容定員は、１８人とする。
３　専攻科の基礎となり、その運営にあたる学部は、教育学部（以下「学部」という。）とする。
（修業年限及び在学年限）
第４条　専攻科の修業年限は、１年とする。
２　専攻科には、２年を超えて在学することはできない。
（授業科目及び単位数）
第５条　専攻科で開講する授業科目及び単位数は、別に定める。
（履修方法等）
第６条　学生は、在学期間中に前条の授業科目を履修し、Ａコースにあっては３５単位以上を、Ｂコースにあっては３０単位以上を修得しなければならない。
２　前項の履修の方法は、別に定める。
第６条の２　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則で定める所要の単位を修得しなければならない。
２　専攻科において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。
　障害児教育専攻Ａコース　　特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）
　障害児教育専攻Ｂコース　　特別支援学校教諭専修免許状（知・肢・病）
（修了証書の授与）
第７条　専攻科に１年以上在学し、第６条第１項に規定する単位を修得した者については、修了証書を授与する。
２　修了証書の様式は、別記様式のとおりとする。
（学年、学期及び休業日）
第８条　学年、学期及び学年中の休業日は、山梨大学学則（以下「学則」という。）で定めるところによる。
（入学時期）
第９条　学生を入学させる時期は、学年の始めとする。
（入学資格）
第 10 条　障害児教育専攻Ａコースに入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。ただし、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者は、第４号の適用を受けたものとして

入学資格を有するものと認める。
⑴ 大学を卒業した者
⑵ 外国において、学校教育における１６年の課程を修了した者
⑶ 文部科学大臣の指定した者
⑷ その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
２　障害児教育専攻Ｂコースに入学することのできる者は、特別支援学校教諭の知的障害者に関する教育の領域若しくは肢体不自由者に関する教育の領域の一種免許状を有する者、又は養護学校教諭一種免許状を有する者とする。
（入学出願の手続）
第 11 条　入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。
（入学者の選考及び入学手続）
第 12 条　入学志願者については、選考の上、学部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。
２　入学者の選考及び入学の手続については、別に定める。
（休学）
第 13 条　学生が病気その他特別の理由により２月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。
２　病気等の理由により修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。
(休学の期間)
第 14 条　休学の期間は、１年以内とする。
２　休学した期間は、第４条第２項に規定する在学年限及び第７条第１項に規定する在学期間に算入しない。
(復学)
第 15 条　学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、復学することができる。
（退学）
第 16 条　学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。
（除籍）
第 17 条　除籍については、学則の規定を準用する。
（表彰及び懲戒）
第 18 条　表彰及び懲戒については、学則の規定を準用する。
（検定料等）
第 19 条　検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。
（他の規定の準用）
第 20 条　この細則に定めるもののほか、本学の諸規則中学生に関する規定は、専攻科の学生に準用する。
（改正）
第 21 条　この細則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。
附　則
１　この細則は、平成 29 年４月１日から施行する。
２　山梨大学専攻科規則（平成 16 年４月１日制定）は廃止する。
３　前項の規定にかかわらず、平成 29 年３月 31 日以前に山梨大学専攻科に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
附　則
この細則は、平成 31 年４月１日から施行する。

（専攻科・修了）

第　　号

修　了　証　書

氏　　名
年　月　日生

本学特別支援教育特別専攻科障害児教育専攻の課程を修了したことを証する

年　月　日

大学印

山梨大学長　印

３ 山梨大学学位細則

制定　平成 27 年 11 月 26 日
改正　平成 30 年　1 月 30 日
　　平成 31 年　2 月 19 日

（趣旨）
第１条　この細則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第９号。以下「省令」という。）第 13 条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 38 条第２項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 40 条第５項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。
（学位の種類）
第２条　本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。
２　学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学部	学士（教育）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（生命工学）
〃	学士（農学）
〃	学士（環境科学）
〃	学士（社会科学）

３　修士の学位に付記する専攻分野等の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部修士課程	
生命医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
工学専攻	修士（工学）
生命環境学専攻	修士（農学）
〃	修士（学術）

４　博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部博士課程	
４年博士課程	
医　学　専　攻	博士（医学）
３年博士課程	
ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
工　学　専　攻	博士（工学）
〃	博士（学術）
統合応用生命科学専攻	博士（農学）
〃	博士（生命医科学）
〃	博士（生命工学）

（学位授与の要件）
第３条　学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
２　修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。
３　博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。
４　教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。
５　第３項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。
（学位論文の中間審査）
第４条　本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。
（修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出）
第５条　本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。
（修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出）
第５条の２　本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第 37 条第１項に規定する特定の課題についての研究成果（以下「研究成果」という。）の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。
（課程を経ない者の学位授与の申請）
第６条　第３条第５項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第８条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。
２　前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後１年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。
（学位論文又は研究成果の提出）
第７条　提出する学位論文又は研究成果は、１編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
２　学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。
（学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付）
第８条　受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。
（審査の付託）
第９条　医工農学総合教育部長は、第５条及び第６条第１項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医工農学総合教育部教授会に付託するものとする。
（審査委員）
第 10 条　医工農学総合教育部教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。
２　論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。
（最終試験）
第 11 条　修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。
（学力の確認）
第 12 条　第３条第５項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学職を有するか否かについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

（学力確認の特例）
第 13 条　第３条第５項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医工農学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。
（審査期間）
第 14 条　修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。
２　第３条第５項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医工農学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から１年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医工農学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に１年以内に限り延長することができる。
（審査結果の報告）
第 15 条　論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって医工農学総合教育部教授会に報告しなければならない。
（学位授与の審議）
第 16 条　医工農学総合教育部教授会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。
２　前項の議決をするには、出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。
（学長への報告）
第 17 条　医工農学総合教育部長は、前条第１項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。
（学位の授与等）
第 18 条　学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。
２　学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないとされた者には、その旨を通知するものとする。
（学位簿への登録及び学位授与の報告）
第 19 条　学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。
２　第 18 条第２項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第 12 条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。
（学位論文要旨等の公表）
第 20 条　学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
（学位論文の公表）
第 21 条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から１年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
３　前２項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文（博士）」又は「山梨大学審査学位論文（博士）要旨」と明記しなければならない。
（学位の名称）
第 22 条　本学の修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。
（学位授与の取消）
第 23 条　本学において修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は教育学研究科委員会又は医工農学総合教育部教授会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2　前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。
（学位記の様式）
第24条　学位記の様式は、別記様式のとおりとする。
（雑則）
第25条　この細則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
1　この細則は、平成28年4月1日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部又は医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
3　山梨大学学位規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。
附　則
1　この細則は、平成30年4月1日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、施行日前に医工農学総合教育部博士課程に在学する者については、従前の例による。
附　則
1　この細則は、平成31年4月1日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科修士課程に在学する者については、従前の例による。

（教育学部学校教育課程・学士）

教育学第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学教育学部学校教育課程○○教育コースにおいて所定の単位を修めて本学を卒業したことを認め学士（教育）の学位を授与する

年　月　日

大学印

山梨大学長　印

（医学部医学科・学士）

医学第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学医学部医学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（医学）の学位を授与する

年　月　日

大学印

山梨大学長　印

（医学部看護学科・学士）

医学第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学医学部看護学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（看護学）の学位を授与する

年　月　日

大学印

山梨大学長　印

（工学部・学士）

工学第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学工学部○○学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（工学）の学位を授与する

年　月　日

大学印

山梨大学長　印

（生命環境学部生命工学科・学士）

生環学第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学生命環境学部生命工学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（生命工学）の学位を授与する

年　月　日

大学印

山梨大学長　印

（生命環境学部地域食物科学科・学士 ）

生環学第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学生命環境学部地域食物科学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（農学）の学位を授与する

年　月　日

大学印

山梨大学長　印

（生命環境学部環境科学科・学士）

生環学第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学生命環境学部環境科学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（環境科学）の学位を授与する

年　月　日

大学印

山梨大学長　印

（生命環境学部地域社会システム学科・学士）

生環学第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学生命環境学部地域社会システム学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（社会科学）の学位を授与する

年　月　日

大学印

山梨大学長　印

４　山梨大学学生交流細則

制定　平成 28 年 2 月 24 日

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 26 条及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 23 条の規定に基づき、本学の学生で、他の大学（大学院を含む。以下同じ。）又は短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに学則第 43 条及び大学院学則第 46 条の規定に基づき、他大学等の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（他大学等との協議）

第２条　学則第 26 条及び第 43 条並びに大学院学則第 23 条及び第 46 条の規定に基づく本学と他大学等との協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ当該学部教授会、教育学研究科委員会、又は医工農学総合教育部教授会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が行うものとする。

⑴　授業科目の範囲

⑵　履修期間

⑶　学生数

⑷　単位の認定方法

⑸　授業料等の費用の取扱方法

⑹　その他必要な事項

２　派遣学生の派遣及び特別聴講学生の入学の許可は、前項の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は外国の短期大学（以下「外国の大学等」という。）と事前の協議を行うことが困難な場合には、この限りでない。

第２章　派遣学生

（出願手続）

第３条　派遣学生として、他大学等の授業科目を履修しようとする者は、所定の願書により、所属の学部、教育学研究科、又は医工農学総合教育部の長（以下、「学部等の長」という。）を経て、学長に願い出なければならない。

（派遣の許可）

第４条　学長は、前条の願い出があったときは、他大学等の長に依頼し、その承認を得て派遣を許可する。

（履修期間）

第５条　派遣学生の他大学等における履修期間は、１年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、履修期間を延長する場合は、学部等の長の承認を経て、学長が当該他大学等の長と協議の上、許可することができる。

２　前項の履修期間は、通算して２年を超えることができない。

（修業年限及び在学年限の取扱い）

第６条　派遣学生としての他大学等における履修期間は、学則第 18 条及び大学院学則第 18 条に規定する修業年限並びに学則第 20 条及び大学院学則第 19 条に規定する在学年限に算入する。

（履修報告書等の提出）

第７条　派遣学生は、履修が終了したときは、速やかに（外国の大学等で履修した派遣学生にあっては、

帰国の日から原則として１月以内に）学部等の長を経て、学長に所定の履修報告書及び当該他大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

（単位の認定）

第８条　派遣学生が、他大学等において修得した単位は、学業成績証明書に基づき、学部の学生にあっては60単位を、大学院の学生にあっては10単位を超えない範囲で学部等の長の承認を経て、本学において修得したものとみなすことができる。

（派遣許可の取消し）

第９条　学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会等の意見を聴いて、当該他大学等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

⑴　履修の見込みがないと認められるとき

⑵　派遣学生として、当該他大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき

⑶　その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき

第３章　特別聴講学生

（出願手続）

第10条　特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を履修を希望する学期の始まる２月前（外国の大学等の学生の場合は原則として６月前）までに当該他大学等の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

⑴　特別聴講学生入学願

⑵　学業成績証明書

⑶　当該他大学等の長の推薦書

⑷　健康診断書

（入学の許可）

第11条　特別聴講学生の入学の許可は、当該他大学等の長からの依頼に基づき、教授会等の意見を聴いて学長が行う。

（授業科目の履修の範囲）

第12条　特別聴講学生が、履修することのできる授業科目の範囲は、第２条第１項の規定による他大学等との協議により定められた範囲とする。

（学業成績証明書）

第13条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部等の長の報告に基づき、学長は学業成績証明書を交付するものとする。

（検定料、入学料及び授業料）

第14条　特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

２　次の各号の一に該当する特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

⑴　国立の大学及び短期大学の学生である場合

⑵　大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成８年11月１日文部省高等教育局長裁定）」に基づき協定を締結した公立又は私立の大学（短期大学を含む。）の学生である場合

⑶　大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成３年４月11日文部省学術国際局長裁定）に基づき協定を締結した大学からの外国人留学生である場合

３　既納の授業料は返還しない。

（実験、実習等の費用）
第 15 条　実験、実習等に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。
（準用）
第 16 条　第５条及び第９条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において第５条及び第９条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第５条中「他大学等における」とあるのは「本学における」と、第９条中「派遣」とあるのは「入学」と、第９条第２号中「当該他大学等」とあるのは「本学」と読み替えるものとする。
２　学則及び大学院学則は、特別聴講学生に準用する。

第４章　雑　則

（細則）
第 17 条　この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、学部等の長が定める。

附　則

１　この細則は、平成 28 年４月１日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
３　山梨大学学生交流規則（平成 16 年４月１日制定）は廃止する。

５ 山梨大学外国人留学生細則

制定　平成 28 年 2 月 24 日

（趣旨）

第１条　この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 44 条第２項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 47 条第３項の規程に基づき、外国人留学生に関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１に定める「留学」の在留資格により、本学に入学を許可された者をいう。

（区分）

第３条　外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

⑴　学部学生
⑵　大学院学生
⑶　専攻科学生
⑷　研究生
⑸　科目等履修生
⑹　特別聴講学生
⑺　特別研究学生

（入学の時期）

第４条　外国人留学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。ただし、研究生については、月の始めとすることができる。

（入学資格）

第５条　外国人留学生の入学資格は、第３条の区分に応じ、それぞれ学則、大学院学則、山梨大学専攻科規則、山梨大学研究生細則、山梨大学大学院研究生細則、山梨大学科目等履修生細則、山梨大学大学院科目等履修生細則の定めるところによる。

（入学出願の手続）

第６条　外国人留学生として入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添え、学長に願い出なければならない。

（合格者の選考）

第７条　合格者の選考は、学力、人物、健康等のほか、修学に必要な語学力について行う。

２　前項の選考結果による合格者の決定は、当該学部の教授会、又は研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

（国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れ）

第８条　国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れについては、第６条及び第７条の規定にかかわらず、文部科学省からの依頼に基づき、当該学部、又は研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

（特別聴講学生及び特別研究学生の受入れ）

第９条　特別聴講学生及び特別研究学生の受入れについては、第６条及び第７条の規定にかかわらず、それぞれ山梨大学学生交流細則、山梨大学大学院特別研究学生交流細則の定めるところによる。

（入学手続）

第 10 条　第７条の選考に合格した者、第８条及び第９条の規定により受入を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、所定の書類を提出しなければならない。

（入学許可）
第 11 条　学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。
（検定料等の特例）
第 12 条　国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料（以下「検定料等」という。）は徴収しない。
２　前項のほか、授業料を不徴収とする旨の大学間交流協定、学部間交流協定を締結した外国の大学からの外国人留学生の検定料等は徴収しない。
（学則等の準用）
第 13 条　この細則に定めるもののほか、外国人留学生に関して必要な事項は、学則、大学院学則及びその他学内規程等の学生に関する規定を準用する。

附　則
１　この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
２　山梨大学外国人留学生規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

６　山梨大学研究生細則

制定　平成 28 年２月 24 日
改正　平成 28 年９月　１日

（趣旨）
第１条　この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 41 条第２項の規定に基づき、山梨大学の研究生について必要な事項を定める。
（入学の時期）
第２条　研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、医学部については、月の始めに入学させることができる。
（入学資格）
第３条　研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　大学を卒業した者
⑵　前号以外の者で、学部において大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者
（入学の出願）
第４条　研究生として入学を志願する者は、指導を受けようとする教員（以下「指導教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、当該学部の長に願い出るものとする。
⑴　入学願書（所定の様式）
⑵　最終学校の卒業証明書又は修了証明書
⑶　最終学校の成績証明書
⑷　健康診断書
⑸　学校、企業等に勤務している者にあっては、所属長の承認書
⑹　その他本学が必要と認める書類
２　外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。
（入学者の選考）
第５条　研究生の選考は、入学を希望する学部の教授会が行う。
（入学手続及び入学許可）
第６条　前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
（研究期間）
第７条　研究生の研究期間は、１年以内とする。ただし、医学部については、入学年度を超えないものとする。
２　研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、指導教員の承諾を得て、当該学部の長を経由し学長に願い出るものとする。
（退学）
第８条　研究生は、中途で退学しようとするときは、指導教員の承諾、及び学部長の確認を経て、学長の許可を受けなければならない。
（検定料等）
第９条　検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。
２　納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3　研究に要する経費は、研究生の負担とすることがある。

（証明書の交付）

第 10 条　学部の長は、指導教員の認定により研究証明書を交付することができる。

（除籍）

第 11 条　学長は、指導教員が研究生として適当でないと認めた場合は、学部長の確認を経て、これを除籍することができる。

（諸規則の準用）

第 12 条　この細則に定めるもののほか、学則その他学内諸規則の学生に関する規程は、研究生にこれを準用する。

附　則

1　この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　山梨大学研究生規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附　則

この細則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

7 山梨大学科目等履修生細則

制定　平成 28 年 2 月 24 日
改正　平成 28 年 9 月　1 日

（趣旨）
第１条　この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 42 条第２項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）の科目等履修生について必要な事項を定める。
（入学の時期）
第２条　科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
（入学資格）
第３条　科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
⑵　前号以外の者で、学部において高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者
（入学の出願）
第４条　科目等履修生として入学を志願する者は、あらかじめ履修しようとする授業科目担当教員（以下「授業科目担当教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、当該学部の長に願い出るものとする。
⑴　入学願書（所定の様式）
⑵　最終学校の卒業証明書又は修了証明書
⑶　健康診断書
⑷　学校、企業等に勤務している者にあっては、所属長の承認書
⑸　その他本学が必要と認める書類
２　外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。
（入学者の選考）
第５条　科目等履修生の選考は、入学を希望する学部の教授会が行う。
（入学手続及び入学許可）
第６条　前条の規定により、科目等履修生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
（履修期間）
第７条　科目等履修生の履修期間は、入学日の属する年度内とする。
（履修科目の制限）
第８条　科目等履修生が修得できる単位数は、履修期間６月の場合は 16 単位以内、１年の場合は 32 単位以内とする。ただし、教育学部においては、各学期で 10 単位以内、１年で合計 20 単位以内とし、医学部においては１年以内で修得できる単位数は、14 単位以内とする。
２　教育学部においては、実験、実技、実習など履修を許可されない科目がある。ただし、教育学部卒業生に限り、別に定める基準を満たせば、教育実習、介護等体験実習は履修することができる。
３　医学部にあっては、実験、実習又は実技の科目の履修は、原則として認めない。
（検定料等）
第９条　検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。
２　納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

（証明書の交付）
第 10 条　学部の長は、科目等履修生が所定の期間履修し、試験その他の審査により合格した履修科目について、単位修得証明書を交付する。
（除籍）
第 11 条　学長は、授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと認めた場合は、学部長の確認を経て、これを除籍することができる。
（諸規則の準用）
第 12 条　この細則に定めるもののほか、学則、その他学内諸規則の学生に関する規程は、科目等履修生にこれを準用する。

附　則
1　この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部に在学する者については、従前の例による。
3　山梨大学科目等履修生規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附　則
この細則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

８　ＧＰＡ制度及び履修登録単位数の上限制度に関する要項

制　　定　平成 20 年　3 月 18 日
最終改正　令和　2　年 12 月 18 日

（目的）
第１条　この要項は、山梨大学（以下「本学」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「ＧＰＡ」という。）及び履修登録単位数の上限制度について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。
（定義）
第２条 「ＧＰＡ」とは、各授業科目 11 段階の成績評価に対応して４～０のグレードポイント（以下「ＧＰ」という。）を付与して算出する１単位当たりのＧＰ平均値をいう。
２　ＧＰＡ対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。
⑴ 100 点を満点として成績評価されるすべての授業科目
⑵ 本学在学中に、他の大学において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果・履修した授業科目であって、第１号の要件を満たす授業科目
⑶ 本学入学前及び他の大学（短期大学，高等専門学校を含む。）において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果若しくは履修した授業科目であって、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、かつ第１号の要件を満たす授業科目
⑷ 短期大学・高等専門学校等及び文部科学大臣が別に定める学修を本学の定める授業科目の履修とみなし、単位を与えられた授業科目であって、第１号の要件を満たす授業科目
３　成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、ＧＰＡの対象から除く。
⑴ 合格か不合格かだけを判定する授業科目
⑵ 編入学又は転入学した際の単位認定科目
⑶ 本学入学前に修得した単位認定科目
⑷ 他大学等との単位互換等で修得した科目
（成績評価およびＧＰ）
第３条　各学部等で定める成績評価並びにＧＰは、次のとおりとする。

⑴	Ｓ　（95 ～ 100）	ＧＰ ＝ 4.0
⑵	Ｓ$^{-}$（90 ～ 94）	ＧＰ ＝ 3.7
⑶	Ａ$^{+}$（87 ～ 89）	ＧＰ ＝ 3.3
⑷	Ａ　（83 ～ 86）	ＧＰ ＝ 3.0
⑸	Ａ$^{-}$（80 ～ 82）	ＧＰ ＝ 2.7
⑹	Ｂ$^{+}$（77 ～ 79）	ＧＰ ＝ 2.3
⑺	Ｂ　（73 ～ 76）	ＧＰ ＝ 2.0
⑻	Ｂ$^{-}$（70 ～ 72）	ＧＰ ＝ 1.7
⑼	Ｃ$^{+}$（66 ～ 69）	ＧＰ ＝ 1.3
⑽	Ｃ　（60 ～ 65）	ＧＰ ＝ 1.0
⑾	Ｆ　（０～ 59 及び未受験）	ＧＰ ＝ 0.0
⑿	Ｎ　（無資格）	ＧＰ ＝ 0.0
⒀	Ｔ　（認定）	ＧＰ ＝ 対象外
⒁	Ｉ　（未入力、保留）	ＧＰ ＝ 対象外

（ＧＰＡの種類及び計算方法）
第４条　ＧＰＡは、当該学期に履修した第２条第２項各号に定めるＧＰＡ対象科目について、学期ＧＰＡ及び通算ＧＰＡに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第２位を四捨五入して表記するものとする。

⑴　学期ＧＰＡは、当該学期の授業科目ごとに得たＧＰに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

学期ＧＰＡ＝（当該授業科目のＧＰ×当該学期に履修登録した授業科目の単位数）の合計／当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

⑵　通算ＧＰＡは、入学時からの現在の学期までの授業科目ごとに得たＧＰに、当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

通算ＧＰＡ＝（入学時からの当該授業科目のＧＰ×履修登録した授業科目の単位数）の合計／入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

（ＧＰＡ計算期日）

第５条　ＧＰＡの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「ＧＰＡ計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

２　第３条第 14 号に規定する成績の保留又は追試験等のため期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして取扱う。

３　ＧＰＡ計算期日は、原則として前期にあっては９月１日、後期にあっては３月 10 日とする。

（履修の取り消し）

第６条　一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

２　履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行なわない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

３　前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

４　履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合及び学部長等による履修登録の変更措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は第３条第 12 号に規定する無資格として扱う。

（履修登録単位数の上限（CAP 制））

第７条　学部学生が、各学期に履修登録できる科目の単位数の上限（CAP 制）は、別表のとおりとする。

２　全学共通教育科目のうち、以下の科目は履修登録単位数の上限科目から除く。

⑴　人間形成科目部門の科目

⑵　自発的教養科目部門の科目

⑶　全学共通教育科目のうち２単位以外の科目

⑷　外部試験・単位互換で全学共通教育科目に認定する科目

⑸　集中講義

３　通年科目については、CAP 制の適用上、その単位数の２分の１を前期及び後期にそれぞれ履修したものとみなす。

（転学部・転学科・転コース生の取り扱い）

第８条　学生が転学部・転学科・転コースを行った直後の学期における履修登録単位数の上限は、当該学籍異動の前の所属における前学期の学期ＧＰＡと、当該学籍異動の前の所属における履修登録単位数の上限に基づいて適用するものとする。また、適用除外科目は、当該学籍異動の後の所属における適用除外科目を適用するものとする。

（再履修等における授業科目の取扱い）

第９条　不合格（Ｆ又はＮ　ＧＰ＝０）と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不合格の学習成績と新たな学習成績を併記して記録する。

（ＧＰＡの通知及び記載）

第 10 条　ＧＰＡの学生及び保護者への通知は、学期ＧＰＡ及び通算ＧＰＡを記載した修得単位通知書により行う。

２　通算ＧＰＡは、成績証明書及び成績原簿に記載する。

（ＧＰＡデータの提供及び活用）

第11条　本学職員が、教育活動の改善等を目的として行なう調査研究等においてＧＰＡデータの提供を希望する場合は、別紙申請書により、大学教育センター長に申請するものとする。

２　大学教育センター長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、ＧＰＡに係る各種資料を提供するものとする。

（経過措置）

第12条　平成20年3月31日において現に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び在籍者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての成績証明書及び成績原簿の成績評価の取扱いについては、各学部の履修規程によるものとし、全学共通教育科目における履修登録単位数の上限は適用しない。また、成績証明書には、学期ＧＰＡ及び通算ＧＰＡの記載は行わないものとする。

（その他）

第13条　この要項に定めるもののほか、ＧＰＡおよび履修登録単位数の上限の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

別表

学　　部	前学期の学期GPA ＊1	履修登録単位数の上限	適用除外科目	備　考
教育学部	3.0以上	32	・学部共通の科目部門の科目のうち、資格取得に必要とされる科目（ただし、教員免許取得の科目及び同一授業科目で資格取得と教員免許取得の両方に係る授業科目は、CAP制を適用する。） ・コース専門科目のうち要求単位数に含まれない科目（中学校教諭普通免許状の教科に関する科目として使用できない科目及び特別支援学校教諭普通免許状に関する科目として使用できない科目については、全てCAP制を適用しない。） ・教育実習・卒業論文等、通常の履修申告と申告形式を異にする科目 ・集中講義	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9～2.5	30		
	2.4～1.6	28		
	1.5以下	26		
	新入生等 ＊2	30		
医　学　部	3.0以上	34	・専門科目のうち、複数年度にわたり開講する科目	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9～2.5	32		
	2.4～1.6	30		
	1.5以下	28		
	新入生等 ＊2	38		
工　学　部	3.0以上	32	・集中講義 ・専門科目のうち、特殊研究部門及びその他部門の科目 ・卒業要件に修得単位が含まれない科目	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9～2.5	30		
	2.4～1.6	28		
	1.5以下	26		
	新入生等 ＊2	30		
生命環境学部	3.0以上	32	・集中講義 ・卒業論文 ・卒業要件に修得単位が含まれない科目	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9～2.5	30		
	2.4～1.6	28		
	1.5以下	26		
	新入生等 ＊2	30		

＊1　前学期が休学等の場合には、その直前の学期ＧＰＡを参照する。

＊2　入学、編入学、再入学する学生

附　則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要項は、平成 20 年 12 月 17 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附　則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに入学、転入学、編入学又は再入学し在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての成績証明書、成績原簿の成績評価及びＧＰについては、第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅴ　全学共通教育科目

1　全学共通教育科目履修案内

全学共通教育科目は、「人間形成科目部門」、「語学教育科目部門」、「情報･数理教育科目部門」、「教養教育科目部門」及び「自発的教養科目部門」にそれぞれ区分して開設しています。

なお、学部別の全学共通教育科目の要求単位数は、各学部の履修規程の定めるとおりです。（全学共通教育科目等履修規程　別表１参照）

Ⅰ　人間形成科目部門

1　初年次教育のためのこの部門では、リベラルアーツ教育の基として、「大学で学ぶ」とはどういうことかを考え、学ぶための基礎知識と技能の習得を目指します。

さらに、自立した健康的な大学生活の実現と、キャリア形成についての意識の向上を目的とします。

また、異文化理解とコミュニケーション能力の習得のための科目も開講します。

以下の科目を開設します。（全学共通教育科目等履修規程　別表２参照）

「生活と健康Ⅰ」　１年次前期　１単位必修

「生活と健康Ⅱ」　１年次後期　１単位必修

『キャリア形成科目』 教育学部は２単位選択必修とします。

医学部・工学部・生命環境学部は、選択とし全学共通教育科目の単位に含めることができます。

『国際理解科目』１～４年次 選択科目です。

以下の２の修得すべき単位には含まれません。

2　教育学部は合計３科目４単位、医学部・工学部・生命環境学部については『キャリア形成科目』を除く合計２科目２単位を修得しなければなりません。

3　「生活と健康Ⅰ」「生活と健康Ⅱ」

①　各１単位計２単位必修とし、各々１年次の前期後期に履修します。原則としてⅠ、Ⅱの順序で履修します。

②　自立した健康的な生活を送り、大学における勉学や社会における活動を円滑にスタート及び持続させるため、体育・保健衛生、食事・運動・睡眠と心身について学び、さらに生活者としての基礎的知識やモラルを身につけることを目的とします。

また、課題学習、グループ学習や身体活動プログラムを通して、良好な人間関係の構築を促します。

③　１クラス 40 名から 50 名とします。所属する学科､コースにより決められた時間割で履修します。

授業形式は、実技、演習、講義を組み合わせます。講義のうち、特定の講義は同時限に履修する学生を集め、１クラス開講とします。

4　『キャリア形成科目』

①　社会との関わりを学ぶことにより、学位授与方針に示されている汎用能力の基礎の習得を目指します。

また、キャリア形成に対する意識を高めるとともに、大学卒業後の進路を含むこれからの生き方を考える機会を提供することで、インターンシップや就職・進学準備などへの円滑な移行を支援することを目的とします。

②　キャリア形成科目として、以下のような科目が開講されます。

「キャリアデザインⅠ（自己理解）」：主に１年次が対象ですが全学生履修可能

「キャリアデザインⅡ（仕事理解）」：主に２年次が対象ですが全学生履修可能

「キャリアデザインⅢ（キャリアビジョン）」：主に３年次が対象ですが全学生履修可能

「キャリア形成のための作文演習」：１年次対象

「SDGs から社会を考える」：主に１年次が対象ですが、全学生履修可能

これらの科目より、教育学部は１科目２単位選択必修、医学部・工学部・生命環境学部は選択とします。ただし、「キャリア形成のための作文演習」は教育学部・工学部・生命環境学部を対象とします。

③　キャリア形成科目は相互に連携する内容となっており、主に対象とする年次を指定しています。教育学部では１科目選択必修、医学部・工学部・生命環境学部では選択科目となっていま

すが、年次の進行に合わせて可能な範囲で複数の科目を系統的に履修することで、３年次以降のインターンシップや就職・進学準備などへの円滑な移行に役立てることができます。

④　キャリア形成科目の開講学期・単位数・履修上の留意点等は以下のとおりです。

「キャリアデザインⅠ（自己理解）」：２単位　前期・後期に各１クラス開講　いずれか１科目のみ履修できます。

「キャリアデザインⅡ（仕事理解）」２単位　前期・後期に各１クラス開講　いずれか１科目のみ履修できます。

「キャリアデザインⅢ（キャリアビジョン）」：２単位　前期開講

「SDGs から社会を考える」：２単位　後期開講

「キャリア形成のための作文演習」：２単位　前期開講　１クラス 20 名程度のゼミ形式

５　『国際理解科目』

①　海外研修・留学に向けての事前学習や海外職場文化体験を通して、異文化理解やコミュニケーション能力の習得をめざします。

②　１～４年次に履修します。選択科目です。以下の４科目とも集中講義で開講します。

「海外で学ぼう - 海外職場文化体験Ⅰ」：前期開講 １単位

「海外で学ぼう - 海外職場文化体験Ⅱ」：後期開講 １単位

「海外で学ぼう - 海外研修・交換留学 Gateway Ⅰ」：前期開講 １単位

「海外で学ぼう - 海外研修・交換留学 Gateway Ⅱ」：後期開講 １単位

Ⅱ　語学教育科目部門

１　語学教育科目部門は、英語及び未習外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語）を開設し、国際社会で活躍できる能力の育成を目指します。英語では個々の能力にあった習熟度別クラスにおいて技能教育を行い、それぞれの向上を目指します。

２「英語」（全学共通教育科目等履修規程　別表３参照）

①　１年次の必修科目は、入学時における学力に応じたレベル（初級､中級､上級）のクラスで､それぞれＡとＢを履修します。医学科については前後期ともクラス区分はしません。

②　１、２年次の選択科目は、それぞれのシラバスに記載されている受講要件等に即して履修登録をしてください。

③　ｅ－ラーニングの履修方法は当該シラバス及び配付資料を参照してください。

④　必修科目は必ず受講しなければなりません。授業に３分の２以上出席したうえで必修科目４単位を修得できなかった場合には、指定された期間に単位認定を申請することもできます。これについては、全学共通教育科目等履修規程　別表４に定める外部検定試験の結果に従い、必修科目の２単位あるいは４単位を認めます。ただし、認定の対象は２年以内の外部試験結果とします。

⑤　放送大学で修得した本学指定科目は、必修科目に振り替えることができます。ただし、必修科目を修得している場合は、全学共通教育科目の単位としては認めません。

⑥　交流協定大学での語学研修を修了した場合は、選択科目として２単位を認めます。

３　未習外国語〔ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語〕（全学共通教育科目等履修規程　別表５参照）

①　初級は４カ国語のうち、１カ国語を選択し、Ⅰ、Ⅱ合計４単位修得しなければなりません。

②　初級Ⅰ、初級Ⅱはこの順序で履修しなければなりません。

③　初級に加えてその外国語をさらに学びたい方は、初級Ⅰ、Ⅱと同一言語の演習Ⅰ、Ⅱを履修することができます。

ただし、演習Ⅰは初級Ⅰと、演習Ⅱは初級Ⅱと同時に履修しなければなりません。

④　授業に３分の２以上出席したうえで必修科目を修得できなかった場合には、特定の外部試験による単位認定を必修単位の上限まで認めます。（全学共通教育科目等履修規程　別表６参照）

ただし、認定の対象は２年以内の外部試験結果とします。

⑤　演習・中級及び Intensive は初級で履修したものと同一言語でなくてはなりません。同一言語であれば科目名が同じでも、時間割番号が異なれば、修得した単位の全てを卒業単位として認めます。

なお、初級と異なる外国語を修得した場合、履修すること自体は可能ですが、卒業要件に必要な全学共通教育科目の単位としては認められません。

⑥　放送大学で修得した本学指定科目は必修科目に振り替えることができます。ただし、必修科目を修得している場合は、全学共通教育科目の単位としては認めません。

4　教育学部では、英語を含む２カ国語を選択し、英語から６単位以上、未習外国語から４単位以上、合計 12 単位以上を修得しなければなりません。

なお、他大学で修得した単位の認定や検定による単位認定は可能ですが、12 単位の中には本学で開講している２単位の科目を少なくとも１つ含まなければなりません。（全学共通教育科目等履修規程　別表７－１参照）

5　医学部（医学科）では、英語を含む２カ国語を選択し、英語から 10 単位以上、未習外国語から４単位以上、計 14 単位以上を修得しなければなりません。

なお、他大学で修得した単位の認定や検定による単位認定は可能ですが、14 単位の中には本学で開講している２単位の科目を少なくとも１つ含まなければなりません。（全学共通教育科目等履修規程　別表７－２参照）

6　医学部（看護学科）では、英語を含む２カ国語を選択し、英語から８単位以上、未習外国語から４単位以上、計 12 単位以上を修得しなければなりません。

なお、他大学で修得した単位の認定や検定による単位認定は可能ですが、12 単位の中には本学で開講している２単位の科目を少なくとも１つ含まなければなりません。（全学共通教育科目等履修規程　別表７－３参照）

7　工学部では、英語を含む２カ国語を選択し、英語から８単位以上、未習外国語から４単位以上を履修し合計 14 単位以上を修得しなければなりません。

なお、他大学で修得した単位の認定や検定による単位認定は可能ですが、14 単位の中には本学で開講している２単位の科目を少なくとも１つ含まなければなりません。（全学共通教育科目等履修規程　別表７－４参照）

8　生命環境学部では、英語を含む２カ国語を選択し、各々４単位以上を履修し合計 14 単位以上を修得しなければなりません。

なお、他大学で修得した単位の認定や検定による単位認定は可能ですが、14 単位の中には本学で開講している２単位の科目を少なくとも１つ含まなければなりません。（全学共通教育科目等履修規程　別表７－５参照）

9　外国人留学生用に日本語科目を開設します。（全学共通教育科目等履修規程　別表８参照）

外国人留学生は母語以外の２カ国語を選択し、各学部の履修規程に沿って履修してください。

個々の能力にあう履修可能な日本語科目がある場合は、２カ国語のうちの１つとして日本語を選択することが望ましいです。

Ⅲ　情報・数理教育科目部門

「情報・数理教育科目部門」では、データを用いて有益な知見を引き出す手法である「データサイエンス」に関する科目を開講します。（全学共通教育科目等履修規程　別表９－１参照）

数理・データサイエンスについての初歩的事項を学び、データ分析の知識、データ処理技能、及びデータ分析に基づく課題解決策の提案により、身近な問題や各自の学問分野にデータサイエンスを活用する力を育成します。

全学生が２単位必修で、所属する学科、コースにより決められた時間割で履修します。（全学共通教育科目等履修規程　別表９－２～９－５参照）

Ⅳ　教養教育科目部門

1　教養教育科目の目的及び概要

教養教育科目部門は、現代の学問の諸領域を体系化した以下の４つの各分野及び教養発展科目から成ります。

各分野から少なくとも１つの科目を履修することで、知識を拡げるとともに、分野に特有な考え方、ものの見方を理解し、自ら考え、問題解決していく能力の基礎を身につけることを目指します。

また、各学部、学科で指定されている教養発展科目を履修することで、各自が専門とする学問に必要な教養力、汎用能力の獲得を目指します。

＜人文科学分野＞

今日の社会が作り上げられてきた思想的、文化的な社会背景への理解は、現在の国際社会で活躍する人材に欠くことのできない教養へと結びつきます。人間とその所産を対象とする学問である人文科学分野の各科目では、哲学、歴史、文学、芸術等の領域から学びます。

＜社会科学分野＞

今日の社会が抱える諸課題は、グローバル化の影響などもあり、様々な要因が複雑に絡み合っています。それを理解するには、多様な要因に関連する知識を的確に獲得し、それらを基に多面的な視点から、批判的に社会を捉える力が必要です。社会を一つの研究対象として捉える社会科学分野の各科目では、政治や法、経済・経営、社会と教育等の領域から学びます。

＜自然科学分野＞

今日の社会では、科学技術がめざましく発達しています。このような科学技術の進展は、社会に大きな影響を与えてきました。自然科学では、自然を理解し、自然に働きかけ、新しいものを生み出すことが中心課題であり、創造力が必要とされます。自然科学分野の各科目では、物理、化学、生物などの基礎科学、技術・工学、さらには融合的な環境や情報等の領域から学びます。

＜健康科学分野＞

科学技術の進展、医学のめざましい進歩を遂げた今日の社会にわれわれは生きており、健康や医療についての関心が高まっています。これはクオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life、QOL）に関連しており、健康や医療に関する基礎的知識は QOL の向上に欠かせないものの一つです。健康科学分野の各科目では、医学、健康・福祉、スポーツ、栄養等の領域から学びます。

＜教養発展科目＞

教養教育科目の４つの分野の履修を通して身につけた様々な学問分野の考え方や問題解決能力を生かして、各自の学問への興味、関心を深化させるとともに、専門分野における汎用能力を身につけ、豊かな教養へと結びつけるための科目です。学部学科により、１年次後期または２年次に履修します。必修２単位です。

２　教養教育科目の履修方法（全学共通教育科目等履修規程　別表 10 － １～４参照）

①　教養教育科目においては、１に記した４分野のうちから学部学科指定の科目を８単位以上（教育学部は 10 単位以上）と教養発展科目２単位を修得しなければなりません。

②　教育学部、工学部、生命環境学部については、教養教育科目の履修登録は、１学期に４科目８単位までとします。医学部については制限を設けません。

Ⅴ　自発的教養科目部門

１　自発的教養科目部門は、学生の自律的な学習能力、及び実践的な能力を涵養し、リベラルアーツの実践を後押しすることを目的とします。

２「自発的教養（ボランティア活動）」、「自発的教養（実践的研究活動）」、「自発的教養（地域課題実践活動）」、「自発的教養（実践的キャリア形成活動）」の４科目があります。いずれも、学内の教員の指導の下で、あらかじめ定められた活動（それぞれ「ボランティア活動」、「実践的研究活動」、「地域課題実践活動」、「実践的キャリア形成活動」）もしくは、定められた活動以外の自発的活動（専攻分野外の研究など）を行い、その活動実績が要件を満たせば単位が認定されます。

３　自発的教養科目の修得単位の上限は、各科目２単位の合計８単位とし、単位認定の目安は、30 時間程度の活動を２単位、15 時間程度の活動を１単位とします。ただし、個々の活動に応じて単位認定に必要な活動時間は異なることがあります。

４「ボランティア活動」による単位取得には、教養教育科目のボランティア関連科目「ボランティアとサービスラーニング」の単位修得が必要になります。

５　その他、それぞれの活動を行うにあたっては、いくつかの条件があるので注意をしてください。

６　履修方法、単位認定の方法等、必要な事項は別に定めます。

２　山梨大学全学共通教育科目等履修規程

制　　定　平成 24 年 1 月 23 日
最終改正　令和 2 年 12 月 25 日

（趣旨）

第１条　この規程は、山梨大学学則（平成 16 年４月１日制定。）第 22 条の規定に基づき、全学共通教育科目に関し、必要な事項を定めるものとする。

（全学共通教育科目の区分）

第２条　全学共通教育科目は、以下のとおり区分して開設する。

人間形成科目部門
語学教育科目部門
情報・数理教育科目部門
教養教育科目部門
自発的教養科目部門

（全学共通教育科目等及び単位数）

第３条　全学共通教育科目の授業科目及び単位数等は、別表１から別表３、別表５、別表７－１から別表７－５及び別表９－１から別表９－５のとおりとする。

２　語学教育科目の「英語」で当該必修科目の授業に３分の２以上出席した学生が、単位を修得できなかった場合については、別表４に定める外部検定試験の結果に基づき、必修科目の２単位あるいは４単位を認めることができる。ただし、認定の対象は２年以内の外部試験結果とする。

３　語学教育科目の未習外国語「ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語」で当該科目の授業に３分の２以上出席した学生が、単位を修得できなかった場合については、特定の外部試験による単位認定を別表６のとおり必修単位の上限まで認めることができる。ただし、認定の対象は２年以内の外部試験結果とする。

４　外国人留学生のために、別表８のとおり日本語科目に関する授業科目を開設する。

（教養教育科目の履修方法）

第４条　教養教育科目については、別表 10－１から別表 10－４に指定する単位を修得しなければならない。

２　教育学部、工学部及び生命環境学部については、１学期に４科目８単位までを履修上限とする。

（授業時間数）

第５条　全学共通教育科目の１単位あたりの授業時間数等については、次のとおりとする。

(1) 講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間
(2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間

（履修申告）

第６条　学生は、履修しようとする授業科目を所定の方法により期日までに届け出なければならない。

（成績評価及び単位認定）

第７条　全学共通教育科目の成績評価は、総括評価（試験等）の結果による。

２　成績は 100 点を満点とする点数により表示する。

３　成績が 60 点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

4　成績を評語により表示する場合は、次のとおりとする。

⑴　S　（95 ～ 100）
⑵　S $^{-}$（90 ～ 94）
⑶　A $^{+}$（87 ～ 89）
⑷　A　（83 ～ 86）
⑸　A $^{-}$（80 ～ 82）
⑹　B $^{+}$（77 ～ 79）
⑺　B　（73 ～ 76）
⑻　B $^{-}$（70 ～ 72）
⑼　C $^{+}$（66 ～ 69）
⑽　C　（60 ～ 65）
⑾　F　（ 0 ～ 59 及び未受験）

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、全学共通教育科目等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別表１　全学共通教育科目要求単位数

学部		全学共通教育科目					
		人間形成科目部門	語学教育科目部門		情報・数理教育科目部門	教養教育科目部門	自発的教養科目部門
			英語	未習外国語			
教育学部		4	6	4	2	12	
			12				
		32					
医学部	医学科	2	10	4	2	10	
			14				
		32					
	看護学科	2	8	4	2	10	
			12				
		30					
工学部		2	8	4	2	10	
			14				
		32					
生命環境学部		2	4	4	2	10	
			14				
		32					

（注）1 各部門の単位修得方法の詳細については、各部門の履修案内を参照すること。

別表２　人間形成科目

授業科目名		単位	毎週時間数		履修年次	備考
			前期	後期		
生活と健康Ⅰ		1	2		1	必修
生活と健康Ⅱ		1		2	1	
キャリア形成科目	キャリアデザインⅠ（自己理解）	2	2	2	1～4	・教育学部は、５科目のうち１科目選択必修
	キャリアデザインⅡ（仕事理解）	2	2	2	1～4	
	キャリアデザインⅢ（キャリアビジョン）	2	2		1～4	
	SDGs から社会を考える	2		2	1～4	
	キャリア形成のための作文演習	2	2		1	
国際理解科目	海外で学ぼう - 海外職場文化体験Ⅰ	1	1		1～4	選択
	海外で学ぼう - 海外職場文化体験Ⅱ	1		1	1～4	
	海外で学ぼう - 海外研修・交換留学 Gateway Ⅰ	1	1		1～4	
	海外で学ぼう - 海外研修・交換留学 Gateway Ⅱ	1		1	1～4	

（注）1 キャリアデザインⅠ（自己理解）は、１年次に履修するのが望ましい。
キャリアデザインⅡ（仕事理解）は、２年次に履修するのが望ましい。
キャリアデザインⅢ（キャリアビジョン）は、３年次に履修するのが望ましい。

別表３　語学教育科目（英語）

授業科目名	単位	毎週時間数		履修年次	備考
		前期	後期		
英語Ａ初級	2	2		1	
英語Ａ中級	2	2		1	
英語Ａ上級	2	2		1	
英語Ｂ初級	2		2	1	必修 指定クラスでＡとＢを履修
英語Ｂ中級	2		2	1	
英語Ｂ上級	2		2	1	
英語ＭＡ　（医学科）	2	2		1	
英語ＭＢ　（医学科）	2		2	1	
英語ＴＣ　（工学部）	2	2		2	必修 指定クラスでTCとTDを履修
英語ＴＤ　（工学部）	2		2	2	
英語Mリーディング･ライティング（医学科）	2		2	1	選択
総合英語	2	2	2	2	
英語リーディング・ライティング	2	2	2	2	選択 少なくとも１科目（２単位）以上選択することが望ましい
英語リーディング・ライティング（上級）	2	2	2	2	
英語オーラルコミュニケーション	2	2	2	2	
英語オーラルコミュニケーション（上級）	2	2	2	2	
英語ＭＣ　（医学科）	2	2		2	
英語ＭＤ　（医学科）	2		2	2	
English for Studying Abroad Ⅰ	4	4		2～4	選択 受講要件に従い履修可能
English for Studying Abroad Ⅱ	4		4	2～4	
ｅ－ラーニングⅠ	1	1		1～4	選択
ｅ－ラーニングⅡ	1		1		
Intensive 60 － Ⅰ（英語）	4	4		1～4	選択 受講要件に従い履修可能
Intensive 60 － Ⅱ（英語）	4		4		

（注）１　必修科目における履修の順序指定はない（例えば前期でＡが履修できなくとも後期でＢを受講できる)。

２　必修科目を再履修する場合は原則として、学部学科指定の履修できなかった科目を登録すること。

３　必修科目の単位認定が認められた後、希望により当該科目を受講できるが、新たに単位を付与しない。

４　交流協定大学での語学研修を修了した場合は、選択科目として２単位分を認める。

別表４　外部試験による単位認定

英語外部試験認定単位数	ＴＯＥＩＣ	ＴＯＥＦＬ ＩＴＰ	ＴＯＥＦＬ ｉＢＴ	ＩＥＬＴＳ	英　検
認定単位［２単位］	500 － 695	450 － 529	45 － 71	4.5 － 5	２級
認定単位［４単位］	700 以上	530 以上	72 以上	5.5 以上	準１級

別表５　語学教育科目（未習外国語）

授業科目名	単位	毎週時間数		履修年次	備考
		前期	後期		
ドイツ語初級Ⅰ	2	2		1	
ドイツ語初級Ⅱ	2		2	1	
フランス語初級Ⅰ	2	2		1	
フランス語初級Ⅱ	2		2	1	１カ国語選択必修
中国語初級Ⅰ	2	2		1	（同一外国語Ⅰ、Ⅱ必修）
中国語初級Ⅱ	2		2	1	
スペイン語初級Ⅰ	2	2		1	
スペイン語初級Ⅱ	2		2	1	
ドイツ語演習Ⅰ	2	2		1	
ドイツ語演習Ⅱ	2		2	1	
フランス語演習Ⅰ	2	2		1	
フランス語演習Ⅱ	2		2	1	選択
中国語演習Ⅰ	2	2		1	
中国語演習Ⅱ	2		2	1	
スペイン語演習Ⅰ	2	2		1	
スペイン語演習Ⅱ	2		2	1	
ドイツ語中級Ⅰ（総合）	2	2		2	
ドイツ語中級Ⅰ（コミュニケーション）	2	2		2	
ドイツ語中級Ⅱ（総合）	2		2	2	
ドイツ語中級Ⅱ（コミュニケーション）	2		2	2	
フランス語中級Ⅰ（総合）	2	2		2	
フランス語中級Ⅰ（コミュニケーション）	2	2		2	
フランス語中級Ⅱ（総合）	2		2	2	
フランス語中級Ⅱ（コミュニケーション）	2		2	2	
フランス語中級演習Ⅰ	2	2		2	
フランス語中級演習Ⅱ	2		2	2	
中国語中級Ⅰ（総合）	2	2		2	選択
中国語中級Ⅰ（コミュニケーション）	2	2		2	
中国語中級Ⅱ（総合）	2		2	2	
中国語中級Ⅱ（コミュニケーション）	2		2	2	
スペイン語中級Ⅰ（総合）	2	2		2	
スペイン語中級Ⅰ（コミュニケーション）	2	2		2	
スペイン語中級Ⅱ（総合）	2		2	2	
スペイン語中級Ⅱ（コミュニケーション）	2		2	2	
スペイン語中級演習Ⅰ	2	2		2	
スペイン語中級演習Ⅱ	2		2	2	
ドイツ語 Intensive 60 －Ⅰ	4	4		2	
ドイツ語 Intensive 60 －Ⅱ	4		4	2	
フランス語 Intensive 60 －Ⅰ	4	4		2	選択
フランス語 Intensive 60 －Ⅱ	4		4	2	
中国語 Intensive 60 －Ⅰ	4	4		2	
中国語 Intensive 60 －Ⅱ	4		4	2	

（注）1　演習を履修する場合は初級と同時に履修すること。
2　演習、中級、Intensive を履修する場合、初級と同一言語を選択すること。
3　演習、中級、Intensive はⅠ、Ⅱの順序で履修することが望ましい。
4　交流協定大学での語学研修を修了した場合は、選択科目として２単位分を認める。

別表６　外部試験による単位認定
全学部学科 : 初級

科　目	外部試験	合格基準	授業科目
ドイツ語	独検＊	４級以上	ドイツ語初級Ⅰ、Ⅱ
フランス語	仏検＊＊	４級以上	フランス語初級Ⅰ、Ⅱ
中国語	中検＊＊＊	４級以上	中国語初級Ⅰ、Ⅱ
スペイン語	西検＊＊＊＊	４級以上	スペイン語初級Ⅰ、Ⅱ

＊ドイツ語技能検定試験
＊＊実用フランス語技能検定試験
＊＊＊日本中国語検定協会中国語検定試験
＊＊＊＊スペイン語技能検定試験

別表７－１　語学教育科目（教育学部）

	要　求 単位数		授業科目名	単 位	履修 年次		備　　考
英語	12	6	Ａ初級、Ａ中級、Ａ上級 Ｂ初級、Ｂ中級、Ｂ上級	2 2	1 1	必修	・英語Ａ、Ｂは、指定クラスで履修 ・未習外国語は、同一言語を４単位以上履修（初級Ⅰ、Ⅱは必修） ・英語はＡ、Ｂの４単位を含む６単位、未習外国語は、初級４単位の履修を必修とし、全体で12単位以上を修得すること。 ・English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱは受講要件に従い履修可能
			総合英語 英語リーディング・ライティング 英語オーラルコミュニケーション	2 2 2	2 2 2	選択	
			English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱ	4	２～４	選択	
			ｅ－ラーニングⅠ、Ⅱ	1	１～４	選択	
			Intensive 60 －Ⅰ、Ⅱ（英語）	4	１～４	選択	
未習外国語		4	初級Ⅰ 初級Ⅱ	2 2	1 1	選必	
			演習Ⅰ、Ⅱ	2	1	選択	
			中級Ⅰ、Ⅱ	2	2	選択	
			Intensive 60 －Ⅰ、Ⅱ	4	２～４	選択	

別表７－２　語学教育科目（医学部医学科）

	要　求 単位数		授業科目名	単位	履修 年次		備　　考
英 語	14	10	ＭＡ ＭＢ	2 2	1 1	必修	・英語ＭＡ、ＭＢ、Ｍリーディング・ライティングは、指定クラスで履修
			Ｍリーディング・ライティング	2	1	選択	・英語の必修４単位を含め、１、２年次合計で英語から10単位以上修得
			（医学部キャンパス） ＭＣ ＭＤ	 2 2	 2 2	選択	・English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱは受講要件に従い履修可能
			＊ English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱ	4	２～４	選択	
			＊ｅ－ラーニングⅠ、Ⅱ	1	１～４	選択	・＊印の科目は、専門科目の履修に支障のない場合に限り、履修可能
			＊ Intensive 60 － Ⅰ、Ⅱ（英語）	4	１～４	選択	
未習外国語		4	初級Ⅰ 初級Ⅱ	2 2	1 1	選必	・１年次で同一言語を４単位以上履修
			演習Ⅰ、Ⅱ	2	1	選択	・＊印の科目は、専門科目の履修に支障のない場合に限り、履修可能
			＊ Intensive 60 － Ⅰ、Ⅱ	4	２～４	選択	

別表７－３　語学教育科目（医学部看護学科）

	要　求 単位数		授業科目名	単位	履修 年次		備　　考
英 語	12	8	Ａ初級、Ａ中級、Ａ上級 Ｂ初級、Ｂ中級、Ｂ上級	2 2	1 1	必修	・英語Ａ、Ｂは、指定クラスで履修
			（医学部キャンパス） 英語リーディング・ライティング 英語オーラルコミュニケーション	 2 2	 2 2	選択	・英語の必修４単位を含め、１、２年次合計で英語から８単位以上修得
			＊ English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱ	4	２～４	選択	・English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱは受講要件に従い履修可能
			＊ｅ－ラーニングⅠ、Ⅱ	1	１～４	選択	・＊印の科目は、専門科目の履修に支障のない場合に限り、履修可能
			＊ Intensive 60 － Ⅰ、Ⅱ（英語）	4	１～４	選択	
未習外国語		4	初級Ⅰ 初級Ⅱ	2 2	1 1	選必	１年次で同一言語を４単位以上履修
			演習Ⅰ、Ⅱ	2	1	選択	

別表７－４　語学教育科目（工学部）

	要　求 単位数	授業科目名	単 位	履修 年次		備　　考
英 語	14	Ａ初級、Ａ中級、Ａ上級 Ｂ初級、Ｂ中級、Ｂ上級	2 2	1 1	必修	・英語Ａ、Ｂ及び英語ＴＣ、ＴＤは、指定クラスで履修 ・未習外国語は、同一言語を４単位以上履修（初級Ⅰ、Ⅱは必修） ・英語・未習外国語の必修12単位に加え、語学教育科目からさらに２単位以上を修得 ・English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱは受講要件に従い履修可能
		ＴＣ ＴＤ	2 2	2 2	必修	
		総合英語 英語リーディング・ライティング 英語オーラルコミュニケーション	2 2 2	2 2 2	選択	
		English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱ	4	２～４	選択	
		ｅ－ラーニングⅠ、Ⅱ	1	１～４	選択	
		Intensive 60 － Ⅰ、Ⅱ（英語）	4	１～４	選択	
未 習 外 国 語		初級Ⅰ 初級Ⅱ	2 2	1 1	選必	
		演習Ⅰ、Ⅱ	2	1	選択	
		中級Ⅰ、Ⅱ	2	2	選択	
		Intensive 60 － Ⅰ、Ⅱ	4	２～４	選択	

別表７－５　語学教育科目（生命環境学部）

	要　求 単位数	授業科目名	単 位	履修 年次		備　　考
英 語	14	Ａ初級、Ａ中級、Ａ上級 Ｂ初級、Ｂ中級、Ｂ上級	2 2	1 1	必修	・英語Ａ、Ｂは、指定クラスで履修 ・未習外国語は、同一言語を４単位以上履修（初級Ⅰ、Ⅱは必修） ・英語・未習外国語の必修８単位に加え、語学教育科目からさらに６単位以上を修得 ・English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱは受講要件に従い履修可能
		総合英語 英語リーディング・ライティング 英語オーラルコミュニケーション	2 2 2	2 2 2	選択	
		English for Studying Abroad Ⅰ、Ⅱ	4	２～４	選択	
		ｅ－ラーニングⅠ、Ⅱ	1	１～４	選択	
		Intensive 60 － Ⅰ、Ⅱ（英語）	4	１～４	選択	
未 習 外 国 語		初級Ⅰ 初級Ⅱ	2 2	1 1	選必	
		演習Ⅰ、Ⅱ	2	1	選択	
		中級Ⅰ、Ⅱ	2	2	選択	
		Intensive 60 － Ⅰ、Ⅱ	4	２～４	選択	

別表８　日本語（外国人留学生向け）

授業科目名	単位	毎週時間数		履修年次	備考
		前期	後期		
日本語初中級ＩＡ、ＩＢ	2	2			
日本語初中級ⅡＡ、ⅡＢ	2		2		
日本語中級ＩＡ、ＩＢ	2	2			
日本語中級ⅡＡ、ⅡＢ	2		2		
日本語中上級Ⅰ	2	2			
日本語中上級Ⅱ	2		2		
日本語上級Ⅰ	2	2			
日本語上級Ⅱ	2		2		・Intensive 科目は受講要件に
日本語演習Ａ	2	2		１～４	従い履修可能
日本語 Intensive 入門Ⅰ	6	12	12		
日本語 Intensive 入門Ⅱ	6	12	12		
日本語 Intensive 初級	6	10	10		

別表９－１　情報・数理教育科目

授業科目名	単位	毎週時間数		履修年次	備考
		前期	後期		
データサイエンス入門	2	2	2	1	必修
情報処理及び実習	2	2		1	
確率・統計学	2	2		2	学部・学科が指定する１科目
確率統計及び演習Ⅰ	2	2		1	を履修

別表９－２　情報・数理教育科目（教育学部）

課程	授業科目名	単位	履修年次	備考
学校教育課程	データサイエンス入門	2	1	必修

別表９－３　情報・数理教育科目（医学部）

学科	授業科目名	単位	履修年次	備考
医学科 看護学科	データサイエンス入門	2	1	必修

別表９－４　情報・数理教育科目（工学部）

学科	授業科目名	単位	履修年次	備考
機械工学科	情報処理及び実習	2	1	必修
メカトロニクス工学科	確率・統計学		2	
電気電子工学科	データサイエンス入門		1	
コンピュータ理工学科	確率統計及び演習Ⅰ		1	
土木環境工学科	データサイエンス入門		1	
応用化学科	データサイエンス入門		1	
先端材料理工学科	確率・統計学		2	

別表９－５　情報・数理教育科目（生命環境学部）

学　　科	授業科目名	単位	履修年次	備　考
生命工学科 地域食物科学科 環境科学科 地域社会システム学科	データサイエンス入門	2	1	必修

別表 10 － 1　教養教育科目（教育学部）

課　　程	分　　野	単位	履修年次	要求単位数
学校教育課程	人文科学分野	2	1～4	12
	社会科学分野	2	1～4	
	自然科学分野	2	1～4	
	健康科学分野	2	1～4	
	社会科学分野（日本国憲法）	2	1～4	
	教養発展科目	2	2	

別表 10 － 2　教養教育科目（医学部）

学　　科	分　　野	単位	履修年次	要求単位数
医学科 看護学科	人文科学分野	2	1	10
	社会科学分野	2	1	
	自然科学分野	2	1	
	健康科学分野	2	1	
	教養発展科目	2	1	

別表 10 － 3　教養教育科目（工学部）

学　　科	分　　野	単位	履修年次	要求単位数
機械工学科 メカトロニクス工学科 電気電子工学科 コンピュータ理工学科 土木環境工学科 応用化学科 先端材料理工学科	人文科学分野	2	1～3	10
	社会科学分野	2	1～3	
	自然科学分野	2	1～3	
	健康科学分野	2	1～3	
	教養発展科目	2	1～2	

別表 10 － 4　教養教育科目（生命環境学部）

学　　科	分　　野	単位	履修年次	要求単位数
生命工学科 地域食物科学科 環境科学科 地域社会システム学科	人文科学分野	2	1～4	10
	社会科学分野	2	1～4	
	自然科学分野	2	1～4	
	健康科学分野	2	1～4	
	教養発展科目	2	2	

Ⅵ　教育学部

1　教育学部履修規程

制　　定　平成 28 年 4 月 1 日
最終改正　令和 3 年 4 月 1 日

（総　則）
第１条　本学部の授業科目及び履修の方法等については、この規程の定めるところによる。
（授業科目）
第２条　授業科目は、全学共通教育科目、専門科目に大別する。
２　全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。
３　専門科目は、学部共通科目部門、教職基礎等科目部門、教科指導法科目部門、教科専門科目部門、コース専門科目部門、教育プログラム部門及び資格に関する科目部門にそれぞれ区分して開設する。
４　各部門で開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数等は、第１表から第 16 表に示すとおりとする。
５　前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 25 条の規定に基づき、他学部の専門科目を履修することができる。
６　前項に定める授業科目のほか、学則第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他の大学等の授業科目を履修することができる。
（授業時間数）
第３条　各授業科目の１単位当たりの授業時間数等については、次のとおりとする。
⑴　講義・演習による授業科目については、15 時間
⑵　実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間
⑶　インターンシップについては、１週間以上
⑷　教育実習・卒業論文等の授業科目については、別に定める。
（履修方法）
第４条　授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。
（全学共通教育科目の各部門における履修）
第５条　全学共通教育科目の人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門においては、次のとおり履修するものとする。なお、詳細な履修方法については「山梨大学全学共通教育科目等履修規程」の定めるところによるものとする。
⑴　人間形成科目部門においては、４単位以上を修得しなければならない。
⑵　語学教育科目部門においては、12 単位以上を修得しなければならない。
⑶　情報・数理教育科目部門においては、２単位を修得しなければならない。
⑷　教養教育科目部門においては、12 単位以上を修得しなければならない。また、日本国憲法は必修とする。
（専門科目の修得単位数）
第６条　コース・系・教育プログラム別の専門科目の修得単位数は第１表のとおりとする。
（専門科目の各部門における履修）
第７条　学部共通科目部門においては、第２表の６単位を修得しなければならない。
第８条　教職基礎等科目部門においては、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び教育実践に関する科目について次のとおり履修するものとする。
⑴　幼小発達教育コース「小１種・幼２種免許を取得する者」においては、第３表－１から必修単位を含めた 38 単位を修得しなければならない。
⑵　幼小発達教育コース「幼１種・小２種免許を取得する者」においては、第３表－２から必修単位

を含めた 40 単位を修得しなければならない。

⑶　障害児教育コースにおいては、第４表から必修単位を含めた 35 単位を修得しなければならない。

⑷　言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小１種・中２種免許を取得する者」においては、第５表－１から必修単位を含めた 38 単位を修得しなければならない。

⑸　言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中１種・小２種免許を取得する者」においては、第５表－２から必修単位を含めた 40 単位を修得しなければならない。

⑹　山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、小学校教員免許状と取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に、特別支援学校については⑶の障害児教育コースの、中学校については⑷の各教科の該当するコース「特別Ｐ」の指定する単位を修得しなければならない。

第９条　教科指導法科目部門においては、各教科の指導法に関する科目について次のとおり履修するものとする。

⑴　幼小発達教育コース「小１種・幼２種免許を取得する者」及び障害児教育コースにおいては、第６表－１の 20 単位を修得しなければならない。

⑵　幼小発達教育コース「幼１種・小２種免許を取得する者」においては、第６表－２から必修単位を含めた 12 単位を修得しなければならない。

⑶　言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小１種・中２種免許を取得する者」においては、第７表－１から必修単位を含めた 22 単位を修得しなければならない。

⑷　言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中１種・小２種免許を取得する者」においては、第７表－２から必修単位を含めた 20 単位を修得しなければならない。

⑸　山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、小学校教員免許状と取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に、特別支援学校については⑴の障害児教育コースの、中学校については⑶の各教科の該当するコース「特別Ｐ」の指定する単位を修得しなければならない。

第 10 条　教科専門科目部門においては、小学校の教科に関する専門的事項に関する科目について次のとおり履修するものとする。

⑴　幼小発達教育コース「小１種・幼２種免許を取得する者」においては、第８表から 10 単位を修得しなければならない。

⑵　幼小発達教育コース「幼１種・小２種免許を取得する者」においては、第８表から４単位を修得しなければならない。

⑶　障害児教育コースにおいては、第８表から 10 単位を修得しなければならない。

⑷　言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小１種・中２種免許を取得する者」においては、第８表から 10 単位を修得しなければならない。

⑸　言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中１種・小２種免許を取得する者」においては、第８表から４単位を修得しなければならない。

⑹　山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、第８表から「特別Ｐ」の指定する 10 単位を修得しなければならない。

第 11 条　コース専門科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

⑴　幼小発達教育コース「小１種・幼２種免許を取得する者」においては、第９表－１から必修単位を含めた 24 単位を修得しなければならない。

⑵　幼小発達教育コース「幼１種・小２種免許を取得する者」においては、第９表－２から必修単位を含めた 30 単位を修得しなければならない。

⑶　障害児教育コースにおいては、第 10 表から必修単位を含めた 26 単位を修得しなければならない。

⑷　言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては、取得しようとする中学校教員免許状の種類に従い、当該教科の免許状取得のための「系」を所属コース

の中からひとつ選択しなければならない。

⑸　言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては、系ごとに第 11 表～第 14 表から指定単位を含めて修得しなければならない。

⑹　山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、小学校教員免許状と取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に、特別支援学校については⑶の障害児教育コース「特別 P」の、中学校については⑸の各教科の該当するコース・系「特別 P」の指定する単位を修得しなければならない。

第 12 条　教育プログラム専門科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

⑴　山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、第 15 表から必修単位を含めた 15 単位を修得しなければならない。

第 13 条　本学部の学生は、第 16 表に定める資格に関する科目を履修することができる。なお、第 16 表で修得した単位は、自由選択科目の単位数に含めることができる。

（他学部の専門科目の履修）

第 14 条　第２条第５項の規定に基づき、他学部の専門科目を履修する場合、開設科目、履修方法については別に定める。なお、修得できる単位数は８単位までとし、第１表に定める自由選択単位に充てるものとする。

２　前項に定めるものの他、担当教員が認めた場合、他学部の専門科目を履修することができる。ただし、第 20 条に挙げた単位に含めることはできない。

（インターンシップの履修）

第 15 条　インターンシップの履修に関する細則は、別に定める。

（教育実習の履修）

第 16 条　教育実習の履修に関する細則は、別に定める。

（教職実践演習（幼・小・中・高）の履修）

第 17 条　教職実践演習（幼・小・中・高）の履修申告をするためには、卒業に必要な教育実習の単位を全て修得していることを原則とする。

２　外国の大学への留学等、修学上の理由により教育実習を履修中の者は、学部長の承認を受けて、履修することができる。

（卒業論文等の履修）

第 18 条　卒業論文等は４年次に履修することとする。なお、卒業論文等の履修に関する細則は、別に定める。

（履修申告）

第 19 条　履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

２　履修申告に関する細則は、別に定める。

（教育職員免許状）

第 20 条　教育職員免許状の取得に関する授業科目の履修方法等については、別に定める。なお、幼小発達教育コースについては、小学校１種及び幼稚園２種又は幼稚園１種及び小学校２種のいずれかを、言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースについては、小学校１種及び中学校２種又は中学校１種及び小学校２種のいずれかを、山梨県小学校教員養成特別教育プログラムについては、小学校１種に加え、特別支援学校１種又は中学校２種のいずれかを取得しなければならない。

（成績評価及び単位認定）

第 21 条　授業科目の成績評価は、原則として試験の結果による。

２　成績は、100 点を満点とする点数により表示する。

３　成績が 60 点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

４　成績を評語により表示する場合には、次のとおりとする。

⑴　S　（95 ～ 100）
⑵　S－（90 ～ 94）
⑶　A＋（87 ～ 89）
⑷　A　（83 ～ 86）
⑸　A－（80 ～ 82）
⑹　B＋（77 ～ 79）
⑺　B　（73 ～ 76）
⑻　B－（70 ～ 72）
⑼　C＋（66 ～ 69）
⑽　C　（60 ～ 65）
⑾　F　（ 0 ～ 59 及び未受験）

（試　験）

第 22 条　試験は、原則として各学期の終わりに行う。

2　試験は、それが行われる学期において、その授業科目の授業に３分の２以上出席していなければ受けることができない。

3　特別な理由により試験を受けることのできなかった場合は、その追試験を願い出ることができる。

4　追試験に関する細則は、別に定める。

（卒業の要件）

第 23 条　卒業の要件は、本学に４年（学則第 19 条の規定に基づき在学すべき年数を別に定められた場合を除く。）以上在学し、全学共通教育科目から 32 単位以上と、専門科目からコース・系・教育プログラムごとに定められた各コース・系については、104 単位以上を含む、合計 136 単位以上を、山梨県小学校教員養成特別教育プログラムについては、119 単位以上を含む、合計 145 単位以上を修得していることとする。

（外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例）

第 24 条　外国人留学生については、語学教育科目部門の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、語学教育科目部門の中に開設する日本語を英語に代えることができる。

2　外国人留学生に対しては、語学教育科目部門の中に日本語に関する授業科目を開設する。

（雑　則）

第 25 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 31 年４月１日から施行し、平成 31 年４月１日以降の入学者から適用する。

2　平成 31 年度（令和元年度）及び令和２年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則

1　この規程は、令和３年４月１日から施行し、令和３年４月１日以降の入学者から適用する。

2　令和３年度及び令和４年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

第１表

コース・系・教育プログラム別の専門科目及び卒業要件全体の修得単位数

課程･コース･系･教育プログラム			専門科目									全学共通教育科目	全体合計
			学部共通科目	教職基礎等科目	教科指導法科目	教科専門科目	コース専門科目	教育プログラム専門	卒業論文	自由選択単位	合計		
学校教育課程	幼小発達教育コース	小1･幼2	6	38	20	10	24		4	2	104	32	136
		幼1･小2	6	40	12	4	30		4	8	104	32	136
	障害児教育コース	小1･特1	6	35	20	10	26		4	3	104	32	136
		特別Ｐ	6	35	20	10	26	15		1	113	32	145
	言語教育コース（国語教育系･英語教育系）	小1･中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136
		中1･小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別Ｐ	6	38	22	10	10	15		12	113	32	145
	生活社会教育コース（社会科教育系）	小1･中2	6	38	22	10	14		4	10	104	32	136
		中1･小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別Ｐ	6	38	22	10	14	15		8	113	32	145
	生活社会教育コース（家政教育系）	小1･中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136
		中1･小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別Ｐ	6	38	22	10	10	15		12	113	32	145
	科学教育コース（数学教育系･技術教育系）	小1･中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136
		中1･小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別Ｐ	6	38	22	10	10	15		12	113	32	145
	科学教育コース（理科教育系）	小1･中2	6	38	22	10	16		4	8	104	32	136
		中1･小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別Ｐ	6	38	22	10	16	15		6	113	32	145
	芸術身体教育コース（音楽教育系･美術教育系）	小1･中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136
		中1･小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別Ｐ	6	38	22	10	10	15		12	113	32	145
	芸術身体教育コース（保健体育系）	小1･中2	6	38	22	10	19		4	5	104	32	136
		中1･小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別Ｐ	6	38	22	10	19	15		3	113	32	145
	山梨県小学校教員養成特別教育プログラム	小学校教員免許状と、取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に上記の該当するコース・系の「特別Ｐ」の指定する単位を修得しなければならない									113	32	145

（注）１　系とは、取得しようとする中高の主たる教員免許状の履修科目の系統。

２　自由選択単位については、全学共通教育科目及び第２表から第16表までの専門科目の中からコース・系・教育プログラムごとに指定された単位数を修得すること。

第２表

学部共通科目一覧

【学校教育課程】

コース等	要求単位数	科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
全コース 山梨県小学校教員養成特別教育プログラム	6	EEC101	学部入門ゼミ	2	2		◎	1	
		EEC102	情報科学入門及び実習	2	2		◎	1	
		EEC146	初等理科実験	2	4		◎	1	
		EEC145	社会参加実習Ⅰ	1	（1）			1	※1
		EEC237	社会参加実習Ⅱ	1	（1）			2	※1
		EEC321	社会参加実習Ⅲ	1	（1）			3	※1
		EEC422	社会参加実習Ⅳ	1	（1）			4	※1
		EEC239	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅰ	1	（1）			2	
		EEC240	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅱ	1	（1）			2	
		EEC322	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅲ	1	（1）			3	
		EEC323	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅳ	1	（1）			3	
		EEC423	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅴ	1	（1）			4	
		EEC424	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅵ	1	（1）			4	
		EEC238	インターンシップ	1	（1）			2	

（注）履修年次は履修可能な最初の年次を記載。第３表以降も同様。

※1　社会参加実習では、教育ボランティア活動期間により単位を認定。単位修得には、前期及び後期のガイダンスへ必ず出席すること。詳細は教育ボランティアガイダンスブック（教職支援室で配布）を参照すること。

科目一覧の見方について

1　「要求単位数」とは、該当する科目群のうちから修得しなければならない最低の単位数を示す。

2　「科目番号」とは、科目名につけられた番号である。科目名が同一であっても科目番号が異なるものは、異なる科目を表す。したがって、履修単位の内容は科目番号によって区別され処理される。

3　科目名に第一、第二の付されている科目は、順序指定のある科目であることを示す。

4　毎週時間数欄にカッコをつけた字数（1）、（2）などは、集中講義を示し（　）内の数字は（1）を 15 時間とする。

　集中講義を行う時期は、予め掲示等によって告知する。

5　必修科目には◎印を付けてある。

6　履修年次には、履修可能な最初の年次を示すが、科目によっては人員、設備等の関係で年次を限定することがある。

7　備考欄の、×２は同一学期に２クラス開講するものを、÷２は隔年に開講するものを示し、以下これに準ずる。

第３表－１

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
幼小発達教育コース 小１種・幼２種	38	27	EEC117	教育学概論	2	（2）			1	
			EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
			EEC141	現代教職論	2	2	2	◎	1	
			EEC421	学校制度・経営論	2	2		◎	4	
			EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
			EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1	
			EEC222	特別支援教育論	1	（1）		◎	2	
			EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2	
			EEC147	道徳教育指導論	2	2	2	◎	1	
			EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
			EEC233	特別活動論	2	2	2	◎	2	
			EEC232	授業分析論	2		2	◎	2	
			EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2		2	◎	2	
			EEC235	学校教育相談論	2	2		◎	2	
		9	EEC341	小学校教育実習	4			◎	3	
			EEC346	幼稚園教育実習	3			◎	3	
			EEC435	応用教育実習（幼稚園）	3				4	
			EEC433	応用教育実習（小学校）	3				4	
			EEC345	中・高等学校教育実習	3				4	
			EEC436	教育実習（特別支援学校）（事前・事後指導１単位含む。）	3				4	
			EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2	
			EEC347	授業実践論（事後指導）	1	（1）		◎	3	
		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4	

第３表－２

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
幼小発達教育コース 幼１種・小２種	40	29	EEC117	教育学概論	2	（2）		◎	1	
			EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
			EEC141	現代教職論	2	2	2	◎	1	
			EEC421	学校制度・経営論	2	2		◎	4	
			EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
			EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1	
			EEC222	特別支援教育論	1	（1）		◎	2	
			EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2	
			EEC147	道徳教育指導論	2	2	2	◎	1	
			EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
			EEC233	特別活動論	2	2	2	◎	2	
			EEC232	授業分析論	2		2	◎	2	
			EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2		2	◎	2	
			EEC235	学校教育相談論	2	2		◎	2	
		9	EEC343	幼稚園教育実習	4			◎	3	
			EEC344	小学校教育実習	3			◎	3	
			EEC435	応用教育実習（幼稚園）	3				4	
			EEC433	応用教育実習（小学校）	3				4	
			EEC345	中・高等学校教育実習	3				4	
			EEC436	教育実習（特別支援学校）（事前・事後指導１単位含む。）	3				4	
			EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2	
			EEC347	授業実践論（事後指導）	1	（1）		◎	3	
		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4	

第４表

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
障害児教育コース 特支１種・小１種 特別Ｐ	35	27	EEC117	教育学概論	2	（2）			1	
			EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
			EEC141	現代教職論	2	2	2	◎	1	
			EEC421	学校制度・経営論	2	2		◎	4	
			EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
			EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1	
			EEC222	特別支援教育論	1	（1）		◎	2	
			EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2	
			EEC147	道徳教育指導論	2	2	2	◎	1	
			EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
			EEC233	特別活動論	2	2	2	◎	2	
			EEC232	授業分析論	2		2	◎	2	
			EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2		2	◎	2	
			EEC235	学校教育相談論	2	2		◎	2	
		6	EEC341	小学校教育実習	4			◎	3	
			EEC345	中・高等学校教育実習	3				4	
			EEC433	応用教育実習（小学校）	3				4	
			EEC346	幼稚園教育実習	3				4	
			EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2	
			EEC347	授業実践論（事後指導）	1	（1）		◎	3	
		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4	

第５表－１

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース	38	27	EEC117	教育学概論	2	（2）			1	
			EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
			EEC141	現代教職論	2	2	2	◎	1	
			EEC421	学校制度・経営論	2	2		◎	4	
			EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
			EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1	
			EEC118	青年期心理学	2	2			1	
			EEC222	特別支援教育論	1	（1）		◎	2	
			EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2	
			EEC147	道徳教育指導論	2	2	2	◎	1	
			EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
			EEC233	特別活動論	2	2	2	◎	2	
			EEC232	授業分析論	2		2	◎	2	
			EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2		2	◎	2	
			EEC235	学校教育相談論	2	2		◎	2	
小１種・中２種 特別Ｐ		9	EEC341	小学校教育実習	4			◎	3	
			EEC345	中・高等学校教育実習	3			◎	3	
			EEC433	応用教育実習（小学校）	3				4	
			EEC434	応用教育実習（中学校）	3				4	
			EEC436	教育実習（特別支援学校）（事前・事後指導１単位含む。）	3				4	
			EEC346	幼稚園教育実習	3				4	
			EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2	
			EEC347	授業実践論（事後指導）	1	（1）		◎	3	
		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4	

第５表－２

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース 中１種・小２種	40	29	EEC117	教育学概論	2	（2）			1	
			EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
			EEC141	現代教職論	2	2	2	◎	1	
			EEC421	学校制度・経営論	2	2		◎	4	
			EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
			EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1	
			EEC118	青年期心理学	2	2		◎	1	
			EEC222	特別支援教育論	1	（1）		◎	2	
			EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2	
			EEC147	道徳教育指導論	2	2	2	◎	1	
			EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
			EEC233	特別活動論	2	2	2	◎	2	
			EEC232	授業分析論	2		2	◎	2	
			EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2		2	◎	2	
			EEC235	学校教育相談論	2	2		◎	2	
		9	EEC342	中・高等学校教育実習	4			◎	3	
			EEC344	小学校教育実習	3			◎	3	
			EEC434	応用教育実習（中学校）	3				4	
			EEC433	応用教育実習（小学校）	3				4	
			EEC436	教育実習（特別支援学校）（事前・事後指導１単位含む。）	3				4	
			EEC346	幼稚園教育実習	3				4	
			EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2	
			EEC347	授業実践論（事後指導）	1	（1）		◎	3	
		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4	

第６表－１

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】

区分／コース等	要求単位数	科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
幼小発達教育コース 小１種・幼２種 障害児教育コース 特支１種・小１種 特別Ｐ	20	EEC151	初等国語科教育学 （書写を含む。）	2	2	2	◎	1	
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2		◎	1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2	◎	1	×２ ×２
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2	◎	1	×２ ×２
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2	◎	1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2	◎	1	

第６表－２

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】

区分／コース等	要求単位数	科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
幼小発達教育コース 幼１種・小２種	12	EEC151	初等国語科教育学 （書写を含む。）	2	2	2		1	音・図・体の２教科以上を含み６以上の教科についてそれぞれ２単位以上、合計12単位以上を選択履修すること。
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2		1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2		1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2			1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2		1	×２ ×２
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2		1	×２ ×２
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2		1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2		1	
		EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2		1	

第７表－１

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】

区分／コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース	22	20	EEC151	初等国語科教育学（書写を含む。）	2	2	2	◎	1	
			EEC152	初等社会科教育学	2	2	2	◎	1	
			EEC153	初等数学科教育学	2	2	2	◎	1	
			EEC154	初等理科教育学	2	2		◎	1	
			EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2	◎	1	×２ ×２
			EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	◎	1	
			EEC157	初等体育科教育学	2	2	2	◎	1	×２ ×２
			EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2	◎	1	
			EEC159	初等生活科教育学	2	2	2	◎	1	
			EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2	◎	1	
小１種・中２種特別Ｐ		2	EEC241	中等英語科教育法	2	2		◎	2	
			EEC287	英語教育の諸問題Ⅰ(評価法)	2	2			2	÷２
			EEC243	英語教育教材・教具論	2		2		2	
			EEC288	英語授業実践演習	2		2		2	
			EEC245	中等国語科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	当該教科の指定された科目を２単位以上修得すること。
			EEC246	中等国語科教育法Ⅱ	2		2		2	
			EEC247	中等国語科教育法Ⅲ	2	2			2	
			EEC248	国語科実践史演習Ⅰ	2	2			2	
			EEC249	国語科実践史演習Ⅱ	2	2			2	
			EEC250	国語科授業開発演習Ⅰ	2		2		2	
			EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2		2		2	
			EEC252	中等社会科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC253	中等社会科教育法Ⅱ	2		2		2	
			EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2			2	
			EEC255	中等社会・公民教育法	2		2		2	
			EEC256	中等数学科教育法Ⅰ	2	2			2	＊
			EEC257	中等数学科教育法Ⅱ	2		2		2	＊ １科目選択必修
			EEC258	中等数学科教育法Ⅲ	2		2		2	＊
			EEC331	数学教育学習論	2	2			3	
			EEC332	数学教育課程論	2		2		3	

			EEC259	中等理科教育法	2	2		◎	2	
			EEC289	理科教育教材分析論Ⅰ	2	2			2	
			EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2		2		2	
			EEC431	理科教育学原論	2	2			4	
			EEC432	理科教育課程論	2		2		4	
			EEC333	理科教育学実験	1		3		2	
			EEC263	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC264	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2			2	
			EEC291	音楽科教育演習Ⅰ	2	2			2	
			EEC292	音楽科教育演習Ⅱ	2		2		2	
			EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2		2		2	
			EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2	2			2	
			EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2		2		2	
			EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2		2		2	
			EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2	2			2	
			EEC274	保健体育科教育法Ⅱ	2		2		2	
			EEC275	中等家庭科教育法第一	2	2		◎	2	
			EEC276	中等家庭科教育法第二	2		2		2	
			EEC293	中等家庭科授業演習Ⅰ	2		2		2	
			EEC349	中等家庭科授業演習Ⅱ	2	2			3	
			EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2		2		3	÷２
			EEC336	家庭科教育学Ⅱ	2		2		3	÷２
			EEC278	中等技術科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC279	中等技術科教育法Ⅱ	2		2		2	
			EEC337	中等技術科教育演習Ⅰ	2	2			3	
			EEC338	中等技術科教育演習Ⅱ	2	（２）			3	
			EEC280	書道科教育学Ⅰ	2	2			2	÷２ ┐高等学校（書道）免許を
			EEC281	書道科教育学Ⅱ	2		2		2	÷２ ┘取得するのに必要な科目
			EEC339	地理歴史科教育法	2		2		3	┐高等学校（地理歴史）
			EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2			2	┘免許を取得するのに必要な科目
			EEC340	公民科教育法	2	2			3	┐高等学校（公民）免許を
			EEC255	中等社会・公民教育法	2		2		2	┘取得するのに必要な科目
			EEC296	工業科教育法Ⅰ	2		2		2	┐高等学校（工業）免許を
			EEC350	工業科教育法Ⅱ	2		2		3	┘取得するのに必要な科目

第７表－２

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】

区分／コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース	20	12	EEC151	初等国語科教育学（書写を含む。）	2	2	2		1	小２種は、音・図・体のうち２教科を含み６教科以上、合計12単位以上修得すること。
			EEC152	初等社会科教育学	2	2	2		1	
			EEC153	初等数学科教育学	2	2	2		1	
			EEC154	初等理科教育学	2	2			1	
			EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2		1	×２ ×２
			EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2		1	
			EEC157	初等体育科教育学	2	2	2		1	×２ ×２
			EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2		1	
			EEC159	初等生活科教育学	2	2	2		1	
			EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2		1	
中１種・小２種		8	EEC241	中等英語科教育法	2	2		◎	2	
			EEC287	英語教育の諸問題Ⅰ(評価法)	2	2		◎	2	÷２
			EEC243	英語教育教材・教具論	2		2	◎	2	
			EEC288	英語授業実践演習	2		2	◎	2	
			EEC245	中等国語科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	当該教科の指定された科目を８単位以上修得すること。
			EEC246	中等国語科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC247	中等国語科教育法Ⅲ	2	2		◎	2	
			EEC248	国語科実践史演習Ⅰ	2	2			2	
			EEC249	国語科実践史演習Ⅱ	2	2			2	
			EEC250	国語科授業開発演習Ⅰ	2		2		2	
			EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC252	中等社会科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC253	中等社会科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2		◎	2	
			EEC255	中等社会・公民教育法	2		2	◎	2	
			EEC256	中等数学科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC257	中等数学科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC258	中等数学科教育法Ⅲ	2		2	◎	2	
			EEC331	数学教育学習論	2	2		◎	3	
			EEC332	数学教育課程論	2		2		3	

			EEC259	中等理科教育法	2	2		◎	2	
			EEC289	理科教育教材分析論Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC431	理科教育学原論	2	2			4	
			EEC432	理科教育課程論	2		2	◎	4	
			EEC333	理科教育学実験	1		3		2	
			EEC263	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC264	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2		◎	2	
			EEC291	音楽科教育演習Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC292	音楽科教育演習Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2	2		◎	2	
			EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2		2	◎	2	
			EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC274	保健体育科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC275	中等家庭科教育法第一	2	2		◎	2	
			EEC276	中等家庭科教育法第二	2		2	◎	2	
			EEC293	中等家庭科授業演習Ⅰ	2		2	◎	2	
			EEC349	中等家庭科授業演習Ⅱ	2	2		◎	3	
			EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2		2		3	÷２
			EEC336	家庭科教育学Ⅱ	2		2		3	÷２
			EEC278	中等技術科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC279	中等技術科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
			EEC337	中等技術科教育演習Ⅰ	2	2		◎	3	
			EEC338	中等技術科教育演習Ⅱ	2	（2）		◎	3	
			EEC280	書道科教育学Ⅰ	2	2			2	÷２ ┐高等学校（書道）免許を
			EEC281	書道科教育学Ⅱ	2		2		2	÷２ ┘取得するのに必要な科目
			EEC339	地理歴史科教育法	2		2		3	┐高等学校（地理歴史）
			EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2			2	┘免許を取得するのに必要な科目
			EEC340	公民科教育法	2	2			3	┐高等学校（公民）免許を
			EEC255	中等社会・公民教育法	2		2		2	┘取得するのに必要な科目
			EEC296	工業科教育法Ⅰ	2		2		2	┐高等学校（工業）免許を
			EEC350	工業科教育法Ⅱ	2		2		3	┘取得するのに必要な科目

第８表

教科専門科目一覧（小学校の教科に関する専門的事項）

【学校教育課程】

コース等	区分 / 科目	要求単位数	科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
全コース	国語科	小１種は10 小２種は４ 特別Pは10	EEC160	国語科内容論（書写１単位を含む。）	2	2	2		1	小1種・中2種、小1種・幼2種は国・社・外から２単位、算・理から2単位、音・体から2単位、図・家・生から２単位、合計10単位以上履修すること。 中1種・小2種、幼1種・小2種は４単位以上履修すること。
	社会科		EEC161	社会科内容論	2	2			1	
	算数科		EEC162	算数科内容論	2	2	2		1	
	理科		EEC163	理科内容論	2		2		1	
	音楽科		EEC164	音楽科内容論	2	2	2		1	
	体育科		EEC165	体育科内容論	2	2	2		1	
	図画工作科		EEC166	図画工作科内容論	2	2	2		1	
	家庭科		EEC167	家庭科内容論	2	2	2		1	
	生活科		EEC168	生活科内容論	2	2	2		1	
	外国語科		EEC169	外国語科内容論	2		2		1	

第９表－１

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・幼小発達教育コース】

コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
幼小発達教育コース	小１種・幼２種 24	8	EEI201	幼小心理基礎論	2		2	◎	2	
			EEI202	幼小教育基礎論	2		2	◎	2	
			EED301	学校論演習	2		2		3	＊ 1科目選択必修
			EED302	教師論演習	2		2		3	＊
			EED303	教育史演習	2		2		3	＊
			EED304	教育方法学演習	2		2		3	＊
			EED305	保育カリキュラム演習	2		2		3	＊
			EED306	保育思想演習	2		2		3	＊
			EED313	比較教育学演習	2		2		3	＊
			EED312	生涯発達心理学演習	2		2		3	＊
			EED308	教育心理学演習	2		2		3	＊
			EED309	社会心理学演習	2		2		3	＊
			EED310	臨床心理学演習	2		2		3	＊
			EED311	発達心理学演習	2		2		3	＊
			EED401	学校論研究	2	2			4	＊ 1科目選択必修
			EED402	教育思想研究	2	2			4	＊
			EED403	教育史研究	2	2			4	＊
			EED404	教育方法学研究	2	2			4	＊
			EED405	保育カリキュラム研究	2	2			4	＊
			EED406	保育思想研究	2	2			4	＊
			EED413	比較教育学研究	2	2			4	＊
			EED412	生涯発達心理学研究	2	2			4	＊
			EED408	教育心理学研究	2	2			4	＊
			EED409	社会心理学研究	2	2			4	＊
			EED410	臨床心理学研究	2	2			4	＊
			EED411	発達心理学研究	2	2			4	＊
			EED321	心理測定法	2	2			3	
			EED322	調査研究法	2	（2）			3	
			EED221	継続観察実習	2		4		2	
		6	EEI131	保育・幼児教育制度論	2		2	◎	1	
			EEI231	保育内容総論	2	2		◎	2	
			EEI132	幼児の発達理解とカウンセリング・マインド	2	2		◎	1	
		10	EEI241	保育内容（音楽表現）	2	2			1	÷２＊ 1科目選択必修
			EEI242	保育内容（絵画造形）	2		2		1	÷２＊
			EEI243	保育内容（ことば）	2		2		2	＊ 1科目選択必修
			EEI244	保育内容（人間関係）	2	2			2	＊
			EEI245	保育内容（環境）	2	2			1	÷２
			EEI246	保育内容（健康）	2		2		1	÷２
			EEI141	保育実践演習Ⅰ	1	（1）			1	÷２
			EEI142	保育実践演習Ⅱ	1	（1）			1	÷２
			EEI143	保育実践演習Ⅲ	1	（1）			1	
			EEI144	保育実践演習Ⅳ	1	（1）			1	
卒業論文	4		EED499	卒業論文（幼小発達教育）	4			◎	4	

第９表－２

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・幼小発達教育コース】

コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
幼小発達教育コース	幼１種・小２種 30	8	EEI201	幼小心理基礎論	2		2	◎	2	
			EEI202	幼小教育基礎論	2		2	◎	2	
			EED301	学校論演習	2		2		3	＊ 1科目選択必修
			EED302	教師論演習	2		2		3	＊
			EED303	教育史演習	2		2		3	＊
			EED304	教育方法学演習	2		2		3	＊
			EED305	保育カリキュラム演習	2		2		3	＊
			EED306	保育思想演習	2		2		3	＊
			EED313	比較教育学演習	2		2		3	＊
			EED312	生涯発達心理学演習	2		2		3	＊
			EED308	教育心理学演習	2		2		3	＊
			EED309	社会心理学演習	2		2		3	＊
			EED310	臨床心理学演習	2		2		3	＊
			EED311	発達心理学演習	2		2		3	＊
			EED401	学校論研究	2	2			4	＊ 1科目選択必修
			EED402	教育思想研究	2	2			4	＊
			EED403	教育史研究	2	2			4	＊
			EED404	教育方法学研究	2	2			4	＊
			EED405	保育カリキュラム研究	2	2			4	＊
			EED406	保育思想研究	2	2			4	＊
			EED413	比較教育学研究	2	2			4	＊
			EED412	生涯発達心理学研究	2	2			4	＊
			EED408	教育心理学研究	2	2			4	＊
			EED409	社会心理学研究	2	2			4	＊
			EED410	臨床心理学研究	2	2			4	＊
			EED411	発達心理学研究	2	2			4	＊
		2	EED321	心理測定法	2	2			3	
			EED322	調査研究法	2	（2）			3	
			EED221	継続観察実習	2		4	◎	2	
		6	EEI131	保育・幼児教育制度論	2		2	◎	1	
			EEI231	保育内容総論	2	2		◎	2	
			EEI132	幼児の発達理解とカウンセリング・マインド	2	2		◎	1	
		14	EEI241	保育内容（音楽表現）	2	2		◎	1	÷２
			EEI242	保育内容（絵画造形）	2		2	◎	1	÷２
			EEI243	保育内容（ことば）	2		2	◎	2	
			EEI244	保育内容（人間関係）	2	2		◎	2	
			EEI245	保育内容（環境）	2	2		◎	1	÷２
			EEI246	保育内容（健康）	2		2	◎	1	÷２
			EEI141	保育実践演習Ⅰ	1	（1）		◎	1	÷２
			EEI142	保育実践演習Ⅱ	1	（1）		◎	1	÷２
			EEI143	保育実践演習Ⅲ	1	（1）			1	
			EEI144	保育実践演習Ⅳ	1	（1）			1	
卒業論文	4		EED499	卒業論文（幼小発達教育）	4			◎	4	

第 10 表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・障害児教育コース】

コース等	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必修	履修年次	備考
障害児教育コース	特支1種 小1種 26 特別P 26	2	EEH101	特別支援教育総論Ⅰ	2	2		◎	1	
			EEH102	特別支援教育総論Ⅱ	2		2		1	
		8	EEH201	知的障害児心理学Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEH202	知的障害児心理学Ⅱ	2		2		2	
			EEH203	肢体不自由児心理学	2		2	◎	2	
			EEH204	病弱児心理学	2	2		◎	2	
			EEH205	病弱児者生理・病理学	2	（2）		◎	2	
			EEH301	障害児心理学演習Ⅰ	2	2			3	
			EEH302	障害児心理学演習Ⅱ	2		2		3	
		8	EEH211	知的障害児教育課程論Ⅰ	2		2	◎	2	
			EEH212	知的障害児教育課程論Ⅱ	2	2			3	
			EEH213	肢体不自由児教育課程論	2	2		◎	2	
			EEH214	病弱児指導法	2		2	◎	2	
			EEH215	障害児指導法	2	2		◎	2	
			EEH311	障害児教育学演習Ⅰ	2	2			3	
			EEH312	障害児教育学演習Ⅱ	2		2		3	
			EEH313	障害児教育研究法	1	3			3	
		5	EEH221	視覚障害児教育概論	1	（1）		◎	2	
			EEH222	聴覚障害児教育概論	1	（1）		◎	2	
			EEH223	特別支援教育と障害児福祉	2		2		2	
			EEH224	重複障害児教育概論	1	2		◎	2	
			EEH321	障害児教育教材研究	1		2		3	
			EEH225	特別支援教育コーディネーター概論	1		2	◎	2	
		3	EEH331	教育実習（特別支援学校）（事前・事後指導1単位含む。）	3			◎	3	
			EEH431	応用教育実習（特別支援学校）	3				4	
卒業論文	4		EEH499	卒業論文（障害児教育）	4			◎	4	

第 11 表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・言語教育コース】

系	科目区分		要求単位数	科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
国語教育系	コース専門科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	中１種 26 中２種 10 特別Ｐ 10	ＥＥＪ201	国語学概論（音声言語及び文章表現を含む。）	2	2		◎	2	
				ＥＥＪ202	国語学演習Ⅰ	2		2		2	
				ＥＥＪ203	国語学演習Ⅱ	2		2		2	
				ＥＥＪ204	日本語史	2		2		2	
		国文学（国文学史を含む。）		ＥＥＪ211	日本文学概論（国文学史を含む。）	2	2		◎	2	
				ＥＥＪ212	日本古典文学史	2	2			2	
				ＥＥＪ213	古典文学演習Ⅰ	2	2			2	
				ＥＥＪ214	古典文学演習Ⅱ	2		2		2	
				ＥＥＪ215	近代文学演習Ⅰ	2	2			2	
				ＥＥＪ216	近代文学演習Ⅱ	2		2		2	
				ＥＥＪ217	日本文学講読	2		2		2	
		漢文学		ＥＥＪ221	漢文学概説	2	2		◎	2	
				ＥＥＪ222	漢文学講読Ⅰ	2	2			2	
				ＥＥＪ223	漢文学講読Ⅱ	2		2		2	
				ＥＥＪ224	漢文学演習Ⅰ	2	2			2	
				ＥＥＪ225	漢文学演習Ⅱ	2		2		2	
		書道（書写を中心とする。）		ＥＥＪ231	書写演習Ⅰ	2	2		◎	2	
				ＥＥＪ232	書写演習Ⅱ	2		2		2	
				ＥＥＪ236	漢字の書法演習	2	2			2	÷２
				ＥＥＪ237	仮名の書法演習	2		2		2	÷２
				ＥＥＪ235	書学概論	2	（2）			2	÷２
		書道史		ＥＥＪ241	書道史	2	（2）			2	÷２ ※中学校教諭（国語）免許の科目としては使用できない ※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
		「書論、鑑賞」		ＥＥＪ244	書論講読	2		2		2	
				ＥＥＪ245	名跡鑑賞	2		2		2	
		国語教育学		ＥＥＪ341	国語学研究法Ⅰ	2	2			3	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				ＥＥＪ342	国語学研究法Ⅱ	2		2		3	
				ＥＥＪ343	国語学研究法Ⅲ	2	2			3	
				ＥＥＪ344	国語学研究法Ⅳ	2		2		3	
				ＥＥＪ345	近代文学研究法Ⅰ	2	2			3	
				ＥＥＪ346	近代文学研究法Ⅱ	2		2		3	
				ＥＥＪ347	古典文学研究法Ⅰ	2	2			3	
				ＥＥＪ348	古典文学研究法Ⅱ	2		2		3	
				ＥＥＪ349	漢文学研究法Ⅰ	2	2			3	
				ＥＥＪ350	漢文学研究法Ⅱ	2		2		3	
				ＥＥＪ351	書写・書道研究法Ⅰ	2	2			3	
				ＥＥＪ352	書写・書道研究法Ⅱ	2		2			
				ＥＥＪ353	文学教育研究法Ⅰ	2	2				
				ＥＥＪ354	文学教育研究法Ⅱ	2		2			

				EEJ355	言語教育研究法Ⅰ	2	2			3	
				EEJ356	言語教育研究法Ⅱ	2		2		3	
		中国言語文化		EEJ251	中国語学研究Ⅰ	2	2			2	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				EEJ252	中国語学研究Ⅱ	2		2		2	
		日本語教育学		EEJ261	社会言語学	2	2			2	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				EEJ262	言語心理学	2		2		2	÷2
				EEJ263	言語習得論	2		2		2	÷2
				EEC113	日本語教育概論	2	2			1	
				EEJ164	日本語教授法	2		2		1	
				EEJ361	日本語教育実習Ⅰ	2		2		3	
				EEJ362	日本語教育実習Ⅱ	2	2			3	
				EEJ161	日本語の文法	2		2		1	÷2
				EEJ162	日本語の文字・表記・語彙	2		2		1	÷2
				EEJ163	日本語の音声・音韻	2		2		1	
	卒業論文		4	EEJ499	卒業論文（国語教育）	4			◎	4	
英語教育系	コース専門科目	英語学		EEL201	言語学概論	2	2		◎	2	
				EEL301	英語学概論	2		2		3	
				EEL202	英語史概説	2	2			2	
				EEL203	英文法演習	2	2			2	
				EEL204	英語発音法	2		2		2	
				EEL205	英語学演習Ⅰ	2	2			2	
				EEL206	英語学演習Ⅱ	2		2		2	
				EEL231	日英対照言語学	2		2		2	
		英語文学	中1種26 中2種10 特別P10	EEL211	イギリス文学史	2		2		2	
				EEL212	アメリカ文学史	2	2			2	
				EEL213	英米文学演習Ⅰ	2	2			2	＊ 1科目選択必修
				EEL311	英米文学演習Ⅱ	2	2			3	＊ 1科目選択必修
				EEL312	英米文学講義	2	2			3	
				EEL214	英米文学講読Ⅰ	2		2		2	
				EEL215	英米文学講読Ⅱ	2	2			2	
		英語コミュニケーション		EEL221	英語ライティング演習	2		2	◎	2	
				EEL222	英語スピーチ演習	2		2		2	
				EEL223	英語会話	2	2		◎	2	
		異文化理解		EEL331	異文化理解Ⅰ	2		2		2	＊ 1科目選択必修
				EEL332	異文化理解Ⅱ	2	2			2	＊ 1科目選択必修
				EEL334	異文化間コミュニケーション	2	2			3	
		英語教育学		EEL241	英語教育の諸問題Ⅱ	2	2			2	÷2 ※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				EEL342	第2言語習得論	2	2			3	÷2
	卒業論文		4	EEL499	卒業論文（英語教育）	4			◎	4	

（注）日本語教員養成に必要な単位の修得方法は、「9 その他の取得可能な教育職員免許状及び資格」を参照のこと。

第12表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・生活社会教育コース】

系	科目区分		要求単位数	科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
社会科教育系	コース専門科目	日本史・外国史	中1種 26 中2種 14 特別P 14	EES201	日本史概説	2	2		◎	2	
				EES202	日本史	2	2			2	
				EES203	日本史特殊講義	2		2		2	
				EES204	日本史演習Ⅰ	2	2			2	
				EES205	日本史演習Ⅱ	2		2		2	
				EES206	外国史概説	2	2		◎	2	
				EES207	西洋史	2		2		2	
				EES301	西洋史特殊講義	2	2			3	
				EES208	西洋史演習	2		2		2	
				EES209	東洋史	2		2		2	
				EES402	歴史学特別演習	2		2		4	
		地理学(地誌を含む。)		EES211	地理学概論(地誌･自然地理を含む。)	2	2		◎	2	
				EES311	地理学演習	2	2			3	
				EES212	地誌学	2		2		2	
				EES214	自然環境学	2		2		2	
				EES313	地理学野外実習Ⅰ	2	(2)			2	
				EES412	地理学野外実習Ⅱ	2	(2)			2	
		「法律学、政治学」		EES221	法律学概説(国際法を含む。)	2	2		◎	2	
				EES222	政治学概説(国際政治を含む。)	2	2			2	÷2
				EES223	法律学講読Ⅰ	2		2		2	÷2
				EES224	法律学講読Ⅱ	2		2		2	÷2
				EES321	法律学演習Ⅰ	2		2		3	
				EES421	法律学演習Ⅱ	2	2			4	
		「社会学、経済学」		EES231	社会学概論	2	(2)		◎	2	
				EES232	社会調査法	2	(2)			2	
				EES233	経済学概論(国際経済を含む。)	2	2		◎	2	
				EES234	経済学講読Ⅰ	2		2		2	
				EES331	経済学講読Ⅱ	2	2			3	
				EES332	経済学演習Ⅰ	2		2		3	
				EES333	経済学演習Ⅱ	2	2			3	
		「哲学、倫理学、宗教学」		EES241	哲学概論	2	2			2	＊
				EES242	倫理学概論	2		2		2	＊ 1科目選択必修
				EES243	宗教学	2	(2)			2	÷2
				EES341	哲学倫理学演習Ⅰ	2		2		3	
				EES342	哲学倫理学演習Ⅱ	2	2			3	
				EES244	哲学倫理思想史	2		2		2	

		社会科教育学		EES251	社会科教育学概論	2	2			2	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				EES252	社会科授業構成論	2	2			2	÷2
				EES253	社会科課程論	2		2		2	÷2
				EES351	社会科教育史	2	2			3	÷2
				EES352	比較社会科教育論	2	2			3	÷2
				EES353	社会科教育学研究法	2		2		3	
	卒業論文		4	EES499	卒業論文（社会科教育）	4			◎	4	
家政教育系	コース専門科目	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	中1種26 中2種10 特別P10	EEK201	家庭経営学概論(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	2		◎	2	
				EEK202	生活学概論	2		2		2	
				EEK203	家庭経済学	2		2		2	中1種必修
				EEK204	家族関係論	2	2			2	
		被服学(被服製作実習を含む。)		EEK211	衣生活論	2	2			2	中1種必修
				EEK311	被服科学	2	2			3	
				EEK212	被服学概論（被服製作実習を含む。）	2	4		◎	2	
				EEK312	被服科学実験	2	4			3	
				EEK313	衣文化論	2		2		3	
		食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)		EEK221	食物学概論（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	2	2		◎	2	
				EEK222	食品栄養学	2		2		2	
				EEK321	食生活論	2		2		3	
				EEK223	調理学実習	2		4		2	中1種必修
				EEK322	食物学実験	2	4			3	
		住居学		EEK231	住居学概論	2	2		◎	2	
				EEK232	住居設計・製図	2	4			2	中1種必修
				EEK331	住環境論	2		2		2	
				EEK332	住生活論	2		2		2	
				EEK333	住居学演習	2		2		3	
		保育学(実習を含む。)		EEK241	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	2		2	◎	2	
				EEK341	子ども文化論	2	2			3	
		家庭電気・家庭機械・情報処理		EEK151	家庭電気・機械	2		2		1	÷2 高等学校の免許を取得する場合に必要な科目
				EEK152	情報処理	2	2			1	÷2
	卒業論文		4	EEK499	卒業論文（家政教育）	4			◎	4	

第13表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・科学教育コース】

系	科目区分		要求単位数	科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
数学教育系	コース専門科目	代数学	中1種26 中2種10 特別P10	EEM101	線形代数学Ⅰ	2	2			1	＊┐1科目選択必修
				EEM102	線形代数学Ⅱ	2		2		1	＊┘
				EEM201	群の構造	2		2		2	
				EEM301	代数的構造	2	2			3	
		幾何学		EEM211	集合と写像	2	2			2	
				EEM212	立体の幾何学	2	2		◎	2	
				EEM311	曲面の幾何学	2		2		3	
		解析学		EEM121	微分積分学Ⅰ	2	2			1	
				EEM122	微分積分学Ⅱ	2		2		1	
				EEM221	関数と数列	2	2		◎	2	
				EEM222	微分方程式	2		2		2	
				EEM321	複素関数Ⅰ	2	2			3	
				EEM322	複素関数Ⅱ	2		2		3	
				EEM323	関数の空間	2	2			3	
		「確率論、統計学」		EEM231	確率論	2	2		◎	2	
				EEM232	数理統計学	2		2		2	
		コンピュータ		EEM241	コンピュータ	2		2	◎	2	
		数学教育学		EEM451	数学教育認識論	2	2			4	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				EEM452	数学教育認識論演習	2		2		4	
		数学セミナー		EEM351	数学セミナーⅠ	2	2			3	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				EEM352	数学セミナーⅡ	2		2		3	
	卒業論文		4	EEM499	卒業論文（数学教育）	4			◎	4	
理科教育系	コース専門科目	物理学	中1種26 中2種16 特別P16	EEN201	物理学一般	2	2		◎	2	
				EEN101	物理数学	2		2		1	
				EEN202	力学	2		2		2	÷2＊┐中1種1科目選択必修
				EEN203	電磁気学	2		2		2	÷2＊
				EEN301	量子力学	2	2			3	÷2＊
				EEN302	熱力学	2	2			3	÷2＊┘
				EEN303	物理学セミナリーⅠ	2	2			3	＊┐＊1
				EEN304	物理学セミナリーⅡ	2		2		3	＊┘
		物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		EEN204	物理学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	2		◎	2	
				EEN205	物理学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1	2			2	

		化学		EEN211	化学一般	2	2		◎	2	
				EEN212	有機化学	2		2		2	＊ 中１種
				EEN213	無機化学	2		2		2	＊ １科目選択必修
				EEN311	化学セミナリーⅠ	2	2			3	＊ ＊２
				EEN312	化学セミナリーⅡ	2		2		3	＊
		化学実験（コンピュータ活用を含む。）		EEN214	化学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1		2	◎	1	
				EEN215	化学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		2		1	
		生物学		EEN121	生物学一般	2	2		◎	1	
				EEN221	多様性生物論	2		2		2	＊ 中１種
				EEN222	植物学	2	2			2	＊ １科目選択必修
				EEN321	生物学セミナリーⅠ	2	2			3	＊ ＊３
				EEN322	生物学セミナリーⅡ	2		2		3	＊
		生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		EEN122	生物学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	2		◎	2	
				EEN123	生物学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1	2			2	
				EEN224	野外生物学実習Ⅰ	1	（2）			1	÷２
				EEN323	野外生物学実習Ⅱ	1	（2）			1	÷２
		地学		EEN131	地学一般	2	2		◎	1	
				EEN231	地球環境史	2		2		2	＊ 中１種
				EEN232	地球変動学	2		2		2	＊ １科目選択必修
				EEN331	地学セミナリーⅠ	2	2			3	＊ ＊４
				EEN332	地学セミナリーⅡ	2		2		3	＊
		地学実験（コンピュータ活用を含む。）		EEN132	地学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1		2	◎	1	
				EEN133	地学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		2		1	
				EEN134	野外地学実習Ⅰ	1	（2）			1	
				EEN233	野外地学実習Ⅱ	1	（2）			2	
		理科教育学		EEC333	理科教育学実験	1		3		2	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				EEN341	理科教育学セミナリーⅠ	2	2			3	＊ ＊５
				EEN342	理科教育学セミナリーⅡ	2		2		3	＊
	卒業論文		4	EEN499	卒業論文（理科教育）	4			◎	4	
技術教育系	コース専門科目	木材加工（製図及び実習を含む。）	中１種 26 中２種 10 特別Ｐ 10	EET101	木材工学	2	2			1	
				EET201	木材加工実習	1	2		◎	2	
				EET202	木工設計製図	1	2		◎	2	
		金属加工（製図及び実習を含む。）		EET211	金工設計製図	1		2	◎	2	
				EET111	金属工学	2	2			1	
				EET112	材料加工学	2		2		1	
				EET212	金属加工実習Ⅰ	1	2		◎	2	
				EET213	金属加工実習Ⅱ	1		2		2	
		機械（実習を含む。）		EET221	機械工学Ⅰ	2	2			2	
				EET222	機械工学Ⅱ	2		2		2	
				EET223	機械基礎力学	2	2			2	
				EET224	機械工学演習	2		2		2	
				EET225	機械基礎実習Ⅰ	1	3		◎	2	
				EET226	機械基礎実習Ⅱ	1		3	◎	2	
				EET321	機械基礎演習	2	2			3	

	電気（実習を含む。）		EET131	電磁気学	2	2			1	
			EET132	電気回路	2		2		1	
			EET231	電子工学概論	2	2			2	
			EET232	電気応用概論	2		2		2	
			EET233	電気基礎実習	1	2		◎	2	
			EET331	電子工学実習	1	2			3	
	栽培（実習を含む。）		EET241	栽培学（実習を含む。）	2	2		◎	2	
	情報とコンピュータ（実習を含む。）		EET251	情報概論Ⅰ	2	2			2	
			EET252	情報概論Ⅱ	2		2		2	
			EET253	論理回路	2		2		2	
			EET254	計算機実習Ⅰ	1	2		◎	2	
			EET255	計算機実習Ⅱ	1		2		2	
			EET256	論理回路実習	1		2		2	
	職業指導		EET461	職業指導	2	2			4	高等学校（工業）の免許を取得する場合に必要な科目
	卒業論文	4	EET499	卒業論文（技術教育）	4			◎	4	

（注）理科教育系は、＊1～＊5のうち1分野2科目選択必修。

第 14 表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・芸術身体教育コース】

系	科目区分		要求単位数	科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必選	履修年次	備考
音楽教育系	コース専門科目	ソルフェージュ	中1種 26 中2種 10 特別P 10	EEU101	ソルフェージュ基礎	2		2		1	
				EEU201	ソルフェージュ実習	1	2		◎	2	
		声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）		EEU114	声楽演習Ⅰ	2	2			2	
				EEU115	声楽演習Ⅱ	2		2		2	
				EEU211	声楽実習Ⅰ（日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	2		◎	1	
				EEU212	声楽実習Ⅱ	1		2		1	
				EEU213	合唱Ⅰ	1		2	◎	1	
				EEU113	合唱Ⅱ	1	2			1	
				EEU312	声楽特講	2		2		3	
		器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）		EEU126	ピアノ演習Ⅰ	2	2			1	
				EEU127	ピアノ演習Ⅱ	2		2		1	
				EEU221	ピアノ実習Ⅰ	1	2		◎	2	
				EEU222	ピアノ実習Ⅱ	1		2		2	
				EEU321	ピアノアンサンブルⅠ	1	2			3	
				EEU322	ピアノアンサンブルⅡ	1		2		3	
				EEU223	邦楽器実習	1		2	◎	2	
				EEU224	合奏法（伴奏法を含む。）	1	2		◎	2	
				EEU123	管・弦・打楽器実習Ⅰ	1	（2）			1	
				EEU124	管・弦・打楽器実習Ⅱ	1	（2）			1	÷2
				EEU125	管・弦・打楽器実習Ⅲ	1		2		1	
				EEU324	ピアノ特講	2		2		4	
		指揮法		EEU231	指揮法	1	（2）		◎	2	
		音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		EEU141	作曲基礎演習Ⅰ	2	2			1	
				EEU142	作曲基礎演習Ⅱ	2		2		1	
				EEU241	音楽理論Ⅰ（作曲法及び編曲法を含む。）	1	2		◎	2	
				EEU242	音楽理論Ⅱ	1		2		2	
				EEU345	現代音楽演習	2	2			3	
				EEU243	音楽史Ⅰ（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	2		2	◎	2	
				EEU342	音楽史Ⅱ	2	2			3	
				EEU246	日本伝統音楽演習	2		2		2	÷2
				EEU346	音楽学特講	2		2		3	
				EEU347	作曲特講	2		2		3	
				EEU245	楽曲分析	2		2		2	
		音楽総合		EEU151	音楽基礎研究	2	2			1	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				EEU152	民族芸能論	2		2		1	÷2
				EEU451	歌唱芸術研究	2	2			4	
				EEU351	音楽教育特別研究	2		2		3	
				EEU153	コンピュータ音楽研究	2		2		1	
				EEC221	レコーディングスタジオ概論	2	2			2	
				EEU251	鍵盤音楽演習	2		2		2	
	卒業論文		4	EEU499	卒業論文（音楽教育）	4			◎	4	
美術教育系	コース専門科目	絵画（映像メディア表現を含む。）	中1種 26 中2種 10 特別P 10	EEA201	ドローイング基礎	1	2			2	
				EEA202	造形計画演習（映像メディア表現を含む。）	2	2		◎	2	
				EEA203	絵画表現	1	2			2	
				EEA204	版表現	1		2		2	
				EEA205	絵画理論	2		2		2	
		彫刻		EEA211	彫塑	1	2		◎	2	
				EEA212	立体造形	1	2			2	
				EEA213	実材彫刻	1	2			2	
				EEA214	総合造形論	2		2		2	
				EEA215	彫刻理論	2	2			2	

		デザイン(映像メディア表現を含む。)		EEA221	視覚伝達デザイン（映像メディア表現を含む。）	2	2		◎	2	
				EEA222	基礎構成	2	2			2	
				EEA223	図形科学	2	2			2	
				EEA224	プランニング	2	2			2	
				EEA225	環境デザイン	2		2		2	
				EEA226	生産デザイン	2		2		2	
				EEA227	プレゼンテーション	2		2		2	
		工　　芸		EEA231	木材工芸	1	2		◎	2	
				EEA232	金属工芸	1	2			2	
				EEA233	ガラス工芸	1		2		2	
				EEA236	陶芸基礎演習	2		2		2	
				EEA235	工芸文化論	2	2			2	
		美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		EEA241	美術理論	2		2	◎	2	
				EEA242	美術史Ⅰ(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	2	2		◎	2	
				EEA243	美術史Ⅱ	2		2		2	
				EEA245	芸術学演習	2		2		2	
	卒　業　論　文		4	EEA499	卒業論文（美術教育）	4			◎	4	
保健体育系	コース専門科目	体　育　実　技	中１種 26 中２種 19 特別Ｐ 19	EEP101	体操	1	2		◎	1	
				EEP102	陸上	1		2	◎	1	
				EEP113	球技Ⅰ（ネット型ゲーム）	1	2			1	÷２＊
				EEP114	球技Ⅱ（ゴール型ゲームＡ）	1		2		1	÷２＊ ２科目
				EEP115	球技Ⅲ（ゴール型ゲームＢ）	1	2			1	÷２＊ 選択必修
				EEP116	球技Ⅳ（ベースボール型ゲーム）	1		2		1	÷２＊
				EEP107	ダンス	1	2		◎	1	÷２
				EEP108	ウィンタースポーツ	1	（2）			1	÷２
				EEP109	キャンプ実習	1	（2）			1	÷２
				EEP110	レクリエーション	1		2		1	÷２
				EEP117	武道・体つくり運動	1	2		◎	1	÷２
				EEP112	水泳	1	（2）		◎	1	
				EEP301	運動指導法実習Ⅰ	1	（2）			3	÷２
				EEP302	運動指導法実習Ⅱ	1	（2）			3	÷２
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		EEP211	体育原理	2		2		2	＊ １科目
				EEP212	体育経営管理学	2		2		2	＊ 選択必修
				EEP213	体育社会学	2	2			2	＊
				EEP214	体育心理学	2	2			2	＊
				EEP215	体育心理学演習	2		2		2	
				EEP216	運動学(運動方法学と体育心理学を含む。)	2	2		◎	2	
				EEP217	運動学演習	2		2		2	
		生理学（運動生理学を含む。）		EEP121	解剖・人体生理学Ⅰ	2	2			1	
				EEP122	解剖・人体生理学Ⅱ	2		2		1	
				EEP221	運動生理学	2	2		◎	2	
				EEP222	運動生理学演習	2		2		2	
				EEP223	栄養学	2		2		2	
		衛生学・公衆衛生学		EEP231	衛生学(公衆衛生学を含む。)	2	2		◎	2	
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		EEP241	学校保健管理（小児保健・学校安全・精神保健を含む。）	2	2		◎	2	
				EEC121	発育・発達	2		2		1	
				EEP141	健康・体力診断実習Ⅰ	1	（2）			1	
				EEP142	健康・体力診断実習Ⅱ	1	（2）			1	
				EEC120	救急処置看護法及び実習	2	2		◎	1	
		保健体育教育学		EEP152	生涯スポーツ指導論	2	（2）			1	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
				EEP153	サッカーコーチング	1	（2）			1	
				EEC122	運動と健康	2		2		1	
				EEP154	スポーツ・舞踊人類学	2	（2）			1	
				EEP252	コーチ学	2	（2）			2	÷２
				EEP260	スポーツトレーニング法	2	（2）			2	÷２
				EEP261	スポーツ医学（健康管理概論を含む。）	2	（2）			2	÷２

	プレリミナリー		EEP399	保健体育科研究法	2		2		3	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
	卒業論文	4	EEP499	卒業論文（保健体育）	4			◎	4	

第15表

教育プログラム専門科目一覧

【山梨県小学校教員養成特別教育プログラム】

科目区分	要求単位数		科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	必修	履修年次	備考
小学校教育の現代的課題に関する科目	15	6	EEY401	小学校教師論	2	2			4	
			EEY402	子どもの育ちと校種間連携	2		2		4	
			EEY303	小学生のこころの発達	2	2		◎	3	
			EEY404	小学生の運動発達	2	2		◎	4	
			EEY205	デジタル教材の開発	2		2	◎	2	
			EEY306	学校外体験実習	1	（2）			3～4	
			EEY307	海外学校観察実習	1	（2）			3～4	
			EEY308	教育データの分析法	2	（2）			3	
地域実践対応科目		3	EEY411	山梨の教育事情	2	2			4	
			EEY312	地域素材の教材化	2		2	◎	3	
			EEY113	教育フィールド体験Ⅰ（附属学校）	1	2		◎	1	
			EEY414	教育フィールド体験Ⅱ（公立学校）	1		2		4	
			EEY315	小学校における多文化共生	2		2		3	
課題研究		6	EEY361	研究方法論	2		2	◎	3	
			EEY462	ゼミナールⅠ	2	2		◎	4	
			EEY463	ゼミナールⅡ	2		2	◎	4	

第 16 表

資格に関する科目一覧

【学校教育課程】

コース等	科目区分	科目番号	科目名	単位	毎週時数 前期	毎週時数 後期	履修年次	備考
全コース	学校図書館司書教諭資格に関する科目	EEC351	学校経営と学校図書館	2	（2）		3	
		EEC352	学校図書館メディアの構成	2	（2）		3	
		EEC353	学習指導と学校図書館	2	2		3	
		EEC354	読書と豊かな人間性	2		2	3	
		EEC355	情報メディアの活用	2		2	3	
	社会教育主事、学芸員の資格に関する科目	EEC111	生涯学習論	2	2		1	
		EEC171	生涯学習演習	2		2	1	
		EEC172	生涯学習支援論Ⅰ	2	2		1	
		EEC173	生涯学習支援論Ⅱ	2		2	1	
		EEC174	社会教育経営論Ⅰ	2		2	1	
		EEC175	社会教育経営論Ⅱ	2		2	1	
		EEC216	博物館経営論	2	2		2	
		EEC220	博物館教育普及活動論	2		2	2	
		EEK341	子ども文化論	2	2		3	
		EEK204	家族関係論	2	2		2	
		EEC131	企画・マネジメント演習Ⅰ	2	（2）		1	
		EEC132	企画・マネジメント演習Ⅱ	2	（2）		1	
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		1	
		EEC122	運動と健康	2		2	1	
		EEC222	特別支援教育論	1	（1）		2	
		EEC102	情報科学入門及び実習	2	2		1	
		EEK202	生活学概論	2		2	2	
		EEC356	社会教育実習	2	2		3	
		EEC294	社会教育課題研究	2		2	2	
		EEC295	社会教育演習	2		2	2	
		EEC127	博物館概論	2	2		1	
		EEC217	博物館資料論	2	2		2	
		EEC128	博物館保存・修復論	2	2		1	
		EEC218	博物館展示論	2		2	2	
		EEC219	博物館情報・メディア論	2	2		2	
		EEC312	博物館実習	3	3		3	

(注)各資格取得に必要な単位の修得方法は、「9 その他の取得可能な教育職員免許状及び資格」を参照のこと。

細則１　インターンシップに関する細則

（総　則）

第１条　本学部履修規程第 15 条に定めるインターンシップの履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

（事前・事後指導）

第２条　インターンシップを履修するためには、インターンシップ前に、インターンシップオリエンテーション等の事前指導を受講しなければならない。

２　インターンシップ後に行われる事後指導を受けなければならない。

（申告日）

第３条　インターンシップの履修申告日は、学部長が指定した日とする。

（皆勤の原則）

第４条　事前・事後指導及びインターンシップについては、予定されたすべての日程に出席しなければならない。

（単位の認定）

第５条　単位の認定は、インターンシップ受入先によるインターンシップの評価等にもとづいて、教育学部が行う。

（その他）

第６条　インターンシップの履修を申告する際には、申告者の所属する講座主任の承認を必要とする。

附　則

この細則は平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は令和３年４月１日から施行する。

細則２　教育実習に関する細則

（総　則）

第１条　本学部履修規程第 16 条に定める教育実習の履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

（履修要件）

第２条　教育実習を履修するためには、実習当該年次において下記の科目及び単位を修得もしくは受講見込みであることを原則とする。

２　受講見込みの科目がある者の教育実習の履修に際しては、申告者の所属するコース・系の承認を必要とする。

1　小学校教育実習（小学校教諭１種免許取得者）

第二欄	初等国語科教育学（書写を含む。） 初等社会科教育学 初等数学科教育学 初等理科教育学 初等音楽科教育学 初等図画工作科教育学 初等体育科教育学 初等家庭科教育法 初等生活科教育学 初等外国語科教育学	６単位
第三欄	現代教職論	２単位
	生涯発達教育心理学 児童期心理学	２単位
	特別支援教育論	１単位
第四欄	授業分析論	２単位

2　中学校教育実習（中学校教諭１種免許取得者）

第二欄	中等英語科教育法 英語教育の諸問題Ⅰ（評価法） 英語教育教材・教具論 英語授業実践演習	該当する教科の指導法を各６単位
	中等国語科教育法Ⅰ 中等国語科教育法Ⅱ 中等国語科教育法Ⅲ 国語科実践史演習Ⅰ 国語科実践史演習Ⅱ 国語科授業開発演習Ⅰ 国語科授業開発演習Ⅱ	
	中等社会科教育法Ⅰ 中等社会科教育法Ⅱ 中等社会・地理歴史教育法 中等社会・公民教育法	
	中等数学科教育法Ⅰ 中等数学科教育法Ⅱ 中等数学科教育法Ⅲ 数学教育学習論 数学教育課程論	

	中等理科教育法 理科教育教材分析論Ⅰ 理科教育教材分析論Ⅱ 理科教育学原論 理科教育課程論 理科教育学実験	
	中等音楽科教育法Ⅰ 中等音楽科教育法Ⅱ 音楽科教育演習Ⅰ 音楽科教育演習Ⅱ	
	中等美術科教育法Ⅰ 中等美術科教育法Ⅱ 中等美術科教育法Ⅲ 中等美術科教育法Ⅳ	
	中等保健体育科教育法Ⅰ 中等保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ	
	中等家庭科教育法第一 中等家庭科教育法第二 中等家庭科授業演習Ⅰ 中等家庭科授業演習Ⅱ 家庭科教育学Ⅰ 家庭科教育学Ⅱ	
	中等技術科教育法Ⅰ 中等技術科教育法Ⅱ 中等技術科教育演習Ⅰ 中等技術科教育演習Ⅱ	
第三欄	現代教職論	２単位
	生涯発達教育心理学 青年期心理学	２単位
	特別支援教育論	１単位
第四欄	授業分析論	２単位

3　特別支援学校教育実習（特別支援学校教諭１種免許取得者）

第一欄	特別支援教育総論Ⅰ 特別支援教育総論Ⅱ	２単位
第二欄	知的障害児心理学Ⅰ 知的障害児心理学Ⅱ 肢体不自由児心理学 病弱児心理学 病弱児者生理・病理学 障害児心理学演習Ⅰ 障害児心理学演習Ⅱ 知的障害児教育課程論Ⅰ 知的障害児教育課程論Ⅱ 肢体不自由児教育課程論 病弱児指導法 障害児指導法 障害児教育学演習Ⅰ 障害児教育学演習Ⅱ 障害児教育研究法	４単位
第三欄	視覚障害児教育概論 聴覚障害児教育概論 特別支援教育と障害児福祉 重複障害児教育概論 障害児教育教材研究 特別支援教育コーディネーター概論	４単位

4　幼稚園教育実習（幼稚園教諭１種免許取得者）

第二欄	保育内容総論	２単位
	保育内容（音楽表現） 保育内容（絵画造形） 保育内容（ことば） 保育内容（環境） 保育内容（人間関係） 保育内容（健康）	４単位
第三欄	現代教職論	２単位
	生涯発達教育心理学 児童期心理学	２単位
	特別支援教育論	１単位

（事前・事後指導）

第３条　教育実習を履修するためには、教育実習前に、観察実習、教育実習履修ガイダンス、授業設計論等の事前指導のうち、指定されたものを受講しなければならない。

２　研究授業終了後の指導及び実習後に行われる授業実践論等の事後指導については、指定されたものを受講しなければならない。

（申告日）

第４条　教育実習の履修申告日は、学部長が指定した日とする。

（皆勤の原則）

第５条　事前・事後指導及び教育実習については、予定されたすべての日程に出席しなければならない。

（単位の認定）

第６条　単位の認定は、実習校による教育実習の評価等にもとづいて、本学部が行う。

（その他）

第７条　副免の教育実習の履修年次は原則として４年次とする。

２　教育実習の履修を申告する際には、申告者の所属するコース代表又は指導教員の承認を必要とする。

附　則

この細則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

細則３　卒業論文等に関する細則

（総　則）

第１条　本学部履修規程第 18 条に定める卒業論文等の履修、その他に関しては、この細則の定めるところによる。

（履　修）

第２条　卒業論文の履修中に、学則第 32 条第１項及び第２項の規定により休学する者は、あらかじめ指導教員及び学部長の承認を経て期間を延長することができる。

２　その期間の延長は、翌年度の学期または学年の終わりまでとする。

（履修条件）

第３条　卒業論文等の履修申告をするためには履修規程第 20 条に要求する単位のうち 80 単位以上を修得していることを原則とする。

（指導教員）

第４条　卒業論文等の指導教員は原則として本学部教授・准教授・講師とする。

２　必要に応じて本学部の教員を複数指導教員として加えることができる。

３　特別な場合、前項に加えて、教授会の承認を経て、他学部等（保健管理センター等を含む。）の教員も複数指導教員として加えることができる。

（申告日）

第５条　卒業論文等の指導教員および研究題目の履修申告を毎年５月 10 日から５月 12 日に行うこととする。

２　期間中に休日がある場合は、その日数分申告日を延長する。

３　外国の大学へ留学中で、第５条の１項に定めた申告日に直接手続きができない者は、留学中論文指導を行う教員を通じて履修の手続きを行うことができる。

（申告変更）

第６条　卒業論文等の研究題目の変更の申告を毎年 12 月１日に指導教員の指導のもとに行うことができる。

２　当日が休日の場合は翌日を申告日とする。

３　外国の大学へ留学中で、第６条の１項に定めた変更日に直接手続きができない者は、留学中論文指導を行う教員を通じて研究題目の変更の手続きを行うことができる。

（提出期間及び提出方法）

第７条　卒業論文等の提出日は次のとおりとする。

⑴　前期提出の場合、　　毎年８月 28 日から８月 31 日。

⑵　別表に定める「Ａグループ」の学生は、毎年１月 17 日から１月 20 日。

⑶　別表に定める「Ｂグループ」の学生は、毎年１月 28 日から１月 31 日。

２　卒業論文等の提出物は教務グループが、前項で定めた日に、指定された時間内に受理する。

３　期間中に休日がある場合は、その日数分提出期間を延長する。

４　卒業論文等の提出物は、指定された場所に原則として本人が提出する。

グループ	課　　程	コ　ー　ス
Ａグループ	学校教育課程	幼小発達教育コース 言語教育コース
Ｂグループ	学校教育課程	障害児教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース

（その他）
第８条　卒業論文等の内容・評価等に関しては各課程・コースで定める。

附　則
１　この細則は平成 28 年４月１日から施行する。
２　当分の間、第７条２項に述べる受理の時間は、９時から 12 時まで、および、13 時から 17 時までの間とする。
附　則
この細則は令和３年４月１日から施行する。

細則４　履修申告に関する細則

（総　則）
第１条　本学部履修規程第 19 条に定める履修申告に関しては、この細則の定めるところによる。
（申告方法）
第２条　履修申告は、学期の始めの指定された期間に行うものとする。
第３条　集中講義による科目の履修は、前条の規定にかかわらず、その都度、「履修申告票」によって行うものとする。
第４条　履修規程第５条の開放科目及び履修規程第 12 条第１項の他学部の専門科目の履修以外に、「工学部の授業科目聴講願」により、工学部の専門科目を履修することができる。
２　教育実習と二重申告になる場合はこれを認めない。
（申告の確認）
第５条　第２条により履修申告した者は「履修登録一覧表」を受理して、申告内容を確認するものとする。
２　前項の「履修登録一覧表」に登録されていない授業科目については、履修を認めない。
（申告の修正）
第６条　履修申告の修正は、専門科目に限り申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。なお、全学共通教育科目については、特別な事情がある場合を除き修正は認めない。
２　履修人員の偏り、対象学年の相違等の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。
（申告の特別措置）
第７条　外国の大学に留学していたため、第２条の手続きができなかった者は、学部長の承認を受けて、留学前に履修申告した科目を、帰国後、引き続いて履修することができる。

附　則
この細則は平成 28 年４月１日から施行する。
附　則
この細則は令和３年４月１日から施行する。

細則５　追試験に関する細則

（総　則）

第１条　本学部履修規程第 22 条に定める追試験に関しては、この細則の定めるところによる。

（定　義）

第２条　追試験とは、卒業期にあって受験資格のある者が、定期試験を受験できなかった場合、その原因が不可抗力であることを認定されたときに限り、卒業に必要な科目について、特に受験の機会を与えることをいう。

（取　扱）

第３条　追試験の評価は原則として 20％を減ずるものとする。

附　則

この細則は平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は令和３年４月１日から施行する。

卒業要件の単位に含めることが可能な他学部の専門科目・履修方法

（教育学部履修規程第 14 条関係）

１．卒業要件の単位に含めることが可能な他学部の専門科目は、下表に決められた科目とする。

２．修得できる単位数は８単位以内とする。

３．修得した単位は、第１表に定められた自由選択単位に充てるものとする。

４．履修方法は、細則４履修申告に関する細則に準ずる。

卒業要件の単位に含めることが可能な他学部の専門科目一覧

課程名	科目番号	科目名	単位	毎週時数		履修年次	備考
				前期	後期		
学校教育課程		科学教育コース（技術教育系）においては、担当教員が認めた他学部の専門科目					

２　教育学部組織

課　　程	コ　ー　ス
学校教育課程	幼小発達教育コース
	障害児教育コース
	言語教育コース
	生活社会教育コース
	科学教育コース
	芸術身体教育コース
	山梨県小学校教員養成特別教育プログラム

３　卒業に要する最低修得単位数

学校教育課程における卒業に要する最低修得単位数は、次のとおりとする。

課程 / 区分			学校教育課程									
			幼小発達教育コース		障害児教育コース		言語教育コース			生活社会教育コース		
							国語教育系 英語教育系			社会科教育系		
			小1・幼2	幼1・小2	小1・特1	特別P	小1・中2	中1・小2	特別P	小1・中2	中1・小2	特別P
全学共通教育科目	人間形成科目部門		4		4		4			4		
	語学教育科目部門	英語	6		6		6			6		
		未習外国語	4		4		4			4		
		英語・未習外国語	2		2		2			2		
	情報・数理教育科目部門		2		2		2			2		
	教養教育科目部門（注）1		12		12		12			12		
	自発的教養科目部門											
	選択科目（全学共通教育科目）		2		2		2			2		
	小　計		32		32		32			32		
専門科目	学部共通科目		6		6		6			6		
	教職基礎等科目		38	40	35		38	40	38	38	40	38
	教科指導法科目		20	12	20		22	20	22	22	20	22
	教科専門科目		10	4	10		10	4	10	10	4	10
	コース専門科目（注）2		24	30	26		10	26	10	14	26	14
	教育プログラム専門科目					15			15			15
	卒業論文		4		4		4			4		
	小　計		102	96	101	112	90	100	101	94	100	105
自由選択単位(全学共通教育科目･専門科目)			2	8	3	1	14	4	12	10	4	8
総　単　位　数			136		136	145	136		145	136		145

（注）1　日本国憲法（２単位）は必修。

（注）2　言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては選択する「系」の専門に関する科目。

（注）3　全学共通教育科目の詳細については、「山梨大学全学共通教育科目等履修規定」を参照すること。

（注）4　専門科目の詳細については、教育学部履修規定の別表１表から第16表を参照すること。

（注）5　山梨県小学校教員養成特別教育プログラムの学生は、専門科目においては、小学校教員免許状と、取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に上記表の該当するコース・系の「特別Ｐ」の指定する単位を修得しなければならない。

学　校　教　育　課　程															
生活社会教育コース			科学教育コース						芸術身体教育コース						
家政教育系			数学教育系 技術教育系			理科教育系			音楽教育系 美術教育系			保健体育系			
小1・ 中2	中1・ 小2	特別 P	小1・ 中2	中1・ 小2	特別 P	小1・ 中2	中1・ 小2	特別 P	小1・ 中2	中1・ 小2	特別 P	小1・ 中2	中1・ 小2	特別 P
4			4			4			4			4			
6			6			6			6			6			
4			4			4			4			4			
2			2			2			2			2			
2			2			2			2			2			
12			12			12			12			12			
2			2			2			2			2			
32			32			32			32			32			
6			6			6			6			6			
38	40	38	38	40	38	38	40	38	38	40	38	38	40	38	
22	20	22	22	20	22	22	20	22	22	20	22	22	20	22	
10	4	10	10	4	10	10	4	10	10	4	10	10	4	10	
10	26	10	10	26	10	16	26	16	10	26	10	19	26	19	
		15			15			15			15			15	
4			4			4			4			4			
90	100	101	90	100	101	96	100	107	90	100	101	99	100	110	
14	4	12	14	4	12	8	4	6	14	4	12	5	4	3	
136		145	136		145	136		145	136		145	136		145	

４　取得できる学位及び教育職員免許状

卒業要件を充たした者は下記の学位及び教育職員免許状（主免）の取得資格を得ることができる。

課　　程	コ　ー　ス	学　位	取　得　免　許　状
学校教育課程	幼小発達教育コース	学　士 （教育）	小学校教諭１種免許状及び 幼稚園教諭２種免許状 又は 幼稚園教諭１種免許状及び 小学校教諭２種免許状
	障害児教育コース		特別支援学校教諭１種免許状 及び 小学校教諭１種免許状
	言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース		小学校教諭１種免許状及び 中学校教諭２種免許状 又は 中学校教諭１種免許状及び 小学校教諭２種免許状 （中学校教諭の免許状は、所属コースの１教科）
	山梨県小学校教員養成 特別教育プログラム		小学校教諭１種免許状及び 特別支援学校教諭１種免許状 又は 小学校教諭１種免許状及び 中学校教諭２種免許状 （中学校教諭の免許状は、所属コースの１教科）

５　履修規程と開講授業科目との関係

１　開講授業科目は、履修規程の科目一覧の中の科目より、年度毎に決められている。

２　開講授業科目及び時間割一覧の科目番号（時間割番号）の読み方は次のとおりである。

⑴（１～６桁の番号）　科目番号

⑵（７桁目のＡＢＣ）　同一番号の科目であっても期間によって講義内容を全く異にするものについては、これを別の単位として認める。この場合の科目名及び科目番号の７桁目にアルファベットを付して明示する。

⑶（８桁目のＡＢＣ）　同一番号の科目が同じ年度内に２クラス以上開講される科目には、科目番号の８桁目にアルファベットを付して明示する。この場合これらは同一科目であるから、重複して単位を修得することはできない。

６　教育学部履修申告手続

授業科目の履修方法については、教育学部履修規程及び履修申告に関する細則に定められているとおりであるが、その手続き等については、下記のとおりとする。

１　履修申告

履修申告とは、授業科目を履修し、単位を修得するために授業科目の登録を行うことをいう。

この手続きが正しく行われないと、授業及び試験等を受けても単位は与えられないので、十分注意すること。

２　履修申告の手続

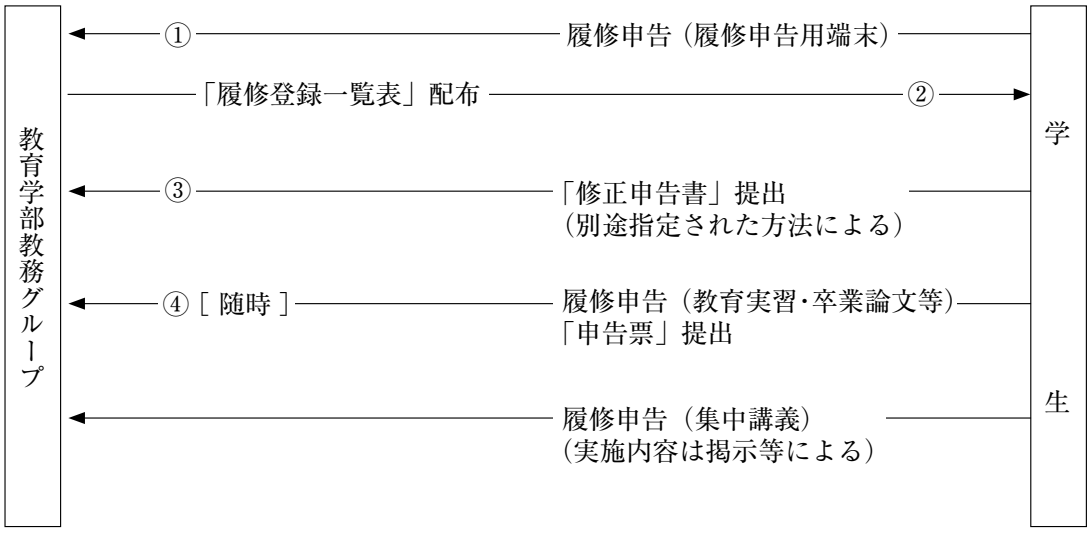

3　履修申告上の注意事項

（1）　上記①～③の期日については、学期のはじめにその都度掲示により指示する。
特別の事情がある場合を除き、指定された日以外は行わない。

（2）　④の教育実習・卒業論文等の履修申告は随時掲示により指示する。

（3）　集中講義の履修申告は、その都度各授業科目ごとに指定された期限内に教育学部教務グループ窓口にて受け付ける。

4　単位の修得方法

上記手続きにより、「履修登録一覧表」に記載された授業科目を受講し、試験等を受け、合格したものについて単位が与えられる。

5　試験の合否

履修申告した授業科目の試験の成績は、「修得単位通知書」により、次学期の履修申告日までに本人に通知するが、通知方法については、その都度掲示等により指示する。

なお、教育学部教務グループにおいては、学生個人に対する成績の発表は一切行わない。

７　教育学部教育職員免許状履修基準

学校教育課程の学生が小学校・中学校・高等学校・幼稚園・特別支援学校の教育職員免許状を取得する場合の履修方法は、次のとおりとする。

目　　次

【小学校教諭普通免許状】…… 116

【中学校教諭普通免許状】
（教科及び教職に関する科目）
各教科共通 …… 117
（内、教科及び教科の指導法に関する科目）
国語 …… 118
社会 …… 119
数学 …… 120
理科 …… 121
音楽 …… 122
美術 …… 123
保健体育 …… 124
技術 …… 125
家庭 …… 126
英語 …… 127

【高等学校教諭普通免許状】
（教科及び教職に関する科目）
各教科共通 …… 128
（内、教科及び教科の指導法に関する科目）
国語 …… 129
書道 …… 129
地理歴史 …… 130
公民 …… 130
数学 …… 131
理科 …… 132
音楽 …… 133
美術 …… 134
保健体育 …… 135
家庭 …… 136
工業 …… 137
英語 …… 138

【幼稚園教諭普通免許状】…… 139

【特別支援学校教諭１種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者)】…… 140

【小学校教諭普通免許状】

教科及び教職に関する科目			要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	1種10 2種4	EEC160	国語科内容論（書写1単位を含む。）	2		1種は、国・社・外から2単位、算・理から2単位、音・体から2単位、生・図・家から2単位を修得すること。 2種は、10教科の中から4単位を修得すること。
		社会		EEC161	社会科内容論	2		
		算数		EEC162	算数科内容論	2		
		理科		EEC163	理科内容論	2		
		生活		EEC168	生活科内容論	2		
		音楽		EEC164	音楽科内容論	2		
		図画工作		EEC166	図画工作科内容論	2		
		家庭		EEC167	家庭科内容論	2		
		体育		EEC165	体育科内容論	2		
		外国語		EEC169	外国語科内容論	2		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	1種20 2種12	EEC151	初等国語科教育学（書写を含む。）	2	◎	1種は必修の10科目を修得すること。 2種は音・図・体のうち、2教科を含み6教科以上、合計12単位以上修得すること。
		社会		EEC152	初等社会科教育学	2	◎	
		算数		EEC153	初等数学科教育学	2	◎	
		理科		EEC154	初等理科教育学	2	◎	
		生活		EEC159	初等生活科教育学	2	◎	
		音楽		EEC155	初等音楽科教育学	2	◎	
		図画工作		EEC156	初等図画工作科教育学	2	◎	
		家庭		EEC158	初等家庭科教育法	2	◎	
		体育		EEC157	初等体育科教育学	2	◎	
		外国語		EEC150	初等外国語科教育学	2	◎	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		1種13 2種11	EEC142 EEC117	教育の現在（教育原理を含む。） 教育学概論	4 2		1科目選択必修 学校教育課程学生は、「教育の現在(教育原理を含む。)」を必修とする。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			EEC141	現代教職論	2	◎	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			EEC421	学校制度・経営論	2	◎	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			EEC103 EEC143	生涯発達教育心理学 児童期心理学	2 2	◎	1種は必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			EEC222	特別支援教育論	1	◎	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			EEC231	教育課程臨床論	2	◎	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		12	EEC147	道徳教育指導論	2	◎	
	総合的な学習の時間の指導法			EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2	◎	
	特別活動の指導法			EEC233	特別活動論	2	◎	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			EEC232	授業分析論	2	◎	
	生徒指導の理論及び方法			EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2	◎	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			EEC235	学校教育相談論	2	◎	

教育実践に関する科目	教育実習	6	EEC341 EEC344 EEC433 EEC282 EEC347	小学校教育実習 小学校教育実習 応用教育実習（小学校） 授業設計論（事前指導） 授業実践論（事後指導）	4 3 3 1 1	 ◎ ◎	┐1科目選択必修
	教職実践演習	2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2	◎	
合　　計		59	要求単位数を満たし、合計 59 単位以上修得すること。				

（注）「EEC344 小学校教育実習」の単位を修得した場合は、幼稚園または中学校の実習の単位を１単位振り替えて教育実習の単位に含むことができる。

【中学校教諭普通免許状】

教科及び教職に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	※教科毎の表を参照すること。 （p.118 ～ p.127）					
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1種 13 2種 11	EEC142 EEC117	教育の現在（教育原理を含む。） 教育学概論	4 2	 	┐1科目選択必修 学校教育課程学生は、「教育の現在(教育原理を含む。)」を必修とする。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		EEC141	現代教職論	2	◎	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		EEC421	学校制度・経営論	2	◎	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		EEC103 EEC118	生涯発達教育心理学 青年期心理学	2 2	◎ 	1種は必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		EEC222	特別支援教育論	1	◎	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		EEC231	教育課程臨床論	2	◎	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	12	EEC147	道徳教育指導論	2	◎	
	総合的な学習の時間の指導法		EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2	◎	
	特別活動の指導法		EEC233	特別活動論	2	◎	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		EEC232	授業分析論	2	◎	
	生徒指導の理論及び方法		EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2	◎	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		EEC235	学校教育相談論	2	◎	
教育実践に関する科目	教育実習	6	EEC342 EEC345 EEC434 EEC282 EEC347	中・高等学校教育実習 中・高等学校教育実習 応用教育実習（中学校） 授業設計論（事前指導） 授業実践論（事後指導）	4 3 3 1 1	 ◎ ◎	┐1科目選択必修
	教職実践演習	2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2	◎	
合　　計		59	要求単位数を満たし、合計 59 単位以上修得すること。				

（注）「EEC345 中・高等学校教育実習」の単位を修得した場合は、幼稚園又は小学校の実習の単位を１単位振り替えて教育実習の単位に含むことができる。

【中学校教諭普通免許状（国語）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	国語学 （音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1種 20 2種 10	EEJ201	国語学概論 （音声言語及び文章表現を含む。）	2	◎	
			EEJ202	国語学演習Ⅰ	2		
			EEJ203	国語学演習Ⅱ	2		
			EEJ204	日本語史	2		
	国文学 （国文学史を含む。）		EEJ211	日本文学概論（国文学史を含む。）	2	◎	
			EEJ212	日本古典文学史	2		
			EEJ213	古典文学演習Ⅰ	2		
			EEJ214	古典文学演習Ⅱ	2		
			EEJ215	近代文学演習Ⅰ	2		
			EEJ216	近代文学演習Ⅱ	2		
			EEJ217	日本文学講読	2		
	漢文学		EEJ221	漢文学概説	2	◎	
			EEJ222	漢文学講読Ⅰ	2		
			EEJ223	漢文学講読Ⅱ	2		
			EEJ224	漢文学演習Ⅰ	2		
			EEJ225	漢文学演習Ⅱ	2		
	書道 （書写を中心とする。）		EEJ231	書写演習Ⅰ	2	◎	
			EEJ232	書写演習Ⅱ	2		
			EEJ236	漢字の書法演習	2		
			EEJ237	仮名の書法演習	2		
			EEJ235	書学概論	2		
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8 2種 2	EEC245	中等国語科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC246	中等国語科教育法Ⅱ	2		1種は、必修
			EEC247	中等国語科教育法Ⅲ	2		1種は、必修
			EEC248	国語科実践史演習Ⅰ	2		
			EEC249	国語科実践史演習Ⅱ	2		
			EEC250	国語科授業開発演習Ⅰ	2		
			EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2		1種は、必修

【中学校教諭普通免許状（社会)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1種 20 2種 14	EES201	日本史概説	2	◎	
			EES202	日本史	2		
			EES203	日本史特殊講義	2		
			EES204	日本史演習Ⅰ	2		
			EES205	日本史演習Ⅱ	2		
			EES206	外国史概説	2	◎	
			EES207	西洋史	2		
			EES301	西洋史特殊講義	2		
			EES208	西洋史演習	2		
			EES209	東洋史	2		
			EES402	歴史学特別演習	2		
	地理学（地誌を含む。）		EES211	地理学概論（地誌・自然地理を含む。）	2	◎	
			EES311	地理学演習	2		
			EES212	地誌学	2		
			EES213	地理学実験	1		
			EES214	自然環境学	2		
			EES313	地理学野外実習Ⅰ	2		
			EES412	地理学野外実習Ⅱ	2		
	「法律学、政治学」		EES221	法律学概説（国際法を含む。）	2	◎	
			EES222	政治学概説（国際政治を含む。）	2		
			EES223	法律学講読Ⅰ	2		
			EES224	法律学講読Ⅱ	2		
			EES321	法律学演習Ⅰ	2		
			EES421	法律学演習Ⅱ	2		
	「社会学、経済学」		EES231	社会学概論	2	◎	
			EES232	社会調査法	2		
			EES334	社会学講読	2		
			EES335	社会学演習Ⅰ	2		
			EES336	社会学演習Ⅱ	2		
			EES233	経済学概論（国際経済を含む。）	2	◎	
			EES234	経済学講読Ⅰ	2		
			EES331	経済学講読Ⅱ	2		
			EES332	経済学演習Ⅰ	2		
			EES333	経済学演習Ⅱ	2		
	「哲学、倫理学、宗教学」		EES241	哲学概論	2		┐1科目選択必修
			EES242	倫理学概論	2		
			EES243	宗教学	2		
			EES341	哲学倫理学演習Ⅰ	2		
			EES342	哲学倫理学演習Ⅱ	2		
			EES244	哲学倫理思想史	2		┘
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8 2種 2	EEC252	中等社会科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC253	中等社会科教育法Ⅱ	2		1種は、必修
			EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2		1種は、必修
			EEC255	中等社会・公民教育法	2		1種は、必修

【中学校教諭普通免許状（数学)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	代数学	1種 20 2種 10	EEM101	線形代数学Ⅰ	2	◎	
			EEM102	線形代数学Ⅱ	2		
			EEM201	群の構造	2		
			EEM301	代数的構造	2		
	幾何学		EEM211	集合と写像	2		
			EEM212	立体の幾何学	2	◎	
			EEM311	曲面の幾何学	2		
	解析学		EEM121	微分積分学Ⅰ	2		
			EEM122	微分積分学Ⅱ	2		
			EEM221	関数と数列	2	◎	
			EEM222	微分方程式	2		
			EEM321	複素関数Ⅰ	2		
			EEM322	複素関数Ⅱ	2		
			EEM323	関数の空間	2		
	「確率論、統計学」		EEM231	確率論	2	◎	
			EEM232	数理統計学	2		
	コンピュータ		EEM241	コンピュータ	2	◎	
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8 2種 2	EEC256	中等数学科教育法Ⅰ	2		1種は、3科目必修 2種は、1科目選択必修
			EEC257	中等数学科教育法Ⅱ	2		
			EEC258	中等数学科教育法Ⅲ	2		
			EEC331	数学教育学習論	2		1種は、必修
			EEC332	数学教育課程論	2		

【中学校教諭普通免許状（理科）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	物理学	1種 20 2種 12	EEN201	物理学一般	2	◎	
			EEN101	物理数学	2		
			EEN202	力学	2		┐1種は1科目
			EEN203	電磁気学	2		├選択必修
			EEN301	量子力学	2		├
			EEN302	熱力学	2		┘
			EEN303	物理学セミナリーⅠ	2		
			EEN304	物理学セミナリーⅡ	2		
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		EEN204	物理学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	◎	
			EEN205	物理学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		
	化学		EEN211	化学一般	2	◎	
			EEN212	有機化学	2		┐1種は1科目
			EEN213	無機化学	2		┘選択必修
			EEN311	化学セミナリーⅠ	2		
			EEN312	化学セミナリーⅡ	2		
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）		EEN214	化学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	◎	
			EEN215	化学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		
	生物学		EEN121	生物学一般	2	◎	
			EEN221	多様性生物論	2		┐1種は1科目
			EEN222	植物学	2		┘選択必修
			EEN321	生物学セミナリーⅠ	2		
			EEN322	生物学セミナリーⅡ	2		
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		EEN122	生物学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	◎	
			EEN123	生物学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		
			EEN224	野外生物学実習Ⅰ	1		
			EEN323	野外生物学実習Ⅱ	1		
	地学		EEN131	地学一般	2	◎	
			EEN231	地球環境史	2		┐1種は1科目
			EEN232	地球変動学	2		┘選択必修
			EEN331	地学セミナリーⅠ	2		
			EEN332	地学セミナリーⅡ	2		
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）		EEN132	地学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	◎	
			EEN133	地学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		
			EEN134	野外地学実習Ⅰ	1		
			EEN233	野外地学実習Ⅱ	1		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8 2種 2	EEC259	中等理科教育法	2	◎	
			EEC289	理科教育教材分析論Ⅰ	2		1種は、必修
			EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2		1種は、必修
			EEC431	理科教育学原論	2		
			EEC432	理科教育課程論	2		1種は、必修
			EEC333	理科教育学実験	1		

【中学校教諭普通免許状（音楽）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	ソルフェージュ	1種 20	EEU101	ソルフェージュ基礎	2		
			EEU201	ソルフェージュ実習	1	◎	
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	2種 10	EEU114	声楽演習Ⅰ	2		
			EEU115	声楽演習Ⅱ	2		
			EEU211	声楽実習Ⅰ（日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	◎	
			EEU212	声楽実習Ⅱ	1		
			EEU213	合唱Ⅰ	1	◎	
			EEU113	合唱Ⅱ	1		
			EEU312	声楽特講	2		
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）		EEU126	ピアノ演習Ⅰ	2		
			EEU127	ピアノ演習Ⅱ	2		
			EEU221	ピアノ実習Ⅰ	1	◎	
			EEU222	ピアノ実習Ⅱ	1		
			EEU321	ピアノアンサンブルⅠ	1		
			EEU322	ピアノアンサンブルⅡ	1		
			EEU223	邦楽器実習	1	◎	
			EEU224	合奏法（伴奏法を含む。）	1	◎	
			EEU123	管・弦・打楽器実習Ⅰ	1		
			EEU124	管・弦・打楽器実習Ⅱ	1		
			EEU125	管・弦・打楽器実習Ⅲ	1		
			EEU324	ピアノ特講	2		
	指揮法		EEU231	指揮法	1	◎	
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		EEU141	作曲基礎演習Ⅰ	2		
			EEU142	作曲基礎演習Ⅱ	2		
			EEU241	音楽理論Ⅰ（作曲法及び編曲法を含む。）	1	◎	
			EEU242	音楽理論Ⅱ	1		
			EEU345	現代音楽演習	2		
			EEU243	音楽史Ⅰ（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	2	◎	
			EEU342	音楽史Ⅱ	2		
			EEU246	日本伝統音楽演習	2		
			EEU346	音楽学特講	2		
			EEU347	作曲特講	2		
			EEU245	楽曲分析	2		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8	EEC263	中等音楽科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC264	中等音楽科教育法Ⅱ	2		1種は、必修
		2種 2	EEC291	音楽科教育演習Ⅰ	2		1種は、必修
			EEC292	音楽科教育演習Ⅱ	2		1種は、必修

【中学校教諭普通免許状（美術）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	絵画 （映像メディア表現を含む。）	1種 20 2種 10	EEA201	ドローイング基礎	1		
			EEA202	造形計画演習 （映像メディア表現を含む。）	2	◎	
			EEA203	絵画表現	1		
			EEA204	版表現	1		
			EEA205	絵画理論	2		
	彫刻		EEA211	彫塑	1	◎	
			EEA212	立体造形	1		
			EEA213	実材彫刻	1		
			EEA214	総合造形論	2		
			EEA215	彫刻理論	2		
	デザイン （映像メディア表現を含む。）		EEA221	視覚伝達デザイン （映像メディア表現を含む。）	2	◎	
			EEA222	基礎構成	2		
			EEA223	図形科学	2		
			EEA224	プランニング	2		
			EEA225	環境デザイン	2		
			EEA226	生産デザイン	2		
			EEA227	プレゼンテーション	2		
	工芸		EEA231	木材工芸	1	◎	
			EEA232	金属工芸	1		
			EEA233	ガラス工芸	1		
			EEA236	陶芸基礎演習	2		
			EEA235	工芸文化論	2		
	美術理論・美術史 （鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		EEA241	美術理論	2	◎	
			EEA242	美術史Ⅰ（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2	◎	
			EEA243	美術史Ⅱ	2		
			EEA245	芸術学演習	2		
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8 2種 2	EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2		1種は、必修
			EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2		1種は、必修
			EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2		1種は、必修

【中学校教諭普通免許状（保健体育）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	体育実技	1種 20 2種 19	EEP101	体操	1	◎	
			EEP102	陸上	1	◎	
			EEP113	球技Ⅰ（ネット型ゲーム）	1		┐2科目選択必修
			EEP114	球技Ⅱ（ゴール型ゲームA）	1		┤
			EEP115	球技Ⅲ（ゴール型ゲームB）	1		┤
			EEP116	球技Ⅳ（ベースボール型ゲーム）	1		┘
			EEP107	ダンス	1	◎	
			EEP117	武道・体つくり運動	1	◎	
			EEP112	水泳	1	◎	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		EEP211	体育原理	2		┐1科目選択必修
			EEP212	体育経営管理学	2		┤
			EEP213	体育社会学	2		┤
			EEP214	体育心理学	2		┘
			EEP216	運動学（運動方法学と体育心理学を含む。）	2	◎	
	生理学（運動生理学を含む。）		EEP121	解剖・人体生理学Ⅰ	2		
			EEP122	解剖・人体生理学Ⅱ	2		
			EEP221	運動生理学	2	◎	
			EEP223	栄養学	2		
	衛生学・公衆衛生学		EEP231	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	◎	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		EEP241	学校保健管理（小児保健・学校安全・精神保健を含む。）	2	◎	
			EEC121	発育・発達	2		
			EEP141	健康・体力診断実習Ⅰ	1		
			EEP142	健康・体力診断実習Ⅱ	1		
			EEC120	救急処置看護法及び実習	2	◎	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8 2種 2	EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2		1種は、必修
			EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2		1種は、必修
			EEC274	保健体育科教育法Ⅱ	2		1種は、必修

【中学校教諭普通免許状（技術）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	木材加工（製図及び実習を含む。）	1種 20 2種 10	EET101	木材工学	2		
			EET201	木材加工実習	1	◎	
			EET202	木工設計製図	1	◎	
	金属加工（製図及び実習を含む。）		EET211	金工設計製図	1	◎	
			EET111	金属工学	2		
			EET112	材料加工学	2		
			EET212	金属加工実習Ⅰ	1	◎	
			EET213	金属加工実習Ⅱ	1		
	機械（実習を含む。）		EET221	機械工学Ⅰ	2		
			EET222	機械工学Ⅱ	2		
			EET223	機械基礎力学	2		
			EET224	機械工学演習	2		
			EET225	機械基礎実習Ⅰ	1	◎	
			EET226	機械基礎実習Ⅱ	1	◎	
			EET321	機械基礎演習	2		
	電気（実習を含む。）		EET131	電磁気学	2		
			EET132	電気回路	2		
			EET231	電子工学概論	2		
			EET232	電気応用概論	2		
			EET233	電気基礎実習	1	◎	
			EET331	電子工学実習	1		
	栽培（実習を含む。）		EET241	栽培学（実習を含む。）	2	◎	
	情報とコンピュータ（実習を含む。）		EET251	情報概論Ⅰ	2		
			EET252	情報概論Ⅱ	2		
			EET253	論理回路	2		
			EET254	計算機実習Ⅰ	1	◎	
			EET255	計算機実習Ⅱ	1		
			EET256	論理回路実習	1		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8 2種 2	EEC278	中等技術科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC279	中等技術科教育法Ⅱ	2		1種は、必修
			EEC337	中等技術科教育演習Ⅰ	2		1種は、必修
			EEC338	中等技術科教育演習Ⅱ	2		1種は、必修

【中学校教諭普通免許状（家庭）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	家庭経営学 （家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1種 20 2種 10	EEK201	家庭経営学概論（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	2	◎	
			EEK202	生活学概論	2		
			EEK203	家庭経済学	2		1種は、必修
			EEK204	家族関係論	2		
	被服学 （被服製作実習を含む。）		EEK211	衣生活論	2		1種は、必修
			EEK311	被服科学	2		
			EEK212	被服学概論（被服製作実習を含む。）	2	◎	
			EEK312	被服科学実験	2		
			EEK313	衣文化論	2		
	食物学 （栄養学、食品学及び調理実習を含む。）		EEK221	食物学概論（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	2	◎	
			EEK222	食品栄養学	2		
			EEK321	食生活論	2		
			EEK223	調理学実習	2		1種は、必修
			EEK322	食物学実験	2		
	住居学		EEK231	住居学概論	2	◎	
			EEK232	住居設計・製図	2		1種は、必修
			EEK331	住環境論	2		
			EEK332	住生活論	2		
			EEK333	住居学演習	2		
	保育学 （実習を含む。）		EEK241	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	2	◎	
			EEK341	子ども文化論	2		
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8 2種 2	EEC275	中等家庭科教育法第一	2	◎	
			EEC276	中等家庭科教育法第二	2		1種は、必修
			EEC293	中等家庭科授業演習Ⅰ	2		1種は、必修
			EEC349	中等家庭科授業演習Ⅱ	2		1種は、必修
			EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2		
			EEC336	家庭科教育学Ⅱ	2		

【中学校教諭普通免許状（英語)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	英語学	1種 20 2種 10	EEL201	言語学概論	2	◎	
			EEL301	英語学概論	2		
			EEL202	英語史概説	2		
			EEL203	英文法演習	2		
			EEL204	英語発音法	2		
			EEL205	英語学演習Ⅰ	2		
			EEL206	英語学演習Ⅱ	2		
			EEL231	日英対照言語学	2		
	英語文学		EEL211	イギリス文学史	2		
			EEL212	アメリカ文学史	2		
			EEL213	英米文学演習Ⅰ	2		┐1科目選択必修
			EEL311	英米文学演習Ⅱ	2		
			EEL312	英米文学講義	2		
			EEL214	英米文学講読Ⅰ	2		
			EEL215	英米文学講読Ⅱ	2		
	英語コミュニケーション		EEL221	英語ライティング演習	2	◎	
			EEL222	英語スピーチ演習	2		
			EEL223	英語会話	2	◎	
	異文化理解		EEL331	異文化理解Ⅰ	2		┐1科目選択必修
			EEL332	異文化理解Ⅱ	2		
			EEL334	異文化間コミュニケーション	2		
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		1種 8 2種 2	EEC241	中等英語科教育法	2	◎	
			EEC287	英語教育の諸問題Ⅰ（評価法）	2		1種は、必修
			EEC243	英語教育教材・教具論	2		1種は、必修
			EEC288	英語授業実践演習	2		1種は、必修

【高等学校教諭普通免許状】

教科及び教職に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	※教科毎の表を参照すること。（p.129 ～ p.138）					
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	13	EEC142 EEC117	教育の現在（教育原理を含む。） 教育学概論	4 2		1科目選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		EEC141	現代教職論	2	◎	学校教育課程学生は、「教育の現在(教育原理を含む。)」を必修とする。
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		EEC421	学校制度・経営論	2	◎	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		EEC103 EEC118	生涯発達教育心理学 青年期心理学	2 2	◎ ◎	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		EEC222	特別支援教育論	1	◎	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		EEC231	教育課程臨床論	2	◎	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	10	EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2	◎	
	特別活動の指導法		EEC233	特別活動論	2	◎	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		EEC232	授業分析論	2	◎	
	生徒指導の理論及び方法		EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2	◎	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		EEC235	学校教育相談論	2	◎	
教育実践に関する科目	教育実習	5	EEC342 EEC345 EEC438 EEC282 EEC347	中・高等学校教育実習 中・高等学校教育実習 高等学校教育実習 授業設計論（事前指導） 授業実践論（事後指導）	4 3 3 1 1	 ◎ ◎	1科目選択必修
	教職実践演習	2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2	◎	
大学が独自に設定する科目			EEC147	道徳教育指導論	2		
合計		59	要求単位数を満たし、合計59単位以上修得すること。				

【高等学校教諭普通免許状（国語)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	20	EEJ201	国語学概論 (音声言語及び文章表現を含む。)	2	◎	
			EEJ202	国語学演習Ⅰ	2		
			EEJ203	国語学演習Ⅱ	2		
			EEJ204	日本語史	2		
	国文学 (国文学史を含む。)		EEJ211	日本文学概論（国文学史を含む。)	2	◎	
			EEJ212	日本古典文学史	2		
			EEJ213	古典文学演習Ⅰ	2		
			EEJ214	古典文学演習Ⅱ	2		
			EEJ215	近代文学演習Ⅰ	2		
			EEJ216	近代文学演習Ⅱ	2		
			EEJ217	日本文学講読	2		
	漢文学		EEJ221	漢文学概説	2	◎	
			EEJ222	漢文学講読Ⅰ	2		
			EEJ223	漢文学講読Ⅱ	2		
			EEJ224	漢文学演習Ⅰ	2		
			EEJ225	漢文学演習Ⅱ	2		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		4	EEC245	中等国語科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC246	中等国語科教育法Ⅱ	2		
			EEC247	中等国語科教育法Ⅲ	2		*
			EEC248	国語科実践史演習Ⅰ	2		*印の科目から1科目選択必修
			EEC249	国語科実践史演習Ⅱ	2		
			EEC250	国語科授業開発演習Ⅰ	2		
			EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2		*

【高等学校教諭普通免許状（書道)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	書道 (書写を含む。)	20	EEJ231	書写演習Ⅰ	2	◎	
			EEJ232	書写演習Ⅱ	2	◎	
			EEJ236	漢字の書法演習	2	◎	
			EEJ237	仮名の書法演習	2	◎	
			EEJ235	書学概論	2	◎	
	書道史		EEJ241	書道史	2	◎	
	「書論、鑑賞」		EEJ244	書論講読	2	◎	
			EEJ245	名跡鑑賞	2	◎	
	「国文学、漢文学」		EEJ211	日本文学概論（国文学史を含む。)	2	◎	
			EEJ212	日本古典文学史	2		
			EEJ213	古典文学演習Ⅰ	2		
			EEJ214	古典文学演習Ⅱ	2		
			EEJ215	近代文学演習Ⅰ	2		
			EEJ216	近代文学演習Ⅱ	2		
			EEJ217	日本文学講読	2		
			EEJ221	漢文学概説	2	◎	
			EEJ222	漢文学講読Ⅰ	2		
			EEJ223	漢文学講読Ⅱ	2		
			EEJ224	漢文学演習Ⅰ	2		
			EEJ225	漢文学演習Ⅱ	2		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		4	EEC280	書道科教育学Ⅰ	2	◎	
			EEC281	書道科教育学Ⅱ	2	◎	

【高等学校教諭普通免許状（地理歴史)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	日本史	20	EES201	日本史概説	2	◎	
			EES202	日本史	2		
			EES203	日本史特殊講義	2		
			EES204	日本史演習Ⅰ	2		
			EES205	日本史演習Ⅱ	2		
	外国史		EES206	外国史概説	2	◎	
			EES207	西洋史	2		
			EES301	西洋史特殊講義	2		
			EES208	西洋史演習	2		
			EES209	東洋史	2		
			EES402	歴史学特別演習	2		
	人文地理学・自然地理学		EES211	地理学概論（地誌･自然地理を含む。）	2	◎	
			EES311	地理学演習	2		
			EES213	地理学実験	1		
			EES214	自然環境学	2		
			EES313	地理学野外実習Ⅰ	2		
			EES412	地理学野外実習Ⅱ	2		
	地誌		EES212	地誌学	2	◎	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		4	EEC339	地理歴史科教育法	2	◎	
			EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	◎	

【高等学校教諭普通免許状（公民)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。)、政治学（国際政治を含む。)」	20	EES221	法律学概説（国際法を含む。）	2	◎	
			EES222	政治学概説（国際政治を含む。）	2		
			EES223	法律学講読Ⅰ	2		
			EES224	法律学講読Ⅱ	2		
			EES321	法律学演習Ⅰ	2		
			EES421	法律学演習Ⅱ	2		
	「社会学、経済学（国際経済を含む。)」		EES231	社会学概論	2	◎	
			EES232	社会調査法	2		
			EES334	社会学講読	2		
			EES335	社会学演習Ⅰ	2		
			EES336	社会学演習Ⅱ	2		
			EES233	経済学概論（国際経済を含む。）	2	◎	
			EES234	経済学講読Ⅰ	2		
			EES331	経済学講読Ⅱ	2		
			EES332	経済学演習Ⅰ	2		
			EES333	経済学演習Ⅱ	2		
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		EES241	哲学概論	2		┐1科目選択必修
			EES242	倫理学概論	2		
			EES243	宗教学	2		
			EES341	哲学倫理学演習Ⅰ	2		
			EES342	哲学倫理学演習Ⅱ	2		
			EES244	哲学倫理思想史	2		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		4	EEC340	公民科教育法	2	◎	
			EEC255	中等社会・公民教育法	2	◎	

【高等学校教諭普通免許状（数学)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	代数学	20	EEM101 EEM102 EEM201 EEM301	線形代数学Ⅰ 線形代数学Ⅱ 群の構造 代数的構造	2 2 2 2	◎	
	幾何学		EEM211 EEM212 EEM311	集合と写像 立体の幾何学 曲面の幾何学	2 2 2	◎	
	解析学		EEM121 EEM122 EEM221 EEM222 EEM321 EEM322 EEM323	微分積分学Ⅰ 微分積分学Ⅱ 関数と数列 微分方程式 複素関数Ⅰ 複素関数Ⅱ 関数の空間	2 2 2 2 2 2 2	◎	
	「確率論、統計学」		EEM231 EEM232	確率論 数理統計学	2 2	◎	
	コンピュータ		EEM241	コンピュータ	2	◎	
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		4	EEC256 EEC257 EEC258 EEC331 EEC332	中等数学科教育法Ⅰ 中等数学科教育法Ⅱ 中等数学科教育法Ⅲ 数学教育学習論 数学教育課程論	2 2 2 2 2	◎ ◎	

【高等学校教諭普通免許状（理科）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	物理学	20	EEN201	物理学一般	2	◎	
			EEN101	物理数学	2		
			EEN202	力学	2		┐
			EEN203	電磁気学	2		├ 1科目選択必修
			EEN301	量子力学	2		├
			EEN302	熱力学	2		┘
			EEN303	物理学セミナリーⅠ	2		
			EEN304	物理学セミナリーⅡ	2		
	化学		EEN211	化学一般	2	◎	
			EEN212	有機化学	2		┐
			EEN213	無機化学	2		├ 1科目選択必修
			EEN311	化学セミナリーⅠ	2		
			EEN312	化学セミナリーⅡ	2		┘
	生物学		EEN121	生物学一般	2	◎	
			EEN221	多様性生物論	2		┐
			EEN222	植物学	2		├ 1科目選択必修
			EEN321	生物学セミナリーⅠ	2		
			EEN322	生物学セミナリーⅡ	2		┘
	地学		EEN131	地学一般	2	◎	
			EEN231	地球環境史	2		┐
			EEN232	地球変動学	2		├ 1科目選択必修
			EEN331	地学セミナリーⅠ	2		
			EEN332	地学セミナリーⅡ	2		┘
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」		EEN204	物理学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	◎	
			EEN205	物理学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		
			EEN214	化学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	◎	
			EEN215	化学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		
			EEN122	生物学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	◎	
			EEN123	生物学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		
			EEN224	野外生物学実習Ⅰ	1		
			EEN323	野外生物学実習Ⅱ	1		
			EEN132	地学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。）	1	◎	
			EEN133	地学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。）	1		
			EEN134	野外地学実習Ⅰ	1		
			EEN233	野外地学実習Ⅱ	1		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		4	EEC259	中等理科教育法	2	◎	
			EEC289	理科教育教材分析論Ⅰ	2	◎	
			EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2		
			EEC431	理科教育学原論	2		
			EEC432	理科教育課程論	2		
			EEC333	理科教育学実験	1		

【高等学校教諭普通免許状(音楽)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	ソルフェージュ	20	EEU101	ソルフェージュ基礎	2		
			EEU201	ソルフェージュ実習	1	◎	
	声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		EEU114	声楽演習Ⅰ	2		
			EEU115	声楽演習Ⅱ	2		
			EEU211	声楽実習Ⅰ (日本の伝統的な歌唱を含む。)	1	◎	
			EEU212	声楽実習Ⅱ	1		
			EEU213	合唱Ⅰ	1	◎	
			EEU113	合唱Ⅱ	1		
			EEU312	声楽特講	2		
	器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		EEU126	ピアノ演習Ⅰ	2		
			EEU127	ピアノ演習Ⅱ	2		
			EEU221	ピアノ実習Ⅰ	1	◎	
			EEU222	ピアノ実習Ⅱ	1		
			EEU321	ピアノアンサンブルⅠ	1		
			EEU322	ピアノアンサンブルⅡ	1		
			EEU223	邦楽器実習	1	◎	
			EEU224	合奏法(伴奏法を含む。)	1	◎	
			EEU123	管・弦・打楽器実習Ⅰ	1		
			EEU124	管・弦・打楽器実習Ⅱ	1		
			EEU125	管・弦・打楽器実習Ⅲ	1		
			EEU324	ピアノ特講	2		
	指揮法		EEU231	指揮法	1	◎	
	音楽理論・作曲法 (編曲法を含む。)・ 音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		EEU141	作曲基礎演習Ⅰ	2		
			EEU142	作曲基礎演習Ⅱ	2		
			EEU241	音楽理論Ⅰ (作曲法及び編曲法を含む。)	1	◎	
			EEU242	音楽理論Ⅱ	1		
			EEU345	現代音楽演習	2		
			EEU243	音楽史Ⅰ(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	2	◎	
			EEU342	音楽史Ⅱ	2		
			EEU246	日本伝統音楽演習	2		
			EEU346	音楽学特講	2		
			EEU347	作曲特講	2		
			EEU245	楽曲分析	2		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		4	EEC263	中等音楽科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC264	中等音楽科教育法Ⅱ	2	◎	
			EEC291	音楽科教育演習Ⅰ	2		
			EEC292	音楽科教育演習Ⅱ	2		

【高等学校教諭普通免許状（美術）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	絵画 （映像メディア表現を含む。）	20	EEA201	ドローイング基礎	1		
			EEA202	造形計画演習 （映像メディア表現を含む。）	2	◎	
			EEA203	絵画表現	1		
			EEA204	版表現	1		
			EEA205	絵画理論	2		
	彫刻		EEA211	彫塑	1	◎	
			EEA212	立体造形	1		
			EEA213	実材彫刻	1		
			EEA214	総合造形論	2		
			EEA215	彫刻理論	2		
	デザイン （映像メディア表現を含む。）		EEA221	視覚伝達デザイン （映像メディア表現を含む。）	2	◎	
			EEA222	基礎構成	2		
			EEA223	図形科学	2		
			EEA224	プランニング	2		
			EEA225	環境デザイン	2		
			EEA226	生産デザイン	2		
			EEA227	プレゼンテーション	2		
	美術理論・美術史 （鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		EEA241	美術理論	2	◎	
			EEA242	美術史Ⅰ（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2	◎	
			EEA243	美術史Ⅱ	2		
			EEA245	芸術学演習	2		
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		4	EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2	◎	
			EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2		
			EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2		

【高等学校教諭普通免許状（保健体育）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	体育実技	20	EEP101	体操	1	◎	
			EEP102	陸上	1	◎	
			EEP113	球技Ⅰ（ネット型ゲーム）	1		２科目選択必修
			EEP114	球技Ⅱ（ゴール型ゲームＡ）	1		
			EEP115	球技Ⅲ（ゴール型ゲームＢ）	1		
			EEP116	球技Ⅳ（ベースボール型ゲーム）	1		
			EEP107	ダンス	1	◎	
			EEP117	武道・体つくり運動	1	◎	
			EEP112	水泳	1	◎	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		EEP211	体育原理	2		１科目選択必修
			EEP212	体育経営管理学	2		
			EEP213	体育社会学	2		
			EEP214	体育心理学	2		
			EEP216	運動学（運動方法学と体育心理学を含む。）	2	◎	
	生理学（運動生理学を含む。）		EEP121	解剖・人体生理学Ⅰ	2		
			EEP122	解剖・人体生理学Ⅱ	2		
			EEP221	運動生理学	2	◎	
			EEP223	栄養学	2		
	衛生学・公衆衛生学		EEP231	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	◎	
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		EEP241	学校保健管理（小児保健・学校安全・精神保健を含む。）	2	◎	
			EEC121	発育・発達	2		
			EEP141	健康・体力診断実習Ⅰ	1		
			EEP142	健康・体力診断実習Ⅱ	1		
			EEC120	救急処置看護法及び実習	2	◎	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		4	EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2	◎	
			EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2		
			EEC274	保健体育科教育法Ⅱ	2		

【高等学校教諭普通免許状（家庭）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	22	EEK201	家庭経営学概論（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	2	◎	
			EEK202	生活学概論	2		
			EEK203	家庭経済学	2	◎	
			EEK204	家族関係論	2		
	被服学（被服製作実習を含む。）		EEK211	衣生活論	2	◎	
			EEK311	被服科学	2		
			EEK212	被服学概論（被服製作実習を含む。）	2	◎	
			EEK312	被服科学実験	2		
			EEK313	衣文化論	2		
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）		EEK221	食物学概論（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	2	◎	
			EEK222	食品栄養学	2		
			EEK321	食生活論	2		
			EEK223	調理学実習	2	◎	
			EEK322	食物学実験	2		
	住居学（製図を含む。）		EEK231	住居学概論	2	◎	
			EEK232	住居設計・製図	2	◎	
			EEK331	住環境論	2		
			EEK332	住生活論	2		
			EEK333	住居学演習	2		
	保育学（実習及び家庭看護を含む。）		EEK241	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	2	◎	
			EEK341	子ども文化論	2		
	家庭電気・家庭機械・情報処理		EEK151	家庭電気・機械	2	◎	
			EEK152	情報処理	2	◎	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		4	EEC275	中等家庭科教育法第一	2	◎	
			EEC276	中等家庭科教育法第二	2		
			EEC293	中等家庭科授業演習Ⅰ	2		┐1科目選択必修
			EEC349	中等家庭科授業演習Ⅱ	2		
			EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2		
			EEC336	家庭科教育学Ⅱ	2		

【高等学校教諭普通免許状（工業)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	20	EET211	金工設計製図	1	◎	
			EET111	金属工学	2		
			EET112	材料加工学	2		
			EET212	金属加工実習Ⅰ	1	◎	
			EET213	金属加工実習Ⅱ	1		
			EET221	機械工学Ⅰ	2		
			EET222	機械工学Ⅱ	2		
			EET223	機械基礎力学	2		
			EET224	機械工学演習	2		
			EET225	機械基礎実習Ⅰ	1	◎	
			EET226	機械基礎実習Ⅱ	1	◎	
			EET321	機械基礎演習	2		
			EET131	電磁気学	2		
			EET132	電気回路	2		
			EET231	電子工学概論	2		
			EET232	電気応用概論	2		
			EET233	電気基礎実習	1	◎	
			EET331	電子工学実習	1		
			EET251	情報概論Ⅰ	2		
			EET252	情報概論Ⅱ	2		
			EET253	論理回路	2		
			EET254	計算機実習Ⅰ	1	◎	
			EET255	計算機実習Ⅱ	1		
			EET256	論理回路実習	1		
	職業指導		EET461	職業指導	2	◎	
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		4	EEC296	工業科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC350	工業科教育法Ⅱ	2	◎	

【高等学校教諭普通免許状（英語)】

教科及び教科の指導法に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
教科に関する専門的事項	英語学	20	EEL201	言語学概論	2	◎	
			EEL301	英語学概論	2		
			EEL202	英語史概説	2		
			EEL203	英文法演習	2		
			EEL204	英語発音法	2		
			EEL205	英語学演習Ⅰ	2		
			EEL206	英語学演習Ⅱ	2		
			EEL231	日英対照言語学	2		
	英語文学		EEL211	イギリス文学史	2		
			EEL212	アメリカ文学史	2		
			EEL213	英米文学演習Ⅰ	2		┐
			EEL311	英米文学演習Ⅱ	2		┘1科目選択必修
			EEL312	英米文学講義	2		
			EEL214	英米文学講読Ⅰ	2		
			EEL215	英米文学講読Ⅱ	2		
	英語コミュニケーション		EEL221	英語ライティング演習	2	◎	
			EEL222	英語スピーチ演習	2		
			EEL223	英語会話	2	◎	
	異文化理解		EEL331	異文化理解Ⅰ	2		┐
			EEL332	異文化理解Ⅱ	2		┘1科目選択必修
			EEL334	異文化間コミュニケーション	2		
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		4	EEC241	中等英語科教育法	2	◎	
			EEC287	英語教育の諸問題Ⅰ（評価法）	2	◎	
			EEC243	英語教育教材・教具論	2		
			EEC288	英語授業実践演習	2		

【幼稚園教諭普通免許状】

教科及び教職に関する科目			要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	1種16 2種12	EEI246	保育内容（健康）	2		1種は必修
		環境		EEI245	保育内容（環境）	2		1種は必修
		人間関係		EEI244	保育内容（人間関係）	2		1種は2科目必修 2種は1科目選択必修
		言葉		EEI243	保育内容（ことば）	2		
		表現		EEI241 EEI242	保育内容（音楽表現） 保育内容（絵画造形）	2 2		1科目選択必修
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			EEI231 EEI141 EEI142 EEI143 EEI144	保育内容総論 保育実践演習Ⅰ 保育実践演習Ⅱ 保育実践演習Ⅲ 保育実践演習Ⅳ	2 1 1 1 1	◎ ◎ ◎	 1種は必修 1種は必修
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		1種15 2種13	EEC142 EEC117	教育の現在（教育原理を含む。） 教育学概論	4 2		1科目選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			EEC141	現代教職論	2	◎	学校教育課程学生は、「教育の現在(教育原理を含む。)」を必修とする。
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			EEI131 EEC421	保育・幼児教育制度論 学校制度・経営論	2 2	◎ ◎	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			EEC103 EEC143	生涯発達教育心理学 児童期心理学	2 2	◎	1種は必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			EEC222	特別支援教育論	1	◎	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			EEC231	教育課程臨床論	2	◎	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		6	EEC232	授業分析論	2	◎	
	幼児理解の理論及び方法			EEI132	幼児の発達理解とカウンセリング・マインド	2	◎	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法の内容を含む。
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			EEC235	学校教育相談論	2	◎	
教育実践に関する科目	教育実習		6	EEC343 EEC346 EEC435 EEC282 EEC347	幼稚園教育実習 幼稚園教育実習 応用教育実習（幼稚園） 授業設計論（事前指導） 授業実践論（事後指導）	4 3 3 1 1	 ◎ ◎	1科目選択必修
	教職実践演習		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2	◎	
大学が独自に設定する科目				EED306 EED221	保育思想演習 継続観察実習	2 2		
合計			51	1種はそれぞれの要求単位数を満たし、合計51単位以上修得すること。				

（注）1　保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）の科目のうち、下記の科目を振り替えて使用することができる。
・EEC156　初等図画工作科教育学　→EEI143　保育実践演習Ⅲ　及び　EEI144　保育実践演習Ⅳ

2　「EEC346 幼稚園教育実習」の単位を修得した場合は、小学校又は中学校の実習の単位を1単位振り替えて教育実習の単位に含むことができる。

【特別支援学校教諭１種免許状　（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者)】

特別支援教育に関する科目		要求単位数	科目番号	授業科目	単位	必選	備考
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	EEH101 EEH102	特別支援教育総論Ⅰ 特別支援教育総論Ⅱ	2 2	◎	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	8	EEH201 EEH202 EEH203 EEH204 EEH205 EEH301 EEH302	知的障害児心理学Ⅰ 知的障害児心理学Ⅱ 肢体不自由児心理学 病弱児心理学 病弱児者生理・病理学 障害児心理学演習Ⅰ 障害児心理学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎ 	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	8	EEH211 EEH212 EEH213 EEH214 EEH215 EEH311 EEH312	知的障害児教育課程論Ⅰ 知的障害児教育課程論Ⅱ 肢体不自由児教育課程論 病弱児指導法 障害児指導法 障害児教育学演習Ⅰ 障害児教育学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎ 	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		EEH313	障害児教育研究法	1		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		5	EEH221 EEH222 EEH223 EEH224 EEH321 EEH225	視覚障害児教育概論 聴覚障害児教育概論 特別支援教育と障害児福祉 重複障害児教育概論 障害児教育教材研究 特別支援教育コーディネーター概論	1 1 2 1 1 1	◎ ◎ ◎ ◎	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	EEH331 EEC436 EEH431	教育実習（特別支援学校） (事前･事後指導1単位含む。) 教育実習（特別支援学校） (事前･事後指導1単位含む。) 応用教育実習(特別支援学校)	3 3 3		┐1科目選択必修 ┘
合計		26	要求単位数を満たし、合計 26 単位以上修得すること。				

８　その他の取得可能な教育職員免許状及び資格

（履修方法は１１５頁～の免許状履修基準を参照）

（教育職員免許状）

学　校　教　育　課　程

幼小発達教育コース
- 中学校教諭普通免許状
- 高等学校教諭普通免許状
- 特別支援学校教諭普通免許状

障害児教育コース
- 中学校教諭普通免許状
- 高等学校教諭普通免許状
- 幼稚園教諭普通免許状

言語教育コース
生活社会教育コース
科学教育コース
芸術身体教育コース
- 中学校教諭普通免許状（選択した「系」以外の教科）
- 高等学校教諭普通免許状
- 特別支援学校教諭普通免許状
- 幼稚園教諭普通免許状

山梨県小学校教員養成特別教育プログラム
- 中学校教諭普通免許状（選択した「教科」以外の教科）
- 高等学校教諭普通免許状
- 特別支援学校教諭普通免許状（選択した「学生」以外の学生）
- 幼稚園教諭普通免許状

（その他資格）

資格、受験資格の具体的な内容や取得方法などについては、所属コースに問い合わせること。

⑴ 社会教育主事の資格取得

社会教育法第９条の４第３号による大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位と本学で開講されている対応する科目は次のとおりである。なお、必要な単位を修得した者は、「社会教育士（養成課程)」と称することができる。

社会教育法に定める社会教育に関する科目及び単位			本学開講科目	単位
必修科目	生涯学習概論	4	生涯学習論	2
			生涯学習演習	2
	生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ	2
			生涯学習支援論Ⅱ	2
	社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ	2
			社会教育経営論Ⅱ	2
	社会教育特講	8	博物館経営論	2
			博物館教育普及活動論	2
			子ども文化論	2
			家族関係論	2
			企画・マネジメント演習Ⅰ	2
			企画・マネジメント演習Ⅱ	2
			生涯発達教育心理学	2
			運動と健康	2
			特別支援教育論	1
			情報科学入門及び実習	2
			生活学概論	2
	社会教育実習	1	社会教育実習	2
選択科目	社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目	3	社会教育課題研究	2
			社会教育演習	2

⑵ 学芸員の資格取得

博物館法施行規則第１条による大学において修得すべき博物館に関する科目の単位と本学で開講されている対応する科目は次のとおりである。

博物館法施行規則に定める博物館に関する科目及び単位		本学開講科目	単位
生涯学習概論	2	生涯学習論	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館資料保存論	2	博物館保存・修復論	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2
博物館教育論	2	博物館教育普及活動論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3	博物館実習	3

（注）博物館実習の履修は、生涯学習論、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館保存･修復論、博物館展示論、博物館教育普及活動論、博物館情報・メディア論の単位をすべて修得した者に限る。

⑶ 学校図書館司書教諭の資格取得

学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭のいずれかの免許状を取得しなければならない。また、下記の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

学校図書館司書教諭講習規程第３条に定める科目及び単位		本学開講科目	単位
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2

(注)大学に２年以上在学し､62 単位以上を修得した者が､上記科目を受講することができる。

⑷ 学校教育課程 芸術身体教育コースの指定された科目を履修すると、下記のような公的資格を取得できる。

日本サッカー協会公認	キッズリーダー

⑸ 日本語教員養成の資格

日本語教育に関する公的な免許制度はないが、本学の日本語教員養成の指定された科目の単位を修得すると、本人からの申請により、本学から修了証が発行される。

日本語教員養成科目

科目区分	要求単位数		科目番号	科目名	単位	前期	後期	必選	年次	備考
社会・文化・地域	28	2	EEJ211	日本文学概論(国文学史を含む。)	2				2	
			EEJ212	日本古典文学史	2				2	
			EEJ231	書写演習Ⅰ	2				2	
			EES201	日本史概説	2				2	
			EEC111	生涯学習論	2				1	
			EEL211	イギリス文学史	2				2	
			EEL212	アメリカ文学史	2				2	
			EES206	外国史概説	2				2	
			EES244	哲学倫理思想史	2				2	
			CAD001	国際理解と多文化共生	2				2	
			CAD002	地域理解と多文化共生	2				2	
言語と社会		4	EEJ261	社会言語学	2			◎	2	
			EES231	社会学概論	2				2	
			EEK341	子ども文化論	2				3	
			EEL334	異文化間コミュニケーション	2				3	
			EEL331	異文化理解Ⅰ	2				3	
			EEL332	異文化理解Ⅱ	2				3	
			EEC117	教育学概論	2				1	
			EEC235	学校教育相談論	2				2	
言語と心理		4	EEJ262	言語心理学	2				2	*┐1科目選択必修
			EEJ263	言語習得論	2				2	*┘
			EEC143	児童期心理学	2				1	
			EEC287	英語教育の諸問題Ⅰ(評価法)	2				2	
			EEL241	英語教育の諸問題Ⅱ	2				2	
			EEC103	生涯発達教育心理学	2				1	
			EEC118	青年期心理学	2				1	
			EEC234	学校臨床心理学	2				2	
言語と教育		6	EEC113	日本語教育概論	2			◎	1	
			EEJ164	日本語教授法	2			◎	1	
			EEJ361	日本語教育実習Ⅰ	2				3	*┐1科目選択必修
			EEJ362	日本語教育実習Ⅱ	2				3	*┘
			EEC150	初等外国語科教育学	2				1	
			EEC102	情報科学入門及び実習	2				1	
言語		6	EEJ161	日本語の文法	2				1	*┐2科目選択必修
			EEJ163	日本語の音声・音韻	2				1	*┤
			EEJ162	日本語の文字・表記・語彙	2				1	*┘
			EEJ204	日本語史	2				2	
			EEJ201	国語学概論	2				2	
			EEJ251	中国語学研究Ⅰ	2				2	
			EEL301	英語学概論	2				3	
			EEL201	言語学概論	2				2	
			EEL223	英語会話	2				2	

(注) 日本語教育実習Ⅰ又はⅡを履修するためには、日本語教育概論及び日本語教授法の単位を修得もしくは受講中であることを原則とする。

９ 参 考 法 規

教育職員免許法（抄）

制　　定　昭和 24 年 5 月 31 日法律第 147 号
最終改正　平成 29 年 5 月 31 日法律第 41 号

第１章　総　　則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（定　義）

第２条　略

（免　許）

第３条　教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

３　特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び特別支援学校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。）については、第１項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

４　義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第１項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

５　中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第１項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

６　幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第１項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

第３条の２略

第２章　免　許　状

（種　類）

第４条　免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

２　普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

３　特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

４　臨時免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

５　中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

１．中学校の教員にあっては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

２．高等学校の教員にあっては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

６　小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

1．　小学校教諭にあっては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）
2．　中学校教諭にあっては、前項第１号に掲げる各教科及び第16条の３第１項の文部科学省令で定める教科
3．高等学校教諭にあっては、前項第２号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第16条の４第１項の文部科学省令で定めるもの並びに第16条の３第１項の文部科学省令で定める教科

第４条の２　特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

２　特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第２項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

３　特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

（授　与）

第５条　普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一　18才未満の者

二　高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三　成年被後見人又は被保佐人

四　禁錮以上の刑に処せられた者

五　第10条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

六　第11条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者

七　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

２　前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第９条の３第１項に規定する免許状更新講習をいう。以下第９条の２までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

３～６　略

７　免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（免許状の授与の手続等）

第５条の２　免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

２　特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、１又は２以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

３　特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

第６条～第８条　略

（効力）
第９条　普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあっては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第３項において同じ。）において効力を有する。
２～３　略
４　第１項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第16条の２第１項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第16条の３第２項若しくは第17条第１項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなった日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して10年を経過する日までの間に授与された普通免許状（免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める２年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は、当該10年を経過する日までとする。
５　普通免許状又は特別免許状を２以上有する者の当該２以上の免許状の有効期間は、第１項、第２項及び前項並びに次条第４項及び第５項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。
（有効期間の更新及び延長）
第９条の２　免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。
２　前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
３　第１項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める２年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。
４　第１項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までとする。
５　免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第３項第１号に掲げる者である場合において、同条第４項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。
６　免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。
第９条の３～第23条　略

別表第一（第５条、第５条の２関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格 ／ 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	

特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

備考

1　この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

1の2　略

2　第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

2の2　第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

2の3　第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

3　略

4　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

5　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ　文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

6　前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。

7　専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

8　一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

教育職員免許法施行規則（抄）

制　　定　昭和29年10月27日文部省令第26号
最終改正　平成30年12月26日文部科学省令第34号

第１章 単位の修得方法等

第１条　教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第１条の２　免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第２項及び第３項（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）第 14 条第２項及び第３項、大学通信教育設置基準（昭和 50 年文部省令第 33 号）第５条、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第７条第２項及び第３項、専門職短期大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 34 号）第 11 条第２項及び第３項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和 57 年文部省令第３号）第５条に定める基準によるものとする。

第１条の３　免許法別表第一備考第２号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第２条　免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	16	12
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4	4
			幼児理解の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
			教職実践演習	2	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		38	14	2

備考

1　領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち１以上の科目について修得するものとする。

2　保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

3　教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第９条の表備考第７号及び第８号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は１単位以上を修得するものとする（次条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第９条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

4　道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第１項、第４条第１項及び第５条第１項の表の場合においても同様とする。）。

5　カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第９条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

イ　幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ　教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ　教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

6　教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第１項の表備考第５号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第１項の表備考第５号及び第４条第１項の表備考第７号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

7　教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の１単位を含むものとする（次条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第７条第１項、第９条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

8　教育実習の単位数には、２単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第７条第１項及び第９条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「２単位」とあるのは「１単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない（次条第１項、第４条第１項及び第５条第１項の表の場合においても同様とする。）。

9　略

9の2　略

10　教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第１項、第４条第１項、

第５条第１項、第９条及び第 10 条の表の場合においても同様とする。）。

11　教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては８単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては６単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては２単位まで、教育実習にあっては３単位まで、教職実践演習にあっては２単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる（次条第１項及び第４条第１項の表の場合においても同様とする。）。

12　教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第９条及び第 10 条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第 10 項の表備考第２号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、２単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては１単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

13　保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第１項、第４条第１項及び第５条第１項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第１項、第４条第１項、第５条第１項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもってあてることができる。

14　大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第１項、第４条第１項及び第５条第１項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。）。

イ　専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ　一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

２　学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

３　保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程における単位の修得方法は、第１項に定める修得方法の例によるものとする。

４　大学は、第１項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第３条　免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	30	16
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的､制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	6
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
			教職実践演習	2	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		26	2	2

備考

1　教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第１項及び第５条第１項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第３号及び第 11 条の２の表備考第２号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち１以上の科目について修得するものとする。

2　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第 52 条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

3　各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ１単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、６以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち２以上を含む。）についてそれぞれ１単位以上を修得するものとする。

4　道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は２単位以上、二種免許状の場合は１単位以上修得するものとする（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

5　教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第１項の表備考第７号及び第５条第１項の表備考第３号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

6　各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあっては２単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあっては１単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもってあてることができる。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程における単位の修得方法は、第１項に定める修得方法の例によるものとする。

4　大学は、第１項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第４条　免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10（6）	10（6）	6（3）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10（6）	10（6）	6（4）
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			

第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5 （3）	5 （3）	5 （3）
		教職実践演習	2	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4

備考

1　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ１単位以上修得するものとする。

イ　国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）

ロ　社会 日本史･外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」

ハ　数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ニ　理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）

ホ　音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ヘ　美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論･美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

ト　保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

チ　保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

リ　技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）

ヌ　家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）

ル　職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」

ヲ　職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ワ　英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

カ　宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

2　前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

3　英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

4　第１号中「 」内に示された事項は当該事項の１以上にわたって行うものとする（次条第１項、第９条、第 15 条第２項、第 18 条の２及び第 64 条第２項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち２以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもって水産と替えることができる。）についてそれぞれ２単位以上を修得するものとする。

5　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第 74 条に規定する中学校

学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

6　各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては８単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては２単位以上を修得するものとする（次条第１項の表の場合においても同様とする。この場合において、「８単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては２単位以上」とあるのは「４単位以上」と読み替えるものとする。）。

7　教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同様の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第１項の表備考第３号において同じ。）の教育を中心とするものとする。

8　略

8の2　略

9　音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第７号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては１単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程における単位の修得方法は、第１項に定める修得方法の例によるものとする。

4　大学は、第１項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第５条　免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	24
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10（4）	10（4）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		

	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8 （5）	8 （5）
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3 （2）	3 （2）
			教職実践演習	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		36	12

備考

1　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

イ　国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学

ロ　地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌

ハ　公民「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

ニ　数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ホ　理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

ヘ　音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ト　美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

チ　工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）

リ　書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」

ヌ　保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

ル　保健「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

ヲ　看護「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習

ワ　家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理

カ　情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業

ヨ　農業 農業の関係科目、職業指導

タ　工業 工業の関係科目、職業指導

レ　商業 商業の関係科目、職業指導

ソ　水産 水産の関係科目、職業指導

ツ　福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解

ネ　商船 商船の関係科目、職業指導

ナ　職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ラ　英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

ム　宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

2　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

3　教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

4　教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては８単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあってはそれぞれ２単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

5　数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第７号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては１単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

6　工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第７号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程における単位の修得方法は、第１項に定める修得方法の例によるものとする。

4　大学は、第１項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第６条 削除

第７条　免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目 ＼ 免許状の種類		最低修得単位数							
		第一欄	第二欄		第三欄		第四欄		
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関にする科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又生徒についての教育実習		
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
特別支援学校教諭	専修免許状	2	16		5		3		
	一種免許状	2	16		5		3		
	二種免許状	2	8		3		3		

備考

1　第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

2　第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、１又は２以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ　視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて８単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては４単位）以上（当該心理等に関する科目に係る１単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る２単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては１単位）以上を含む。）

ロ　知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて４単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては２単位）以上（当該心理等に関する科目に係る１単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る２単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては１単位）以上を含む。）

3　第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

4　略

5　略

2　免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3～6　略

7　免許法別表第一備考第６号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第１項から第４項までに定める修得方法の例によるものとする。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

制　　定　平成９年６月18日法律第90号
最終改正　平成27年６月24日法律第46号

（趣旨）

第１条　この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

第２条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第５条第１項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、７日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

２　前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第５条第１項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

３　介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第１項の規定は、適用しない。

（関係者の責務）

第３条　国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

３　大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

（教員の採用時における介護等の体験の勘案）

第４条　小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

制　　定　平成９年11月26日文部省令第40号
最終改正　平成29年３月31日文部科学省令第19号

（介護等の体験の期間）

第１条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第２条第１項の文部科学省令で定める期間は、７日間とする。

（介護等の体験を行う施設）

第２条　特例法第２条第１項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

四　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設

五　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設

七　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

八　介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する介護老人保健施設

九　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

九の二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター

十　前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

（介護等の体験を免除する者）

第３条　特例法第２条第３項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

一　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第７条の規定により保健師の免許を受けている者

二　保健師助産師看護師法第７条の規定により助産師の免許を受けている者

三　保健師助産師看護師法第７条の規定により看護師の免許を受けている者

四　保健師助産師看護師法第８条の規定により准看護師の免許を受けている者

五　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第５条第１項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者

六　理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第３条の規定により理学療法士の免許を受けている者

七　理学療法士及び作業療法士法第３条の規定により作業療法士の免許を受けている者

八　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第４条の規定により社会福祉士の資格を有する者

九　社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者

十　義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第３条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

２　特例法第２条第３項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。

（介護等の体験に関する証明書）

第４条　小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第５条の２第１項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

２　学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。

３　証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別記様式

証明書

本籍地
氏　名
年　月　日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第２条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

期　　間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名及び印
年　月　日～　年　月　日（日間）			

備考１　「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。

２　「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等の区分を記入すること。

Ⅶ　特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科履修規程

1　特別支援教育特別専攻科（障害児教育専攻）（以下、「専攻科」という。）の学生は、この規程に定められた単位を修得しなければならない。

2　専攻科の課程は、Ａコース（特別支援学校教諭一種免許状取得コース）とＢコース（特別支援学校教諭専修免許状取得コース）に分かれる。

3　履修すべき科目

Ａコースの学生は、第１表（一）に示す開設授業科目のうちから 35 単位を修得するものとする。Ｂコースの学生は、第１表（二）に示す開設授業科目（「特別支援教育コーディネーター特論演習」を除く）のうちから 30 単位を修得するものとする。なお、その 30 単位に加えて「特別支援教育コーディネーター特論演習」を修得した場合、「特別支援教育コーディネーター養成プログラム認定証」が発行される。

4　研究論文の申告日

専攻科の研究論文の指導教員及び研究題目の履修申告を、Ａコースについては毎年 10 月１日に、Ｂコースについては毎年５月 12 日に行うこととする。

また、研究論文の研究題目の変更の申告を毎年 12 月１日に指導教員の指導のもとに行うことができる。

なお、当日または期間中に休日がある場合は、その日数分申告日を延長する。

5　研究論文の提出について

専攻科の研究論文の提出は毎年２月 10 日とする。ただし、上記期日が休日の場合は、その日数分提出日を延長する。

6　授業科目番号について

専攻科の各授業科目には、次の範囲で科目番号がつけてある。

Ａコース　STS400 ～ STS499

Ｂコース　STS500 ～ STS599

7　科目一覧の見方については、教育学部履修規程の「科目一覧の見方について（74 頁）」を参照すること。

第１表（一）　　特別支援教育特別専攻科Ａコース科目一覧

科目群			要求単位数		科目番号	科目名	単位	必選	備考
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		31	2	STS400	特別支援教育概論	2	◎	
					STS401	特別支援教育と障害児福祉	2		
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		8	STS410	知的障害児心理学	2	◎	
					STS411	肢体不自由児心理学	2	◎	
					STS412	病弱児心理学	2	◎	
					STS413	障害児病理学	2	◎	
					STS414	障害児心理学演習Ⅰ	2		
					STS415	障害児心理学演習Ⅱ	2		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		8	STS420	知的障害児教育課程論	2	◎	
					STS421	肢体不自由児教育課程論	2	◎	
					STS422	病弱児教育課程論	2	◎	
					STS423	障害児指導法	2	◎	
					STS424	障害児教育学演習Ⅰ	2		
					STS425	障害児教育学演習Ⅱ	2		

		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1	STS430	障害児教育研究法	1	◎	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		5	STS440 STS441 STS442 STS443 STS444	視覚障害児教育概論 聴覚障害児教育概論 重複障害児教育概論 障害児教育教材研究 特別支援教育コーディネーター概論	1 1 1 1 1	◎ ◎ ◎ ◎	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習			3	STS450	教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導１単位含む。）	3	◎	
研究論文			4		STS499	研究論文	4	◎	
合計			35						

第１表（二）　　特別支援教育特別専攻科Ｂコース科目一覧

科目群	要求単位数	科目番号	科目名	単位	必選	備考
特別支援教育に関する科目	26	STS500 STS501 STS502 STS503 STS504 STS505 STS506 STS507 STS508 STS509 STS510 STS511 STS512 STS513 STS514 STS515	障害児教育学研究Ⅰ 障害児教育学研究Ⅱ 障害児教育学特論Ⅰ 障害児教育学特論Ⅱ 障害児教育学特論Ⅲ 障害児教育指導法特論Ⅰ 障害児教育指導法特論Ⅱ 障害児教育指導法特論Ⅲ 障害児心理学特論Ⅰ 障害児心理学特論Ⅱ 障害児生理学特論Ⅰ 障害児生理学特論Ⅱ 特別支援教育コーディネーター特論 病弱児教育学特論 視覚障害児教育学特論 聴覚障害児教育学特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1	◎ ◎ ◎ ◎ 	
特別支援教育コーディネーター養成プログラム		STS520	特別支援教育コーディネーター特論演習	2		＊修了要件単位には含まれない。
研究論文	4	STS599	研究論文	4	◎	
合計	30					

Ⅷ　医　学　部

1　医学部医学科授業科目履修規程

制　　定　平成16年4月 1日
最終改正　令和 3年1月13日

（趣旨）
第1条　この規程は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第16条、第22条、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条及び第38条の規定に基づき、山梨大学医学部医学科の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。
（授業科目区分）
第2条　授業科目は、全学共通教育科目及び専門教育科目に大別する。
2　全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。
3　専門教育科目は、基礎教育科目等、基礎医学系、臨床基礎医学系、社会医学系及び臨床医学系等に区分して開設する。
4　授業科目の区分、名称、単位数及び履修年次等は、別表第1・第3・第4のとおりとする。
（授業時間数）
第3条　各授業科目の1単位あたりの授業時間数については、次のとおりとする。
（1）専門教育科目の講義及び演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
（2）専門教育科目の実験、実習及び実技については、40時間の授業をもって1単位とする。
（3）専門教育科目の一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合は、40時間をもって1単位とする。
（履修申告）
第4条　履修申告しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。
2　開放科目以外の他学科（課程）の授業科目も申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第13条にあげた単位に含めることはできない。
3　履修申告に関する細則は、別に定める。
（履修方法）
第5条　授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。
（全学共通教育科目）
第6条　全学共通教育科目においては、別表第1に示すとおり全学共通教育科目32単位以上を修得しなければならない。
なお、全学共通教育科目の開設科目履修方法等の詳細については山梨大学全学共通教育科目等履修規程に定める。
（専門科目）
第7条　専門教育科目においては、別表第3・第4に示すとおり必修科目の173単位を修得しなければならない。
（試験）
第8条　試験は定期試験及び随時試験とし、試験の方法は授業科目担当教員が決定するものとする。
2　定期試験は、当該授業の終了する学期又は学年の終わりに行ない、随時試験は、当該授業担当教員が必要と認めたとき適宜行なう。
3　定期試験は、当該授業科目の授業に3分の2以上出席していなければ受験することができない。ただし、実験、実習及び実技は、全て出席することを原則とするものとする。

4　傷病その他やむを得ない事由により試験を受験することができなかった学生については、原則として追試験を実施するものとする。
5　追試験及び再試験に関し、必要な事項は別に定める。
（成績）
第9条　成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。この場合において、成績評語は、次のとおりとする。
⑴　S　（95点～ 100点）
⑵　S⁻（90点～ 94点）
⑶　A⁺（87点～ 89点）
⑷　A　（83点～ 86点）
⑸　A⁻（80点～ 82点）
⑹　B⁺（77点～ 79点）
⑺　B　（73点～ 76点）
⑻　B⁻（70点～ 72点）
⑼　C⁺（66点～ 69点）
⑽　C　（60点～ 65点）
⑾　F　（0点～ 59点及び未受験）
2　試験に合格した者には、当該授業科目の履修の認定を行なう。
3　授業科目の履修の認定は、当該授業科目担当教員が行なう。
（成績通知）
第10条　成績は、各学期末又は各学年末に学生に通知するものとする。
（入学前既修得単位の認定）
第11条 学則第28条に定める単位の認定は、全学共通教育科目について30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。
2　専門教育科目の基礎教育科目等にあっては15単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。
（進級に必要な単位及び履修条件）
第12条 1年次生から3年次生の進級には、別表第1・第3・第4に定める授業科目区分に応じ、それぞれ別表第5に掲げる単位を修得していなければならない。
2　4年次生で臨床実習（ＢＣＣ）を履修しようとする場合は、別表第4に定める授業科目の単位を修得し、共用試験（CBT、臨床実習前OSCE）に合格していなければならない。
3　5年次生で臨床実習（ＡＣＣ）を履修しようとする場合は、別表第4に定める授業科目の単位を修得していなければならない。
（卒業に必要な単位）
第13条 卒業には、別表第1・第3・第4に定めるところにより、全学共通教育科目32単位及び専門教育科目173単位の合計205単位以上を修得していなければならない。
（雑則）
第14条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て別に定める。
附　則
この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成15年度に入学した学生から適用する。
附　則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 26 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 27 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 28 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 29 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 30 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

附　則

1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 31 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

附　則

1　この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　令和 2 年度以前に入学した学生は、従前の例による。

別表第１（令和２年度・令和３年度入学生用）

医学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
全学共通教育科目	人間形成科目部門						32単位以上
	生活と健康Ⅰ	1				1	
	生活と健康Ⅱ	1				1	
	語学教育科目部門						
	英語	※10				10	
	未習外国語	4				4	
	情報・数理教育科目部門	2				2	
	教養教育科目部門	10				10	
	自発的教養科目部門						
	上記の各部門から自由選択	4				4	
	合計	32				32	

備考　単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。
　　英語は、１年次に必修の４単位は必ず修得すること。

注　　授業科目名及び履修方法等の詳細は、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第１（平成31年度入学生用）

医学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
全学共通教育科目	人間形成科目部門						32単位以上
	生活と健康Ⅰ	1				1	
	生活と健康Ⅱ	1				1	
	語学教育科目部門						
	英語	※10				10	
	未習外国語	4				4	
	教養教育科目部門	10				10	
	自発的教養科目部門						
	上記の各部門から自由選択	6				6	
	合計	32				32	

備考　単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。
　　英語は、１年次に必修の４単位は必ず修得すること。

注　　授業科目名及び履修方法等の詳細は、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第１（平成 28 年度～平成 30 年度入学生用）

医学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		１年次	２年次	３年次	４年次		
全学共通教育科目	人間形成科目部門						32 単位以上
	生活と健康Ⅰ	1				1	
	生活と健康Ⅱ	1				1	
	語学教育科目部門						
	英語	※ 10				10	
	未習外国語	4				4	
	教養教育科目部門	10				10	
	自発的教養科目部門						
	上記の各部門から自由選択	6	※(2)			6	
	合計	32				32	

備考　単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。

英語は、１年次に必修の４単位は必ず修得すること。

自由選択の２年次は、未習外国語のみ開講する。

注　　授業科目名及び履修方法等の詳細は、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第３（令和３年度入学生用）

医学科授業科目【基礎教育科目等（必修)】

区分	授業科目名		単位数						単位数
			１年次		２年次		３年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門教育科目	基礎教育科目等	学部入門ゼミ（ＥＣＥ）	2						2
		物理学	2						2
		化学	2						2
		ヒトの体と病気	1						1
		生物	1						1
		生命科学		1					1
		生命科学実習			1				1
		教養総合講義	1						1
		倫理学･プロフェッショナリズム					1		1
		数学１	1						1
		数学２		1					1
		データサイエンス１		1					1
		データサイエンス２			1				1
		人類遺伝学		1					1
		合計	14		2		1		17

別表第３（平成 30 年度～令和２年度入学生用）

医学科授業科目【基礎教育科目等（必修)】

区分	授業科目名		単位数						単位数
			１年次		２年次		３年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門教育科目	基礎教育科目等	学部入門ゼミ（ＥＣＥ）	2						2
		物理学１	1						1
		物理学２		1					1
		化学１	1						1
		化学２		1					1
		生物学１	1						1
		生物学２	1						1
		教養総合講義	1						1
		自然科学実習	2						2
		倫理学･プロフェッショナリズム					1		1
		数学１	1						1
		数学２		1					1
		情報処理	1						1
		データサイエンス１		1					1
		データサイエンス２			1				1
		人類遺伝学		1					1
		合計	16		1		1		18

別表第３（平成 28 年度・平成 29 年度入学生用）

医学科授業科目【基礎教育科目等（必修)】

区分	授業科目名		単位数						単位数
			１年次		２年次		３年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門教育科目	基礎教育科目等	学部入門ゼミ（ＥＣＥ）	2						2
		物理学１	1						1
		物理学２		1					1
		化学１	1						1
		化学２		1					1
		生物学１	1						1
		生物学２	1						1
		教養総合講義	1						1
		自然科学実習	2						2
		倫理学					1		1
		数学１	1						1
		数学２		1					1
		情報処理	1						1
		データサイエンス１		1					1
		データサイエンス２			1				1
		人類遺伝学		1					1
		合計	16		1		1		18

別表第４（令和３年度入学生用）

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名＼年次			1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	単位数合計	備考
専門教育科目（必修）	基礎医学系	解剖学Ａ（組織学講義・実習）			2					2	
		解剖学Ｂ（肉眼解剖学講義・実習）			4					4	
		生理学			3					3	
		生化学Ａ		2						2	
		生化学Ｂ			2					2	
		実験医学・生命情報		1						1	
		神経科学			3					3	
	臨床基礎医学系	薬理学				2				2	
		病理学Ａ				1				1	
		病理学Ｂ				1				1	
		微生物学				2				2	
		免疫・寄生虫学				1				1	
		感染免疫学総論			1					1	
		臨床薬理学・薬剤学				1				1	
	社会医学系	法医学					1			1	
		社会環境医学					3			3	
		社会医学実習							1	1	
		行動科学					1			1	
	臨床医学系	地域医療学		（1～3年次で修得）1						1	
		統合臨床医学	循環器／呼吸器			6				6	コース１
			消化器			5				5	コース２
			内分泌／代謝／腎臓／膠原病			5				5	コース３
			免疫／アレルギー／血液			6				6	コース４
			腎泌尿器／生殖器／外傷／再建外科／漢方			5				5	コース５
			神経／筋／精神				6			6	コース６
			皮膚／運動器／感覚器				5			5	コース７
			周産期／麻酔／医療安全				5			5	コース８
		感染制御学					1			1	
		診断学入門					1			1	
		臨床推論					2			2	
		臨床実習（BCC）	消化器内科学 実習				1			1	
			循環器・呼吸器科内科学 実習				1			1	
			糖尿病内分泌・腎臓・リウマチ膠原病内科学 実習				1			1	
			神経内科学 実習				1			1	
			血液内科学 実習				1			1	
			小児科学 実習				1			1	
			精神神経医学 実習				1			1	
			皮膚科学 実習				1			1	
			外科学１ 実習				1			1	
			外科学２ 実習				1			1	
			整形外科学 実習				1			1	
			脳神経外科学 実習				1			1	
			麻酔科学 実習				1			1	
			産科学 実習				1			1	
			婦人科学 実習				1			1	
			泌尿器科学 実習				1			1	
			眼科学 実習				1			1	
			耳鼻咽喉科学 実習				1			1	
			放射線医学 実習				1			1	
			歯科口腔外科学 実習				1			1	
			臨床検査医学 実習				1			1	
			人体病理学 実習				1			1	
			救急医学 実習				1			1	
			地域医療学 実習				1			1	
		臨床実習（ACC）（Ⅰ）	内科（必修１） 実習						3	3	
			内科（必修２） 実習						3	3	
			外科（必修） 実習						3	3	
			産婦人科（必修） 実習						3	3	
			小児科（必修） 実習						3	3	
			精神科（必修） 実習						3	3	
			総合診療（必修） 実習						3	3	
			選択科１ 実習						3	3	
			選択科２ 実習						3	3	
			選択科３ 実習						3	3	

			選択科４	実 習					3		3
			選択科５	実 習					3		3
			選択科６	実 習					3		3
			選択科７	実 習					3		3
		(Ⅱ)	選択科８	実 習					3		3
			選択科９	実 習					3		3
		臨床医学研究 (CBL､医学統計､医療ﾊﾞｲｵｲﾝﾌｫﾏﾃｨｸｽ､医学英語)						2			2
		C P C							1		1
	総合医学研究									1	1
合 計				3	15	36	25	24		53	156

※ 臨床実習（BCC）は、臨床実習（ベーシッククリニカルクラークシップ）とする。
※ 臨床実習（ACC）は、臨床実習（アドバンスクリニカルクラークシップ）とする。
※ 診断学入門の単位は、臨床実習（BCC）資格認定者に付与する。

別表第４（平成 31 年度・令和２年度入学生用）

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名＼年次		単位数 1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	単位数合計	備考
専門教育科目（必修）	基礎医学系	解剖学Ａ	2						2	
		解剖学Ｂ		4					4	
		生理学		3					3	
		生化学Ａ	2						2	
		生化学Ｂ		3					3	
		実験医学		1					1	
		神経科学		2					2	
	臨床基礎医学系	薬理学		1					1	
		病理学Ａ		1					1	
		病理学Ｂ		1					1	
		微生物学		2					2	
		寄生虫学		1					1	
		免疫学		1					1	
		臨床薬理学・薬剤学		1					1	
	社会医学系	法医学				1			1	
		社会環境医学				3			3	
		社会医学系実習						1	1	
		行動科学				1			1	
	臨床医学系	地域医療学	（1～3年次で修得）1						1	
		テュートリアル教育 循環器／呼吸器			7				7	コース１
		消化器			6				6	コース２
		内分泌／代謝／腎臓／膠原病			7				7	コース３
		感染／免疫／アレルギー／血液			6				6	コース４
		腎泌尿器／生殖器／外傷／再建外科／漢方			6				6	コース５
		神経／筋／精神				6			6	コース６
		皮膚／運動器／感覚器				6			6	コース７
		周産期／麻酔／医療安全				6			6	コース８
		臨床実習（BCC） 内科学１ 実習				1			1	
		内科学２ 実習				1			1	
		内科学３ 実習				1			1	
		神経内科学 実習				1			1	
		血液内科学 実習				1			1	
		小児科学 実習				1			1	
		精神神経医学 実習				1			1	
		皮膚科学 実習				1			1	
		外科学１ 実習				1			1	
		外科学２ 実習				1			1	
		整形外科学 実習				1			1	
		脳神経外科学 実習				1			1	
		麻酔科学 実習				1			1	
		産科学 実習				1			1	
		婦人科学 実習				1			1	
		泌尿器科学 実習				1			1	
		眼科学 実習				1			1	
		耳鼻咽喉科学 実習				1			1	
		放射線医学 実習				1			1	
		歯科口腔外科学 実習				1			1	
		臨床検査医学 実習				1			1	
		人体病理学 実習				1			1	
		救急医学 実習				1			1	
		地域医療学 実習				1			1	
		選択実習（ACC）（I） １クール 実習					3		3	
		２クール 実習					3		3	
		３クール 実習					3		3	
		４クール 実習					3		3	
		５クール 実習					3		3	
		６クール 実習					3		3	
		７クール 実習					3		3	
		８クール 実習					3		3	
		９クール 実習					3		3	
		10 クール 実習					3		3	
		11 クール 実習					3		3	
		12 クール 実習					3		3	
		13 クール 実習					3		3	

			14クール	実習					3	3
		(Ⅱ)	1クール	実習					3	3
		(Ⅱ)	2クール	実習					3	3
		診断学入門						1		1
		臨床医学研究							1	1
		C P C							2	2
	臨床推論							1		1
	総合医学研究(臨床実習後OSCE)								2	2
合計				4	21	33	25	25	53	161

※ 臨床実習（BCC）は、臨床実習（ベーシッククリニカルクラークシップ）とする。
※ 選択実習（ACC）は、選択実習（アドバンスクリニカルクラークシップ）とし、1クールは3週間とする。

別表第４（平成 30 年度入学生用）

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名＼年次		単位数 1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	単位数合計	備考
専門教育科目（必修）	基礎医学系	解剖学Ａ	2						2	
		解剖学Ｂ		4					4	
		生理学		3					3	
		生化学Ａ	2						2	
		生化学Ｂ		3					3	
		実験医学		1					1	
		神経科学		2					2	
	臨床基礎医学系	薬理学		1					1	
		分子病理学		1					1	
		微生物学		2					2	
		寄生虫学		1					1	
		免疫学		1					1	
		臨床薬理学・薬剤学		1					1	
	社会医学系	法医学				1			1	
		社会環境医学				3			3	
		社会医学系実習						1	1	
		行動科学				1			1	
	臨床医学系	人体病理学		1					1	
		地域医療学	（1～3年次で修得）1						1	
		テュートリアル教育 循環器／呼吸器			7				7	コース１
		消化器			6				6	コース２
		内分泌／代謝／腎臓／膠原病			7				7	コース３
		感染／免疫／アレルギー／血液			6				6	コース４
		腎泌尿器／生殖器／外傷／再建外科／漢方			6				6	コース５
		神経／筋／精神				6			6	コース６
		皮膚／運動器／感覚器				6			6	コース７
		周産期／麻酔／医療安全				6			6	コース８
		臨床実習（ＢＣＣ） 内科学１ 実習				2			2	
		内科学２ 実習				2			2	
		内科学３ 実習				2			2	
		神経内科学 実習				2			2	
		血液内科学 実習				2			2	
		小児科学 実習				2			2	
		精神神経医学 実習				2			2	
		皮膚科学 実習				2			2	
		外科学１ 実習				2			2	
		外科学２ 実習				2			2	
		整形外科学 実習				2			2	
		脳神経外科学 実習				2			2	
		麻酔科学 実習				2			2	
		産婦人科学 実習				2			2	
		泌尿器科学 実習				2			2	
		眼科学 実習				2			2	
		耳鼻咽喉科学 実習				2			2	
		放射線医学 実習				2			2	
		歯科口腔外科学 実習				1			1	
		臨床検査医学 実習				1			1	
		人体病理学 実習				1			1	
		救急医学 実習				2			2	
		地域医療学 実習				1			1	
		関連教育病院等臨床実習				2			2	
		選択実習（ＡＣＣ） コース１					5		5	
		コース２					5		5	
		コース３					5		5	
		コース４					5		5	
		コース５					5		5	
		コース６					5		5	
		診断学入門				1			1	
		臨床医学研究					1		1	
		ＣＰＣ					2		2	
	新総合医学概論							1	1	
	総合医学研究（卒業試験、臨床実習後OSCE）							2	2	
合計			4	21	33	24	45	36	163	

※ 臨床実習（ＢＣＣ）は、臨床実習（ベーシッククリニカルクラークシップ）とし、選択実習（ＡＣＣ）は、選択実習（アドバンスクリニカルクラークシップ）とする。

別表第４（平成 29 年度入学生用）

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名＼年次			1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	単位数合計	備考
専門教育科目（必修）	基礎医学系	解剖学Ａ		2						2	
		解剖学Ｂ			4					4	
		生理学			3					3	
		生化学Ａ		2						2	
		生化学Ｂ			3					3	
		実験医学			1					1	
		神経科学			2					2	
	臨床基礎医学系	薬理学			1					1	
		分子病理学			1					1	
		微生物学			2					2	
		寄生虫学			1					1	
		免疫学			1					1	
		臨床薬理学・薬剤学			1					1	
	社会医学系	法医学					1			1	
		社会環境医学					3			3	
		社会医学系実習							1	1	
		行動科学					1			1	
	臨床医学系	人体病理学			1					1	
		地域医療学		（1～3年次で修得）1						1	
		テュートリアル教育	呼吸器、循環器			7				7	コース１
			消化器			6				6	コース２
			代謝、内分泌			5				5	コース３
			感染症、免疫、アレルギー、血液			7				7	コース４
			腎、膠原病、泌尿器、生殖器			6				6	コース５
			神経、筋、精神				6			6	コース６
			感覚器、運動器、皮膚				6			6	コース７
			周産期、麻酔、医療安全				7			7	コース８
		臨床実習（ＢＣＣ）	内科学１ 実習				2			2	
			内科学２ 実習				2			2	
			内科学３ 実習				2			2	
			神経内科学 実習				2			2	
			血液内科学 実習				2			2	
			小児科学 実習				2			2	
			精神神経医学 実習				2			2	
			皮膚科学 実習				2			2	
			外科学１ 実習				2			2	
			外科学２ 実習				2			2	
			整形外科学 実習				2			2	
			脳神経外科学 実習				2			2	
			麻酔科学 実習				2			2	
			産婦人科学 実習				2			2	
			泌尿器科学 実習				2			2	
			眼科学 実習				2			2	
			耳鼻咽喉科学 実習				2			2	
			放射線医学 実習				2			2	
			臨床検査医学 実習				1			1	
			人体病理学 実習				1			1	
			救急医学 実習				2			2	
			地域医療学 実習				1			1	
			関連教育病院等臨床実習				2			2	
		選択実習（ＡＣＣ）	コース１					5		5	
			コース２					5		5	
			コース３					5		5	
			コース４					5		5	
			コース５					5		5	
			コース６					5		5	
		診断学入門					1			1	
		臨床医学研究						1		1	
		ＣＰＣ						2		2	
	新総合医学概論								1	1	
	総合医学研究（卒業試験、AOSCE）								2	2	
合計				4	21	32	25	44	36	162	

※ 臨床実習には、歯科口腔外科の実習を含むものとする。

※ 臨床実習（ＢＣＣ）は、臨床実習（ベーシッククリニカルクラークシップ）とし、選択実習（ＡＣＣ）は、選択実習（アドバンスクリニカルクラークシップ）とする。

別表第４（平成 28 年度入学生用）

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名＼年次			1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	単位数合計	備考
専門教育科目（必修）	基礎医学系	解剖学Ａ		2						2	
		解剖学Ｂ			5					5	
		生理学			5					5	
		生化学Ａ		2						2	
		生化学Ｂ			3					3	
		実験医学			1					1	
	臨床医学系基礎	薬理学			1					1	
		分子病理学			1					1	
		微生物学			2					2	
		寄生虫学			1					1	
		免疫学			1					1	
		臨床薬理学・薬剤学			1					1	
	社会医学系	法医学					1			1	
		社会環境医学					3			3	
		社会医学系実習							1	1	
		行動科学					1			1	
	臨床医学系	人体病理学			1					1	
		地域医療学		（1～3年次で修得）1						1	
		テュートリアル教育	呼吸器、循環器			7				7	コース１
			消化器			6				6	コース２
			代謝、内分泌			5				5	コース３
			感染症、免疫、アレルギー、血液			7				7	コース４
			腎、膠原病、泌尿器、生殖器			6				6	コース５
			神経、筋、精神				6			6	コース６
			感覚器、運動器、皮膚				6			6	コース７
			周産期、麻酔、医療安全				7			7	コース８
		臨床実習（ＢＣＣ）	内科学１ 実習				2			2	
			内科学２ 実習				2			2	
			内科学３ 実習				2			2	
			神経内科学 実習				2			2	
			血液内科学 実習				2			2	
			小児科学 実習				2			2	
			精神神経医学 実習				2			2	
			皮膚科学 実習				2			2	
			外科学１ 実習				2			2	
			外科学２ 実習				2			2	
			整形外科学 実習				2			2	
			脳神経外科学 実習				2			2	
			麻酔科学 実習				2			2	
			産婦人科学 実習				2			2	
			泌尿器科学 実習				2			2	
			眼科学 実習				2			2	
			耳鼻咽喉科学 実習				2			2	
			放射線医学 実習				2			2	
			臨床検査医学 実習				1			1	
			人体病理学 実習				1			1	
			救急医学 実習				2			2	
			地域医療学 実習				1			1	
			関連教育病院等臨床実習				2			2	
		選択実習（ＡＣＣ）	コース１					5		5	
			コース２					5		5	
			コース３					5		5	
			コース４					5		5	
			コース５					5		5	
			コース６					5		5	
		診断学入門					1			1	
		臨床医学研究						1		1	
		ＣＰＣ						2		2	
	新総合医学概論								1	1	
	総合医学研究（卒業試験、AOSCE）								2	2	
合計				4	22	32	25	44	36	163	

※ 臨床実習には、歯科口腔外科の実習を含むものとする。

※ 臨床実習（ＢＣＣ）は、臨床実習（ベーシッククリニカルクラークシップ）とし、選択実習（ＡＣＣ）は、選択実習（アドバンスクリニカルクラークシップ）とする。

別表第５（令和３年度入学生用）

２年次から４年次までの進級に必要な単位

区分	進級年次／授業科目区分	２年次進級に必要な単位数	３年次進級に必要な単位数	４年次進級に必要な単位数
別表第１	全学共通教育科目	必修科目を含め26単位以上	必修科目を含め32単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目を含め32単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第３	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の14単位	必修科目の16単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の17単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第４	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の３単位	必修科目の17単位 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の17単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系		必修科目の１単位	必修科目の９単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系			必修科目の28単位 ３年次進級に必要な単位を含む
進級に必要な単位数		43単位以上	66単位以上	103単位以上

別表第５（平成 31 年度・令和２年度入学生用）

２年次から４年次までの進級に必要な単位

区分	進級年次／授業科目区分	２年次進級に必要な単位数	３年次進級に必要な単位数	４年次進級に必要な単位数
別表第１	全学共通教育科目	必修科目を含め 26 単位以上	必修科目を含め 32 単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目を含め 32 単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第３	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 16 単位	必修科目の 17 単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 18 単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第４	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 4単位	必修科目の 17 単位 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 17 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系		必修科目の 8 単位	必修科目の 8 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系			必修科目の 33 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
進級に必要な単位数		46 単位以上	74 単位以上	108 単位以上

別表第５（平成 30 年度入学生用）

２年次から４年次までの進級に必要な単位

区分	進級年次／授業科目区分	２年次進級に必要な単位数	３年次進級に必要な単位数	４年次進級に必要な単位数
別表第１	全学共通教育科目	必修科目を含め 24 単位以上	必修科目を含め 32 単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目を含め 32 単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第３	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 16 単位以上	必修科目の 17 単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 18 単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第４	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 4 単位	必修科目の 17 単位 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 17 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系		必修科目の 7 単位	必修科目の 7 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系		必修科目の 1 単位	必修科目の 34 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
進級に必要な単位数		44 単位以上	74 単位以上	108 単位以上

別表第５（平成 29 年度入学生用）

２年次から４年次までの進級に必要な単位

区分	進級年次／授業科目区分	２年次進級に必要な単位数	３年次進級に必要な単位数	４年次進級に必要な単位数
別表第１	全学共通教育科目	必修科目を含め 24 単位以上	必修科目を含め 32 単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目を含め 32 単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第３	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 16 単位以上	必修科目の 17 単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 18 単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第４	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 4 単位	必修科目の 17 単位 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 17 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系		必修科目の 7 単位	必修科目の 7 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系		必修科目の 1 単位	必修科目の 33 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
進級に必要な単位数		44 単位以上	74 単位以上	107 単位以上

別表第５（平成 28 年度入学生用）

２年次から４年次までの進級に必要な単位

区分	進級年次／授業科目区分	２年次進級に必要な単位数	３年次進級に必要な単位数	４年次進級に必要な単位数
別表第１	全学共通教育科目	必修科目を含め 24 単位以上	必修科目を含め 32 単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目を含め 32 単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第３	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 16 単位以上	必修科目の 17 単位以上 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 18 単位以上 ３年次進級に必要な単位を含む
別表第４	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 4 単位	必修科目の 18 単位 ２年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 18 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系		必修科目の 7 単位	必修科目の 7 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系		必修科目の 1 単位	必修科目の 33 単位 ３年次進級に必要な単位を含む
進級に必要な単位数		44 単位以上	75 単位以上	108 単位以上

医学部医学科専門教育科目における追試験及び再試験に関する申合せ

最終改正　平成 31 年 1 月 9 日
医学部教授会決定

（追試験）
1　授業担当教員は、傷病その他やむを得ない理由により試験等を受けることができなかった学生に対し、追試験を実施しなければならない。
2　追試験を受けようとする学生は、速やかに欠席届及び前項の理由を証明できる書類を、授業担当教員に提出するものとする。
3　追試験の日程、実施方法等については授業担当教員が定めるものとする。
4　追試験の成績は、履修規程第 9 条の規程によるものとする。
（再試験）
5　授業担当教員は、試験等の結果が不合格になった学生に対し、1 回以上再試験を実施しなければならない。なお、再試験の回数については、授業担当教員が定めるものとする。
6　前項の規定にかかわらず、臨床実習、選択実習、診断学入門、臨床医学研究、ＣＰＣ、新総合医学概論及び総合医学研究については、再試験を実施しないものとする。
7　再試験の日程、実施方法等は、授業担当教員が定めるものとする。
8　再試験の成績は 100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。ただし、再試験においては履修規程第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、60 点以上の得点は 60 点とする。
9　原則として、再試験に対する追試験は実施しないものとする。

２　医学部看護学科授業科目履修規程

制　　定　平成 16 年４月１日
最終改正　令和 ２年１月８日

（趣旨）
第１条　この規程は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 16 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条及び第 38 条の規定に基づき、山梨大学医学部看護学科の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。
（授業科目区分）
第２条　授業科目は、全学共通教育科目、学部入門ゼミ、看護基礎科目及び看護専門科目に大別する。
２　全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。
３　看護基礎科目は、人間科学、保健福祉環境に区分して開設する。
４　看護専門科目は、基礎看護学、実践看護学及び広域看護学に区分して開設する。
５　授業科目の区分、名称、単位数及び履修年次等は、別表第１から第４のとおりとする。
（履修申告）
第３条　履修申告しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。
２　開放科目以外の他学科（課程）の授業科目も申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより､履修することができる。ただし､その修得単位を第 13 条にあげた単位に含めることはできない。
３　履修申告に関する細則は、別に定める。
第３条の２　別表第４に掲げる助産学の選択科目については、希望者の中から第３年次前期までの成績、面接及び出願書類等により選考の上許可する。
（履修方法）
第４条　授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。
（全学共通教育科目、学部入門ゼミ）
第５条　全学共通教育科目、学部入門ゼミにおいては、別表第１に示すとおり全学共通教育科目 30 単位及び別表第２に示すとおり学部入門ゼミ２単位の合計 32 単位以上を修得しなければならない。なお、全学共通教育科目の開設科目履修方法等の詳細については山梨大学全学共通教育科目等履修規程に定める。
（看護基礎科目）
第６条　看護基礎科目においては、別表第３に示すとおり必修科目の 28 単位を修得しなければならない。
（看護専門科目）
第７条　看護専門科目においては、別表第４に示すとおり必修科目の 74 単位を修得しなければならない。
（試験）
第８条　試験は定期試験及び随時試験とし、試験の方法は授業科目担当教員が決定するものとする。
２　定期試験は、当該授業の終了する学期又は学年の終わりに行ない、随時試験は、当該授業担当教員が必要と認めたとき適宜行なう。
３　定期試験は、当該授業科目の授業に３分の２以上出席していなければ受験することができない。ただし、実験、実習及び実技は、全て出席することを原則とするものとする。
４　傷病その他やむを得ない事由により試験を受験することができなかった学生については、原則として追試験を実施するものとする。

5　試験に不合格となった学生については、当該授業担当教員が必要と認めた場合に、再試験を実施するものとする。
6　追試験及び再試験に関し、必要な事項は別に定める。
（成績）
第9条　成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。この場合において、成績評語は、次のとおりとする。
⑴　S　（95点～100点）
⑵　S⁻（90点～94点）
⑶　A⁺（87点～89点）
⑷　A　（83点～86点）
⑸　A⁻（80点～82点）
⑹　B⁺（77点～79点）
⑺　B　（73点～76点）
⑻　B⁻（70点～72点）
⑼　C⁺（66点～69点）
⑽　C　（60点～65点）
⑾　F　（0点～59点及び未受験）

2　試験に合格した者には、当該授業科目の履修の認定を行なう。
3　授業科目の履修の認定は、当該授業科目担当教員が行なう。
（成績通知）
第10条　成績は、各学期末又は各学年末に学生に通知するものとする。
（入学前既修得単位の認定）
第11条　学則第28条に定める単位の認定については、全学共通教育科目について、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。
2　看護基礎科目及び看護専門科目にあっては合わせて15単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。
（進級に必要な単位）
第12条　各年次への進級には、別表第1から第4に定める授業科目区分に応じ、それぞれ別表第5に掲げる単位を修得していなければならない。
（卒業に必要な単位）
第13条　卒業には、別表第1から第4に定めるところにより、別表第5に掲げる単位を修得していなければならない。
（雑則）
第14条　この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て別に定める。

附　則
この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成15年度に入学した学生から適用する。
附　則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 27 年度以前に入学した学生は従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 30 年度以前に入学した学生は従前の例による。

附　則

1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 31 年度以前に入学した学生は従前の例による。

別表第１（令和２年度・令和３年度入学生用）

看護学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		１年次	２年次	３年次	４年次		
全学共通教育科目	人間形成科目部門 生活と健康Ⅰ	1				1	30単位以上
	生活と健康Ⅱ	1				1	
	語学教育科目部門 英語	8				8	
	未習外国語	4				4	
	情報・数理教育科目部門	2				2	
	教養教育科目部門	10				10	
	自発的教養科目部門						
	上記の各部門から自由選択	4				4	
	合計	30				30	

備考　単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。
英語は、１～２年次で８単位を修得する。（必修４単位は１年次に修得する。）
未習外国語は選択必修科目で、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語の中から４単位を修得する。

注　授業科目名及び履修方法等の詳細については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第１（平成29年度～平成31年度入学生用）

看護学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		１年次	２年次	３年次	４年次		
全学共通教育科目	人間形成科目部門 生活と健康Ⅰ	1				1	30単位以上
	生活と健康Ⅱ	1				1	
	語学教育科目部門 英語	8				8	
	未習外国語	4				4	
	教養教育科目部門	10				10	
	自発的教養科目部門						
	上記の各部門から自由選択	6				6	
	合計	30				30	

備考　単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。
英語は、１～２年次で８単位を修得する。（必修４単位は１年次に修得する。）
未習外国語は選択必修科目で、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語の中から４単位を修得する。

注　授業科目名及び履修方法等の詳細については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第２

看護学科授業科目【学部入門ゼミ】

区分	授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
		１年次	２年次	３年次	４年次		
学部入門ゼミ	学部入門ゼミ	2				2	２単位必修

別表第３（平成29年度～令和３年度入学生用）

看護学科授業科目【看護基礎科目】

区分		授業科目名	単位数				単位数	要修得単位数
			１年次	２年次	３年次	４年次		
看護基礎科目	人間科学	人体構造・調節論Ⅰ（細胞組織の解剖生理論）	①(30)				①	必修科目の28単位
		人体構造・調節論Ⅱ（器官系の解剖生理論）	②(60)				②	
		病態・生理論Ⅰ（微生物・免疫論）	①(30)				①	
		病態・生理論Ⅱ（病理・薬理論）		②(60)			②	
		生体観察法	①(30)				①	
		ヒトの遺伝学		①(30)			①	
		疾病・治療論Ⅰ（成人内科）		②(60)			②	
		疾病・治療論Ⅱ（成人外科）		②(60)			②	
		疾病・治療論Ⅲ（小児・産科・精神科）		②(60)			②	
		人間関係論	①(30)				①	
	保健福祉環境	環境保健			②(30)		②	
		疫　　学		②(30)			②	
		社会福祉行政論		②(30)			②	
		保健医療行政論（医療経済学を含む）		②(30)			②	
		基礎健康科学			②(30)		②	
		応用健康科学				①(30)	①	
		保健看護統計論			②(30)		②	
		学校保健			2(30)		2	

備考　○印は必修科目を示す。（　）内は授業時間数を示す。

別表第４（平成 31 年度～令和３年度入学生用）

看護学科授業科目【看護専門科目】

区分	授業科目名		単位数				単位数	要修得単位数
			１年次	２年次	３年次	４年次		
看護専門科目	基礎看護学	看護学原論Ⅰ（看護学原論）	②(30)				②	必修科目の74単位
		看護学原論Ⅱ（看護過程の展開）		②(30)			②	
		看護方法論Ⅰ（対象論基礎／共通基本技術）	②(60)				②	
		看護方法論Ⅱ（生活支援技術／診療過程支援技術）		②(60)			②	
		看護方法論Ⅲ（理論と実践）		②(30)			②	
		基礎看護学実習Ⅰ（看護の対象・役割）	①(45)				①	
		基礎看護学実習Ⅱ（看護過程展開の実際）		②(90)			②	
	実践看護学	成人看護活動論Ⅰ（成人看護学概論）		②(60)			②	
		成人看護活動論Ⅱ（慢性期看護）		②(60)			②	
		成人看護活動論Ⅲ（周術期看護）			②(60)		②	
		精神看護活動論Ⅰ（精神保健看護概論）		②(30)			②	
		精神看護活動論Ⅱ（精神看護活動論）			②(60)		②	
		母性看護活動論Ⅰ（母性看護活動論）		②(60)			②	
		母性看護活動論Ⅱ（周産期看護過程の展開）		②(30)			②	
		小児看護活動論Ⅰ（小児看護概論）		②(60)			②	
		小児看護活動論Ⅱ（小児看護過程の展開）			②(30)		②	
		高齢者看護活動論Ⅰ（高齢者看護概論）		②(30)			②	
		高齢者看護活動論Ⅱ（高齢者看護活動論）			②(60)		②	
		成人看護学実習Ⅰ（慢性期看護実習）			③(135)		③	
		成人看護学実習Ⅱ（周術期看護実習）				③(135)	③	
		精神看護学実習			②(90)		②	
		母性看護学実習			②(90)		②	
		小児看護学実習			②(90)		②	
		高齢者看護学実習			④(180)		④	
	広域看護学	在宅看護論			②(30)		②	
		健康危機への看護実践			①(15)		①	
		看護倫理学				①(15)	①	
		専門職としての看護				2(30)	2	
		在宅看護学実習			②(90)		②	
		統合実習				②(90)	②	
		看護研究Ⅰ（研究計画）			②(60)		②	
		看護研究Ⅱ（研究実践）				2(60)	2	
		地域看護学概論（地域看護活動の目的と対象）		②(30)			②	
		地域看護活動論Ⅰ（地域看護活動の基本）		②(60)			②	
		地域看護活動論Ⅱ（地域看護活動の展開）			②(60)		②	
		地域看護管理論（地域ケアの質管理）			②(30)		②	
		地域看護学実習Ⅰ（地域看護の実際）			③(135)		③	
		地域看護学実習Ⅱ（環境保健産業看護実習）			②(90)		②	
合計（卒業要件）			全学共通教育科目 30 単位、学部入門ゼミ２単位、看護基礎科目 28 単位及び看護専門科目 74 単位の合計 134 単位以上					
看護専門科目	助産学	助産学概論			1(15)		1	
		リプロダクティブヘルス論			1(15)		1	
		周産期疾病論			1(15)		1	
		妊娠期　助産診断・技術学			2(30)		2	
		分娩期　助産診断・技術学				2(30)	2	
		産褥期･新生児期　助産診断・技術学			1(15)		1	
		助産診断技術演習			2(60)		2	
		助産業務管理			2(30)		2	
		助産外来実習				2(90)	2	
		分娩介助・新生児受け実習				6(270)	6	
		ハイリスク新生児実習				1(45)	1	

備考　○印は必修科目を示す。（　）内は授業時間数を示す。

別表第４（平成 29 年度～平成 30 年度入学生用）

看護学科授業科目【看護専門科目】

区分	授業科目名		単位数				単位数	要修得単位数
			１年次	２年次	３年次	４年次		
看護専門科目	基礎看護学	看護学原論Ⅰ（看護学原論）	②(30)				②	必修科目の74単位
		看護学原論Ⅱ（看護過程の展開）		②(30)			②	
		看護方法論Ⅰ（対象論基礎／共通基本技術）	②(60)				②	
		看護方法論Ⅱ（生活支援技術／診療過程支援技術）		②(60)			②	
		看護方法論Ⅲ（理論と実践）		②(30)			②	
		基礎看護学実習Ⅰ（看護の対象・役割）	①(45)				①	
		基礎看護学実習Ⅱ（看護過程展開の実際）		②(90)			②	
	実践看護学	成人看護活動論Ⅰ（成人看護学概論）		②(60)			②	
		成人看護活動論Ⅱ（慢性期看護）		②(60)			②	
		成人看護活動論Ⅲ（周術期看護）			②(60)		②	
		精神看護活動論Ⅰ（精神保健看護概論）		②(30)			②	
		精神看護活動論Ⅱ（精神看護活動論）			②(60)		②	
		母性看護活動論Ⅰ（母性看護活動論）		②(60)			②	
		母性看護活動論Ⅱ（周産期看護過程の展開）		②(30)			②	
		小児看護活動論Ⅰ（小児看護概論）		②(60)			②	
		小児看護活動論Ⅱ（小児看護過程の展開）			②(30)		②	
		高齢者看護活動論Ⅰ（高齢者看護概論）		②(30)			②	
		高齢者看護活動論Ⅱ（高齢者看護活動論）			②(60)		②	
		成人看護学実習Ⅰ（慢性期看護実習）			③(135)		③	
		成人看護学実習Ⅱ（周術期看護実習）				③(135)	③	
		精神看護学実習			②(90)		②	
		母性看護学実習			②(90)		②	
		小児看護学実習			②(90)		②	
		高齢者看護学実習			③(135)		③	
	広域看護学	在宅看護論			②(30)		②	
		健康危機への看護実践			①(15)		①	
		看護倫理学				①(15)	①	
		専門職としての看護				2(30)	2	
		在宅看護学実習Ⅰ（実践・技術）			①(45)		①	
		在宅看護学実習Ⅱ（訪問看護）			②(90)		②	
		統合実習				②(90)	②	
		看護研究Ⅰ（研究計画）			②(60)		②	
		看護研究Ⅱ（研究実践）				2(60)	2	
		地域看護学概論（地域看護活動の目的と対象）		②(30)			②	
		地域看護活動論Ⅰ（地域看護活動の基本）		②(60)			②	
		地域看護活動論Ⅱ（地域看護活動の展開）			②(60)		②	
		地域看護管理論（地域ケアの質管理）			②(30)		②	
		地域看護学実習Ⅰ（地域看護の実際）			③(135)		③	
		地域看護学実習Ⅱ（環境保健産業看護実習）			②(90)		②	
合計（卒業要件）			全学共通教育科目 30 単位、学部入門ゼミ２単位、看護基礎科目 28 単位及び看護専門科目 74 単位の合計 134 単位以上					
看護専門科目	助産学	助産学概論			1(15)		1	
		リプロダクティブヘルス論			1(15)		1	
		周産期疾病論			1(15)		1	
		妊娠期　助産診断・技術学			2(30)		2	
		分娩期　助産診断・技術学				2(30)	2	
		産褥期･新生児期　助産診断・技術学			1(15)		1	
		助産診断技術演習			2(60)		2	
		助産業務管理			2(30)		2	
		助産外来実習				2(90)	2	
		分娩介助・新生児受け実習				6(270)	6	
		ハイリスク新生児実習				1(45)	1	

備考　○印は必修科目を示す。（　）内は授業時間数を示す。

別表第５（平成 31 年度～令和３年度入学生用）

進級及び卒業に必要な単位

<table>
<tr><th>区分</th><th>進級年次
授業科目区分</th><th>２年次進級に
必要な単位数</th><th>３年次進級に
必要な単位数</th><th>４年次進級に
必要な単位数</th></tr>
<tr><td>別表第1</td><td>全学共通
教育科目</td><td>必修科目を含め
22 単位以上</td><td>必修科目を含め
30 単位以上
２年次進級に必要な
単位を含む</td><td>必修科目を含め
30 単位以上
２年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td>別表第2</td><td>学部入門ゼミ</td><td>必修科目の
２単位</td><td>必修科目の
２単位
２年次進級に必要な
単位を含む</td><td>必修科目の
２単位
２年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td rowspan="2">別表第3</td><td>看護基礎科目
（人間科学）</td><td>必修科目の
６単位</td><td rowspan="2">必修科目を含め
21 単位以上
２年次進級に必要な
単位を含む</td><td rowspan="2">必修科目を含め
27 単位以上
３年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td>看護基礎科目
（保健福祉環境）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">別表第4</td><td>看護専門科目
（基礎看護学）</td><td>必修科目の
５単位</td><td>必修科目の
13 単位
２年次進級に必要な
単位を含む</td><td>必修科目の
13 単位
２年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td>看護専門科目
（実践看護学）</td><td></td><td>必修科目の
14 単位以上</td><td>必修科目の
25 単位以上
３年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td>看護専門科目
（広域看護学）</td><td></td><td>必修科目の
４単位</td><td>必修科目の
12 単位
３年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td colspan="2">進級に必要な単位数</td><td>35 単位以上</td><td>84 単位以上</td><td>109 単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">卒業に必要な単位数</td><td colspan="3">全学共通教育科目 30 単位、学部入門ゼミ２単位、看護基礎科目 28 単位及び看護専門科目 74 単位の合計 134 単位以上</td></tr>
</table>

別表第５（平成 29 年度～平成 30 年度入学生用）

進級及び卒業に必要な単位

<table>
<tr><th>区分</th><th>進級年次
授業科目区分</th><th>２年次進級に
必要な単位数</th><th>３年次進級に
必要な単位数</th><th>４年次進級に
必要な単位数</th></tr>
<tr><td>別表第1</td><td>全学共通
教育科目</td><td>必修科目を含め
22 単位以上</td><td>必修科目を含め
30 単位以上
２年次進級に必要な
単位を含む</td><td>必修科目を含め
30 単位以上
２年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td>別表第2</td><td>学部入門ゼミ</td><td>必修科目の
２単位</td><td>必修科目の
２単位
２年次進級に必要な
単位を含む</td><td>必修科目の
２単位
２年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td rowspan="2">別表第3</td><td>看護基礎科目
（人間科学）</td><td>必修科目の
６単位</td><td rowspan="2">必修科目を含め
21 単位以上
２年次進級に必要な
単位を含む</td><td rowspan="2">必修科目を含め
27 単位以上
３年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td>看護基礎科目
（保健福祉環境）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">別表第4</td><td>看護専門科目
（基礎看護学）</td><td>必修科目の
５単位</td><td>必修科目の
13 単位
２年次進級に必要な
単位を含む</td><td>必修科目の
13 単位
２年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td>看護専門科目
（実践看護学）</td><td></td><td>必修科目の
14 単位以上</td><td>必修科目の
25 単位以上
３年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td>看護専門科目
（広域看護学）</td><td></td><td>必修科目の
４単位</td><td>必修科目の
13 単位
３年次進級に必要な
単位を含む</td></tr>
<tr><td colspan="2">進級に必要な単位数</td><td>35 単位以上</td><td>84 単位以上</td><td>110 単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">卒業に必要な単位数</td><td colspan="3">全学共通教育科目 30 単位、学部入門ゼミ２単位、看護基礎科目 28 単位及び看護専門科目 74 単位の合計 134 単位以上</td></tr>
</table>

看護学科における追試験及び再試験に関する申合せ

平成 25 年 10 月 9 日
第 149 回医学部教授会承認

（追試験）

1　授業担当教員は、傷病その他やむを得ない理由により試験等を受けることができなかった学生に、追試験を実施するものとする。

2　追試験を受けようとする学生は、授業担当教員に追試験願（様式１）に前項の理由を証明する書類を添えて願い出るものとする。

3　追試験の実施方法は、授業担当教員が定める。

4　追試験の評価は、医学部看護学科授業科目履修規程（成績）第９条の規定を準用する。

（再試験）

1　授業担当教員は、試験等の結果が不合格になった学生に再試験を実施することができる。

2　再試験は、原則として１回とする。

3　再試験を受けようとする学生は、授業担当教員に再試験願（様式２）によって願い出るものとする。

4　再試験の実施方法は、授業担当教員が定める。

5　再試験の評価は、100 点満点法により評価し、60 点以上の得点を 60 点とする。

（様式１）

（様式1）

追 試 験 願

平成　　年　　月　　日

看護学科授業担当教員　　殿

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

下記の理由で、定期試験を受験できませんでしたので、追試験の実施についてよろしくお願い致します。

記

・授 業 科 目 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・担 当 教 員：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・定期試験実施日：平成　　年　　月　　日　　曜日　（　　）時限

・欠 席 理 由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※欠席理由を証明する書類を添付すること。
（医師の診断書、会葬礼状、被災証明書、事故証明書等）

（様式２）

（様式2）

再 試 験 願

平成　　年　　月　　日

看護学科授業担当教員　　殿

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

下記の授業科目が不合格のため、再試験の実施についてよろしくお願い致します。

記

授 業 科 目 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担 当 教 員：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

定期試験実施日：平成　　年　　月　　日　　曜日　（　　）時限

３　医学部専門科目における欠席等の取扱いに関する申合せ

平成 31 年１月９日
医学部教授会決定
令和 ２年３月４日
医学部教授会了承

（趣旨）
第１条　この申合せは、医学部医学科専門教育科目並びに医学部看護学科学部入門ゼミ、看護基礎科目及び看護専門科目（以下「専門科目」という。）における欠席及び遅刻等の取扱いについて定めるものである。

（公欠の定義）
第２条　この申合せにおける公欠とは、医学部が認める一定の事由によりやむを得ず専門科目を欠席した場合に、出席したものとみなす取扱いをいう。

（公欠事由及び公欠届の提出）
第３条　公欠事由は次のとおりとし、当該事由によりやむを得ず専門科目を欠席する場合は、別表１のとおり事前に公欠届を提出するものとする。ただし、事前に公欠届を提出できない場合は、事後速やかに提出しなければならない。
(1) 感染症に罹患したこと（かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある場合を含む。）による出席停止
(2) ２親等以内の親族の死亡
(3) 大学から依頼のあった行事への参加
(4) 災害又は公共交通機関の途絶
(5) 国又は地方公共団体等からの依頼によるスポーツ大会等への参加
(6) その他、医学部教育委員会が公欠を承認した場合

（公欠の判断）
第４条　前条第６号以外の事由による欠席については、原則として当該授業担当教員の判断によるものとする。ただし、実習や演習等で判断が困難な場合は、医学部教育委員会が判断する。
２　前条第６号及び前項の規定により医学部教育委員会の判断が必要な場合は、必要に応じてメール会議に付すものとする。

（公欠とされた学生への配慮）
第５条　授業担当教員は、公欠とされた学生に対し、当該授業に相当する学習を課す等の学修の補充支援を行うなど、可能な限り履修上不利とならないよう配慮するものとする。

（公欠以外の傷病による欠席）
第６条　公欠以外の病気又はけが（以下「傷病」という。）によりやむを得ず専門科目を欠席する場合は、別表２のとおり事前に欠席届を提出するものとする。ただし、事前に欠席届を提出できない場合は、事後速やかに提出しなければならない。
２　第４条及び前条の規定は、傷病による欠席について準用する。

（傷病による欠席回数の制限）
第７条　前条の傷病による欠席回数は、講義及び演習にあっては当該授業科目の総授業回数の半数、実験、実習及び実技にあっては当該授業科目の総授業回数の５分の１を超えることができないものとする。

（遅刻の取扱い）
第８条　遅刻した場合は原則として出席を認めない。

（授業途中の無断退室の取扱い）
第９条　授業途中の無断退室は、原則として認めないこととし、無断退室が発覚した場合、当該授業は欠席として扱う。

附　則
この申合せは、平成 31 年４月１日から施行する。
附　則
この申合せは、令和２年４月１日から施行する。

別表１

公欠事由	所定の手続き
感染症（学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置が必要な感染症）	その旨を学務課教務グループ（授業担当教員）に連絡し、出席停止期間終了後は「登校許可証明書」を学務課教務グループへ提出する。（様式のダウンロードと詳細については、保健管理センター HP を確認すること。）
親族（父母、兄弟姉妹、祖父母）の葬儀	所定の公欠届に訃報のコピー等を添付し、学務課教務グループへ提出。
大学の行事（大学から依頼があったものに限る。ライフサイエンスコース在籍者が発表のために学会等に出席する場合も含む。）	所定の公欠届に当該事由に係る依頼文書等を添付し、学務課教務グループへ提出。
災害又は公共交通機関の途絶	所定の公欠届に災害等の状況を確認できる書類（駅発行の遅延証明書、新聞のコピー等）を添付し、学務課教務グループへ提出。
国又は地方公共団体等からの依頼によるスポーツ大会等への参加（オリンピック、国民体育大会等）	所定の公欠届に国又は地方公共団体等からの依頼文書を添付し、学務課教務グループへ提出。
その他（裁判員（候補者を含む）等として、裁判所等へ出頭する場合や骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合など。）	所定の公欠届に当該事由と概要が確認できる書類を添付し、学務課教務グループへ提出。

別表２

欠席事由	所定の手続き
病気又はけが	所定の欠席届に医師の診断書（コピーでも可）を添付し、学務課教務グループへ提出。（代理提出可）

４ 参 考 法 規 等

保健師免許取得に伴う養護教諭二種免許について

保健師免許を有する者が、各都道府県教育委員会に「養護教諭二種免許」を申請する場合には、「日本国憲法　２単位」「体育　２単位」「外国語コミュニケーション　２単位」「情報機器の操作　２単位」の合計、４科目８単位の修得が必要となります（教育職員免許法施行規則 66 条の６）。

本学看護学科は、この資格を取得することを目的としていません。また、授業内容等もこの科目と合致していません。養護教諭二種免許の取得を希望している場合は、免許申請予定の都道府県教育委員会にお問合せください。

本学で指定された科目に類似する授業科目をあげると以下のとおりです。

・「日本国憲法　２単位」: 全学共通教育科目の教養教育科目部門の「日本国憲法２単位」選択科目
・「体育　２単位」: 全学共通教育科目の人間形成科目部門の「生活と健康」必修科目
・「外国語コミュニケーション　２単位」: 全学共通教育科目の語学教育科目部門の「英語」必修科目、「英語オーラルコミュニケーション　２単位」選択科目及び「未習外国語」必修科目等
・「情報機器の操作　２単位」:「学部入門ゼミ　２単位」、看護基礎科目「保健看護統計論　２単位」必修科目

上記科目の判断については、各都道府県教育委員会の判断によります。

（参考法規）

教育職員免許法施行規則（抄）

第 66 条の６　免許法 別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

医　師　法（抄）

第１章　総　則

（医師の任務）

第１条　医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第２章　免　許

（免許）

第２条　医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（免許の絶対的欠格事由）
第３条　未成年者には、免許を与えない。
（免許の相対的欠格事由）
第４条　次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。
１．心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
２．麻薬、大麻又はあへんの中毒者
３．罰金以上の刑に処せられた者
４．前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者
（免許の取消・業務停止及び再免許）
第７条　医師が第４条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。
１．戒告
２．３年以内の医業の停止
３．免許の取消し
２　前項の規定による取消処分を受けた者（第４条第３号若しくは第４号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあった者として前項の規定による取消処分を受けた者にあっては、その処分の日から起算して５年を経過しない者を除く。）であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第６条第１項及び第２項の規定を準用する。

第３章　試　験

（試験の内容）
第９条　医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。
（試験の実施）
第10条　医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。
（医師国家試験の受験資格）
第11条　医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。
１．学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
２．医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後１年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
３．外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前２号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したもの
（不正受給者の措置）
第15条　医師国家試験又は医師国家試験予備試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第３章の２　臨床研修

（臨床研修）
第16条の２　診療に従事しようとする医師は、２年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

第４章　業　務

（医師でない者の医業の禁止）
第17条　医師でなければ、医業をなしてはならない。
（名称の使用制限）
第18条　医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
（応招義務等）
第19条　診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

保健師助産師看護師法（抄）

第１章　総　則

（法律の目的）
第１条　この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。
（保健師の定義）
第２条　この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。
（助産師の定義）
第３条　この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。
（看護師の定義）
第５条　この法律において「看護師」とは、厚生労勧大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第２章　免　許

（保健師・助産師・看護師の免許）
第７条　保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
２　助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を

受けなければならない。
3　看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
（絶対的欠格事由）
第９条　次の各号のいずれかに該当する者には、前２条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。
１．罰金以上の刑に処せられた者
２．前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
３．心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
４．麻薬、大麻又はあへんの中毒者
（保健師籍・助産師籍・看護師籍）
第10条　厚生労働省に、保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第14条第１項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。
（免許の付与及び免許証の交付）
第12条　保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により保健師籍に登録することによって行う。
2　助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによって行う。
3　看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによって行う。
5　厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。
（免許の取消等）
第14条　保健師、助産師若しくは看護師が第９条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。
１．戒告
２．３年以内の業務の停止
３．免許の取消し
3　前２項の規定による取消処分を受けた者（第９条第１号若しくは第２号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあった者として前２項の規定による取消処分を受けた者にあっては、その処分の日から起算して５年を経過しない者を除く。）であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第12条の規定を準用する。

第３章　試　験

（試験の内容）
第17条　保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師国家試験は、それぞれ保健師、

助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

（試験の実施）

第18条　保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも１回これを行う。

（保健師国家試験の受験資格）

第19条　保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

１．文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において１年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者

２．文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者

３．外国の第２条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前２号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

（助産師国家試験の受験資格）

第20条　助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることはできない。

１．文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において１年以上助産に関する学科を修めた者

２．文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者

３．外国の第３条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前２号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

（看護師国家試験の受験資格）

第21条　看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることはできない。

１．文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。第４号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

２．文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において３年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

３．文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者

４．免許を得た後３年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前３号に規定する大学、学校又は養成所において２年以上修業したもの

５．外国の第５条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第１号から第３号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

５　その他

研究医養成プログラムの概要

［理念］

今日、医学科卒業生の中で研究者を志すものが基礎、臨床を問わず減少していることが医学界において大きな問題になっています。この状況が続くと明日の医学を創造してゆく力が削がれ、我が国の医学が長期凋落傾向となり、同時に現場の医療レベルも低下する危険性が内在するからです。そこで、全国各地の医学部、医科大学で続々と研究医の道を選択する学生を増やす取組みがなされる様になりました。

この様な中、山梨大学では早くも平成 18 年 (2006) より、医学生が研究を行いやすい環境を整備してきました。このシステムでは基礎、臨床を問わず研究医養成に興味を持っている医学科講座と、その理念に共感を覚えた学生との間で共同体的つながりを持って、自由闊達な雰囲気の中、近視眼的な促成栽培にならない様、長期的な視点で研究医を育てようとすることが出発点にあります。

本来研究者というものは個人の自由な発想によって活動を行うものですから、制度としての研究医養成というものには一種の逆説性が内在します。一方で、その様な陥穽にとらわれることなく、学生の意見も反映した自由度の高いシステムを形成していくことが、私達の目標です。例えば、本学では研究医養成プログラムの運営委員会に学生も参加しており、これは本システムの特徴の一つであるといえましょう。

学生の興味や進路への志向性には様々なものがあります。それを尊重しながら将来どの様な環境におかれても自律的に研究が出来る様な、堅牢な基礎能力を持った学生を育てることを本プログラムの理念としています。

［沿革と実績］

「研究医養成プログラム」は、医学生に研究の面白さを伝えたいという意欲をもった基礎医学系教授有志が中心となって平成 18 年 9 月に創設されました。当初は山梨大学の学内資金（戦略的教育プロジェクト）により継続的な支援を受けつつ体制を整備し、実績を挙げながら次第に医学科内で認知されるようになりました。現在は基礎医学系のみならず臨床医学系講座も参画する形で拡大し、参加講座は 20 を数えるに至っています。また、参加学生の研究意欲を高め、相互の交流を図る目的で、各種イベントが企画されています。

研究医養成プログラムはこれまでに医学科学生が筆頭著者として英文論文を発表したり、国内外の学会で発表するなど、着実な成果をあげています。また、マスメディアにも研究医養成のモデルケースの一つとして度々取り上げられており、医学教育における新しい試みとして社会からも評価されつつあります。平成 25 年 3 月に開催された文部科学省主催「第 2 回サイエンス･インカレ」では本学学生 2 名が、インカレ全体の一等賞である「文部科学大臣表彰」と、ポスター部門の最高賞である「科学技術振興機構理事長賞」を同時受賞しました。このような環境で育った本学医学科学生が 10 年、20 年後には様々な分野で活躍することが期待されます。

［概要］

1）募集：医学科１年次生全員と３年次生以上の希望者を対象に募集を行ない、翌年の２月頃までに複数の志望する研究室に一定期間在籍してもらい（ラボ体験)、研究への興味、相性を見極め、翌年の３月に学生と研究室の希望をマッチングして採用を決定します。

2）研究室配属：希望する研究室に配属された学生は原則として各講座の方針に従って研究活動を開始します。ここで生命科学研究の基礎を学び、個別テーマに関して複数の教員より研究指導を受けることができます。

3）活動内容：研究活動は学生と教員が話し合って放課後、休日や学期間の長期休暇を利用して行ないます。また教育カリキュラムへの参加や大学院講義の聴講をすることもできます。

4）成果発表：個別の研究テーマに基づいて、筆頭著者として研究成果を論文にまとめるのが理想的ですが、学会発表や学内での発表で終わる学生もいます。これらの活動を通じて研究のプロセスを主体的に体験するということが重要です。

5）大学院との連携:大学院修了の標準在学必要年限は本学の場合、3 年 [博士 (医科学)] または 4 年［博士（医学)］です。しかし、本プログラムで所定の課程を修め、一定の要件を満たした場合には医学科卒業後最短で１年［博士（医科学)］、または３年［博士（医科学)］で博士号取得が可能となる道も用意されています。

6）経済的援助：研究医養成プログラムの運営費を用いて、年間数名に学会出張費を援助します。また、活動状況が顕著であると認められた学生に関しては医学科の学費免除の規定があります。さらに、大学院に進学した場合、大学院学術奨励金の選考において優先権が与えられ、学費相当額の経済的支援を受けることができます。

［イベント、その他］

1）研究成果発表会

研究者にとって、自らの研究成果を発信する力を身につけることは必須の要件です。「研究成果発表会」では、プログラム所属の学生が自らの研究成果を発表します。また、指導教員のみならず他の講座の教員や大学院生と議論することで、専門領域以外への視野を広げることができます。

2）セミナー合宿（冬季リトリート）

「研究医養成プログラムセミナー合宿（冬季リトリート)」は、プログラム指導教員及び学生が一同に会し、泊まりがけで自らの研究の発表を行ったり、外部講師を招いての特別講演を聴講したりします。また、教員と個人的に話をすることもできるので、互いの親睦を深め、縦横の繋がり（学生間、学生－教員間）を強める絶好の機会となっています。

3）特別教育セミナー

「特別教育セミナー」は、活発に研究を行っている学外の研究者を講師として招くイベントです。講師との懇親会もあり、交流を深めることができます。

4）東日本研究医養成コンソーシアム：夏のリトリート

平成 22 年より東京大学、群馬大学、千葉大学とともに開催している「東日本研究医養成コンソーシアム：夏のリトリート」は、他大学の学生と交流する場を提供し、プログラム所属の学生にとって大きな刺激となっています。

5）特別カリキュラム

１～３年次に、研究リテラシー等に関する特別カリキュラムを受講することができます。

6）大学院講義の受講許可

４～６年次には大学院博士課程の夜間講義を受講し、卒後の博士取得のための単位とすることができます。

7）研究医養成プログラム HP（https://www.med.yamanashi.ac.jp/l_ls）

研究医養成プログラムの詳細は、上記サイトをご覧下さい。この HP を通じ、プログラムの取組みと成果を広く学外に発信するとともに、教員と学生の情報交換の場となることを目指しています。

Ⅸ　工　学　部

1　工学部履修規程

制　　定　平成 16 年 4 月 1 日
最終改正　令和 元 年12月19日

（総　　則）
第１条　本学部の授業科目及び履修の方法については、この規程の定めるところによる。
（授業科目）
第２条　授業科目は、全学共通教育科目、学部基礎ゼミ及び専門科目に大別する。
２　全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。
３　専門科目は、基礎教育部門、基礎工学部門、応用工学部門及び特殊研究部門に区分して開設する。
４　開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数は、別表のとおりとする。
５　山梨大学学則第 25 条の規定に基づき、他の学部の授業科目を履修することができる。
６　前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、他の大学（外国の大学を含む。）等の授業科目を履修することができる。
（授業時間数）
第３条　各授業科目の１単位あたりの授業時間数等については、次のとおりとする。
⑴　講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間
⑵　実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間
⑶　卒業論文については、60 時間
⑷　インターンシップについては、１週間以上（40 時間以上）
（履修方法）
第４条　授業科目の各部門における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。
（人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報･数理教育科目部門、教養教育科目部門、自発的教養科目部門）
第５条　人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門においては、山梨大学全学共通教育科目等履修規程の定めるところにより、次に示す単位を修得しなければならない。
⑴　人間形成科目部門から２単位以上
⑵　語学教育科目部門から 14 単位以上
⑶　情報・数理教育科目部門から２単位以上
⑷　教養教育科目部門から 10 単位以上
⑸　自発的教養科目部門の科目を修得した場合は、全学共通教育科目の単位に含めることができる。
２　各学科別表の規定により、特定科目を必修科目にすることができる。
（学部基礎ゼミ）
第６条　別表１に示す所属学科の学部基礎ゼミ２単位を修得しなければならない。
（基礎教育部門、基礎工学部門、応用工学部門、特殊研究部門）
第７条　基礎教育部門、基礎工学部門、応用工学部門及び特殊研究部門においては、別表２から別表８に示す各所属学科の開設授業科目より、次に示す単位数を修得しなければならない。
⑴　基礎教育部門から 28 単位以上
⑵　基礎教育部門及び基礎工学部門から 64 単位以上
⑶　基礎教育部門、基礎工学部門、応用工学部門及び特殊研究部門から 90 単位以上

２　前項に定めるほか、履修上の必要事項については、学科ごと別表に示す。

（履修申告）

第８条　履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

２　他学科の授業科目を、申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第７条に挙げた単位に含めることはできない。

３　履修申告に関する細則は、別に定める。

（成績評価及び単位認定）

第９条　授業科目の成績評価は原則として総括評価（試験等）の結果による。

２　成績は 100 点を満点とする点数により表示する。

３　成績が 60 点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

４　成績を評語により表示する場合は、次のとおりとする。

⑴　S　（95 ～100 ）

⑵　S^{-}（90 ～ 94 ）

⑶　A^{+}（87 ～89 ）

⑷　A　（83 ～ 86 ）

⑸　A^{-}（80 ～82 ）

⑹　B^{+}（77 ～79 ）

⑺　B　（73 ～76 ）

⑻　B^{-}（70 ～72 ）

⑼　C^{+}（66 ～69 ）

⑽　C　（60 ～ 65 ）

⑾　F　（０～ 59 及び未受験）

（総括評価（試験等）の受験資格）

第９条の２　総括評価（試験等）は、その授業科目の授業に３分の２以上出席していなければ、受けることができない。

（試　験）

第10条　試験は中間試験及び修了試験とする。中間試験は随時行い、修了試験は学期の終わりに行う。

２　修了試験については、教員の指示があった場合、その再試験または特別試験を願い出ることができる。

３　再試験と特別試験に関する細則は、別に定める。

（成績不振者に対する修学指導）

第10条の２　病気その他やむを得ない事情が無いにもかかわらず、修学状況が著しく不良で、取得単位数等が別表９に定める基準に達しない者には、成績不振注意あるいは退学勧告の修学指導措置を行うことがある。

２　退学勧告を連続して２回以上受けたにもかかわらず、修学状況に改善が見られず、成業の見込みのない者には山梨大学学則第 36 条第２項により退学命令を行うことがある。

３　第１項の規定により退学勧告を受けて退学した者で、１年以上経過した後、再入学の意志をもつ者は、山梨大学学則第11条により再入学を認めることがある。

４　その他修学指導措置に関しては、別に定める。

（卒業論文）

第11条　卒業論文は、次に示す要件を満たさなければ、履修することができない。

⑴　本学部に３年以上在学していること。

⑵　全学共通教育科目等履修規程に定める要件を満たしていること。

⑶　第５条第１項第１号から第４号に定める単位数を 30 単位以上修得していること。
⑷　第６条に定める学部基礎ゼミ２単位を修得していること。
⑸　第７条第１項第１号及び第２号に定める単位数を修得していること。
２　卒業論文の履修に関する細則は、別に定める。
（卒業の要件）
第12条　卒業の要件は、次のとおりとする。
⑴　卒業論文を履修できる要件を満たしたのち、１年以上在学していること。
⑵　卒業論文等必須科目の単位を修得していること。
⑶　全学共通教育科目等履修規程に定める要件を満たしていること。
⑷　第５条第１項第１号から第４号に定める単位数を含め、全学共通教育科目を 32 単位以上修得していること。
⑸　第６条に定める学部基礎ゼミ２単位を修得していること。
⑹　第７条に定める単位数を修得していること。
⑺　合計 124 単位以上を修得していること。
２　第２条第６項の規定により他の大学（外国の大学を含む。）等で修得した単位は、教授会の議に基づき、60 単位を越えない範囲で前項に定める 124 単位に含ませることができる。
（教育職員免許状の取得）
第13条　高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、別表 10 から別表 14 に示す開設授業科目により、教育職員免許法に定める関係科目の単位数を修得しなければならない。
（教育実習の履修）
第13条の２　教育実習の履修に関する細則は、別に定める。
（編入学生の単位認定及び履修方法に関する特例）
第14条　本学部に編入学した者（以下「編入生」という。）の入学前に履修した授業科目及びその修得単位数については、審査の上、その一部を本学に開設する授業科目及びその修得単位数として、次のとおり認定する。
⑴　大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目及びその修得単位については、審査の上、全学共通教育科目の人間形成科目部門を２単位、語学教育科目部門を８単位、情報・数理教育科目部門を２単位、教養教育科目部門を 10 単位計 22 単位と学部基礎ゼミ２単位を一括認定する。専門科目は、審査の上、55 単位までを認定する。
⑵　大学、短期大学又は高等専門学校以外の教育施設等において履修した授業科目及びその修得単位については、審査の上、全学共通教育科目は 22 単位、学部基礎ゼミは２単位、専門科目は 55 単位を超えない範囲で認定する。
２　編入生については、編入された年次の学部学生に該当する履修規程を適用する。
３　編入生については、別表に示す順序指定授業科目の履修順序を適用しない。
４　編入生が卒業論文を履修できる要件は、第 11 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
⑴　その学科に１年以上在学していること。
⑵　第11条第１項第５号の要件を満たしていること。
（外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例）
第15条　外国人留学生については、語学教育科目部門の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、語学教育科目部門の中に開設する日本語を英語に代えることができる。
２　外国人留学生に対しては、語学教育科目部門の中に日本語科目に関する授業科目を開設する。
また、教養教育科目部門の中に日本事情に関する授業科目を開設する。

（その他の事項）
第16条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
1　この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2　工学部履修規程（平成10年4月1日制定）は、廃止する。
3　平成16年3月31日に在学する者については、なお、従前の工学部履修規程による。
4　平成16年度及び平成17年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2　平成17年度及び平成18年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2　平成18年度及び平成19年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年4月1日以降の入学者から適用する。
2　平成19年度及び平成20年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月1日以降の入学者から適用する。
2　平成20年度及び平成21年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以降の入学者から適用する。
2　平成21年度及び平成22年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日以降の入学者から適用する。
2　平成22年度及び平成23年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降の入学者から適用する。
2　平成23年度及び平成24年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降の入学者から適用する。
2　平成24年度及び平成25年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成24年12月6日から施行し、平成24年4月1日以降の入学者から適用する。
2　平成24年度及び平成25年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降の入学者から適用する。
2　平成27年度及び平成28年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降の入学者から適用する。
2　平成29年度及び平成30年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降の入学者から適用する。
2　2019年度及び2020年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附　則
1　この規程は、令和２年４月１日から施行し、令和２年４月１日以降の入学者から適用する。
2　令和２年度及び令和３年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

学部基礎ゼミ

別表１

授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数		履修年次	備考
			前期	後期		
TME100	機械工学基礎ゼミ	2	2		1	
TJM117	メカトロニクス工学基礎ゼミ	2	2		1	
TEE100	電気電子工学基礎ゼミ	2	2		1	
TCS100	コンピュータ理工学基礎ゼミ	2	2		1	
TCE100	土木環境工学基礎ゼミ	2	2		1	
TAC100	応用化学基礎ゼミ	2	2		1	
TAM100	先端材料理工学基礎ゼミ	2	2		1	

機械工学科専門科目

別表２

部門	系列	授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数（前期・後期） 1年	2年	3年	4年	備考	工業の関係科目
基礎教育	数学	TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2 0				●	
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	0 2					
		TPC103	線形代数学Ⅰ	2	2 0				●	
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2	0 2					
		TME201	微分方程式	2		2 0				
		TME202	応用数学	2		0 2				
		TME301	複素関数論	2			0 2			
	情報	TME203	確率統計学	2		2 0			●	
		TME302	数値計算及び実習	2			2 0			
		TME303	コミュニケーション	2			2 0			
	自然科学	TME102	基礎物理学Ⅰ	2	2 0				●	
		TME103	基礎物理学Ⅱ	2	0 2					
		TME204	応用物理学	2		2 0				
		TME104	基礎化学	2	2 0					
	社会科学	TME304	技術英語Ⅰ	2			0 2			
		TME305	技術者倫理	2			0 2		●	☆
基礎工学		TME106	機械工学デザインⅠ	1	0 3				●	☆
		TME205	機械工学デザインⅡ	1		3 0			●	☆
		TME206	機械工学デザインⅢ	1		0 3			●	☆
		TME207	ものづくり実習Ⅰ	1		3 0			●	☆
		TME208	ものづくり実習Ⅱ	1		0 3			●	☆
		TME306	機械工学実験Ⅰ	1			3 0		●	☆
		TME307	機械工学実験Ⅱ	1			0 3		●	☆
		TME107	材料力学Ⅰ	2	0 2				①	☆
		TME210	機械力学	2		2 0			③	☆
		TME211	熱力学	2		2 0			⑤	☆
		TME212	材料力学Ⅱ	2		2 0			①	☆
		TME108	材料の科学Ⅰ	2	0 2				②	☆
		TME214	振動工学	2		0 2			③	☆
		TME215	流体工学Ⅰ	2		0 2			④	☆
		TME216	伝熱工学	2		0 2			⑤	☆
		TME109	加工学Ⅰ	2	0 2				⑥	☆
		TME220	材料の科学Ⅱ	2		2 0			②	☆
		TME309	制御工学Ⅰ	2			2 0		③	☆
		TME310	流体工学Ⅱ	2			2 0		④	☆
		TME311	熱エネルギー変換工学	2			2 0		⑤	☆
		TME221	加工学Ⅱ	2		2 0			⑥	☆
		TME222	機械要素設計	2		0 2			⑥	☆
		TCS206	情報システムと社会Ⅰ	2		2 0			△	
		TJM217	組込み設計	2		2 0			△	
		TCS220	コンピュータネットワーク	2		0 2			△	
応用工学		TME315	バイオメカニクス	2			2 0		①	☆
		TME316	材料力学Ⅲ	2			2 0		①	☆
		TME317	自動車工学	2			0 2			☆
		TME318	塑性加工	2			0 2		②	☆
		TME320	制御工学Ⅱ	2			0 2		③	☆
		TME321	流体工学Ⅲ	2			0 2		④	☆
		TME322	航空宇宙工学	2			0 2			☆
		TME323	原子力工学	2			0 2			☆

応用工学	TME324	数値シミュレーション	2			0 2			☆
	TME401	技術英語Ⅱ	2				2 0	●	
	TEE313	電気エネルギー変換工学	2			2 0		△	
	TJM314	運動の力学Ⅱ	2			2 0		△	
	TJM311	システム設計	2			2 0		△	
	TJM315	マルチメディア工学	2			2 0		△	
	TAM312	量子光学	2			2 0		△	
	TEE315	電子デバイス工学Ⅱ	2			0 2		△	
特殊研究	TPC201	リスク管理･危機管理概論	2		0 2				☆
	TPC202	ベンチャービジネス論	1		1 0	1 0			
	TPC301	ＰＢＬものづくり実践ゼミ	2			0 2			
	TPC303	キャリア形成実習３	1			2 0		学大将Ｐ	
	TPC304	キャリア形成実習４	1			0 2		学大将Ｐ	
	TPC305	リーダー養成特別演習１	1			2 0		リーダー養成	
	TPC306	リーダー養成特別演習２	1			0 2		リーダー養成	
	TME218	インターンシップⅠ	1		★	★	★		
	TME219	インターンシップⅡ	1		★	★	★		
	TME325	機械工学演習	1			0 3			
	TME402	特別講義	1				0 1		
	TME400	機械工学卒業論文	6				8 16	●	
その他	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2					
	TPC203	キャリア形成実習１	1		2 0			学大将Ｐ	
	TPC204	キャリア形成実習２	1		0 2			学大将Ｐ	
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1			★		リーダー養成	
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1			★		リーダー養成	
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1				★	リーダー養成	
	TPC403	機器分析特別講義ＩＡ	1				1 0		
	TPC404	機器分析特別講義ＩＢ	1				1 0		
	TPC405	機器分析特別講義ＩＣ	1				1 0		
	TPC406	機器分析特別講義ＩＤ	1				1 0		
	TPC407	機器分析特別講義ＩＥ	1				1 0		
	TPC408	機器分析特別講義ＩＦ	1				1 0		
	TPC409	機器分析特別講義ＩＧ	1				1 0		
	TPC410	機器分析特別講義ⅡＡ	1				1 0		
	TPC412	機器分析特別講義ⅡＣ	1				1 0		
	TPC413	機器分析特別講義ⅢＡ	1				1 0		
	TPC414	機器分析特別講義ⅢＢ	1				1 0		
	TPC415	機器分析特別講義ⅢＣ	1				1 0		
	TPC416	機器分析特別講義ⅢＤ	1				1 0		
	TPC417	機器分析特別講義ⅢＥ	1				1 0		
	TPT104	職業指導第一	2			0 2		工学部共通科目	☆
	TPT105	職業指導第二	2			0 2		工学部共通科目	☆

（注）機械工学科専門科目の履修においては､工学部履修規程のほか下記の規程があるので注意すること。

（必修科目）

●印は必修科目で、そのすべてを修得しなければならない。

（選択必修科目）

①～⑥印は分野別の選択必修科目で、各分野から1科目以上を修得しなければならない。

（履修順序指定）

ものづくり実習はⅠ、Ⅱの順番に、また機械工学デザインはⅠ、Ⅱ、Ⅲの順番に修得しなければならない。ただし、編入生については指定の順序によらないことができる。

（卒業論文、技術英語Ⅱ）

機械工学卒業論文の履修要件は工学部履修規程に従う。技術英語Ⅱの履修要件は卒業論文と同様である。

（学科間共通科目）
△印は他学科で開講される学科間共通科目で、修得した単位は６単位まで第７条に規定する単位数に含ませることができる。
（学大将プロジェクト科目）
「学大将Ｐ」と記した科目は工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト― 自発リーダー（学大将）を生む環境作り―」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。
（リーダー養成特別授業科目）
「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり､そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 255 ページ参照)。
（機器分析特別講義）
機器分析特別講義は機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。
（その他）
★インターンシップⅠ、Ⅱは年度を通じて実行可能な休業中に、リーダー養成特別インターンシップ１、２、３は実行可能な時期に実施する。
☆印は教育職員免許状（工業）を取得するための認定科目である。
その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

メカトロニクス工学科専門科目

別表３

部門	系列	授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数（前期・後期） 1年	2年	3年	4年	履修分野 M	E	I	備考	工業の関係科目
基礎教育	数学	TPC103	線形代数学Ⅰ	2	2 0				●	●	●		
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2	0 2								
		TJM201	解析学	2		0 2							
		TJM202	微分方程式	2		2 0							
		TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2 0				●	●	●		
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	0 2								
	情報	TJM101	情報処理及び実習	2	3 0				●	●	●		
		TJM102	プログラミング入門	2	2 0				●	●	●		
		TJM203	情報理論	2		2 0							
		TJM205	コミュニケーション	2		0 2			●	●	●		
	自然科学	TJM103	基礎物理学Ⅰ	2	2 0								
		TJM104	基礎物理学Ⅱ	2	0 2								
		TJM206	基礎物理学Ⅲ	2		2 0							
		TJM105	基礎化学	2	0 2								
		TJM106	科学の作法	2	2 0				●	●	●		
		TJM107	物理学実験	2	4 0				●	●	●		
	社会科学	TJM207	技術者倫理	2		0 2			●	●	●		☆
基礎工学		TJM118	メカトロニクス工学実習Ⅰ	2	0 4				●	●	●		☆
		TJM222	メカトロニクス工学実習Ⅱ	2		4 0			●	●	●		☆
		TJM223	メカトロニクス工学実習Ⅲ	2		0 4			●	●	●		☆
		TJM321	メカトロニクス工学実験Ⅰ	2			4 0		●	●	●		☆
		TJM322	メカトロニクス工学実験Ⅱ	2			0 4		●	●	●		☆
		TJM401	科学技術英語	2				2 0	●	●	●		
		TJM224	メカトロニクス製図	2		4 0			●	●	●		☆
		TJM109	材料と力学Ⅰ	2	2 0				●	○	○		☆
		TJM110	材料と力学Ⅱ	2	0 2				●				☆
		TJM211	機械要素Ⅰ	2		2 0			●	○	○		☆
		TJM303	流れの科学	2			0 2		●	○	○		☆
		TJM212	運動の力学Ⅰ	2		0 2			●	○	○		☆
		TJM213	運動の力学Ⅰ演習	1		0 2			●	○	○		☆
		TJM116	デジタル回路Ⅰ	2	2 0				○	●	○		☆
		TJM214	アナログ回路Ⅰ	2		2 0			○	●	○		☆
		TJM215	アナログ回路Ⅱ	2		0 2				●			☆
		TJM319	信号とシステム	2			2 0		○	●	○		☆
		TJM320	信号とシステム演習	1			2 0		○	●	○		☆
		TJM113	計測とセンサ	2	0 2				○	●	○		☆
		TJM114	組込みプログラミングⅠ	2	0 2				○	○	●		☆
		TJM115	組込みプログラミングⅠ演習	2	0 4				○	○	●		☆
		TJM216	組込みソフトウェア構成法	2		0 2			○	○	●		☆
		TJM217	組込み設計	2		2 0			○	○	●		☆
		TJM218	組込み設計演習	1		0 2			○	○	●		☆
		TJM305	組込みアーキテクチャ	2			2 0				●		☆
応用工学		TJM306	システム制御工学	2			2 0		●	●	●		☆
		TJM307	システム制御工学演習	1			2 0		●	●	●		☆
		TJM323	メカトロニクス工学演習	1			0 2		●	●	●		☆
		TJM309	機械要素Ⅱ	2			2 0		●				☆
		TJM310	機械加工学	2			0 2		●				☆

応用工学	TJM311	システム設計	2			2 0			●			☆
	TJM312	デジタル回路Ⅱ	2			0 2			●			☆
	TJM219	組込みプログラミングⅡ	2		2 0					●		☆
	TJM313	コンピュータ制御	2			0 2				●		☆
	TJM314	運動の力学Ⅱ	2			2 0		○	○	○		☆
	TJM315	マルチメディア工学	2			2 0		○	○	○		☆
	TJM316	数値計算	2			0 2		○	○	○		☆
	TJM317	デバイス工学	2			0 2		○	○	○		☆
	TJM318	品質管理・安全	2			0 2		○	○	○		☆
	TME317	自動車工学	2			0 2					△	
	TME322	航空宇宙工学	2			0 2					△	
	TEE313	電気エネルギー変換工学	2			2 0					△	
	TEE315	電子デバイス工学Ⅱ	2			0 2					△	
	TCS206	情報システムと社会Ⅰ	2		2 0						△	
	TCS220	コンピュータネットワーク	2		0 2						△	
特殊研究	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2								
	TJM220	インターンシップⅠ	1		★	★	★					
	TJM221	インターンシップⅡ	1		★	★	★					
	TPC201	リスク管理・危機管理概論	2			0 2						☆
	TPC202	ベンチャービジネス論	1		1 0	1 0						
	TPC301	ＰＢＬものづくり実践ゼミ	2			0 2						
	TPC303	キャリア形成実習３	1			2 0		学大将Ｐ				
	TPC304	キャリア形成実習４	1			0 2		学大将Ｐ				
	TPC305	リーダー養成特別演習１	1			2 0		リーダー養成				
	TPC306	リーダー養成特別演習２	1			0 2		リーダー養成				
	TJM404	メカトロニクス工学実践	2				2 0	●	●	●		☆
	TJM403	メカトロニクス工学卒業論文	6				8 16	●	●	●		
その他	TPC203	キャリア形成実習１	1		2 0			学大将Ｐ				
	TPC204	キャリア形成実習２	1		0 2			学大将Ｐ				
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1			★		リーダー養成				
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1			★		リーダー養成				
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1				★	リーダー養成				
	TPC403	機器分析特別講義ＩＡ	1				1 0					
	TPC404	機器分析特別講義ＩＢ	1				1 0					
	TPC405	機器分析特別講義ＩＣ	1				1 0					
	TPC406	機器分析特別講義ＩＤ	1				1 0					
	TPC407	機器分析特別講義ＩＥ	1				1 0					
	TPC408	機器分析特別講義ＩＦ	1				1 0					
	TPC409	機器分析特別講義ＩＧ	1				1 0					
	TPC410	機器分析特別講義ⅡＡ	1				1 0					
	TPC412	機器分析特別講義ⅡＣ	1				1 0					
	TPC413	機器分析特別講義ⅡＡ	1				1 0					
	TPC414	機器分析特別講義ⅢＢ	1				1 0					
	TPC415	機器分析特別講義ⅢＣ	1				1 0					
	TPC416	機器分析特別講義ⅢＤ	1				1 0					
	TPC417	機器分析特別講義ⅢＥ	1				1 0					
	TPT104	職業指導第一	2			0 2		工学部共通科目				☆
	TPT105	職業指導第二	2			0 2		工学部共通科目				☆

（注）工学部履修規程の他、下記の規程があるので注意すること。

（必修科目）

●：必修科目

○：選択必修科目

（履修分野の選択）

３年次前期開始時に履修分野を選択する。履修分野欄のM、E、Ｉは次の履修分野を示している。

Ｍ：機械分野
Ｅ：電気分野
Ｉ：情報分野
(卒業論文、科学技術英語、メカトロニクス工学実践の履修要件)
１．選択した履修分野の必修科目と選択必修科目から合計 30 科目以上修得していること。
２．卒業論文の一般的履修要件としては、別に工学部履修規程がある。
３.「科学技術英語」、「メカトロニクス工学実践」の履修要件は卒業論文のそれと同様である。
(卒業要件)
１．選択した履修分野の必修科目をすべて修得していること。
２．選択した履修分野の選択必修科目から 14 単位以上修得していること。
(学科間共通科目)
△印は他学科で開講される学科間共通科目である。
(学大将プロジェクト科目)
「学大将 P」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト　― 自発リーダー（学大将）を生む環境作り―」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。
(リーダー養成特別授業科目)
「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 255 ページ参照)。
(機器分析特別講義)
機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。
(その他)
★インターンシップⅠ、Ⅱは、年度を通じて実行可能な休業中に、リーダー養成特別インターンシップ１、２、３は実行可能な時期に実施する。
☆印は教育職員免許状（工業）を取得するための認定科目である。
その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

電気電子工学科専門科目

別表４

部門	系列	授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数（前期・後期） 1年	2年	3年	4年	備考	工業の関係科目
基礎教育	数学	TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2 0				●	
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	2 0				●	
		TEE201	基礎解析学	2		2 0				
		TPC103	線形代数学Ⅰ	2	2 0				●	
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2	0 2					
		TEE101	応用解析Ⅰ	2	0 2				●	
		TEE202	応用解析Ⅱ	2		2 0				
	情報	TEE116	情報処理・プログラミング入門	3	4 0				●	
		TEE222	電気系エンジニアのための英語リテラシ	2		0 2				
	自然科学	TEE103	基礎物理学Ⅰ	2	2 0				●	
		TEE104	基礎物理学Ⅱ	2	0 2					
		TEE203	物理学実験	2		4 0				
		TEE105	基礎化学	2	2 0					
		TEE204	化学実験	2		4 0				
基礎工学		TEE108	基礎電気理論	2	2 0				●	☆
		TEE109	基礎電気理論演習	1	2 0					
		TEE110	基礎電気電子工学実験	2	0 2				●	☆
		TEE111	プログラミングⅠ及び実習	2	0 3					☆
		TEE205	プログラミングⅡ及び実習	2		3 0				☆
		TEE112	ディジタル回路	2	0 2				●	☆
		TEE113	マテリアルサイエンス	2	0 2				●	☆
		TEE206	電気回路Ⅰ	2		2 0			●	☆
		TEE207	電気回路Ⅰ演習	1		2 0				☆
		TEE208	電気回路Ⅱ	2		0 2			●	☆
		TEE209	電子回路Ⅰ	2		0 2			●	☆
		TEE210	電子回路Ⅰ演習	1		0 2				☆
		TEE211	電磁気学Ⅰ	2		2 0			●	☆
		TEE212	電磁気学Ⅰ演習	1		2 0				☆
		TEE213	電磁気学Ⅱ	2		0 2			●	☆
		TEE303	電子デバイス工学Ⅰ	2			2 0		●	☆
		TEE304	電子デバイス工学Ⅰ演習	1			2 0			☆
		TEE214	システム制御工学Ⅰ	2		0 2			●	☆
		TEE215	システム制御工学Ⅰ演習	1		0 2				☆
		TEE114	信号とシステム	2	0 2				●	☆
		TEE115	信号とシステム演習	1	0 2					☆
		TEE305	情報通信Ⅰ	2			2 0		●	☆
		TEE306	情報通信Ⅰ演習	1			2 0			☆
		TEE307	技術者倫理	2			0 2		●	☆
		TEE216	電気電子工学実験Ⅰ	2		0 4			●	☆
		TEE308	電気電子工学実験Ⅱ	2			4 0		●	☆
応用工学		TEE218	計算機アーキテクチャ	2		2 0				☆
		TEE221	エンジニアリングデザイン	2		2 0				
		TEE309	コンピュータ制御及び実習	3			4 0			☆
		TEE310	電子回路Ⅱ	2			2 0			☆
		TEE311	情報通信Ⅱ	2			0 2			☆
		TEE312	計測センシング工学	2			2 0			☆
		TEE313	電気エネルギー変換工学	2			2 0			☆
		TEE314	量子力学	2			2 0			☆
		TEE315	電子デバイス工学Ⅱ	2			0 2			☆

応用工学	TEE316	システム制御工学Ⅱ	2			0 2			☆
	TEE317	光波動工学	2			0 2			☆
	TEE318	量子工学	2			0 2			☆
	TEE320	電子応用実験	2			0 4		●	☆
	TEE321	電気応用実験	2			0 4		●	☆
	TEE401	パワーエレクトロニクス	2				2 0		☆
	TME317	自動車工学	2				0 2	△	
	TME322	航空宇宙工学	2				0 2	△	
	TCS220	コンピュータネットワーク	2				0 2	△	
	TJM217	組込み設計	2				2 0	△	
	TJM314	運動の力学Ⅱ	2				2 0	△	
	TJM311	システム設計	2				2 0	△	
	TAM312	量子光学	2				2 0	△	
	TJM315	マルチメディア工学	2				2 0	△	
特殊研究	TEE322	機械加工及び実習	2			3 0			☆
	TEE402	通信法規	1				1 0		☆
	TEE403	電気法規及び電気施設管理	1				1 0		☆
	TEE323	高電圧工学	2			0 2			☆
	TEE324	電機制御工学	2			0 2			☆
	TEE404	電気設計製図	2				2 0		☆
	TPC202	ベンチャービジネス論	1		1 0	1 0			
	TPC301	ＰＢＬものづくり実践ゼミ	2			0 2			
	TPC303	キャリア形成実習３	1			2 0		学大将Ｐ	
	TPC304	キャリア形成実習４	1			0 2		学大将Ｐ	
	TPC305	リーダー養成特別演習１	1			2 0		リーダー養成	
	TPC306	リーダー養成特別演習２	1			0 2		リーダー養成	
	TEE219	インターンシップⅠ	1		★	★	★		
	TEE220	インターンシップⅡ	1		★	★	★		
	TEE406	電気電子工学研修Ⅰ	1				2 0	●	
	TEE407	電気電子工学研修Ⅱ	1				0 2	●	
	TEE400	電気電子工学卒業論文	6				8 16	●	
その他	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2					
	TPC203	キャリア形成実習１	1		2 0			学大将Ｐ	
	TPC204	キャリア形成実習２	1		0 2			学大将Ｐ	
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1			★		リーダー養成	
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1			★		リーダー養成	
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1				★	リーダー養成	
	TPC403	機器分析特別講義ＩＡ	1				1 0		
	TPC404	機器分析特別講義ＩＢ	1				1 0		
	TPC405	機器分析特別講義ＩＣ	1				1 0		
	TPC406	機器分析特別講義ＩＤ	1				1 0		
	TPC407	機器分析特別講義ＩＥ	1				1 0		
	TPC408	機器分析特別講義ＩＦ	1				1 0		
	TPC409	機器分析特別講義ＩＧ	1				1 0		
	TPC410	機器分析特別講義ⅡＡ	1				1 0		
	TPC412	機器分析特別講義ⅡＣ	1				1 0		
	TPC413	機器分析特別講義ⅢＡ	1				1 0		
	TPC414	機器分析特別講義ⅢＢ	1				1 0		
	TPC415	機器分析特別講義ⅢＣ	1				1 0		
	TPC416	機器分析特別講義ⅢＤ	1				1 0		
	TPC417	機器分析特別講義ⅢＥ	1				1 0		
	TEE325	電力発生工学	2			0 2		資格対応科目	☆
	TEE408	電力伝送工学	2				2 0	資格対応科目	☆
	TPT104	職業指導第一	2			0 2		工学部共通科目	☆
	TPT105	職業指導第二	2			0 2		工学部共通科目	☆

（注）工学部履修規程のほか、下記の規程があるので注意すること。

（必修科目）

●は必修科目で、卒業までにそのすべてを修得しなければならない。

(卒業論文履修要件)

下記の①、②要件を満たす者が卒業論文を履修できる。

①基礎教育、基礎工学、応用工学の３部門に属する必修科目を 40 単位以上修得していること。

②基礎教育、基礎工学、応用工学の３部門の取得単位数を合計 72 単位以上修得していること。

(電気電子工学研修)

電気電子工学研修Ⅰ、Ⅱの履修要件は卒業論文履修要件と同じである。

(学科間共通科目)

△ 印の学科間共通科目は、８単位を超えて第７条に規定された単位数に含めることはできない。

(その他)

①★のインターンシップⅠ、Ⅱは、年度を通じて実行可能な休業中に、リーダー養成特別インターンシップ１、２、３は実行可能な時期に実施する。

②☆は教育職員免許状（工業）を取得するための認定科目である。

③その他の部門「資格対応科目」と記した科目は、電気主任技術者等の資格取得のための科目である。

④「学大将 P」と記した科目は､工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト― 自発リーダー（学大将）を生む環境作り―」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

⑤「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 255 ページ参照)。

⑥機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり､機器の使用を希望する者は､予め､指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は､シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

⑦その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

コンピュータ理工学科専門科目

別表５

部門	系列	授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数（前期・後期）				備考
					1年	2年	3年	4年	
基礎教育	数学	TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2 0				●
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	0 2				
		TPC103	線形代数学Ⅰ	2	2 0				●
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2	0 2				
		TCS101	離散数学	2	0 2				●
	情報	TCS102	情報処理及び実習	3	4 0				●
		TCS103	プログラミング基礎	2	2 0				●
		TCS104	プログラミング基礎演習	1	2 0				●
		TCS105	プログラミング応用	2	0 2				●
		TCS106	プログラミング応用演習	1	0 2				●
		TCS107	コンピュータ理工学概論	2	0 2				●
		TCS201	情報理論	2		2 0			
	自然科学	TCS108	物理学Ⅰ	2	2 0				
		TCS109	物理学Ⅱ	2	0 2				
		TCS202	基礎電気理論	2		2 0			
	統計	TCS111	確率統計及び演習Ⅱ	2	0 2				
	社会科学	TCS301	科学技術英語	2			0 2		●
基礎工学		TCS112	計算機アーキテクチャⅠ	2	0 2				●
		TCS113	計算機アーキテクチャⅠ演習	1	0 2				●
		TCS222	ハードウェア基礎及び実験	3		4 0			
		TCS205	データベース及び演習	2		2 0			●
		TCS206	情報システムと社会Ⅰ	2		2 0			●
		TCS207	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2		2 0			●
		TCS208	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ演習	1		2 0			●
		TCS209	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2		0 2			
		TCS210	プログラミング言語論	2		0 2			●
		TCS213	情報システムと社会Ⅱ	2		0 2			
		TCS214	オペレーティングシステム	2		0 2			●
		TCS215	オペレーティングシステム演習	1		0 2			●
		TCS216	ソフトウェア工学及び演習Ⅰ	2		0 2			●
		TCS220	コンピュータネットワーク	2		0 2			●
		TCS221	コンピュータネットワーク実習	2		0 4			
		TCS219	画像処理及び演習	2		2 0			
		TCS302	ソフトウェア工学及び演習Ⅱ	2			2 0		
		TCS306	形式言語とコンパイラ	2			0 2		
		TCS308	ヒューマンコンピュータインタラクション	2			2 0		
		TCS309	数値計算	2			2 0		
		TPC201	リスク管理・危機管理概論	2			0 2		
		TCS318	知的システムⅠ	2			2 0		●
		TCS326	計算機アーキテクチャⅡ	2			2 0		
		TCS327	コンピュータグラフィックス及び演習	2			0 2		
		TCS328	数理と論理に基づく情報処理	2			2 0		
		TCS329	ソフトウェア開発プロジェクト実習Ⅰ	2			2 0		●
		TCS330	ソフトウェア開発プロジェクト実習Ⅱ	3			0 4		●

応用工学	TCS331	感性情報工学及び演習	2			0 2		
	TCS319	知的システムⅡ	2			0 2		
	TCS320	知的システム演習	1			0 2		
	TCS333	IoT・AIシステム	2			0 2		
	TCS334	IoT・AIシステム演習	1			0 2		
	TPC202	ベンチャービジネス論	1		1 0	1 0		
	TPC401	品質管理概論	2				2 0	
	TJM217	組込み設計	2		2 0			学科間共通科目
	TME317	自動車工学	2			0 2		学科間共通科目
	TEE313	電気エネルギー変換工学	2			2 0		学科間共通科目
	TJM314	運動の力学Ⅱ	2			2 0		学科間共通科目
	TJM311	システム設計	2			2 0		学科間共通科目
	TJM315	マルチメディア工学	2			2 0		学科間共通科目
	TEE315	電子デバイス工学Ⅱ	2			0 2		学科間共通科目
	TME322	航空宇宙工学	2			0 2		学科間共通科目
特殊研究	TCS324	特別講義Ⅰ	2					
	TCS325	特別講義Ⅱ	2					
	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2				
	TPC301	ＰＢＬものづくり実践ゼミ	2			0 2		
	TPC303	キャリア形成実習３	1			2 0		学大将Ｐ
	TPC304	キャリア形成実習４	1			0 2		学大将Ｐ
	TPC305	リーダー養成特別演習１	1			2 0		リーダー養成
	TPC306	リーダー養成特別演習２	1			0 2		リーダー養成
	TPT101	代数学	2		2 0			
	TPT102	幾何学	2		0 2			
	TCS217	インターンシップⅠ	1		★	★	★	
	TCS218	インターンシップⅡ	1		★	★	★	
	TCS401	コンピュータ理工学研修Ⅰ	1				☆	●
	TCS402	コンピュータ理工学研修Ⅱ	1				☆	●
	TCS400	コンピュータ理工学卒業論文	6				8 16	●
その他	TPC203	キャリア形成実習１	1		2 0			学大将Ｐ
	TPC204	キャリア形成実習２	1		0 2			学大将Ｐ
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1			★		リーダー養成
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1			★		リーダー養成
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1				★	リーダー養成
	TPC403	機器分析特別講義ＩＡ	1				1 0	
	TPC404	機器分析特別講義ＩＢ	1				1 0	
	TPC405	機器分析特別講義ＩＣ	1				1 0	
	TPC406	機器分析特別講義ＩＤ	1				1 0	
	TPC407	機器分析特別講義ＩＥ	1				1 0	
	TPC408	機器分析特別講義ＩＦ	1				1 0	
	TPC409	機器分析特別講義ＩＧ	1				1 0	
	TPC410	機器分析特別講義ⅡＡ	1				1 0	
	TPC412	機器分析特別講義ⅡＣ	1				1 0	
	TPC413	機器分析特別講義ⅢＡ	1				1 0	
	TPC414	機器分析特別講義ⅢＢ	1				1 0	
	TPC415	機器分析特別講義ⅢＣ	1				1 0	
	TPC416	機器分析特別講義ⅢＤ	1				1 0	
	TPC417	機器分析特別講義ⅢＥ	1				1 0	
	TPT103	情報と職業	2			0 2		

（注）工学部履修規程の他、下記の規程があるので注意すること。

●：必修科目

(卒業論文履修要件)
・必修科目を 22 科目以上修得していること。
(卒業要件)
・必修科目を全て修得していること。
(コンピュータ理工学研修)
・コンピュータ理工学研修の履修要件は卒業論文履修要件と同じである。
・☆コンピュータ理工学研修Ⅰ、Ⅱは前期と後期に開講する。前期か後期のいずれかに履修すること。ただし、同学期にⅠ、Ⅱの両方を履修することはできない。
(学科間共通科目)
学科間共通科目は、2科目4単位まで卒業に必要な単位数に含めることができる。
(インターンシップ)
★インターンシップⅠ、Ⅱは、2～4年次生を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。また、リーダー養成特別インターンシップ1、2、3は実行可能な時期に実施する。
(学大将プロジェクト科目)
「学大将 P」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト ― 自発リーダー（学大将）を生む環境作り―」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。
(リーダー養成特別授業科目)
「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 255 ページ参照)。
(機器分析特別講義)
機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。
(その他)
その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

土木環境工学科専門科目

別表６

部門	系列	授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数（前期・後期） 1年	2年	3年	4年	備考	工業の関係科目
基礎教育	数学	TPC103	線形代数学Ⅰ	2	2 0				●	
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2	0 2					
		TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2 0				●	
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	0 2					
		TCE101	基礎数学及び演習	2	0 2					
		TCE102	微分方程式Ⅰ	2	0 2					
		TCE201	微分方程式Ⅱ	2		2 0				
	情報	TCE105	情報処理及び実習	2	3 0				●	
		TCE202	数値計算及び実習	2		2 0				
	自然科学	TCE115	基礎物理学Ⅰ	2	2 0				●	
		TCE107	基礎物理学Ⅱ	2	0 2					
		TCE108	応用物理学	2	0 2					
		TCE109	基礎化学Ⅰ	2	2 0				●	
		TCE110	基礎化学Ⅱ	2	0 2					
		TCE111	基礎生物学	2	0 2				●	
	社会科学	TCE327	技術者の倫理	2			0 2		●	
基礎工学		TCE113	土木環境デザイン	1	0 2				●	☆
		TCE228	測量学	2		0 2			●	☆
		TCE302	測量学実習第一	1			2 0		●	☆
		TCE303	測量学実習第二	1			2 0		●	☆
		TCE226	土木環境科学実験	1		0 2			●	
		TCE208	建設材料学及び演習	3		4 0			●	☆
		TCE209	コンクリート構造学第一	2		0 2				☆
		TCE305	建設工学実験Ⅰ	1			2 0		●	☆
		TCE210	構造力学及び演習第一	3		4 0			●	☆
		TCE211	構造力学第二	2		0 2				☆
		TCE227	土質力学及び演習	3		0 4			●	☆
		TCE306	建設工学実験Ⅱ	1			2 0		●	☆
		TCE214	水理学及び演習第一	3		4 0			●	☆
		TCE215	水理学第二	2		0 2				☆
		TCE216	計画学基礎及び演習	3		4 0			●	☆
		TCE217	都市計画	2		0 2				☆
		TCE218	防災工学Ⅰ	2		0 2			●	☆
		TPC201	リスク管理・危機管理概論	2		0 2				☆
		TCE219	衛生工学及び演習	3		0 4			●	☆
		TCE220	環境生態学	2		0 2				
		TCE221	環境工学概論	2		2 0				
		TCE308	環境工学実験	1			2 0		●	
応用工学		TCE328	エンジニアリングデザイン	1			0 2		●	☆
		TCE310	コンクリート構造学第二	2			2 0			☆
		TCE222	構造動力学	2		0 2				☆
		TCE311	構造解析学	2			2 0			
		TCE325	地盤工学	2			2 0			☆
		TCE314	水文学	2			2 0			☆

応用工学	TCE315	総合河川学	2			0 2			
	TCE229	交通計画・設計	2		0 2				☆
	TCE317	景観工学	2			2 0			☆
	TCE318	防災工学Ⅱ	2			2 0			
	TCE319	水処理工学	2			2 0			☆
	TCE322	環境生物工学	2			0 2			
特殊研究	TPC202	ベンチャービジネス論	1		1 0	1 0			
	TPC401	品質管理概論	2				2 0		
	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2					
	TPC301	ＰＢＬものづくり実践ゼミ	2			0 2			
	TPC303	キャリア形成実習３	1			2 0		学大将Ｐ	
	TPC304	キャリア形成実習４	1			0 2		学大将Ｐ	
	TPC305	リーダー養成特別演習１	1			2 0		リーダー養成	
	TPC306	リーダー養成特別演習２	1			0 2		リーダー養成	
	TCE323	土木環境行政法	1			2 0			☆
	TCE326	土木環境工学最新事情	1			1 1		●	
	TCE405	特別講義	1				1 1	●	
	TCE224	インターンシップⅠ	1		★1	★1	★1		
	TCE225	インターンシップⅡ	1		★2	★2	★2		
	TCE324	土木環境工学英文講読	1			0 2		●	
	TCE400	土木環境工学卒業論文	6				8 16	●	
その他	TPC203	キャリア形成実習１	1		2 0			学大将Ｐ	
	TPC204	キャリア形成実習２	1		0 2			学大将Ｐ	
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1			★		リーダー養成	
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1			★		リーダー養成	
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1				★	リーダー養成	
	TPC403	機器分析特別講義ＩＡ	1				1 0		
	TPC404	機器分析特別講義ＩＢ	1				1 0		
	TPC405	機器分析特別講義ＩＣ	1				1 0		
	TPC406	機器分析特別講義ＩＤ	1				1 0		
	TPC407	機器分析特別講義ＩＥ	1				1 0		
	TPC408	機器分析特別講義ＩＦ	1				1 0		
	TPC409	機器分析特別講義ＩＧ	1				1 0		
	TPC410	機器分析特別講義ⅡＡ	1				1 0		
	TPC412	機器分析特別講義ⅡＣ	1				1 0		
	TPC413	機器分析特別講義ⅢＡ	1				1 0		
	TPC414	機器分析特別講義ⅢＢ	1				1 0		
	TPC415	機器分析特別講義ⅢＣ	1				1 0		
	TPC416	機器分析特別講義ⅢＤ	1				1 0		
	TPC417	機器分析特別講義ⅢＥ	1				1 0		
	TPT104	職業指導第一	2			0 2		工学部共通科目	☆
	TPT105	職業指導第二	2			0 2		工学部共通科目	☆

（必修科目）

●印は必修科目であり、必ず修得しなければならない。

（学大将プロジェクト科目）

「学大将Ｐ」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト　―自発リーダー（学大将）を生む環境作り―」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

（リーダー養成特別授業科目）

「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 255 ページ参照）。

（機器分析特別講義）
機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。
（インターンシップ）
★1　インターンシップⅠは、２～４年次生を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。
★2　インターンシップⅡは、２～４年次生を対象とし、夏季休業中に実施する。この場合、原則としてインターンシップⅠと併せて２単位同時に取得するものとする。
★　　リーダー養成特別インターンシップ１、２、３は実行可能な時期に実施する。
（教育職員免許状を取得するための認定科目）
☆印は教育職員免許状（工業）を取得するための認定科目である。
（その他）
その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

応用化学科専門科目

別表７

部門	系列	授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数（前期・後期）								備考
					1年		2年		3年		4年		
基礎教育	数学	TPC103	線形代数学Ⅰ	2	2	0							●
		TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2	0							●
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2	0	2							
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	0	2							
		TAC201	微分方程式Ⅰ	2			2	0					●
	自然科学	TAC102	基礎物理学Ⅰ	2	0	2							●
		TAC202	基礎物理学Ⅱ	2			2	0					●1
		TAC103	入門物理学	1	2	0							
		TAC104	基礎物理化学Ⅰ	2	2	0							●1
		TAC105	基礎無機化学	2	2	0							●1
		TAC106	基礎有機化学Ⅰ	2	2	0							●1
		TAC107	基礎有機化学Ⅱ	2	0	2							●1
		TAC108	基礎物理化学Ⅱ	2	0	2							●1
		TAC109	基礎分析化学	2	2	0							●1
		TAC203	基礎材料科学	2			2	0					●1
		TAC204	化学実験	2			0	4					●1
		TAC110	ものづくり基礎ゼミ	1	0	2							●
		TAC217	ものづくり発展ゼミⅠ	1			2	0					●
		TAC218	ものづくり発展ゼミⅡ	1			0	2					●
		TAC205	機械加工及び実習	2			3	0					
	社会科学	TAC206	技術者倫理	2			0	2					
基礎工学		TAC223	有機化学	2			2	0					○1
		TAC208	物理化学第一	2			2	0					○1
		TAC209	物理化学第二	2			2	0					○1
		TAC301	物理化学演習	1					0	2			●
		TAC210	分析化学	2			2	0					○1
		TAC302	分析化学演習	1					0	2			●
		TAC211	無機化学	2			2	0					○1
		TAC303	無機化学演習	1					2	0			●
		TAC213	量子化学	2			0	2					○1
		TAC304	有機化学演習	1					0	2			●
		TAC305	化学技術英語	2					2	0			○
		TAC214	基礎電気化学	2			0	2					○1
		TAC215	高分子合成化学	2			0	2					○1
		TAC222	固体物性	2			0	2					○1
		TPC201	リスク管理・危機管理概論	2			0	2					
		TAC306	応用化学実験Ⅰ	3					9	0			●
		TAC307	応用化学実験Ⅱ	3					9	0			●
		TAC308	応用化学実験Ⅲ	3					0	9			●
		TAC309	応用化学実験Ⅳ	3					0	9			●
応用工学		TAC219	安全環境化学	2			0	2					
		TAC310	化学工学演習	1					2	0			
		TAM335	化学工学	2					2	0			△
		TAC316	機器分析	2					2	0			
		TAC313	高分子物性	2					2	0			

応用工学	TAC317	無機化学特別講義	1			0 1		
	TAC318	有機化学特別講義	1			0 1		
	TAC319	物理化学特別講義	1			0 1		
	TAC320	分析化学特別講義	1			0 1		
特殊研究	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2				
	TPC301	ＰＢＬものづくり実践ゼミ	2			0 2		
	TPC303	キャリア形成実習３	1			2 0		学大将Ｐ
	TPC304	キャリア形成実習４	1			0 2		学大将Ｐ
	TPC305	リーダー養成特別演習１	1			2 0		リーダー養成
	TPC306	リーダー養成特別演習２	1			0 2		リーダー養成
	TAC401	物質工学研修Ⅰ	1				2 0	●
	TAC402	物質工学研修Ⅱ	1				0 2	●
	TPC202	ベンチャービジネス論	1		1 0	1 0		
	TPC401	品質管理概論	2				2 0	
	TAC220	インターンシップⅠ	1		★	★	★	
	TAC221	インターンシップⅡ	1		★	★	★	
	TAC400	応用化学卒業論文	6				8 16	●
その他	TPC203	キャリア形成実習１	1		2 0			学大将Ｐ
	TPC204	キャリア形成実習２	1		0 2			学大将Ｐ
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1			★		リーダー養成
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1			★		リーダー養成
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1				★	リーダー養成
	TPC403	機器分析特別講義ＩＡ	1				1 0	
	TPC404	機器分析特別講義ＩＢ	1				1 0	
	TPC405	機器分析特別講義ＩＣ	1				1 0	
	TPC406	機器分析特別講義ＩＤ	1				1 0	
	TPC407	機器分析特別講義ＩＥ	1				1 0	
	TPC408	機器分析特別講義ＩＦ	1				1 0	
	TPC409	機器分析特別講義ＩＧ	1				1 0	
	TPC410	機器分析特別講義ⅡＡ	1				1 0	
	TPC412	機器分析特別講義ⅡＣ	1				1 0	
	TPC413	機器分析特別講義ⅢＡ	1				1 0	
	TPC414	機器分析特別講義ⅢＢ	1				1 0	
	TPC415	機器分析特別講義ⅢＣ	1				1 0	
	TPC416	機器分析特別講義ⅢＤ	1				1 0	
	TPC417	機器分析特別講義ⅢＥ	1				1 0	

●および●１：必修科目、○および○１：選択必修科目、△：学科間共通科目

（必修科目）

●および●１は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

（順序指定）

２年次以降の本表に開設されている基礎工学及び応用工学の授業科目を履修するためには、１年次において、開講されている授業科目のうちから 40 単位以上を修得しなければならない。

３年次以降の本表に開設されている応用工学の授業科目を履修するためには、●１及び○１の科目中から 28 単位以上を修得しなければならない。

卒業論文を履修するためには、基礎教育部門の必修科目を 23 単位以上（化学実験、ものづくり基礎ゼミ・発展ゼミⅠ・発展ゼミⅡを含む）と、基礎工学部門の必修科目の全ての単位を修得しなければならない。

（注）卒業論文の一般的履修要件としては、別に工学部履修規程がある。

物質工学研修Ⅰ、Ⅱの履修要件は卒業論文履修要件と同じである。

（学大将プロジェクト科目）

「学大将Ｐ」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェ

クト　― 自発リーダー（学大将）を生む環境作り―」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

（リーダー養成特別授業科目）

「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 255 ページ参照）。

（機器分析特別講義）

機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

（その他）

★インターンシップⅠ、Ⅱは、２～４年次生を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に、リーダー養成特別インターンシップ１、２、３は実行可能な時期に実施する。

その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

先端材料理工学科専門科目

別表８

部門	系列	授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数（前期・後期） 1年	2年	3年	4年	備考
基礎教育	数学	TPC101	微分積分学Ⅰ	2	2 0				●
		TPC102	微分積分学Ⅱ	2	0 2				①
		TPC103	線形代数学Ⅰ	2	2 0				①
		TPC104	線形代数学Ⅱ	2	0 2				①
		TAM101	数学演習Ⅰ	1	2 0				●
		TAM102	数学演習Ⅱ	1	0 2				●
	自然科学	TAM104	入門物理Ⅰ	3	3 0				●
		TAM105	入門物理Ⅱ	3	0 3				●
		TAM201	物理学実験	2		4 0			●
		TAM106	入門化学Ⅰ	3	3 0				●
		TAM107	入門化学Ⅱ	2	2 0				●
		TAM108	熱力学	2	2 0				●
		TAM109	化学実験	2	0 4				●
		TAM110	初等力学	2	0 2				②
		TAM202	振動・波動論	2		2 0			②
		TAM203	化学反応論	2		2 0			③
基礎工学		TAM204	初等量子論	2		2 0			●
		TAM205	電磁気学	2		0 2			●
		TAM206	基礎工学実験Ⅰ	2		4 0			●
		TAM207	基礎工学実験Ⅱ	2		0 4			●
		TAM112	ベクトル・フーリエ解析	2	0 2				①
		TAM209	複素関数論	2		2 0			①
		TAM210	常微分方程式	2		2 0			①
		TAM113	基礎工学演習Ⅰ	1	0 2				①
		TAM211	基礎工学演習Ⅱ	1		2 0			①
		TAM212	プログラミング序論及び実習	2		3 0			①
		TAM213	偏微分方程式	2		0 2			①
		TAM214	量子力学	2		0 2			②
		TAM215	量子力学演習	1		0 2			②
		TAM216	電磁気学演習	1		0 2			②
		TAM303	固体物理学	2			2 0		② a
		TAM304	半導体デバイス工学	2			0 2		② c
		TAM114	化学平衡論	2	0 2				③
		TAM222	合成プロセス工学	2		0 2			③
		TAM218	基礎材料化学	2		0 2			③
		TAM305	無機材料工学	2			2 0		③ b
		TAM306	分光学	2			0 2		③ d
応用工学		TAM307	応用工学実験Ⅰ	2			4 0		●
		TAM308	応用工学実験Ⅱ	2			0 4		●
		TAM332	計測工学	2			2 0		②
		TAM219	固体分析科学	2		0 2			②
		TAM310	表面科学	2			2 0		② a
		TAM333	光物性	2			0 2		② c
		TAM312	量子光学	2			2 0		② a
		TAM313	統計力学	2			2 0		② a
		TAM314	流体力学	2			0 2		② c
		TEE313	電気エネルギー変換工学	2				2 0	② △
		TAM316	結晶科学	2			0 2		③ d
		TAM317	有機材料工学	2			0 2		③ d
		TAM334	物理化学演習	1			2 0		③ b

	TAM318	半導体プロセス工学	2			0 2		③ d
	TAM335	化学工学	2			2 0		③ b
特殊研究	TAM403	先端材料理工学研修Ⅰ	1				2 0	●
	TAM404	先端材料理工学研修Ⅱ	1				0 2	●
	TAM400	先端材料理工学卒業論文	6				8 16	●
	TAM319	技術者倫理	2			0 2		
	TAM326	特別講義第一	1			＊	＊	
	TAM327	特別講義第二	1			＊	＊	
	TAM328	特別講義第三	1			＊	＊	
	TAM329	特別講義第四	1			＊	＊	
	TAM330	特別講義第五	1			＊	＊	
	TAM331	特別講義第六	1			＊	＊	
	TAM220	インターンシップⅠ	1		★	★	★	
	TAM221	インターンシップⅡ	1		★	★	★	
	TPT101	代数学	2		2 0			
	TPT102	幾何学	2		0 2			
	TPC301	ＰＢＬものづくり実践ゼミ	2			0 2		
	TPC303	キャリア形成実習３	1			2 0		学大将Ｐ
	TPC304	キャリア形成実習４	1			0 2		学大将Ｐ
	TPC305	リーダー養成特別演習１	1			2 0		リーダー養成
	TPC306	リーダー養成特別演習２	1			0 2		リーダー養成
その他	TPC105	実践ものづくり実習	1	0 2				
	TPC203	キャリア形成実習１	1		2 0			学大将Ｐ
	TPC204	キャリア形成実習２	1		0 2			学大将Ｐ
	TPC307	リーダー養成特別インターンシップ1	1			★		リーダー養成
	TPC308	リーダー養成特別インターンシップ2	1			★		リーダー養成
	TPC402	リーダー養成特別インターンシップ3	1				★	リーダー養成
	TPC403	機器分析特別講義ＩＡ	1				1 0	
	TPC404	機器分析特別講義ＩＢ	1				1 0	
	TPC405	機器分析特別講義ＩＣ	1				1 0	
	TPC406	機器分析特別講義ＩＤ	1				1 0	
	TPC407	機器分析特別講義ＩＥ	1				1 0	
	TPC408	機器分析特別講義ＩＦ	1				1 0	
	TPC409	機器分析特別講義ＩＧ	1				1 0	
	TPC410	機器分析特別講義ⅡＡ	1				1 0	
	TPC412	機器分析特別講義ⅡＣ	1				1 0	
	TPC413	機器分析特別講義ⅢＡ	1				1 0	
	TPC414	機器分析特別講義ⅢＢ	1				1 0	
	TPC415	機器分析特別講義ⅢＣ	1				1 0	
	TPC416	機器分析特別講義ⅢＤ	1				1 0	
	TPC417	機器分析特別講義ⅢＥ	1				1 0	

（注）工学部履修規程の他に、下記の規程があるので注意すること。

（必修科目）

●印で示された科目である。

（選択必修科目）

①、②、③印で示された科目である。

（卒業論文、および先端材料理工学研修履修要件）

工学部履修規程に従う。

（卒業要件）

・必修科目全ての単位を修得しなければならない。

・選択必修科目①の科目を 10 単位以上、②の科目を 10 単位以上、③の科目を 10 単位以上、①②③の合計で 49 単位以上修得しなければならない。

さらに、a の科目を 4 単位以上、b の科目を 2 単位以上、c の科目を 4 単位以上、d の科目を 4 単位

以上修得しなければならない。

(学科間共通科目)

他学科で開講されている△印で示された科目を本学科の当該科目として認定する。この単位は卒業に必要な単位数に含めることができる。

(特別講義)

＊印で示された科目特別講義第一～第六は、年度を通じて必要に応じて開講する。

(インターンシップ)

★印で示された科目インターンシップⅠ、Ⅱは、２～４年次生を対象として、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

また、リーダー養成特別インターンシップ１、２、３は実行可能な時期に実施する。

(学大将プロジェクト科目)

「学大将Ｐ」と記した科目は、工学部教育プロジェクトである「統合能力型高度技術者養成プロジェクト　― 自発リーダー（学大将）を生む環境作り―」のための特別授業科目であり、そのプロジェクトのうちマイハウスプラン（キャリアハウス、ベンチャーハウス）における活動内容を吟味して単位が認定される。

(リーダー養成特別授業科目)

「リーダー養成」と記した科目は、地域産業リーダー養成教育プログラムのための特別授業科目であり、そのすべてを修得した者には地域産業リーダー認定証が授与される（本学生便覧 255 ページ参照)。

(機器分析特別講義)

機器分析特別講義は、機器分析センターに設置されている機器を使用するために必要な授業科目であり、機器の使用を希望する者は、予め、指定する科目を修得しなければならない。指定する科目は、シラバス等で確認のうえ、履修申告するものとする。

(その他)

その他の部門の科目を修得しても卒業に必要な単位数に含めることはできない。

工学部修学指導制度総取得単位数等基準

別表９

年　次	学　期	成績不振注意	退学勧告
１年次	前　期	20 単位未満	―
	後　期	35 単位未満	―
２年次	前　期	55 単位未満	30 単位未満
	後　期	70 単位未満	40 単位未満
３年次	前　期	85 単位未満	45 単位未満
	後　期	卒論履修要件未修	55 単位未満
４年次	前　期	96 単位未満	70 単位未満
	後　期	卒論履修要件未修	修学状況不良
５～６年次	前　期	96 単位未満	
	後　期	卒論履修要件未修	
７年次	前　期	96 単位未満	
	後　期	修学状況不良	

工学部教育職員免許状履修基準

別表 10

教育職員免許状の種類・教科

免許状の種類	教　科	学　　科　　名
高等学校教諭一種免許状	数　学	コンピュータ理工学科、先端材料理工学科
	理　科	応用化学科、先端材料理工学科
	情　報	コンピュータ理工学科
	工　業	機械工学科、メカトロニクス工学科、 電気電子工学科、土木環境工学科

別表 11

教育職員免許状取得に必要な科目の単位数

免許状の種類	所　　要　　資　　格	
	基　礎　資　格	最低修得単位数
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	59

（注）この他に、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の単位を修得すること。（別表 14 参照）

教科及び教職に関する科目

科　目　区　分　等			最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目（別表 12 参照）			24
教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（別表 13 参照）	教育の基礎的理解に関する科目		10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		8
	教育実践に関する科目	教育実習	3
		教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目			12
合　　計			59

（注）1　大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、最低修得単位を超えて履修した教科及び教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、併せて 12 単位以上を修得すること。

2　工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。（教育職員免許法施行規則第 5 条第 1 項表備考第 6 号）

別表 12

教科及び教科の指導法に関する科目

高等学校教諭一種免許状（工業）

（機械工学科、メカトロニクス工学科、電気電子工学科、土木環境工学科）

科目区分等		要　求 単位数	授業科目 番　号	授業科目名等	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	16単位 以上		工学部履修規程別表２、３、４、６において☆印を付した授業科目			
	職業指導	４単位	TPT104 TPT105	職業指導第一 職業指導第二	2 2	● ●	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		４単位	TPT205 TPT206	工業科教育法Ⅰ 工業科教育法Ⅱ	2 2	● ●	

（注）●印は、必修科目を示す。ただし、各教科の指導法に関する科目の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

高等学校教諭一種免許状（数学）（コンピュータ理工学科）

科目区分等		要　求 単位数	授業科目 番　号	授業科目名	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	代数学	6単位 以上	TPC103 TPC104 TPT101 TCS328 TCS101	線形代数学Ⅰ 線形代数学Ⅱ 代数学 数理と論理に基づく情報処理 離散数学	2 2 2 2 2	● ● ● 	 ※ ※
	幾何学	2単位 以上	TPT102 TCS327	幾何学 コンピュータグラフィックス及び演習	2 2	● 	 ※
	解析学	4単位 以上	TPC101 TPC102 TCS309	微分積分学Ⅰ 微分積分学Ⅱ 数値計算	2 2 2	● ● 	 ※
	「確率論、統計学」	2単位 以上	CDS007 TCS111 TPC401	確率統計及び演習Ⅰ 確率統計及び演習Ⅱ 品質管理概論	2 2 2	● 	□ ※ ※
	コンピュータ	2単位 以上	TCS103 TCS104 TCS201 TCS210 TCS319 TCS320 TCS306	プログラミング基礎 プログラミング基礎演習 情報理論 プログラミング言語論 知的システムⅡ 知的システム演習 形式言語とコンパイラ	2 1 2 2 2 1 2	● 	 ※ ※ ※ ※ ※ ※
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		4単位	TPT201 TPT202	中等数学科教育法Ⅰ 中等数学科教育法Ⅱ	2 2	● ●	

（注）1　●印は、必修科目を示す。
2　備考欄の※印の付された授業科目から、4単位以上選択し修得すること。
3　備考欄の□印の付された科目は、全学共通教育科目の開設科目を示す。

高等学校教諭一種免許状（情報）（コンピュータ理工学科）

科目区分等		要　求 単位数	授業科目 番　号	授業科目名	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	２単位	TCS206	情報システムと社会Ⅰ	2	●	
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	３単位 以上	TCS105	プログラミング応用	2	●	
			TCS106	プログラミング応用演習	1	●	
			TCS207	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2		
			TCS208	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ演習	1		
			TCS209	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2		
			TCS318	知的システムⅠ	2		
			TCS112	計算機アーキテクチャⅠ	2		
			TCS113	計算機アーキテクチャⅠ演習	1		
			TCS326	計算機アーキテクチャⅡ	2		
			TCS214	オペレーティングシステム	2		
			TCS215	オペレーティングシステム演習	1		
			TCS333	IoT・AIシステム	2		
			TCS334	IoT・AIシステム演習	1		
	情報システム（実習を含む。）	５単位 以上	TCS216	ソフトウェア工学及び演習Ⅰ	2	●	
			TCS330	ソフトウェア開発プロジェクト実習Ⅱ	3	●	
			TCS302	ソフトウェア工学及び演習Ⅱ	2		
			TCS205	データベース及び演習	2		
			TCS329	ソフトウェア開発プロジェクト実習Ⅰ	2		
			CAD008	ソフトウェアプロジェクト管理	2		□
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	４単位 以上	TCS220	コンピュータネットワーク	2	●	
			TCS221	コンピュータネットワーク実習	2	●	
			TCS213	情報システムと社会Ⅱ	2		
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	４単位 以上	TCS308	ヒューマンコンピュータインタラクション	2		
			TCS219	画像処理及び演習	2	●	
			TCS331	感性情報工学及び演習	2	●	
	情報と職業	２単位	TPT103	情報と職業	2	●	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		４単位	TPT207	情報科教育法Ⅰ	2	●	
			TPT208	情報科教育法Ⅱ	2	●	

（注）１　●印は、必修科目を示す。
　　２　備考欄の□印の付された科目は、全学共通教育科目の開設科目を示す。

高等学校教諭一種免許状（理科）（応用化学科）

科目区分等		要　求 単位数	授業科目 番　号	授業科目名	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	物理学	２単位 以上	TAC102 TAC202 TAC222 TAC313 TAC213	基礎物理学Ⅰ 基礎物理学Ⅱ 固体物性 高分子物性 量子化学	2 2 2 2 2	● 	
	化学	４単位 以上	TAC105 TAC109 TAC104 TAC108 TAC106 TAC107 TAC219	基礎無機化学 基礎分析化学 基礎物理化学Ⅰ 基礎物理化学Ⅱ 基礎有機化学Ⅰ 基礎有機化学Ⅱ 安全環境化学	2 2 2 2 2 2 2	● ● 	
	生物学	２単位 以上	TCE111 TCE220	基礎生物学 環境生態学	2 2	● 	
	地学	２単位	LEV110	地球科学	2	●	□
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	11単位	TAC204 TAC306 TAC307 TAC308	化学実験 応用化学実験Ⅰ 応用化学実験Ⅱ 応用化学実験Ⅲ	2 3 3 3	● ● ● ●	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		４単位	TPT203 TPT204	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ	2 2	● ●	

（注）１　●印は、必修科目を示す。
　　２　備考欄の□印の付された科目は、生命環境学部の開設科目を示す。

高等学校教諭一種免許状（数学）（先端材料理工学科）

科目区分等		要　求 単位数	授業科目 番　号	授業科目名	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	代数学	５単位 以上	TPC103 TPC104 TPT101 TAM102	線形代数学Ⅰ 線形代数学Ⅱ 代数学 数学演習Ⅱ	2 2 2 1	● ● ●	
	幾何学	２単位	TPT102	幾何学	2	●	
	解析学	７単位 以上	TPC101 TPC102 TAM101 TAM112 TAM113 TAM209 TAM210 TAM213 TAM314 TAM202 TAM211	微分積分学Ⅰ 微分積分学Ⅱ 数学演習Ⅰ ベクトル・フーリエ解析 基礎工学演習Ⅰ 複素関数論 常微分方程式 偏微分方程式 流体力学 振動・波動論 基礎工学演習Ⅱ	2 2 1 2 1 2 2 2 2 2 1	● ● ● ● 	
	「確率論、統計学」	２単位 以上	CDS010 TAM313	確率・統計学 統計力学	2 2	●	□
	コンピュータ	４単位	TAM212 TAM207	プログラミング序論及び実習 基礎工学実験Ⅱ	2 2	● ●	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		４単位	TPT201 TPT202	中等数学科教育法Ⅰ 中等数学科教育法Ⅱ	2 2	● ●	

（注）１　●印は、必修科目を示す。
　　２　備考欄の□印の付された科目は、全学共通教育科目の開設科目を示す。

高等学校教諭一種免許状（理科）（先端材料理工学科）

科目区分等		要　求 単位数	授業科目 番　号	授業科目名	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	物理学	12単位 以上	TAM104 TAM105 TAM110 TAM205 TAM216 TAM214 TAM215 TAM312	入門物理Ⅰ 入門物理Ⅱ 初等力学 電磁気学 電磁気学演習 量子力学 量子力学演習 量子光学	3 3 2 2 1 2 1 2	● ● ● ● ● 	
	化学	11単位 以上	TAM106 TAM107 TAM203 TAM108 TAM204 TAM114 TAM306 TAM218	入門化学Ⅰ 入門化学Ⅱ 化学反応論 熱力学 初等量子論 化学平衡論 分光学 基礎材料化学	3 2 2 2 2 2 2 2	● ● ● ● ● 	
	生物学	２単位 以上	TCE111 TCE220	基礎生物学 環境生態学	2 2	● 	
	地学	２単位 以上	LEV110 LEV220 LEV232 TAM316	地球科学 気象学 大気環境科学 結晶科学	2 2 2 2	● 	□ □ □
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	６単位	TAM201 TAM109 TAM206	物理学実験 化学実験 基礎工学実験Ⅰ	2 2 2	● ● ●	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		４単位	TPT203 TPT204	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ	2 2	● ●	

（注）１　●印は、必修科目を示す。
　　２　備考欄の□印の付された科目は、生命環境学部の開設科目を示す。

別表 13

教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

高等学校教諭一種免許状（数学、理科、情報、工業）

科目区分等		要　求 単位数	授業科目 番　号	授業科目名	単 位	必 選	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10単位	TPT301	教育学概論	2	●	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		TPT302	現代教職論	2	●	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		TPT303	学校制度・経営論	2	●	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		TPT304	青年期心理学	2	●	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		TPT305	特別支援教育論	1	●	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		TPT306	教育課程論	2	●	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8単位	TPT401	総合的な学習の時間の指導法	2	●	
	特別活動の指導法		TPT402	特別活動論	2	●	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		TPT403	教育の方法と技術	2	●	
	生徒指導の理論及び方法		TPT404	生徒指導論（進路指導を含む。）	2	●	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		TPT405	学校教育相談論	2	●	
教育実践に関する科目	教育実習	3単位	TPT501	高等学校教育実習（事前・事後指導1単位を含む。）	3	●	
	教職実践演習	2単位	TPT502	教職実践演習（高）	2	●	

（注）1　●印は、必修科目を示す。

2　教育実習3単位は、実習校での「教育実習」と「事前・事後指導」との二つの履修から構成されている。教育実習を行うためには、「事前指導」を受講しなければならない。

別表 14

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

科目区分	開設授業科目			備考
	授業科目名	単位数		
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		
体育	生活と健康Ⅰ 生活と健康Ⅱ	1 1		
外国語コミュニケーション	英語Ａ初級 英語Ｂ初級 英語Ａ中級 英語Ｂ中級 英語Ａ上級 英語Ｂ上級		2 2 2 2 2 2	1科目選択必修
情報機器の操作	情報処理及び実習 データサイエンス入門 情報処理・プログラミング入門		2又は3 2 3	1科目選択必修

（注）1　日本国憲法、体育、外国語コミュニケーションの授業科目は、全学共通教育科目の開設科目を示す。

2　情報機器の操作の授業科目は、工学部の各学科又は全学共通教育科目の開設科目を示す。

授業科目番号の説明

工学部の各授業科目には、下表に従って番号を付してある。授業科目名が同一であっても番号が異なるものは、異なる授業科目を表す。

区　分 ＼ 桁	1	2・3	4	5・6
全学共通教育科目				
人間形成科目部門		ＢＣ		
語学教育科目部門（英語／英語Ａ･Ｂ）		ＥＡ		
語学教育科目部門（英語／総合･ﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ･ｵｰﾗﾙ）		ＥＧ		
語学教育科目部門（英語／英語ＴＣ・ＴＤ）		ＥＥ		
語学教育科目部門（英語／ TOEIC 等）		ＥＴ		
語学教育科目部門（ドイツ語／初級）		ＧＢ		
語学教育科目部門（ドイツ語／中級）		ＧＭ		
語学教育科目部門（ドイツ語／ Intensive）		ＧＩ		
語学教育科目部門（フランス語／初級）		ＦＢ		
語学教育科目部門（フランス語／中級）		ＦＭ	０～４（難易度、０は難易度未設定）	
語学教育科目部門（フランス語 ／ Intensive）	Ｃ	ＦＩ		０１ ～ ９９
語学教育科目部門（中国語／初級）		ＣＢ		
語学教育科目部門（中国語／中級）		ＣＭ		
語学教育科目部門（中国語／ Intensive）		ＣＩ		
語学教育科目部門（スペイン語／初級）		ＳＢ		
語学教育科目部門（スペイン語／中級）		ＳＭ		
語学教育科目部門（日本語）		ＪＡ		
情報・数理教育科目部門		ＤＳ		
教養教育科目部門（人文科学分野）		ＡＣ		
教養教育科目部門（社会科学分野）		ＡＳ		
教養教育科目部門（自然科学分野）		ＡＮ		
教養教育科目部門（健康科学分野）		ＡＨ		
教養教育科目部門（教養発展科目）		ＡＤ		
学部基礎ゼミ／専門科目				
機械工学科		ＭＥ		
メカトロニクス工学科		ＪＭ		
電気電子工学科		ＥＥ	１～４（難易度）	
コンピュータ理工学科	Ｔ	ＣＳ		００ ～ ９９
土木環境工学科		ＣＥ		
応用化学科		ＡＣ		
先端材料理工学科		ＡＭ		
各学科共通		ＰＣ		
教育職員免許状関係科目	Ｔ	ＰＴ	１～５	０１ ～ ９９

工学部履修規程解説図

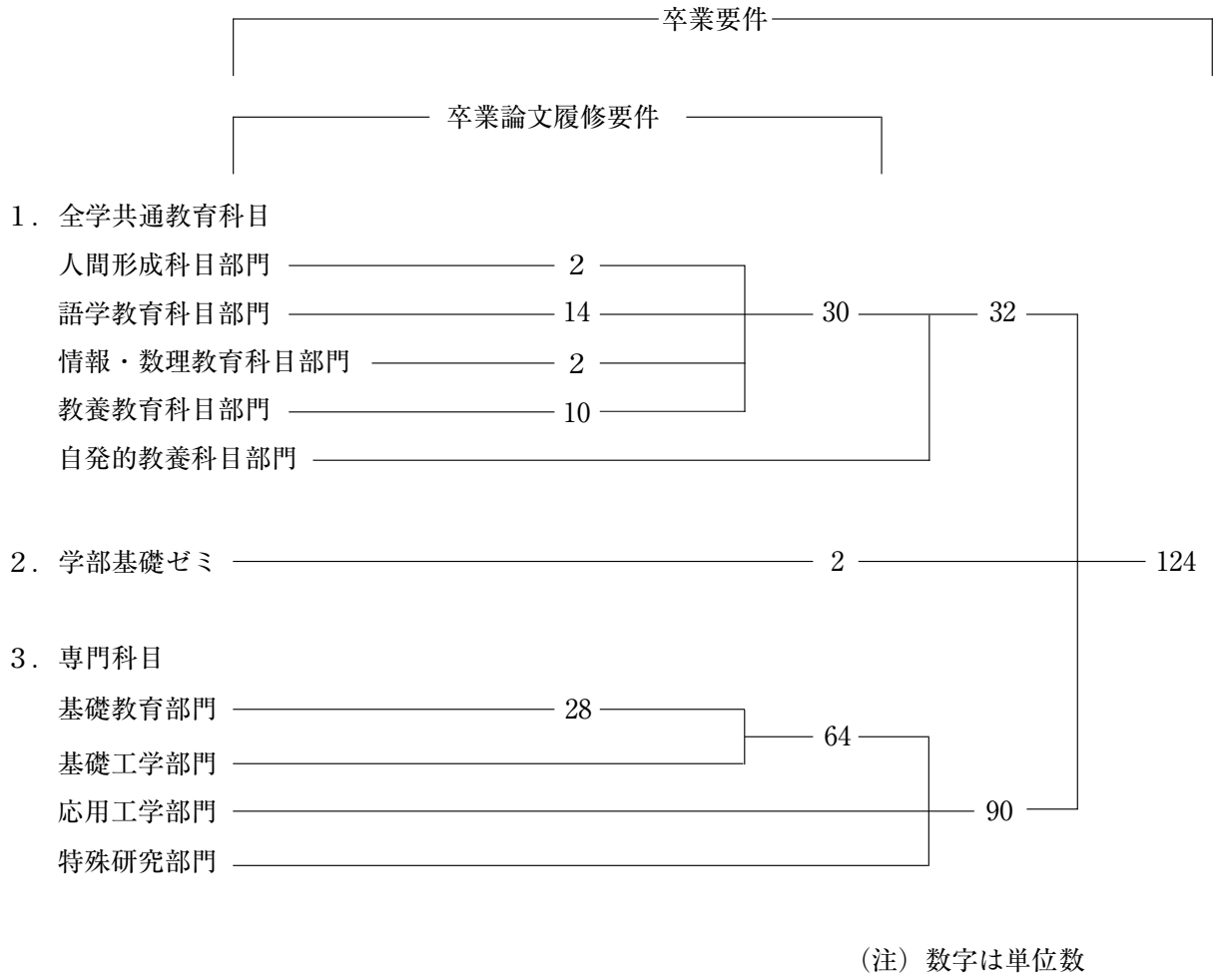

（注）数字は単位数

細則1　履修申告に関する細則（工学部）

制　　定　平成16年4月1日
最終改正　平成24年4月1日

（総　則）
第1条　工学部履修規程第8条に定める履修申告に関しては、この細則の規定に定めるところによる。
（申告方法）
第2条　履修申告は、学期の始めの指定された期間に、別に定める「工学部履修申告手続」によって行うものとする。
第3条　集中講義による授業科目の履修申告は、前条の規定にかかわらず、その都度、各授業科目ごとに別に定める「工学部履修申告手続」によって行うものとする。
第4条　本学部開設以外の授業科目を履修申告する場合は、次に定めるところによる。
⑴　他学部の専門科目については、別に定める「工学部履修申告手続」により、あらかじめ許可を受けなければならない。
⑵　他の大学（外国の大学を含む。）等の授業科目については、山梨大学学生交流細則の定めるところによりあらかじめ許可を受けなければならない。
（申告の確認）
第5条　第2条により履修申告した者は「履修登録一覧表」を受理して、申告内容を確認するものとする。
2　前項の「履修登録一覧表」に登録されていない授業科目については、単位修得を認めない。
（申告の修正）
第6条　履修申告の修正は、申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。
2　履修人員の偏り、対象学年及び対象学科の相違又はその他の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。
（申告の特別措置）
第7条　山梨大学学生交流細則により、学年の始期が異なる外国の大学に留学するため、第2条の手続きができない者は、留学前に次により手続きを行うことができる。
⑴　留学前に履修申告した授業科目は、「継続履修願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、引き続いて履修することができる。
⑵　留学後、卒業に必要な卒業論文等の授業科目を履修申告したい場合は、所属学科が特に必要と認める場合に限り、「履修申告願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、履修することができる。
⑶　この細則に定めるもののほか、運用を厳格にするために必要な事項は、別に定める。
（二重申告の禁止）
第8条　二重申告（授業時間割表において同一時間に並列して開設されている授業科目を、同時に2科目以上履修申告することをいう。）は、これを認めない。ただし、集中講義が通常の授業科目と重なる場合、または卒業に必要な授業科目が卒業論文の履修と重なる場合、その他特別な場合で、「二重申告許可願」により許可を得た場合は、この限りではない。
2　前項ただし書によらない二重申告があった場合は、二重申告したすべての授業科目の単位修得を認めない。
（重複申告の禁止）
第9条　重複申告（すでに単位を修得している授業科目を、再び履修申告することをいう。）は、これ

を認めない。

（雑　則）

第 10 条　この細則に定めのない事項については、別に定める「工学部履修申告手続」及び「成績の通知」によるものとする。

附　　則

1　この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　細則 1（昭和 39 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

3　平成 16 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 1 による。

附　　則

1　この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 19 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 1 による。

附　　則

1　この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 1 による。

工学部履修申告手続

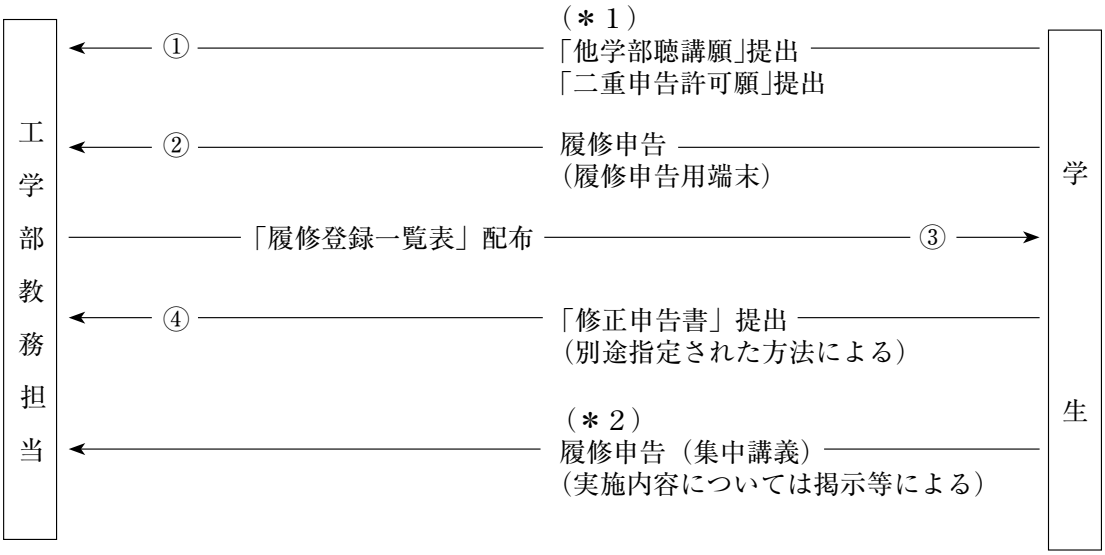

○内の数字は、手続きの順序を示す。

①～④の実施期日は、掲示によって行われる。

（＊1）他学部聴講及び二重申告については、指定の様式に基づき、あらかじめ許可を得なければならない。

（＊2）集中講義の履修申告は、その都度授業科目ごとに指定された期限内に工学部教務担当窓口にて受け付ける。

成績の通知

履修申告した授業科目の成績は、各学期はじめのガイダンスにおいて、修得単位通知書により本人に通知する。

なお、工学部教務担当窓口においては、学生からの成績に関する問い合わせには応じない。

細則２　再試験に関する細則（工学部）

制定　平成 16 年 4 月 1 日
改正　平成 19 年 4 月 1 日

（総　則）
第１条　工学部履修規程第 10 条に定める再試験に関しては、この細則の定めるところによる。
（定　義）
第２条　再試験とは、受験資格のある者が、事故により修了試験を受験できなかった場合、又は修了試験の成績が 60 点に達しなかった場合、次年度の修了試験の際に再びその者に、受験の機会を与えることをいう。
（再試験の取扱）
第３条　再試験の取り扱いについては、次のとおりとする。
⑴　本学部の専門科目に属する授業科目については、当該授業科目を担当した教員が許可を与えた場合、１回に限り再試験を認める。この場合には、新規履修申告は不要である。
⑵　再試験は、その許可を与えた当該授業科目担当教員の指示に従って、同一の授業科目を受験することとする。
　なお、再試験の許可を与えた教員の指示が得られない場合については、所属学科の教育主任の指示に従うものとする。
附　則
１　この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
２　細則２（昭和 36 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
３　平成 16 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則２による。
附　則
１　この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
２　平成 19 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則２による。

細則３　卒業論文に関する細則（工学部）

制　　定　平成 16 年 4 月 1 日
最終改正　平成 27 年 4 月 1 日

（総　則）
第１条　工学部履修規程第 11 条に定める卒業論文の履修その他に関しては、この細則の定めるところによる。
（題　目）
第２条　卒業論文の題目は、所属学科の専門科目に関係の深いものでなければならない。
（申告方法）
第３条　卒業論文の履修申告は、履修申告に関する細則第２条によるものとする。
２　前項の履修申告は、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。
３　この細則に定めるもののほか、申告の特別措置については、別に定める。
（指導教員）
第４条　指導教員は、本学の教授、准教授、講師又は助教でなければならない。ただし、特別な場合、

学部長の許可を経て他学部の教授、准教授、講師又は助教を指導教員とすることができる。

（履　修）

第５条　卒業論文の履修は、本学部が定める期間内に終了するものとする。ただし、特別な場合、学部長の許可を経てその期間を延長することができる。

２　前項ただし書による期間の延長は、卒業論文を継続して履修するものに限り、翌年度の学期または学年の終わりまでとする。

（審　査）

第６条　卒業論文の審査は、本学部が定める期間の終わりに行う。

附　則

１　この細則は、平成 16 年４月１日から施行する。

２　細則３（昭和 37 年４月１日制定）は、廃止する。

３　平成 16 年３月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則３による。

附　則

１　この細則は、平成 19 年４月１日から施行する。

２　平成 19 年３月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則３による。

附　則

１　この細則は、平成 24 年４月１日から施行する。

２　平成 24 年３月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則３による。

附　則

１　この細則は、平成 27 年４月１日から施行する。

２　平成 27 年３月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則３による。

細則４　再入学に関する細則（工学部）

制　　定　平成 16 年４月１日
最終改正　平成 20 年４月１日

（趣　旨）

第１条　この細則は、山梨大学学則第 11 条及び工学部履修規程第 10 条の２に定める再入学に関し、工学部における取り扱いについて必要な事項を定める。

（再入学の条件）

第２条　再入学の条件については、次のとおりとする。

⑴　再入学の時期は、学期の始めとする。

⑵　退学勧告により退学した者については退学後１年以上経た者を対象とする。

⑶　再入学の際、転学科は認めない。

⑷　基準単位に合った学年への再入学を認める。また、再入学する学科で順序指定科目が定められている場合はその科目の履修状況を勘案して、当該学科で学年を決定する。

⑸　基準単位は別に定める。

⑹　再入学した際は、再入学年次の学生便覧の規程を適用し、既修得単位は審査の上、認める。

⑺　在学年限については、再入学年次の学生と同じ扱いとする。

（再入学の手続及び選考等）

第３条　再入学の手続き及び選考等については、次のとおりとする。

⑴　再入学を希望する者は、再入学希望日の２カ月前までに工学部教務担当窓口において「再入学願及び理由書」を提出しなければならない。

⑵　再入学の選考は、教授会が行う。

⑶　再入学を許可された者には「再入学許可書」を発行する。

（検定料等）

第４条　検定料、入学料及び授業料の額並びに納入に関する事項については、別に定める。

附　則

１　この細則は、平成 16 年４月１日から施行する。

２　細則４（平成 14 年４月１日制定）は、廃止する。

３　平成 16 年３月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則４による。

附　則

この細則は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

１　この細則は、平成 19 年４月１日から施行する。

２　平成 19 年３月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則４による。

附　則

この細則は、平成 20 年４月１日から施行する。

細則５　特別試験に関する細則（工学部）

制定　平成 23 年４月１日

（総　則）

第１条　工学部履修規程第10条に定める特別試験に関しては、この細則の定めるところによる。

（定　義）

第２条　特別試験とは、当該学期内に再度試験の機会を与えることをいう。

（特別試験の取扱）

第３条　特別試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

⑴　本学部の専門科目に属する授業科目に限り、当該授業科目を担当した教員が指示を与えた場合に限り、特別試験の受験を認める。

⑵　特別試験を受験するためには、当該授業科目の補講の受講または一定時間以上の自主学習が必要である。補講、自主学習、受験の各詳細は、担当教員もしくは所属学科の教育主任の指示によるものとする。

⑶　特別試験の合格者の評価方法は所属学科で定める。

⑷　特別試験は本学部が定めた特別試験期間中に実施する。

附　則

１　この細則は、平成 23 年４月１日から施行する。

細則６　教育実習に関する細則

制定　平成 30 年 12 月６日

（総　則）

第１条　工学部履修規程第 13 条の２に定める教育実習の履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

（履修要件）

第２条　教育実習を履修するためには、実習当該年次において下記の科目及び単位を修得もしくは履修中であることを原則とする。

高等学校教育実習（高等学校教諭一種免許状取得者）

第二欄	各教科教育法	４単位
第三欄	教育学概論	２単位
	現代教職論	２単位
	学校制度・経営論	２単位
	青年期心理学	２単位
	特別支援教育論	１単位
	教育課程論	２単位
第四欄	教育の方法と技術	２単位
	生徒指導論（進路指導を含む。）	２単位

（教育実習の内容）

第３条　教育実習は、実習校での実習及び事前・事後指導から成る。

（皆勤の原則）

第４条　教育実習については、前条に定めるすべての日程に出席しなければならない。

（申告日）

第５条　教育実習の履修申告日は、学部長が指定した日とする。

（単位の認定）

第６条　単位の認定は、実習校による教育実習の評価等にもとづいて、本学部が行う。

（その他）

第７条　教育実習の履修を申告する際には、申告者の所属する学科長又は指導教員の承認を必要とする。

附　則

この細則は、平成 31 年４月１日から施行する。

地域産業リーダー養成教育プログラム

地域産業リーダー養成教育プログラムは、山梨県内企業への就職に興味がある学生を対象にして、高度な専門知識とリーダーシップを有し、地域産業の活性化に向けた一役を担うことができる人材を養成するプログラムです。

1. 目的

山梨県の工業・経済が、地域の福祉と環境に配慮しつつ、将来にわたってさらなる発展をとげるためには、高度な研究・技術開発能力を持って知識基盤社会を支えるとともに、地域の文化、歴史、社会構造、経済問題等を熟知した上で、世界全体を俯瞰的に見てリードできる人材を育てることが最大の課題です。そのために、将来山梨県産業界のリーダーとして活躍しようという強い意欲と資質を持つ学生を対象にして、大学・山梨県・産業界が協力した特別科目によって、山梨県の将来を託しうる「地域の中核、世界の人材」を養成します。

2. カリキュラム

地域産業リーダー養成教育プログラムに選定された学生は、高度専門技術者養成のために各学科で用意されているカリキュラムを通して、人間力、専門分野の問題発見・解決能力、プレゼンテーション力、コミュニケーション力を修得するとともに、産学官の協力で用意した別表１に示す特別授業によって企画力、交渉力、異分野・異文化共鳴力を養います。

3. 認定証の授与

所属学科の卒業に必要な単位を全て修得し、かつリーダー養成特別授業科目を全て修得したものには、地域産業リーダー認定証が授与されます。

リーダー養成特別授業科目

別表１　※１

科　　目	内　　容	単位	備　　考
リーダー養成特別演習１	県内企業の経営者等による会社説明及び懇談を通して県内企業の調査研究を行い、また講義・演習では企画、交渉、コミュニケーション、ビジョン作成のスキルを学び、情報発信の実習を行う。	1	全 15 回
リーダー養成特別演習２	山梨県産業界の経営層、各分野のスペシャリスト、卒業生を講師に招いた講義と演習を履修し、企画、交渉、プレゼンテーション、ネゴシエーションのスキルを学ぶ。	1	全 15 回
リーダー養成特別 インターンシップ１	県内企業等を見学し、幅広く情報収集し、山梨県内のものづくり産業について理解を深める。	1	企業見学会３日間 10 社程度 修得した単位は卒業要件外
リーダー養成特別 インターンシップ２　※２	企業の現場から経営までを幅広く体験する。	1	修得した単位は卒業要件外
リーダー養成特別 インターンシップ３　※３	国内外企業等での研修を通じ、幅広い交流、積極的な発信や調査などを行う。	1	修得した単位は卒業要件外

※１　本プログラムを開講するかについては、開講年度にお知らせします。

※２　本人の申請により、「リーダー養成特別インターンシップ２」の修得単位は「インターンシップⅠ」の単位として、「インターンシップⅠ」の修得単位は「リーダー養成特別インターンシップ２」の単位として相互に代えることができる。

※３　本人の申請により、「リーダー養成特別インターンシップ３」の修得単位は「インターンシップⅡ」の単位として、「インターンシップⅡ」の修得単位は「リーダー養成特別インターンシップ３」の単位として相互に代えることができる。

ＪＡＢＥＥ教育プログラムについて

ＪＡＢＥＥ教育プログラムについて

１．はじめに

ＪＡＢＥＥは、Japan Accreditation Board for Engineering Education の略であり、日本語では、「日本技術者教育認定機構」という。

ＪＡＢＥＥは、統一的基準に基づいて高等教育機関における技術者教育プログラムの認定を行い、その国際的な同等性を確保するとともに、技術者教育の向上と国際的に通用する技術者の育成を通じ社会と産業の発展に寄与することを目的として 1999 年 11 月に発足した。その主要な活動は、高等教育機関で行なわれている教育活動の品質が満足すべきレベルにあること、また、その教育成果が技術者として活動するために必要な最低限度の知識や能力（Minimum Requirement）の養成に成功していることを認定（日本技術者教育認定制度（Professional Accreditation））することである。

ＪＡＢＥＥによる認定制度は、工学部の学科で実施されている技術者教育プログラムを大学からの申請に基づいて外部機関が公平に評価し、要求水準を満たしている教育プログラムについて認定を行うものである。従って、ＪＡＢＥＥの認定を受けた学科では、その教育プログラムが保証されると同時に卒業生の質もが保証されることになるのである。

一方、アメリカのＡＢＥＴ（Accreditation Board for Engineering and Technology）を中心とする世界的な技術者教育の相互認定を行う組織にワシントン・アコード（ＷＡ）がある。ワシントン・アコード加盟国においては、各国の技術者教育プログラムを修了した者を専門技術者として相互に承認することになっている。つまり、これら加盟国の認定機構の認定を受けた大学・学部・学科の卒業生は、この加盟国中いずれの国においても国際的に通用する技術者として認定されるということである。

ＪＡＢＥＥは、2001 年６月にＷＡの準加盟国として承認され、その後の制度確立と認定実績により 2005 年 11 月にＷＡへの正式加盟が承認された。このことにより、ＪＡＢＥＥの認定制度と認定された技術者教育プログラムは、ＷＡ加盟国の認定制度および同一分野の技術者教育プログラムと実質的に同等と認められることになった。

その後、産業界においてもＪＡＢＥＥ認定プログラム修了者に対する評価が徐々に高まってきている。

ＪＡＢＥＥ認定プログラム修了者には、①未来の社会を託すことのできる人間性豊かな技術者として、国の内外を問わず活躍できるコミュニケーション能力や技術者倫理などを習得していることが保証される、と同時に②「技術士」認定試験の第一次試験が免除されることになっている。

山梨大学工学部においても平成 14 年度以降､学科単位でＪＡＢＥＥ対応教育プログラムを開始し、既に申請を行って認定された学科もある。学科のＪＡＢＥＥ教育プログラムへの取組みについての説明は後述することとして、以下ではＪＡＢＥＥ教育プログラムの概要について簡単に説明しておくこととする。

２．ＪＡＢＥＥ教育プログラムの概要

２．１ ＪＡＢＥＥ教育プログラムの考え方

ＪＡＢＥＥ教育プログラムは

(1)　国際的に通用する教育目標および教育水準を明示する。

(2)　ＪＡＢＥＥ教育プログラムの学習・教育目標を達成した学生のみをその教育プログラムの修了生としている。

(3)　修了生の知識・能力が社会の要請する水準を満足することを保証することを求めている。こ

こでいう、水準とは、少なくとも教育の国際的な相互認証を可能にする程度であり、この水準が低いとみなされた場合にはＪＡＢＥＥには認定されない。

従来日本の多くの大学で暗黙のうちに認めてきた、「入りにくく、出やすい」という考え方を根本的に変更しなければいけないことを意味している。つまり、大学に入学しようとする者は、自覚を持って勉学に励み、必要とされる実力を身につけなければならない、ということである。少なくともＪＡＢＥＥ認定校においては、実力の伴わない学生は卒業させてはならない、ことを求めているのである。

ＪＡＢＥＥ教育プログラムとは直接的な関係はないが、本学部が全国に先駆けて実施する退学勧告制度はまさにこのＪＡＢＥＥ教育プログラムの精神を補完するものであり、車の両輪としての役割を果たすものである。この制度についても理解されたい。

２．２　日本技術者教育認定基準 共通基準　(2012 年度～)

この共通基準は、高等教育機関において技術者を育成するための教育を行っているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準１～４をすべて満たしていることを、根拠となる資料等で説明しなければならない。

なお、ここでいう技術者とは、研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わる者である。

基準１　学習・教育到達目標の設定と公開

(1)　プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。

(2)　プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習･教育到達目標は、下記の（a）～（i）の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、（a）～（i）に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。

（a）地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
（b）技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
（c）数学及び自然科学に関する知識とそれらを応用する能力
（d）当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
（e）種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
（f）論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
（g）自主的、継続的に学習する能力
（h）与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
（i）チームで仕事をするための能力

基準２　教育手段

２．１ 教育課程の設計

(1)　学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程（カリキュラム）が設

計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。なお、標準修了年限及び教育内容については、個別基準に定める事項を満たすこと。

(2) カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書（シラバス）が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。

2．2 学習・教育の実施

(1) シラバスに基づいて教育が行われていること。

(2) 学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保するための取り組みが行われていること。

(3) 学生自身にもプログラムの学習・教育到達目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映させていること。

2．3 教育組織

(1) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。

(2) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。

(3) 教員の質的向上を図る取り組み（ファカルティ・ディベロップメント）を推進する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。

(4) 教員の教育活動を評価する仕組みがあり､当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従って教育改善に資する活動が行われていること。

2．4 入学、学生受け入れ及び異動の方法

(1) プログラムの学習・教育到達目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って選抜が行われていること。

(2) プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合には、その具体的方法が定められ、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の決定が行われていること。

(3) 学生をプログラム履修生として学外から編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って履修生の編入が行われていること。

(4) 学内の他のプログラムとの間の履修生の異動を認める場合には、その具体的方法が定められ、関係する教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の異動が行われていること。

2．5 教育環境・学生支援

(1) プログラムの学習・教育到達目標を達成するために必要な教室、実験室、演習室、図書室、情

報関連設備、自習・休憩施設及び食堂等の施設、設備が整備されており、それらを維持・運用・更新するために必要な財源確保への取り組みが行われていること。

(2) 教育環境及び学習支援に関して、授業等での学生の理解を助け、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員、職員及び学生に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。

基準３　学習・教育到達目標の達成

(1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。

(2) 学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。編入生等が編入前に取得した単位に関しても、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。

(3) プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていること。

(4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。

(5) 修了生がプログラムの学習･教育到達目標を達成することにより､基準１(2)の（a）～（i）の内容を身につけていること。

基準４　教育改善

４．１　教育点検

(1) 学習・教育到達目標の達成状況に関する評価結果等に基づき、基準１～３に則してプログラムの教育活動を点検する仕組みがあり､それが当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が行われていること。

(2) その仕組みは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、仕組み自体の機能も点検できるように構成されていること。

(3) その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。

４．２　継続的改善

教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。

補則　分野別要件

プログラムに認定基準を適用する際に、当該認定分野において必要とする補足事項は、個別基準において別途定める。

３．おわりに

ＪＡＢＥＥの概要について簡単にまとめてみた。学生の諸君は自分の所属する学科の説明もあわせて熟読し、将来国際的に活躍できる技術者となるよう十分な勉学を積み重ねることを期待する。

なお、ＪＡＢＥＥ教育プログラムについてより詳細に関心がある場合には、下記のホームページを参照されたい。　　ＪＡＢＥＥホームページ　:http://www.jabee.org/

土木環境工学科

本学科は養成する技術者像を「土木工学と環境工学に関する広い基礎知識・技術を併せ持ち、持続可能な社会の構築に意欲的に貢献できる技術者」と設定し、教育・研究にあたっています。本学科では、主に環境と調和した社会基盤の整備・管理、災害に強い安全な国・地域づくり、快適で環境に配慮したまちづくり、生活環境の充実、自然環境の保全などの分野を対象としています。

土木環境工学科では、以上の教育理念に基づく以下の学習・教育到達目標のもとで、ＪＡＢＥＥの共通基準と分野別要件（土木および土木関連分野）を満たす教育プログラムを作成し、2002年度から実施しています。

本学科の教育プログラムでは、工学部履修規程にしたがって、全学共通教育科目と専門科目を修得することにより、学士としての基本的素養やＪＡＢＥＥの指定する土木環境工学科の主要な６分野（土木材料・力学一般／構造工学・地震工学／地盤工学／水工水理学／交通工学・国土計画／土木環境システム）に関する知識・素養を身につけて、各学習・教育到達目標を達成することにより、土木技術者、環境技術者として幅広い分野で活躍する、技術者像に合致した人材の育成を目指しています。

教育方法としては、通常の講義だけでなく、実験・実習・演習・インターンシップ・特別講義・卒業研究等にも多くの時間が割かれています。さらに、技術者倫理、コミュニケーション能力ならびにエンジニアリングデザイン能力についても、その教育の強化が図られています。

学科の学習･教育到達目標

（A）技術者の責務の自覚

様々な知識を修得し、技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者の社会に対する責任を理解して、これを説明することができる。

（B）技術者としての知的基盤の形成

科学技術における基礎としての数学、自然科学、情報処理能力を身につけ、知的基盤を形成して、これを応用することができる。

（C）専門基礎学力

土木材料・力学一般、構造工学・地震工学、地盤工学、水工水理学、交通工学・国土計画、土木環境システムの基礎を理解して、これを説明することができる。

（D）問題解析・分析能力

主要分野に関する実験・実習における実体験を通じて、現象の理解を深め、これを応用することができる。

（E）学習および問題解決能力

演習科目・研究を通して、自発的・継続的に学習し、問題解決に取り組むことができる。

（F）問題の把握および専門知識の応用力

基礎科目で習得した知識・技術を課題探究、問題解決に応用することができる。

（G）計画立案・管理・実行能力

自然と調和した持続的な社会基盤整備の技術を創造・適用することができる。

（H）目標達成能力

自ら課題を提示し、問題の在処を明確に説明することができる。

（I）デザイン能力

課題に対する問題解決策を提案することができる。

（J）論理的な表現・伝達能力

コミュニケーション能力を有し、論理的に表現することができる。

カリキュラム・コンセプトについて

工学部カリキュラム・コンセプト

山梨大学工学部では、「広い教養と深い専門知識を身に付け、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者を養成する教育・研究を行うこと」を理念・目的としています。そして、「未来世代を思いやるエンジニアリング教育」をキャッチフレーズとして、「基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材を養成すること」を教育目標として、７学科体制による教育を行っています。

エンジニアリングデザイン能力とは、2011年３月11日発生した東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故の対処方法のような解のない問題に直面したときに、何らかの対処方法を、多くの技術者とディスカッションしながら、物理や化学、数学的基礎知識から様々な工学分野の知識・技術・技能・智恵を総合して駆使し、 試行錯誤を繰り返しながら少しでもよりよい方向に進めることができる能力です。

本学部の教育カリキュラムは、このエンジニアリングデザイン能力が身につくようにするために組み立てられています。具体的には、経済や社会のグローバル化や科学技術の進展など社会が激しく変化するとともに地球環境を保全して今の文明を今後も持続出来るかどうかが試される21世紀において、市民としての人間力を養うための全学共通教育と、専門分野の基礎をしっかりと身につけ、それを実践的に応用する方法を学ぶ専門教育から構成されています。専門科目には、７つの学科ごとに基礎から応用までの専門技術を体系的に学ぶ科目群、理工学系技術者として共通に必要とされる基礎的な学力・科学技術と環境との関わり・技術者としての倫理・コミュニケーション技法などを学ぶ学部共通的科目群、および、専門技術が社会でどのように活かされているのかを学ぶインターンシップなどの総合的科目群が用意されていて、みなさんの学習を支えます。さらに、学科間に共通する応用工学科目を複数学科で履修できるようにし、高学年になって境界領域に興味・関心を持ち始めた学生さんが専門選択に柔軟性を持つことができるよう配慮しています。

１年次から３年次までの科目では、主として講義によって知識体系を習得するとともに、重要な科目については演習によって一層理解を深めます。さらに、実験・実習科目において、実際に起こる現象を確認するとともに、得られるデータの分析を行い、その結果を他者に伝えるための表現スキルを身につけます。そして、エンジニアリングデザイン能力涵養教育の集大成である４年次の卒業論文では、各研究室に所属して指導教員や大学院生とともに最先端の研究開発に取り組み、３年次までに学んだ知識を結集して、問題を発見し解決する能力と、コミュニケーション・プレゼンテーション力を養います。なお、優秀な卒論発表は表彰によって讃えられます。

このカリキュラムは、みなさんが自立した科学技術者としてのキャリアを形成していくための第一歩を支援するものです。工学部の４年間において何よりも大切なのは、生涯にわたって自ら積極的に学ぶ姿勢と方法論を身につけることです。そのために、カリキュラムの履修は自らの将来のために必要な科目を選択し、申告するところから始めます。履修計画を自分自身でしっかり立案し、積極的に修学に努めてください。

以下に、学科ごとの専門教育のカリキュラム・コンセプトを紹介します。

機械工学科

＜教育理念＞

機械工学はあらゆる工学の根幹を成している基盤的な工学分野です。輸送機械、航空宇宙、医療福祉、環境、エネルギーなどと密接に関係しており、今後の科学技術開発や製造業においてもその重要性は不変です。本学科はそのような機械工学の基礎知識を修得し、さまざまな問題へそれらを応用できる能力を身につけることを教育理念としています。

＜教育目標＞

以下の６項目の学習・教育目標を設定し、教育を実施しています。

(A) 機械工学の意義：幸福・福祉の意義、自然と社会との係わりが理解でき、これらに及ぼす機械工学の影響が理解できる能力を身につける。

(B) 機械工学と自然科学：数学、物理や化学などの自然科学と情報技術の基礎知識を修得し、これらの知識を機械工学へ活用できる能力を身につける。

(C) 機械工学の基礎：機械工学に関する基礎知識を修得し、これらの知識を活用して機械工学に関連する諸問題が解決できる能力を身につける。

(D) コミュニケーション：口頭発表や卒業論文の執筆などを通じて、自己の考えを合理的に整理し伝達することができる能力および他者の考えに対して適切に対応できる能力を身につける。

(E) デザインとものづくり：修得した基礎知識を駆使し、与えられた制約の下でデザインやものづくりが合理的かつ効率的に行える能力を身につける。

(F) 機械工学と環境：ゼロエミッション社会の意義を理解し、物質循環や環境保全に配慮したデザインやものづくりが行える能力を身につける。

＜教育方法＞

学習・教育目標（A）～（F）のため、下表の授業科目を実施します。

教育目標	授業科目（講義、実験、演習）
(A)	技術者倫理、全学共通教育科目
(B)	微分積分学、線形代数学、確率統計学、基礎物理学などの基礎教育部門の科目
(C)	機械工学実験、基礎工学及び応用工学部門の科目
(D)	機械工学基礎ゼミ、コミュニケーション、技術英語、機械工学卒業論文など
(E)	機械工学基礎ゼミ、ものづくり実習、機械工学デザイン、機械工学卒業論文など
(F)	全学共通教育科目、技術者倫理、機械工学卒業論文など

＜評価方法＞

授業評価は科目毎に定めた評価方法（ 試験、演習、レポートなど）によって行います。

メカトロニクス工学科

＜教育理念＞

メカトロニクスとは、機械装置に電子工学的知見を融合させることよって、新たな価値を求めようとする学問・技術分野です。そこに情報工学の素養を加え、様々な統合システム（ロボット等）を生み出す学問体系の構築を目指しているのがメカトロニクス工学科です。

産業・民生用ロボットなどの電子機械製品では、センサやモータからなる部品をソフトウェアで制御して、高度な機能を実現しています。これらの設計・開発には、機械の知識（構造の力学的理解）、電気の知識（センサ・回路の理解）、情報の知識（制御ソフトウェアの理解）が不可欠です。この製品の開発に携わる技術者、すなわち機械・電気・情報の融合知識・技術であるメカトロニクス工学を利用・活用できる技術者を養成することがメカトロニクス工学科の目的です。そのような技術者は社会のニーズを見つけ、そのニーズに応える問題解決ができる能力も必要です。この新しい技術者を育成するために従来型の「基礎から応用へ」の教育体系ではなく、１年次から実験や実習などを多く行い、かつ応用･活用能力を習得する教育体系を行います。この教育によって、「社会の問題」を「メカトロニクス工学」で解決できる人材を輩出します。

＜教育目標＞

日本のほとんどの製造会社で行われている機械系、電気系、情報系技術者による協働開発に従事するだけではなく、ニーズを理解した上で機械・電気・情報の知識・技術を利用、活用して問題解決できる技術者を養成するため、以下の教育目標を設定しています。

(A)　社会や人のニーズに応える製品や技術を作り出し問題解決にあたる思考基盤を習得する。

(B)　技術者にとって必要な機械・電気・情報の基本技術・知識を習得する。

(C)　機械・電気・情報の専門技術・知識のいずれかをコアとして習得する。

(D)　機械・電気・情報の技術者による協働開発において目的を理解したうえで開発に必要な仕様・デザイン・ソフトウェアを含む構成要素を決定する能力を習得する。

(E)　製品開発において開発工程を把握・設計できる基礎技術と開発遂行に必要なコミュニケーション能力を習得する。

＜教育方法＞

具体的な教育方法は次の３つに集約されます。

1. 既存の１学科では対応困難な学科横断的教育内容

2. コアとして機械・電気・情報のいずれかの専門教育

3. Project Based Learning（PBL）の継続的実施

低学年から主体的学習への涵養として「ものづくり」の体験教育を実現し、高学年においては協働開発能力育成のためにグループによる開発実践教育をおこないます。

＜評価方法＞

上記の教育目標に基づき、シラバスに定めた評価項目について、課題、中間試験、定期試験などを用いて、日本技術者教育認定制度（ＪＡＢＥＥ）の教育評価方法に準拠して成績の評価を行います。卒業要件を満たすことによって本学科の教育目標の達成が保証されるようにカリキュラムおよび個別科目の教育内容が設計されており、教育の質が保証されています。

電気電子工学科

＜教育理念＞

本学科では、情報通信・制御、電子デバイス等の電気・電子工学分野に関する高度な専門知識を備え、独創的な発想力、高い倫理観を持ち、国際的に通用する人材の養成を目的とします。

＜教育目標＞

上記の理念を踏まえて次のＡ～Ｅの能力の修得を学習・教育目標として掲げています。

Ａ．社会性：人としての常識を持ち、人の社会性を認識し、自立して社会とかかわりあう能力を養う。
Ｂ．技術者の責任：電気電子工学技術が社会や自然に及ぼす影響・効果を理解し、技術者としての責任を果たす能力を養う。
Ｃ．基礎学力：電気電子工学分野に関連する数学･物理学、情報技術、専門知識等の学力を養うとともに、問題解決能力、デザイン能力等を身につけ、同分野を統合的に取り扱う能力を養う。
Ｄ．コミュニケーション：論理的・科学的に思考・表現し、他者と建設的にコミュニケーションする能力を養う。
Ｅ．継続的自主的活動：継続的・自主的に学習し、与えられた環境下で活動を自己管理する能力を養う。

＜教育方法＞

１．基礎教育から専門教育へスムーズに移行できるよう、物理学、数学等の基礎教育を確実に行うとともに、実習などを中心にした入門講義を設けています。
２．専門教育では、電気・電子回路、電磁気学、半導体工学、量子工学、情報通信、システム制御、コンピュータアーキテクチャなど電気・電子工学分野に関する基礎知識と最先端技術を修得出来るように、充実した講義や実験・実習科目を用意しています。
３．実験・実習およびコミュニケーションに関する講義を用意し、言語能力やプレゼンテーション能力、チームワークによる問題解決能力、デザイン能力など、自律した社会人として必要な基礎力を涵養します。
４．４年次の卒業研究では、教員の指導のもとに学問的な課題に取り組むことによって技術者として大きく成長できる機会を与えます。

＜評価方法＞

定期試験、レポート課題、小テスト、プレゼンテーション等の成績に基づき、シラバスに記載されている各科目毎に定めた評価法によって評価します。

コンピュータ理工学科

＜教育理念＞

情報科学・工学は現代社会の中枢を支える極めて重要な基盤です。本学科は社会・産業界から寄せられる新たな課題や要請に積極的に対応した教育研究体制を構築し、次世代に期待される真に豊かな高度情報化社会の実現に貢献できる情報系技術者の育成を目的としています。基盤となる計算機科学や数理科学、人間科学（知性・感性）に関する強固な基礎教育の上に、多様な専門教育を通して、現代的な課題や要請に対応できる高度な専門知識と発展応用力を涵養します。多種多様な教育形態を組み合わせ、情報化社会における要求に対して問題分析を行い、専門的知識に基づく創意工夫と他者との協力によって、それを解決するデザイン能力とチームワーク力を育成します。

＜教育目標＞

(A) 物事を地球的視野から多面的に考えた上で、行動する素養を身につけます。

(B) 自らの活動が自然や社会、人に与える影響を理解するとともに、責任を持って問題解決にあたる倫理観を身につけます。

(C) 数学、自然科学等の知識を用いて、解決すべき問題を形式化するための手法を修得します。

(D) 情報処理技術者としての基盤となる基礎的素養及び基礎的スキルを身につけ、それらを情報システムの開発運用に応用できる能力を修得します。

(E) 情報化社会における要求に対して問題分析を行い、自然科学、情報科学、人間科学（知性・感性）などの専門的知識に基づく創意工夫によってそれを解決する問題発見デザイン能力を修得します。

(F) 他者に正しく理解してもらうための論理的な文書での記述力、口頭での発表力そして国際的コミュニケーションを可能とする外国語能力を修得します。

(G) 時代の変化に対応できるよう、最新の技術動向を考慮して、自律的・継続的に学習する能力を修得します。

(H) 要求、時間、費用、資源等の制約条件を考慮した上で、目標を設定し、達成するまでの一連の作業を計画的に進め、まとめていく能力を修得します。

(I) チームの一員として他者と協働して活動する能力を修得します。

＜教育方法＞

「初歩から基礎、更に応用・発展へ」という無理のない学習の流れを考慮して多くの講義、演習、実習課目が学年進行と共に開設されています。講義や演習・実験、少人数グループでの PBL 学習、研究室での専門ゼミナール及び個人またはグループベースの卒業研究など、多種多様な教育形態を組み合わせて、実効性の高い教育を実施します。

＜評価方法＞

科目ごとにシラバス記載の評価基準及び評価方法に従い、上記の教育目標の達成度を評価します。筆記試験、オンライン試験、レポート、小テストなど、多様な評価形態をとることにより、多角的に達成度を評価します。また、卒業要件を満たすことによって本学科の教育目標の達成が保証されるようにカリキュラムおよび個別科目の教育内容が設計されており、教育の質が保証されています。

土木環境工学科

＜教育理念＞

本学科は養成する技術者像を「土木工学と環境工学に関する広い基礎知識・技術を併せ持ち、持続可能な社会の構築に意欲的に貢献できる技術者」と設定し、教育・研究にあたっています。本学科では、主に環境と調和した社会基盤の整備・管理、災害に強い安全な国・地域づくり、快適で環境に配慮したまちづくり、生活環境の充実、自然環境の保全などの分野を対象としています。

＜教育目標＞

本学科では、日本技術者教育認定機構（ＪＡＢＥＥ）による技術者教育認定を受けており、ＪＡＢＥＥの目標・要件に対応した以下の学習・教育目標を設定し、この目標に沿った内容の教育を実施しています。

(A) 技術者の責務の自覚
(B) 技術者としての知的基盤の形成
(C) 専門基礎学力
(D) 問題解析・分析能力
(E) 学習および問題解決能力
(F) 問題の把握および専門知識の応用力
(G) 計画立案・管理・実行能力
(H) 目標達成能力
(I) デザイン能力
(J) 論理的な表現・伝達能力

＜教育方法＞

本学科では、上記の内容を下表の科目の中に含め、上記の目標を果たすのに適した教育を行っています。

(A) 技術者の倫理、土木環境工学基礎ゼミなど
(B) 基礎教育部門（数学、情報、自然科学）の科目、数値計算及び実習など
(C) 測量学、構造力学及び演習第一、建設材料学及び演習、土質力学及び演習、水理学及び演習第一、計画学基礎及び演習、衛生工学及び演習、土木環境デザイン、防災工学Ⅰなど
(D) 測量学実習第一・第二、土木環境科学実験、建設工学実験Ⅰ・Ⅱ等の実験・実習科目など
(E) 構造力学及び演習第一、計画学基礎及び演習等の基礎工学、応用工学の演習科目など
(F) 地盤工学、コンクリート構造学第二、水文学、総合河川学、交通計画･設計、景観工学、防災工学Ⅱ、水処理工学、環境生物工学、特別講義など
(G) エンジニアリングデザイン、防災工学Ⅱ
(H) 土木環境工学基礎ゼミ、土木環境工学卒業論文など
(I) 土木環境工学基礎ゼミ、インターンシップⅠ・Ⅱ、土木環境工学卒業論文など
(J) 土木環境のコミュニケーション、土木環境工学英文講読など

＜評価方法＞

シラバスに記載した評価項目について、シラバスに記載した方法（レポート、小テスト、評価（ 総括･まとめ））により、ＪＡＢＥＥの認定基準に含まれる評価方法に従った評価を行っており、これによって、教育の質を保証しています。

応用化学科

＜教育理念＞

「新素材」「エネルギー」「環境」など、21 世紀における人類の発展、繁栄に欠くことのできないテーマに対して研究、開発力を持つ人材の養成を目的として、その基本的知識、専門技術の充分な習得を目標に工学基礎と専門教育、及び実験、演習など実践的な教育を行ないます。

＜教育目標＞

基礎入門科目として、基礎有機化学、基礎無機化学、基礎物理化学、基礎分析化学、基礎生物学、基礎物理学を１年次に、さらに、２年次以降に基礎科目として有機化学、無機化学、物理化学、分析化学、電気化学、量子化学、高分子合成化学、固体物性、また、演習科目を有機化学演習、無機化学演習、物理化学演習、分析化学演習と充実させて実力の強化をはかります。

応用科目は３年次に化学工学、機器分析、無機化学特別講義、有機化学特別講義、物理化学特別講義、分析化学特別講義などを行ないます。

また、１年次～２年次において、基礎ゼミ、ものづくりゼミとして研究室へ派遣して研究の体験教育を行なっています。

＜教育方法＞

工学の基礎を身につけるため、基礎教育科目を、専門知識とその応用力を身につけるため基礎工学科目、応用工学科目を実施します。

さらに、基礎ゼミ、ものづくりゼミ、及び卒業研究を通じて入学から４年間きめ細かい、少人数指導を実施します。

＜評価方法＞

ＧＰＡ制度導入により、修学指導を実施し、教育の質の保証を行ないます。

先端材料理工学科

＜教育理念＞

私達の豊かな文明社会は今、希少資源の枯渇や高騰といった地球規模の問題に直面しています。また、科学技術の発展に伴う消費エネルギーの増大や環境破壊が大きな問題となっています。私達には、これらの問題を解決しながら科学技術を更に発展させ、安全・安定的で環境への負荷が小さい社会基盤を構築するという難しい課題が課せられています。先端材料理工学科では、これらの問題の解決に貢献し、次世代を担う材料技術者・科学者を養成することを基本理念としています。材料科学は、原子・分子レベルの操作で先端材料を作り、新機能を生み出すことを目的とした物理学・化学の融合領域です。これを身につけるためには、基礎となる数学に関する知識も不可欠です。また、研究開発の現場では、これら３分野の基礎知識を有機的に関連付け、短期間で目的を達成していくための経験的な知恵・職人的な勘と実践力・円滑で効率的な共同作業のために不可欠なコミュニケーション能力・旺盛なチャレンジ精神も要求されます。以上の要請に応えるために本学科では、講義・実験・実習を通じ、幅広い知識と能力を備え、科学技術の進展に応じて自らを鍛練し、生涯にわたって持続可能な就業能力を育成します。

＜教育目標＞

(A) 基礎教育

物理学（力学･電磁気学･熱力学･統計力学･量子力学など)、化学（物理化学･ 無機化学･有機化学･分析化学など)、数学、語学力などに関する幅広い知識を身につけ、自然現象を抽象化し本質を見極める能力と、問題解決のために必要な見方・考え方を身につけます。

(B) 専門教育

基礎的学問領域を発展あるいは相互に関連付けた専門的学問領域（固体物理学・材料科学・表面科学・物質創成技術・製造加工技術・計測技術・量子光学・ナノエレクトロニクスなど）に関する知識を習得します。

(C) 実践的工学教育

実験・実習を通じて上記の分野に関する知識の深化・定着を図り、安全性や環境への影響に配慮しながら理論を検証・応用するための実践力・課題解決能力を培います。

(D) コミュニケーション能力とチャレンジ精神の育成

論理的・合目的的な思考方法と表現能力を身につけ、異分野との技術交流に積極的に加わって、技術革新の効率を高める技術者を育成する。自ら多彩なキャリアーパスを模索でき、新しい分野、事業の立ち上げ、起業ができるチャレンジ精神を培います。

＜教育方法＞

１）数学、物理学、化学の基礎を確実に習得

「基礎教育」と「基礎工学」に、数学、物理、化学をバランスよく含む必修科目●を設定しました。さらに、数学①、物理学②、化学③の各分野に選択必修科目を設けました。

２）得意分野を活かせるカリキュラム設計

数学、物理、化学各分野に、基礎的な科目から最先端の技術まで、豊富に選択科目を用意し、得意分野を伸ばせるようにしました。

３）実践力が身につく演習・実験

演習科目を豊富に用意するとともに、実験・プレゼンテーション・研修などを必修とし、学んだ

基礎を確実に実践できるようにしました。

4）無理のない卒業

学生便覧記載の学科必要単位数（必修＋選択必修）を取得すれば自動的に卒業要件を満たすよう、配慮しています。

5）数学と理科の教員免許取得

本学科では、数学と理科の高等学校教諭一種免許状が取得できます。必要科目を学科内に多く開講し、免許取得をサポートします。

＜評価方法＞

定期試験、レポート課題、小テスト、プレゼンテーション、受講態度等により受講生の到達度を評価します。その際、各科目シラバス記載の評価方法を遵守します。

X　生命環境学部

1　生命環境学部履修規程

制　　定　　平成 24 年 4 月 1 日
最終改正　　令和 2 年 12 月 7 日

（総　則）
第１条　本学部の授業科目及び履修の方法については、この規程の定めるところによる。
（授業科目）
第２条　授業科目は、全学共通教育科目及び専門科目に大別する。
２　全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。
３　専門科目は、専門基礎科目部門、専門発展科目部門及び専門特別科目部門に区分して開設する。
４　開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数は、別表のとおりとする。
５　山梨大学学則第 25 条の規定に基づき、他の学部の授業科目を履修することができる。
６　前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目を履修することができる。
（授業時間数）
第３条　各授業科目の１単位あたりの授業時間数等については、次のとおりとする。
⑴　講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間
⑵　実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間
⑶　卒業論文については、60 時間
⑷　インターンシップについては、１週間以上（40 時間以上）
（履修方法）
第４条　授業科目の各部門における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。
（全学共通教育科目の各部門における履修）
第５条　全学共通教育科目の各部門においては、山梨大学全学共通教育科目等履修規程の定めるところにより、次のとおり履修するものとする。
⑴　人間形成科目部門から、２単位以上を修得しなければならない。
⑵　語学教育科目部門から、14 単位以上を修得しなければならない。
⑶　情報・数理教育科目部門から、２単位を修得しなければならない。
⑷　教養教育科目部門から、10 単位以上を修得しなければならない。
⑸　自発的教養科目部門を修得すれば全学共通教育科目の単位に含めることができる。
（専門科目の各部門における履修）
第６条　専門基礎科目部門においては、次のとおり履修するものとする。
⑴　生命工学科においては、別表１に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 20 単位以上を修得しなければならない。
⑵　地域食物科学科及びワイン科学特別コースにおいては、別表２に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 19 単位以上を修得しなければならない。
⑶　環境科学科においては、別表３に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 21 単位以上を修得しなければならない。
⑷　地域社会システム学科及び観光政策科学特別コースにおいては、別表４に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 11 単位以上を修得しなければならない。
第７条　専門発展科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

⑴　生命工学科においては、別表１に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 49 単位以上を修得しなければならない。
⑵　地域食物科学科においては、別表２に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 25 単位以上を、ワイン科学特別コースにおいては、別表２に示す開設授業科目より必修単位を含めた 37 単位以上を、修得しなければならない。
⑶　環境科学科においては、別表３に示す開設授業科目より、必修単位を含めた８単位以上を修得しなければならない。
⑷　地域社会システム学科及び観光政策科学特別コースにおいては、別表４に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 56 単位以上を修得しなければならない。

第８条　専門特別科目部門においては、次のとおり履修するものとする。
⑴　生命工学科においては、別表１に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 10 単位以上を修得しなければならない。
⑵　地域食物科学科及びワイン科学特別コースにおいては、別表２に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 11 単位以上を修得しなければならない。
⑶　環境科学科においては、別表３に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 14 単位以上を修得しなければならない。
⑷　地域社会システム学科においては、別表４に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 10 単位以上を、観光政策科学特別コースにおいては、別表４に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 12 単位以上を修得しなければならない。

（履修申告）

第９条　履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。
２　他学科の授業科目を申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第６条から第８条に挙げた単位に含めることはできない。
３　履修申告に関する細則は、別に定める。

（成績評価及び単位認定）

第 10 条　授業科目の成績評価は、原則として試験等の結果による。
２　成績は 100 点を満点とする点数により表示する。
３　成績が 60 点以上の授業科目について所定の単位を認定する。
４　成績を評語により表示する場合には、次のとおりとする。
⑴　S　（95 ～ 100）
⑵　S^{-}（90 ～ 94）
⑶　A^{+}（87 ～ 89）
⑷　A　（83 ～ 86）
⑸　A^{-}（80 ～ 82）
⑹　B^{+}（77 ～ 79）
⑺　B　（73 ～ 76）
⑻　B^{-}（70 ～ 72）
⑼　C^{+}（66 ～ 69）
⑽　C　（60 ～ 65）
⑾　F　（０～ 59 及び未受験）

（総括評価（試験等））

第 11 条　総括評価（試験等）は、原則として前期・後期の各学期の最終週に実施する。
２　試験等は、それが行われる学期において、その授業科目の授業に３分の２以上出席していなければ、

受けることができない。
3　試験等については、特別の理由がある場合、その追試験を願い出ることができる。
4　追試験に関する細則は、別に定める。
（卒業論文等）
第12条　卒業論文等は、4年次以降に履修することとする。
2　卒業論文等の履修に関する細則は、別に定める。
（卒業の要件）
第13条　卒業の要件は、本学に4年（学則第19条の規定に基づき、在学すべき年数を別に定められた場合を除く。）以上在籍し、第5条第1項第1号から第4号に定める単位数を含め、全学共通教育科目を32単位以上、第6条から第8条に定める専門科目を92単位以上、合計124単位以上を修得していることとする。
2　第2条第6項の規定により他の大学（外国の大学を含む。）で修得した単位は、教授会の議に基づき、60単位を越えない範囲で前項に定める124単位に含ませることができる。
（外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例）
第14条　外国人留学生については、語学教育科目部門の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、語学教育科目部門の中に開設する日本語を英語に代えることができる。
2　外国人留学生に対しては、語学教育科目部門の中に日本語科目に関する授業科目を開設する。
また、教養教育科目部門の中に日本事情に関する授業科目を開設する。
（その他の事項）
第15条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

生命工学科専門科目

別表１

科目区分		授業科目番号	授業科目の名称	単位	毎週時間数（前期・後期）				備考
					１年	２年	３年	４年	
専門基礎科目	学部共通科目	LPC100	共生科学入門	2	2 0				●
		LPC101	生命環境基礎ゼミ	2	2 0				●
		LPC108	社会科学入門	2	2 0				
		LPC109	生物学概論	2	2 0				●
		LPC107	生命研究倫理学	1	0 1				●
		LPC117	生物資源実習	1	0 2				● 集中
		LPC105	食物科学入門	2	0 2				
		LPC211	生物資源論	2		2 0			
		LPC212	基礎統計学	2		2 0			●
		LPC213	基礎統計学演習	2		2 0			●
	理系共通科目	LSC100	基礎数学	2	2 0				●
		LSC101	基礎数学演習	2	2 0				●
		LSC103	基礎環境化学	2	2 0				
		LSC108	基礎解析学	2	0 2				●
		LSC109	基礎有機化学	2	0 2				●
		LSC213	基礎物理学	2		2 0			
専門発展科目		LBT101	基礎生化学	2	0 2				●
		LBT102	生物分析化学	2	0 2				○1
		LBT103	基礎微生物学	2	0 2				●
		LBT204	生物有機化学	2		0 2			○1
		LBT214	動物解剖生理学	2		2 0			○1
		LBT207	細胞生理学	2		2 0			●
		LBT202	発生工学	2		0 2			●
		LBT209	応用微生物学Ⅰ	2		2 0			●
		LBT210	応用微生物学Ⅱ	2		0 2			○1
		LBT211	生化学Ⅰ	2		2 0			●
		LFS226	生化学Ⅱ	2		0 2			●
		LBT215	分子生物学Ⅰ	2		2 0			●
		LBT216	分子生物学Ⅱ	2		0 2			●
		LBT213	生物化学工学	2		0 2			●
		LBT318	構造生物学	2		0 2			○1
		LBT217	生命科学・医学のデータ解析基礎	2		2 0			●
		LBT331	生命工学データサイエンス	2			2 0		●
		LBT315	バイオインフォマティクス	2			2 0		○2
		LBT301	技術英語	2			2 0		○2
		LBT332	分子発生・幹細胞生物学	2			0 2		○2
		LBT203	化学実験	2			4 0		●
		LBT325	生化学実験	2			4 0		●
		LBT326	微生物学実験	2			4 0		●
		LBT327	分子生物学実験	2			4 0		●
		LBT328	細胞生物学実験	2			0 4		●
		LBT329	発生工学実験	2			0 4		●
		LBT330	生命工学研究室実習	1			0 2		●
		LBT218	基礎免疫学	1		1 0			
		LBT219	基礎薬理学	1		1 0			
		LBT220	基礎神経生化学	1		1 0			
		LBT221	基礎神経生理学	1		0 1			
		LBT222	基礎人体生理学	1		0 1			
		LBT223	生命統計情報学	2		0 2			
		LBT333	大規模生命情報解析学	1			0 1		

専門発展科目	LFS211	食品成分分析学	2		2	0			
	LFS212	食品製造学	2		2	0			
	LFS225	食品加工学	2		0	2			集中
	LFS227	基礎栄養学	2		0	2			
	LFS311	機能成分学	2				2	0	
	LFS313	栽培植物育種法	2				2	0	
	LFS312	発酵工業学	2				2	0	
	LFS325	食品微生物学	2				2	0	
	LFS317	農作物生理学	2				2	0	
	LFS318	応用栄養学	2				2	0	
	LFS323	農作物病理学	2				0	2	
	LFS326	食品衛生学	2				0	2	
	LEV110	地球科学	2	0 2					
	LSS103	経営学概論	2					0 2	
	LSS104	法律学概論	2					0 2	
専門特別科目	LBT443	科学英語演習Ⅰ	2					2 0	●
	LBT444	科学英語演習Ⅱ	2					0 2	●
	LBT445	特別講義Ⅰ	1				1		集中
	LBT446	特別講義Ⅱ	1				1	1	集中、隔年開講
	LBT447	特別講義Ⅲ	1				1		集中
	LBT341	インターンシップⅠ	1		★		★		
	LBT342	インターンシップⅡ	1		★		★		
	LBT449	生命工学卒業論文	6					8 16	●

（必修科目）

●印は必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

○1、○2は選択必修科目で、○1の科目を8単位以上、○2の科目を4単位以上を修得しなければならない。

（卒業論文履修要件）

「生命工学卒業論文」を履修するためには、「化学実験」「生化学実験」「微生物学実験」「分子生物学実験」「細胞生物学実験」「発生工学実験」「生命工学研究室実習」を全て修得しなければならない。

（その他）

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、2～3年次を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

集中は集中講義である。

地域食物科学科専門科目

別表２

科目区分		授業科目番号	授業科目の名称	単位	毎週時間数（前期・後期）				備　考
					１年	２年	３年	４年	
専門基礎科目	学部共通科目	LPC100	共生科学入門	2	2　0				●
		LPC101	生命環境基礎ゼミ	2	2　0				●
		LPC108	社会科学入門	2	2　0				
		LPC109	生物学概論	2	2　0				
		LPC107	生命研究倫理学	1	0　1				
		LPC117	生物資源実習	1	0　2				● 集中
		LPC105	食物科学入門	2	0　2				●
		LPC211	生物資源論	2		2　0			●
		LPC212	基礎統計学	2		2　0			●
		LPC213	基礎統計学演習	2		2　0			●
	理系共通科目	LSC100	基礎数学	2	2　0				
		LSC101	基礎数学演習	2	2　0				
		LSC103	基礎環境化学	2	2　0				●
		LSC108	基礎解析学	2	0　2				○１
		LSC109	基礎有機化学	2	0　2				●
		LSC213	基礎物理学	2		2　0			○１
専門発展科目		LBT101	基礎生化学	2	0　2				●
		LBT211	生化学Ⅰ	2		2　0			●
		LFS226	生化学Ⅱ	2		0　2			●
		LFS228	基礎生化学実験	2		0　4			●
		LFS222	農作物栽培学	2		0　2			○２
		LFS224	農作物生産学	2		0　2			○２
		LFS323	農作物病理学	2		0　2			○２
		LFS316	ブドウ栽培学	2			2　0		○２
		LFS317	農作物生理学	2			2　0		○２
		LFS313	栽培植物育種法	2			2　0		○２
		LFS324	野菜・果樹栽培実習	2			2　2		○２集中
		LFS221	ワイン微生物学	2		2　0			●ワ○３
		LFS312	発酵工業学	2			2　0		○３
		LFS314	食品保蔵学	2			2　0		○３
		LFS325	食品微生物学	2			2　0		○３
		LFS211	食品成分分析学	2		2　0			○４
		LFS212	食品製造学	2		2　0			○４
		LFS225	食品加工学	2		0　2			○４集中
		LFS322	ワイン品質評価学	2			0　2		●ワ○４
		LFS227	基礎栄養学	2		0　2			○５
		LFS311	機能成分学	2			2　0		○５
		LFS318	応用栄養学	2			2　0		○５
		LBT214	動物解剖生理学	2		2　0			○５
		LEV110	地球科学	2	0　2				
		LBT209	応用微生物学Ⅰ	2		2　0			
		LBT202	発生工学	2		0　2			
		LBT204	生物有機化学	2		0　2			
		LSS103	経営学概論	2		0　2			
		LSS228	マーケティングと消費者行動	2		0　2			
		LFS326	食品衛生学	2			0　2		
		LBT213	生物化学工学	2			0　2		
		LBT318	構造生物学	2			0　2		
		LSS222	経営組織論	2		0　2			
		LST106	観光政策科学入門	2			2　0		

専門発展科目	LFS371	ワイン製造科学実習	2			0 4		●ワ 集中
	LFW377	ブドウ栽培学実習	2			0 4		●ワ 集中☆
	LFS338	地域食物科学実験Ⅰ	3			6 0		●
	LFS339	地域食物科学実験Ⅱ	3			6 0		●
	LFS344	地域食物科学実験Ⅲ	3			0 6		●
	LFW174	ワイン科学	2	0 2				●ワ☆
	LFW276	ワイン醸造学	1		1 0			●ワ☆
	LFW277	ワイン分析学	1		0 1			●ワ☆
専門特別科目	LFS453	科学英語演習Ⅰ	2				2 0	●
	LFS454	科学英語演習Ⅱ	2				0 2	●
	LFS351	インターンシップⅠ	1		★	★		
	LFS352	インターンシップⅡ	1		★	★		
	LFS345	地域食物科学ゼミ	1			0 2		● 集中
	LFS455	地域食物科学卒業論文	6				8 16	●

（必修科目）

●印は必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

ワイン科学特別コースは、●印と●ワ印が必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

☆印はワイン科学特別コースのみ履修できる科目である。

○１、○２、○３、○４、○５は、選択必修科目で、それぞれから２単位以上を修得しなければならない。

（卒業論文履修要件）

「地域食物科学卒業論文」を履修するためには、「基礎生化学実験」「地域食物科学実験Ⅰ」「地域食物科学実験Ⅱ」「地域食物科学実験Ⅲ」「地域食物科学ゼミ」を全て修得しなければならない。

（その他）

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、２～３年次を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

集中は集中講義である。

環境科学科専門科目

別表３

科目区分		授業科目番号	授業科目の名称	単位	毎週時間数（前期・後期）				備考
					１年	２年	３年	４年	
専門基礎科目	学部共通科目	LPC100	共生科学入門	2	2 0				●
		LPC101	生命環境基礎ゼミ	2	2 0				●
		LPC108	社会科学入門	2	2 0				
		LPC109	生物学概論	2	2 0				●
		LPC107	生命研究倫理学	1	0 1				
		LPC117	生物資源実習	1	0 2				● 集中
		LPC105	食物科学入門	2	0 2				
		LPC211	生物資源論	2		2 0			
		LPC212	基礎統計学	2		2 0			●
		LPC213	基礎統計学演習	2		2 0			●
	理系共通科目	LSC100	基礎数学	2	2 0				●
		LSC101	基礎数学演習	2	2 0				●
		LSC103	基礎環境化学	2	2 0				●
		LSC108	基礎解析学	2	0 2				●
		LSC109	基礎有機化学	2	0 2				
		LSC213	基礎物理学	2		2 0			●
専門発展科目		LEV110	地球科学	2	0 2				●
		LEV111	生態学	2	0 2				
		LSS103	経営学概論	2	0 2				
		LBT103	基礎微生物学	2	0 2				
		LEV220	気象学	2		2 0			
		LEV221	微生物生態学	2		2 0			
		LEV226	環境情報学及び演習	2		2 0			●
		LEV225	環境科学基礎実験	2		4 0			●
		LEV223	水循環学	2		2 0			
		LEV230	水圏科学	2		0 2			
		LEV231	土壌科学	2		0 2			
		LEV232	大気環境科学	2		0 2			
		LEV236	植物生理生態学	2		0 2			
		LSS240	データサイエンス及び演習	2		0 2			
		LSS227	エネルギーマネジメント	2		0 2			
		LSS230	環境政治論	2		0 2			
		LSS239	環境経済政策論Ⅰ	2		0 2			
		LBT216	分子生物学Ⅱ	2		0 2			
		LEV237	土壌学実習	1		0 2			○1
		LEV347	大気科学実習	1			2 0		○1
		LEV360	河川実習	1			2 0		○1
		LEV348	環境生物学実習	1			2 0		○1
		LEV349	環境モデリング実習	1			0 2		○1
		LEV342	多様性生物論	2			2 0		
		LBT315	バイオインフォマティクス	2			2 0		
		LFS312	発酵工業学	2			2 0		
		LSS219	行政法Ⅰ	2			2 0		
		LSS235	行政法Ⅱ	2			0 2		
		LSS321	社会数理システム	2			0 2		

専門特別科目	LEV484	科学英語演習１	2				2	0	●
	LEV485	科学英語演習２	2				0	2	●
	LEV382	環境科学演習	2			0 2			●
	LEV384	特別講義Ⅰ	1			1 0	1	0	○2 集中、隔年開講
	LEV385	特別講義Ⅱ	1			1 0	1	0	○2 集中、隔年開講
	LEV386	特別講義Ⅲ	1			0 1	0	1	○2 集中、隔年開講
	LEV387	特別講義Ⅳ	1			0 1	0	1	○2 集中、隔年開講
	LEV288	インターンシップⅠ	1		★	★			
	LEV289	インターンシップⅡ	1		★	★			
	LEV490	環境科学卒業論文	6				8	16	●

（必修科目）

●印は必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

○1、○2印は選択必修科目で、それぞれから２科目以上を修得しなければならない。

（卒業論文履修要件）

「環境科学卒業論文」を履修するためには、専門基礎科目の必修科目と専門発展科目の必修科目を修得しなければならない。

（その他）

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、２～３年次を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

集中は集中講義である。

地域社会システム学科専門科目

別表４

科目区分		授業科目番号	授業科目の名称	単位	毎週時間数（前期・後期）								備考
					１年		２年		３年		４年		
専門基礎科目	学部共通科目	LPC100	共生科学入門	2	2	0							●
		LPC101	生命環境基礎ゼミ	2	2	0							●
		LPC108	社会科学入門	2	2	0							●
		LPC109	生物学概論	2	2	0							
		LPC107	生命研究倫理学	1	0	1							
		LPC117	生物資源実習	1	0	2							● 集中
		LPC105	食物科学入門	2	0	2							
		LPC211	生物資源論	2			2	0					
		LPC212	基礎統計学	2			2	0					●
		LPC213	基礎統計学演習	2			2	0					●
専門発展科目		LSS103	経営学概論	2	0	2							●
		LSS214	経営戦略論	2			2	0					○
		LSS222	経営組織論	2			0	2					
		LSS227	エネルギーマネジメント	2			0	2					
		LSS228	マーケティングと消費者行動	2			0	2	0	2	0	2	○
		LSS314	数理計画法	2					2	0			
		LSS325	サービスマネジメント	2					2	0			
		LSS215	人材戦略論	2			2	0	2	0	2	0	
		LSS232	地域計画学	2			0	2					○
		LSS319	地域共生デザイン	2					2	0			
		LSS102	経済・経営数学	2	0	2							○
		LSS101	経済学概論	2	0	2							●
		LSS211	マクロ経済学	2			2	0					○
		LSS212	ミクロ経済学	2			2	0					○
		LSS312	食料問題とグローバル経済	2					2	0			
		LSS225	公共経済学	2			0	2					
		LSS226	経済地理学	2			0	2					
		LSS322	計量経済学	2					0	2			
		LSS354	経済分析入門及び演習Ⅰ	2					2	0			
		LSS355	経済分析入門及び演習Ⅱ	2					2	0			
		LSS213	財政学	2			2	0					○
		LSS224	地方財政学	2			0	2					
		LSS239	環境経済政策論Ⅰ	2			0	2					
		LSS331	環境経済政策論Ⅱ	2					0	2			
		LSS216	政治学概論	2			2	0					●
		LSS217	行政学	2			2	0					○
		LSS229	地方自治論	2			0	2	0	2	0	2	
		LSS230	環境政治論	2			0	2					
		LSS316	政策過程論	2					2	0	2	0	
		LSS233	国際関係論Ⅰ	2			0	2					○
		LSS311	国際関係論Ⅱ	2					2	0			
		LSS104	法律学概論	2	0	2							●
		LSS219	行政法Ⅰ	2			2	0	2	0	2	0	
		LSS235	行政法Ⅱ	2			0	2	0	2	0	2	
		LSS245	民法学Ⅰ	2			2	0	2	0	2	0	○
		LSS246	民法学Ⅱ	2			0	2	0	2	0	2	
		LSS218	統治機構論	2			2	0	2	0	2	0	○
		LSS318	比較憲法論	2					2	0	2	0	
		LSC100	基礎数学	2	2	0							
		LSC101	基礎数学演習	2	2	0							

専門発展科目	LSS321	社会数理システム	2			0 2		
	LSS240	データサイエンス及び演習	2		0 2			
	LSS320	社会調査法	2			2 0		○
	LST106	観光政策科学入門	2	2 0				●観光
	LST111	観光地形成論	2	0 2				
	LST211	観光経営論Ⅰ	2		2 0			
	LST212	観光経営論Ⅱ	2		0 2			●観光
	LST223	観光政策論	2		2 0			●観光
	LST213	観光資源保全・活用論	2		0 2			
	LST311	観光地経営論及び実習	2			3		集中
	LFS222	農作物栽培学	2			0 2		
	LFS212	食品製造学	2			2 0		
	LEV110	地球科学	2			0 2		
専門特別科目	LSS301	地域社会システム学セミナー Ⅰ	2			2 0		●
	LSS352	地域社会システム学セミナー Ⅱ	2			2 0		
	LSS302	地域社会システム学演習	2			0 2		●
	LST151	観光政策科学基礎実習	1	1				○観光 集中
	LST152	観光政策科学実習Ⅰ	1	1	1	1	1	○観光 集中／4年に一度開講
	LST153	観光政策科学実習Ⅱ	1	1	1	1	1	○観光 集中／4年に一度開講
	LST154	観光政策科学実習Ⅲ	1	1	1	1	1	○観光 集中／4年に一度開講
	LST155	観光政策科学実習Ⅳ	1	1	1	1	1	○観光 集中／4年に一度開講
	LST351	観光政策科学特別講義	1		1			集中
	LSS251	インターンシップ Ⅰ	1		★	★		
	LSS252	インターンシップ Ⅱ	1		★	★		
	LSS400	地域社会システム学卒業論文	6				8 16	●

（必修科目）

●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

観光政策科学特別コースは、●印と●観光印が必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

○印は選択必修科目で、12 単位以上を修得しなければならない。

観光政策科学特別コースは、○印と○観光印が選択必修科目で、○印から 12 単位以上、○観光印から 2 単位以上を修得しなければならない。

（卒業論文履修要件）

「地域社会システム学卒業論文」を履修するためには、「地域社会システム学セミナーⅠ」及び「地域社会システム学演習」を修得しなければならない。

（その他）

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、２～３年次を対象とし、年度を通じて実行可能な休業中に実施する。

集中は集中講義である。

「経済分析入門及び演習Ⅰ」と「経済分析入門及び演習Ⅱ」は、同時に履修すること。

細則1　履修申告に関する細則

制　　定　平成 24 年 4 月 1 日
最終改正　平成 30 年 12 月 13 日

（総　則）
第１条　履修規程第９条に定める履修申告に関しては、この細則の規定に定めるところによる。
（申告方法）
第２条　履修申告は、学期の始めの指定された期間に、別に定める「生命環境学部履修申告手続」によって行うものとする。
第３条　集中講義による授業科目の履修申告は、前条の規定にかかわらず、その都度、授業科目ごとに別に定める「生命環境学部履修申告手続」によって行うものとする。
第４条　本学部開設以外の授業科目を履修申告する場合は、次に定めるところによる。
⑴　他学部の専門科目については、別に定める「生命環境学部履修申告手続」により、あらかじめ許可を受けなければならない。
⑵　他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目については、山梨大学学生交流細則の定めるところによりあらかじめ許可を受けなければならない。
（申告の確認）
第５条　第２条により履修申告した者は「履修申告確認表」を受理して、申告内容を確認するものとする。
２　前項の「履修申告確認表」に登録されていない授業科目については、単位修得を認めない。
（申告の修正）
第６条　履修申告の修正は、申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。
２　履修人員の偏り、対象学年及び対象学科等の相違又はその他の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。
（申告の特別措置）
第７条　山梨大学学生交流細則により、学年の始期が異なる外国の大学に留学するため、第２条の手続きができない者は、留学前に次により手続きを行うことができる。
⑴　留学前に履修申告した授業科目は、「継続履修願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、引き続いて履修することができる。
⑵　留学後、卒業に必要な卒業論文等の授業科目を履修申告したい場合は、所属学科が特に必要と認める場合に限り、「履修申告願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、履修することができる。
⑶　この細則に定めるもののほか、運用を厳格にするために必要な事項は、別に定める。
（二重申告の禁止）
第８条　二重申告（授業時間割表において同一時間に並列して開設されている授業科目を、同時に２科目以上履修申告することをいう。）は、これを認めない。ただし、集中講義が通常の授業科目と重なる場合、または卒業に必要な授業科目が卒業論文の履修と重なる場合、その他特別な場合で、「二重申告許可願」により許可を得た場合は、この限りではない。
２　前項ただし書によらない二重申告があった場合は、二重申告したすべての授業科目の単位修得を認めない。
（重複申告の禁止）
第９条　重複申告（すでに単位を修得している授業科目を、再び履修申告することをいう。）は、これを

認めない。

（雑　則）

第 10 条　この細則に定めのない事項については、別に定める「生命環境学部履修申告手続」、及び「成績の通知」によるものとする。

附　則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

細則２　追試験に関する細則

制定　平成 24 年 4 月 1 日

（総　則）

第１条　履修規程第 11 条に定める追試験に関しては、この細則の定めるところによる。

（定　義）

第２条　追試験とは、受験資格のある者が、病気、事故、その他やむを得ない理由により試験等を受験できなかった場合等に、受験の機会を与えることをいう。

（追試験の取扱）

第３条　追試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

⑴　追試験を受けようとする者は、その事由の発生後速やかに、その理由を付した追試験願を、当該授業科目担当教員に提出しなければならない。

⑵　追試験は、当該授業科目担当教員の指示に従って、受験することとする。

附　則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

細則３　卒業論文に関する細則

制定　平成 24 年 4 月 1 日

（総　則）

第１条　履修規程第 12 条に定める卒業論文の履修その他に関しては、この細則の定めるところによる。

（題　目）

第２条　卒業論文の題目は、所属学科の専門科目に関係の深いものでなければならない。

（申告方法）

第３条　卒業論文の履修申告は、履修申告に関する細則第２条によるものとする。

２　前項の履修申告は、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。

（指導教員）

第４条　指導教員は、本学部の教授、准教授、講師又は助教でなければならない。ただし、特別な場合には、

学部長の許可を経て他学部の教授、准教授、講師又は助教を指導教員とすることができる。

（履　修）

第５条　卒業論文の履修は、本学部が定める期間内に終了するものとする。ただし、特別な場合、学部長の許可を経てその期間を延長することができる。

２　前項ただし書による期間の延長は、翌年度の学期または学年の終わりまでとする。

（審　査）

第６条　卒業論文の審査は、学年の終わりに行う。ただし、前条第１項ただし書により、期間の延長を認められた場合は、その期間の終了時に行う。

附　則

この細則は、平成 24 年４月１日から施行する。

生命環境学部履修申告手続

授業科目の履修方法については、履修規程及び履修申告に関する細則に定められているとおりであるが、その手続については、下記のとおりとする。

1　履修申告

履修申告とは、授業科目を履修し、単位を修得するために授業科目の登録を行うことをいう。この手続が正しく行われないと、授業及び試験等を受けても単位は与えられないので、十分注意すること。

2　履修申告の手続

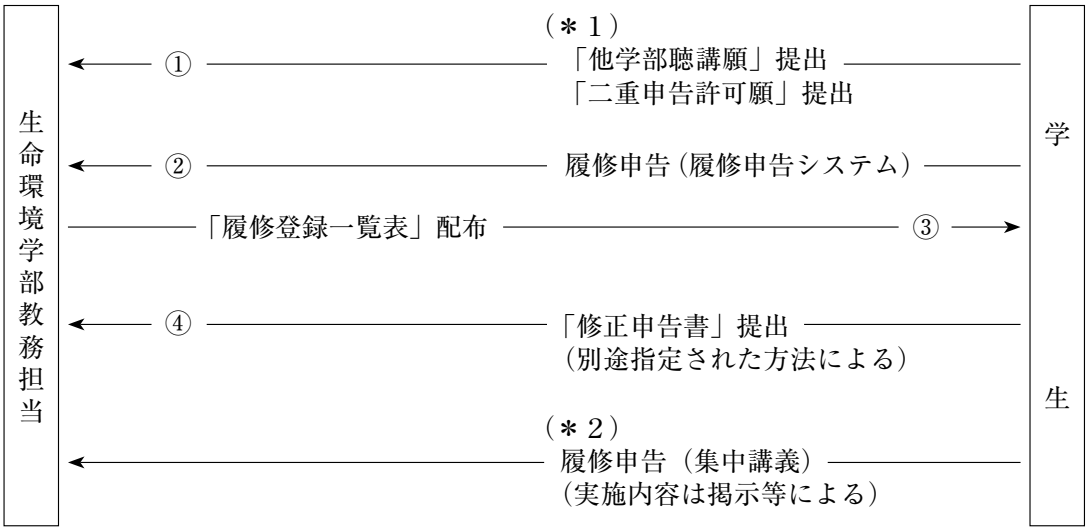

備考：○内の数字は、手続の順序を示す。

①～④の実施期日は、ＣＮＳなどの掲示によって行われる。

（＊１）他学部聴講及び二重申告については、指定の様式に基づき、あらかじめ許可を得なければならない。

（＊２）集中講義の履修申告は、その都度各授業科目ごとに指定された期限内に生命環境学部教務担当窓口にて受け付ける。

成績の通知

履修申告した授業科目の試験等の成績は、前期又は後期授業科目履修申告日前に設定されたガイダンス等において、修得単位通知書により本人に通知する。

なお、生命環境学部教務担当窓口においては、学生からの成績に関する問合せには応じない。

生命環境学部履修規程解説表

数字は単位数

授業科目区分＼学科区分			生命工学科			地域食物科学科			環境科学科			地域社会システム学科		
			必修単位	計	要件合計	必修単位	計	要件合計	必修単位	計	要件合計	必修単位	計	要件合計
全学共通教育科目	人間形成科目部門		2	2	32	2	2	32	2	2	32	2	2	32
	語学教育科目部門	英語	4	14		4	14		4	14		4	14	
		ドイツ語	4〔同一言語〕			4〔同一言語〕			4〔同一言語〕			4〔同一言語〕		
		フランス語												
		中国語												
		スペイン語												
		日本語※												
	情報・数理教育科目部門		2	2		2	2		2	2		2	2	
	教養教育科目部門	人文科学分野	2	10		2	10		2	10		2	10	
		社会科学分野	2			2			2			2		
		自然科学分野	2			2			2			2		
		健康科学分野	2			2			2			2		
		教養発展科目	2			2			2			2		
	自発的教養科目部門													
専門科目	専門基礎科目部門	学部共通科目	12	20	92	13	19	92	11	21	92	11	11	92
		理系共通科目	8			6			10					
	専門発展科目部門		49	49		25(37)	25(37)		8	8		20(26)	56	
	専門特別科目部門		10	10		11(11)	11(11)		14	14		10(12)	10(12)	

※外国人留学生対象科目

（　）は、地域食物科学科においてはワイン科学特別コース、地域社会システム学科においては観光政策科学特別コース

XI　特別プログラム

地域課題解決人材育成プログラム

山梨大学は、「地域の中核　世界の人材」をキャッチフレーズとして掲げ、地域社会の中核として地域の要請に応えられることのできる人材、世界を舞台に活躍できる人材の養成を図り、社会に貢献することを目指しています。

このプログラムは、「ワイン科学特別コース」、及び「食のブランド化と美しい里づくり人材育成コース」(以下「美しい里づくり人材育成コース」という)の２つのコースにより、地域志向型の教育カリキュラムを展開し、地域の課題を解決できる実践的人材の育成を行います。

本プログラムは、学科や講座とは別に設けられた特別なプログラムで、全学部生が受講できます。また、それぞれのコースで所定の単位を修得すると修了証書が発行されます。

ワイン科学 特別コース	高度な専門性（ワイン科学）に基づき、これからの地域産業（ワイン）の発展を総合的にプロデュースできる人材を育成します。
美しい里づくり 人材育成コース	農産物や食品の地域ブランド化を支える技術者・研究者や環境地域計画を立案でき、持続的に繁栄する美しい里づくりに貢献できる人材を育成します。

プログラムは、次の科目群から成り立っています。

①地域志向型共通教育科目、②コース専門科目、③地域課題解決科目

① 地域志向型共通教育科目（地域課題・共通科目）

大学の周りの地域である山梨県に関係することを素材として用いる科目（下表）を学修することにより、自らの生活の場である地域への関心を醸成でき、かつ地域の課題を見出す能力を養うとともにその知識を地域課題の解決に応用できる能力を養います。

地域志向導入科目	地域（主に山梨県）について多面に渡って学修し、地域への関心、理解を深めます。
地域初年次教育科目	地域・大学を題材としたグループ学習を通じて、学ぶための基礎知識と技能を習得します。
地域社会人基礎力養成科目	地域社会との関わりを学ぶことにより、将来に渡って必要な基礎的能力や学習方法を習得します。
地域志向発展科目	地域（主に山梨県）についての知識を広げるとともに、ものの見方を理解し、自ら考え、問題解決していく能力の基礎を身につけます。

② コース専門科目（地域課題・専門科目）

地域の中核的役割を果たす技術者・研究者となるための知識・能力を身につけます。

③ 地域課題解決科目

アクティブラーニングの手法を取り入れ、グループワークによって学生自らが主体的に学修し、地域の課題を発見し、解決する能力を身につけます。

※「令和３年度地域課題解決人材育成プログラム開講科目」は、「山梨大学地域人材養成センター Web サイト」又は「令和３年度 山梨大学電子シラバス」で確認できます。

※本プログラムの科目は、シラバスに「地域課題・共通科目」又は「地域課題・専門科目」との記載があります。また、全学共通教育科目履修一覧にも「地域課題・共通科目」の表記が備考欄にありますので注意して登録(履修申告）を行ってください。

登録方法

地域課題解決人材育成プログラムの地域志向型共通教育科目及びコース専門科目は、全て山梨大学で開講している科目です。履修登録は、大学で行っている履修申告に従って、手続きを行なってください。

地域課題解決科目の履修登録の方法は、共通教育科目の自発的教養科目と同じ手続きとなります。

修了要件

1．地域志向型共通教育科目から４科目を修得します。（地域初年次教育科目分野は、各学部の学部入門ゼミ又は学部（学科）基礎ゼミから構成されており、必修科目です。）
2．コース専門科目から２科目を修得します。（コース、系を超えた選択は出来ません。）
3．地域課題解決科目から１科目を修得します。
4．上記要件の７科目（14 単位）を修得している者に修了証書を発行します。
5．プログラムを履修し、地域課題解決科目の単位認定の見込みがあり、６科目を修得している者に「修了見込証明書」を発行します。

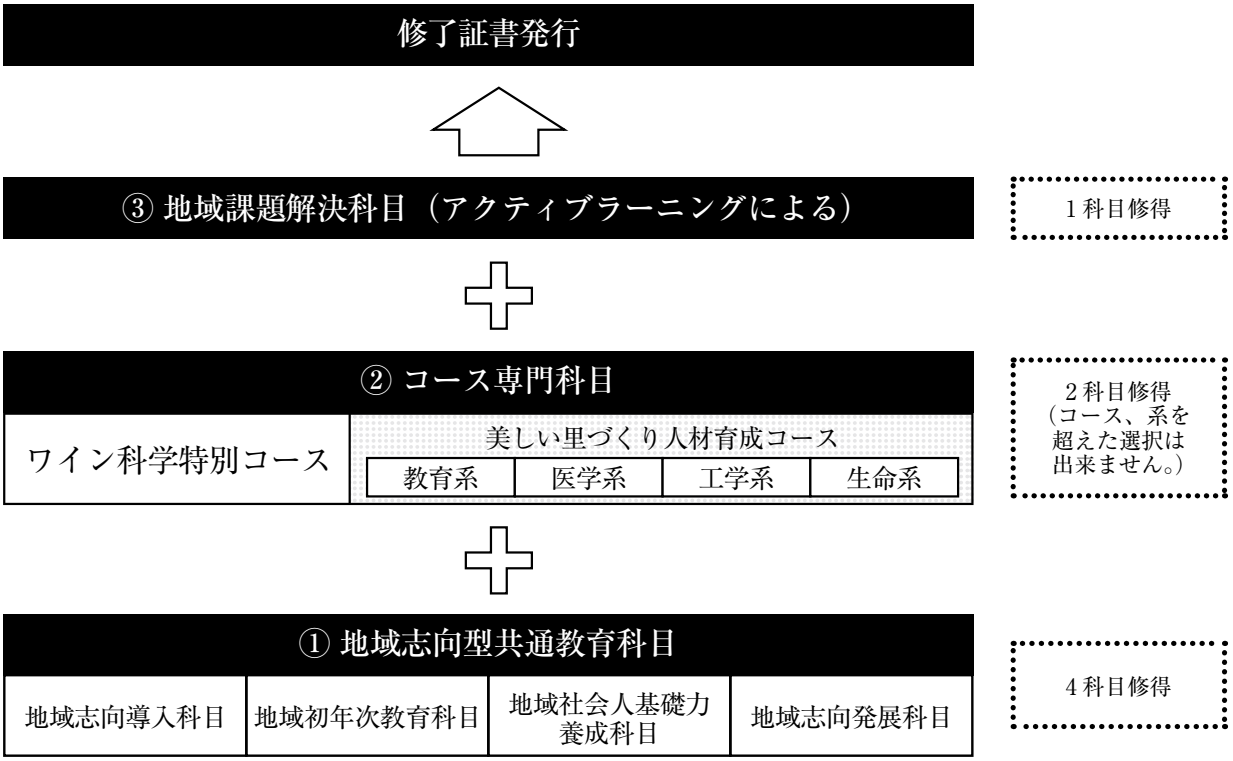

修了証書、修了見込証明書の発行

修了証書は、山梨大学での活動（教育、社会貢献）の証明として、地域に役立つ人材であることの証となります。また、「修了証書」及び「修了見込証明書」は、受講者の就職活動等に活用するため、希望者に発行します。修了証書等の発行申請については、地域人材養成センターにて行ってください。

やまなし未来創造教育プログラム

この教育プログラムは、やまなしの新たな価値創造のための幅広い知識と豊かな感性を持ち、地域の未来の創造に資する人材の養成を目的としており、下表にあります４コースが開講されています。

本プログラムは、学科や講座とは別に設けられた特別なプログラムで、全学部生が受講できます。

また、それぞれのコースで所定の単位を修得すると修了証書が発行されます。

ツーリズム コース	観光産業やその経営などビジネス、観光政策や地域計画、観光まちづくりなど観光分野の基礎・応用の知識を身に着けることにより、観光関連産業や自治体で活躍できる人材を育成します。
ものづくり コース	高度な研究・技術開発能力を持って知識基盤社会を支え、地域の文化、歴史、社会構造、経済問題等を熟知し、俯瞰的視野からものづくり産業をリードできる人材を育成します。
子育て支援 コース	地域の子育ての現状や課題を踏まえ関係者（保育者・保護者など）の支援・連携を図ることのできる専門的力量を備えた子育て支援者を育成します。
ＣＣＲＣ* コース	山梨の地域性と課題をよく理解し、人間文化学・看護学・社会福祉学・都市工学などを土台とし、サービスサイエンスやサービスイノベーションを活用しながら、都市部の潜在的移住希望者に強く訴え、移住を推進できる人材を育成します。

*「ＣＣＲＣ」とは、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような「生涯活躍のまち」づくりのことです。（Continuing Care Retirement Community）。

やまなし未来創造教育プログラムの構成

プログラムは、連携する８大学から提供される単位互換科目を含む次の科目群から成り立っています。

①地域教養科目、②コース別専門科目

① 地域教養科目（未来創造・共通科目）

「ワインと宝石」などやまなしを深く知ることができる多数の科目と、地域の資源や課題に直接触れ、自ら行動する力を養う「フューチャーサーチ」「ソーシャルデザイン入門」「自発的教養（実践的キャリア形成活動）」などの科目が用意されています。

② コース別専門科目（未来創造・専門科目）

各コースの目的に沿って、必要な知識を学ぶ科目が用意されており、現場の見学や実習などを通じて、専門家としての実践的な能力を養えるようになっています。

※「令和３年度やまなし未来創造教育プログラム開講科目」は、「山梨大学地域人材養成センターWebサイト」又は「令和３年度山梨大学電子シラバス」で確認できます。

※本プログラムの科目は、シラバスに「未来創造・共通科目」又は「未来創造・専門科目」との記載があります。また、全学共通教育科目履修一覧にも「未来創造・共通科目」の表記が備考欄にありますので、注意して登録（履修申告）を行ってください。

登録方法

やまなし未来創造教育プログラムの地域教養科目及びコース専門科目は、山梨県内８大学（山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学、身延山大学、山梨英和大学、大月短期大学、山梨学院短期大学、帝京学園短期大学）にて開講している科目です。他大学の科目でも山梨大学の単位になります。科目の取り扱いについては、教務企画課に確認してください。

履修登録の方法については、まずは「山梨大学地域人材養成センター WEB サイト」にて科目一覧及びシラバスを確認してください。山梨大学と他大学の提供科目の場合とでは、履修登録の方法が異なります。山梨大学の提供科目の場合、通常の履修申告を行い、他大学の提供科目の場合は、「特別聴講学生志願票」の教務企画課への提出が必要となります。志願票は同 WEB サイトからダウンロード可能です。コース登録は、前期または後期の履修申請時または科目履修時に行ってください。

修了要件

以下の修了要件を満たした者に、本プログラムの「修了証書」を発行します。

1．地域教養科目から４単位以上、コース別専門科目から６単位以上、合計 10 単位以上の修得

2．「フューチャーサーチ」、「インターンシップ」又は「自発的教養科目（実践的キャリア形成活動）」のいずれかの単位の修得

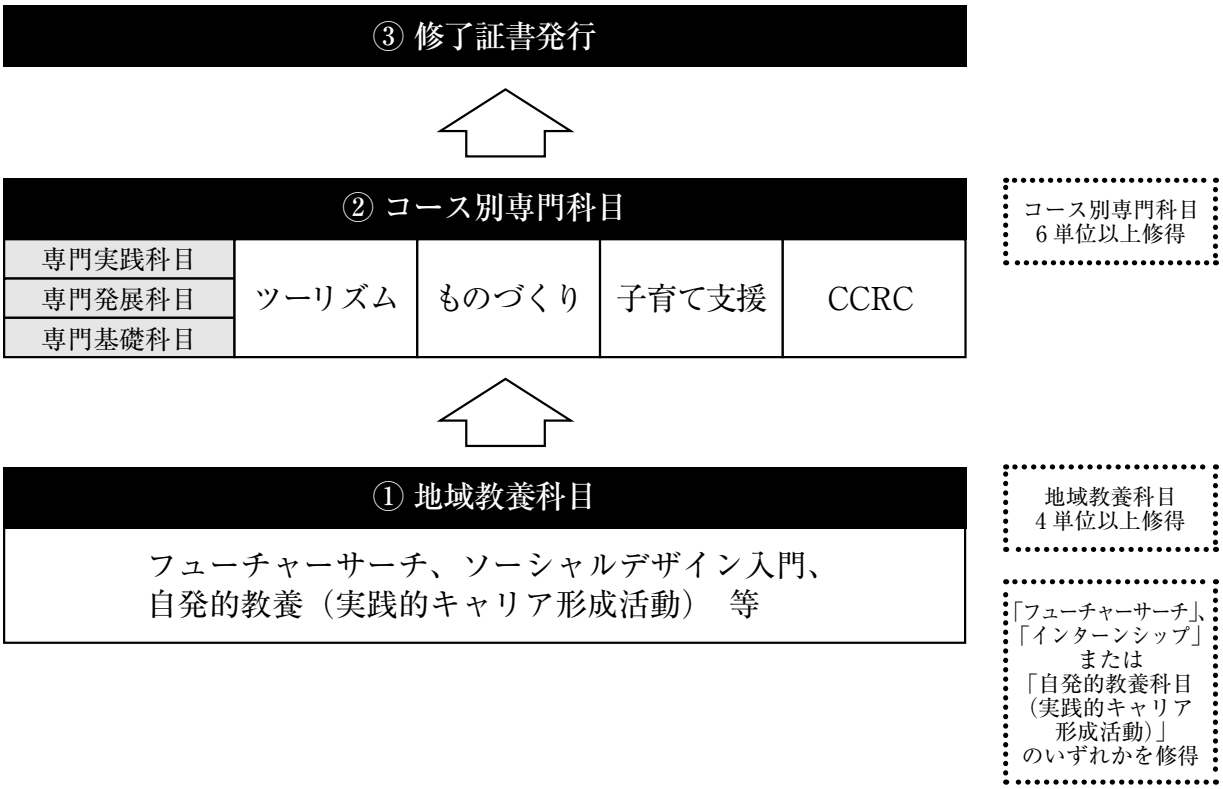

コース別修了証の発行

やまなし未来創造教育プログラムの修了証書は、本地域の新たな未来の創造に資する人材であることの証となります。修了証書の発行手続き等については「地域人材養成センター」に問い合わせてください。

令和３年３月24日　印刷
令和３年４月１日　発行

山　梨　大　学

教学支援部教務企画課
甲府市武田４丁目４－３７
電話　０５５－２２０－８０４３

2021

令和３年度 学生便覧

山梨大学